

茨城県東茨城郡大洗町

史跡 磯浜古墳群 保存活用計画

2023

大洗町教育委員会

茨城県東茨城郡大洗町

史跡 磯浜古墳群 保存活用計画

2023

大洗町教育委員会



1. 磯浜古墳群の位置



H29 年度作成 大洗町長公室所蔵空中写真を利用

1. 磯浜古墳群の構成

0 100m

序 文

史跡 磯浜古墳群は、3世紀後半～4世紀代の古墳時代前期～中期初頭に築造された、東日本の太平洋に面する古墳群です。戦後間もない昭和24年に國學院大學の大場磐雄博士により粘土槨全体が発掘調査された学史的に著名な日下ヶ塚古墳（常陸鏡塚）が特に有名です。その他にも、全国有数の大型円墳である車塚古墳、那珂川流域においてはやい時期に前方後円墳を築造し、埴輪を導入した坊主山古墳、在地の弥生文化の中に初めて高塚の墳墓が導入される前方後方墳の姫塚古墳などの、特徴的な6基の古墳から構成されています。

古墳時代前半の各時期の新しい古墳文化がこの大洗磯浜の地に波及しており、大洗の持つ、地勢的な特性を確認することができます。この海とともに形成された地域の特性は、歴史的に積み上げられ、現代の我々の生活に影響を与えています。

今回の史跡 磯浜古墳群 保存活用計画は、この古墳群の持つ本質的価値を明らかにし、書物として明示することで、現代を生きる我々がその価値を自覚し、未来を担う児童生徒や町民が大切に継承しようとする柱となるものです。本計画の趣旨が多様な皆様に浸透し、現代の社会の中で真に活用されますことを願っております。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、内容についてご審議いただきました史跡 磯浜古墳群保存活用計画策定委員会広瀬和雄委員長ほか委員の皆様、多大なご指導とご協力を賜りました文化庁文化財第二課、茨城県教育庁文化課の皆様、その他ご理解とご支援をいただきました関係各位に心より感謝申し上げます。

令和5年12月

大洗町教育委員会

教育長 長谷川 馨

例 言

1. 本書は、茨城県東茨城郡大洗町磯浜町字日下ヶ塚2865番8を代表地番とする史跡 磯浜古墳群の保存活用計画である。
2. 本計画の策定は、大洗町教育委員会が事業主体となり、令和3年度から令和5年度の3か年にわたり実施し、令和3・4年度については、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けた。
3. 本計画の策定にあたっては、『磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例』に基づき、史跡 磯浜古墳群保存活用計画策定委員会（広瀬和雄委員長）を設置して、調査・研究、審議を進め、『史跡 磯浜古墳群保存活用計画（素案）』を作成し、大洗町教育委員会に建議された内容に基づき、大洗町教育委員会で策定したものである。
4. 本計画策定に関わる事務は、大洗町教育委員会生涯学習課が担当し、支援業務を令和3年度は応用地質株式会社が、令和4年度は（有）歴史環境研究所が、それぞれ受託した。
5. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課、及び茨城県教育庁総務企画部文化課の指導・助言を受けた。

目 次

巻頭図版 序 文 例 言

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の経緯	2
第3節 計画の目的	2
第4節 本計画の対象範囲	2
第5節 委員会の設置・経緯	4
第6節 他の計画との関係	8
1. 上位計画	11
2. 連動する計画	13
第7節 計画の実施	22
第2章 磯浜古墳群の概要	23
第1節 指定に至る経緯	23
第2節 指定の状況	25
1. 指定告示	25
2. 指定説明文とその範囲	25
第3節 指定地の状況	29
1. 土地・建物の所有関係	29
2. 管理者の有無	32
3. 管理団体の指定	32
4. 公有化の経緯	34
第4節 指定に至る調査の成果	35
1. 取り巻く自然環境	35
1-1. 位置・地勢	35
1-2. 気 候	35
1-3. 地形・地質	36
1-4. 植 生	36
1-5. 動 物	37
2. 取り巻く社会環境	40
2-1. 交 通	40
2-2. 観 光	41
2-3. 関連法規制	43
3. 取り巻く歴史環境	47
3-1. 大洗町の成り立ち	47
3-2. 大洗町の文化財	48
3-3. 磯浜古墳群と周辺の遺跡	49
3-4. 弥生時代～古墳時代の周辺の遺跡	57
3-5. 前期古墳社会の海運ネットワーク	61
3-6. 常陸における海運ネットワーク	62
3-7. 常陸北部の前期・中期前半古墳	62

3-8. 望洋館跡・磯浜海防陣屋跡	64
第5節 磯浜古墳群の概要	68
1. 磯浜古墳群の概要	69
1-1. 姫塚古墳	70
1-2. 車塚古墳	73
1-3. 日下ヶ塚古墳	75
1-4. 坊主山古墳	86
1-5. 五本松古墳	87
1-6. 五本松下古墳	87
2. 磯浜古墳群の特徴	88
2-1. 構造	88
2-2. 出土遺物と変遷	89
3. 磯浜古墳群・埴輪の変遷	90
3-1. 磯浜古墳群の変遷	90
3-2. 埴輪の変遷	91
第3章 磯浜古墳群の本質的価値	93
第1節 磯浜古墳群の本質的価値の明示	93
第2節 構成要素の特定	95
第4章 磯浜古墳群の現状と課題	97
第1節 保存管理の現状と課題	97
第2節 活用の現状と課題	111
第3節 整備の現状と課題	116
第4節 運営・体制の現状と課題	122
第5章 大綱・基本方針	124
第1節 大綱	124
第2節 基本方針	124
第6章 保存管理の方向性と方法	126
第1節 方向性	126
第2節 方法	126
1. A地区	128
1-1. 個別の古墳の保存管理の方法	128
1-2. 現状変更等の取扱方針と取扱基準	133
1-3. 土地の公有化	136
2. B地区	136
2-1. 個別の古墳の保存管理の方法	137
2-2. 追加指定	139
2-3. 追加指定を受けた土地の公有化	139
3. C地区	140
3-1. 埋蔵される未発見の古墳	140
4. 望洋館・磯浜海防陣屋跡の保存管理の方法	140
5. 太平洋と那珂川流域・涸沼水系の眺望の保存管理の方法	140

第7章 活用の方向性と方法	141
第1節 方向性	141
第2節 方法	141
1. 学校教育	141
2. 生涯学習	142
3. 観光振興・地域振興	143
第8章 整備の方向性と方法	144
第1節 方向性	144
第2節 方法	144
1. 追加調査と復元整備	144
2. 憩いの場としての整備	145
3. 地域振興や観光資源としての整備	145
4. 歴史公園としての整備	147
5. 考古学博物館（常設展示施設・収蔵施設・企画展示施設等）の整備	147
6. アプローチの整備	148
第9章 運営・体制の整備	150
第1節 方向性	150
第2節 方法	150
1. 体制の充実	150
2. 庁内連携	150
3. 専門家による指導助言	150
4. 様々な機関との連携	150
5. 町民との連携・協働	151
第10章 施策の実施計画	152
第1節 施策の実施計画	152
1. 短期的計画（令和5～9年度）	152
2. 中期的計画（令和10～14年度）	152
3. 長期的計画（令和15～19年度）	152
第2節 実施計画の総括表	153
第3節 計画の更新・見直し	154
第11章 経過観察	155
第1節 方向性	155
第2節 方法	155
1. 計画・実行・評価・改善	155
2. 点検項目	156
引用・出典・参考文献	157

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

^{いそはまこふんぐん}磯浜古墳群は、3世紀後半～4世紀代を中心として約140～150年にわたり築造された、^{ひさげづか}日下ヶ塚古墳・^{くるまづか}車塚古墳・^{ひめづか}姫塚古墳・^{ぼちやのやま}坊主山古墳・^{ごほんまつ}五本松古墳・^{ごほんまつした}五本松下古墳の、現状で6基が確認されている古墳群である。関東平野北東部の那珂川・涸沼水系河口部と太平洋の外洋とに挟まれた独立した東西約400m、南北約400mの規模を持つ、標高約25～27mの台地上に位置する。

磯浜古墳群は、江戸時代後期文化4（1807）年に成立する、水戸藩の学者小宮山楓軒の『水府志料』の「琵琶塚」「ヒサゴ塚」を初出とするから、200年以上の研究史が蓄積されてきた。江戸末期の『磯濱誌』などに詳しく、昭和戦前期に至る多数の文献に断片的に登場する。

しかし本格的にその歴史的な評価が定まるのは、昭和24年8月の國學院大學の大場磐雄博士による、^{ひたちかがみづか}常陸鏡塚と名付けて進められた、日下ヶ塚古墳の主体部を対象とした発掘調査を通してであろう。この時の発掘調査により、長大な粘土槨と共に、精巧に作られた初期の石製模造品などが出土するなど、ヤマト王権との関わりの中で、東国において古墳文化を受容した様子が分かる代表的な古墳として、新聞報道されると共に、埋葬施設の全容が明らかとなった稀有な前期古墳として戦後の考古学研究の中で別格の存在感を持つことになる。昭和28年7月には、「日下ヶ塚」と「車塚」として、それぞれ単独で茨城県の指定史跡となっているのは、この評価があったためと言える。

昭和29年8月、車塚古墳の墳丘が農林省から大洗町に払い下げられ、昭和33年2月には日下ヶ塚古墳の墳丘が個人から大洗町に寄付され、県指定地の町有地化が進む。しかし昭和40年代前半頃になると、宅地化や耕作による墳丘裾部の削平が進行したため、特に車塚古墳は、町教育委員会が主体となり、昭和45年12月測量調査を実施して、翌年3月には墳丘を取り囲むように外柵を廻らして保護策を講じた。

しかし、日下ヶ塚古墳周濠部の個人所有の休耕地を中心に、竹や篠竹の繁茂が著しく、町では、造園業者に委託して両古墳墳丘の除草は重ねたものの、適正な管理としては抜本的な解決策とはならなかった。平成14年3月、江戸後期に書かれた『磯濱志』の記録に基づき、日下ヶ塚古墳南方の篠山から^{ぼうようかんあと}望洋館跡・^{いそはまかいぼうじんやあと}磯浜海防陣屋跡の遺構が発見されたのを契機として、平成15～23年度、町教育委員会や地元の歴史愛好家団体である大洗町歴史と自然を楽しむ会による篠竹やモウソウチクの伐開作業が進み、日下ヶ塚・車塚両古墳の墳丘・周濠とも、平成23年度中には環境整備がほぼ終了した。

上記の保護の機運の高まりを受けて、古墳群の性格を明らかにするべく、平成21～24年度には、町教育委員会が姫塚古墳・車塚古墳・日下ヶ塚古墳の測量調査、及び範囲確認調査を実施した。その結果判明した古墳の年代・規模・構造などの評価について、令和元年7月、総括調査報告書として取りまとめた。同じタイミングで3墳の墳丘・周濠部に関わる土地全25筆の地権者から国史跡の同意を集め、令和2年3月、磯浜古墳群として国の史跡指定を受けた。今まで未指定であった姫塚古墳全体を国指定地とすると

もに、日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠部のほとんど、車塚古墳の墳丘のほとんどと周濠部の一部が将来にわたり残されることとなったもので、史跡の保護としては大きな成果を上げることができたと言って良い。

令和2年7月22日には、指定地全体の管理団体として大洗町が指定されている。令和3年5月には、国指定地の内、民有地20筆の用地取得へ向けた、指定地内外の未確定な境界確認測量調査が始まっており、令和4年3月に取りまとめられている。

他方で、指定時には性格が定まらず指定の対象からは除外した坊主山古墳については、令和2年1～3月に測量調査、その成果を受けて同年7～11月に範囲確認調査を実施してきた。

第2節 計画の経緯

大洗町教育委員会では、これまでの磯浜古墳群を取り巻く沿革を踏まえ、磯浜古墳群の適切な保存活用の方法を検討するため、文化庁の指導のもと、令和3年度に磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例を制定し、委員会を発足させ、各分野の専門家より計画の基本的事項及び素案策定を調査、研究及び審議いただくこととした。委員会は令和3～5年度に全5回開催し、令和5年度中に『史跡 磯浜古墳群保存活用計画』を策定するものである。

第3節 計画の目的

磯浜古墳群は一部の土地について国指定史跡となり、用地取得へ向けた境界測量なども行われるには至ったが、上記のとおり昭和40年代前半に墳丘裾部や周濠部を中心とした削平を受けてきた経緯があり、保存面を見ていくと、宅地化の波の中で未指定地を中心に未だに解決していない問題が少なくない。坊主山古墳のようにまったく指定地に入っていない古墳もある。このような現状の中で、観光や地域振興、学校教育や生涯学習など、地域資源として、学びの場としての活用が期待されているのも事実である。

以上のように、歴史的価値が評価され、将来にわたり残されることが決定している、大切な歴史資源である磯浜古墳群について、管理団体である大洗町が、現状と課題を見据えた上で適正な保存・活用を図るため、本質的な価値及び構成要素、範囲などを明らかにし、その方針を定めるものである。

第4節 本計画の対象範囲

本計画では、磯浜古墳群の核となるエリアで史跡指定を受けている範囲(図1-1 史跡指定地)、磯浜古墳群の一部を含むが指定されていない筆の範囲(図1-1 今後保護を要する範囲)、磯浜古墳群、及び望洋館跡・磯浜海防陣屋跡の周知の埋蔵文化財包蔵地内で遺構が埋没している可能性がある範囲(図1-1 計画範囲)を主な対象範囲とし、保存活用上必要と考えられる駐車場や駐車場から指定地までの歩行ルート、アクセス道路等についても視野に入れて検討を行うこととする。

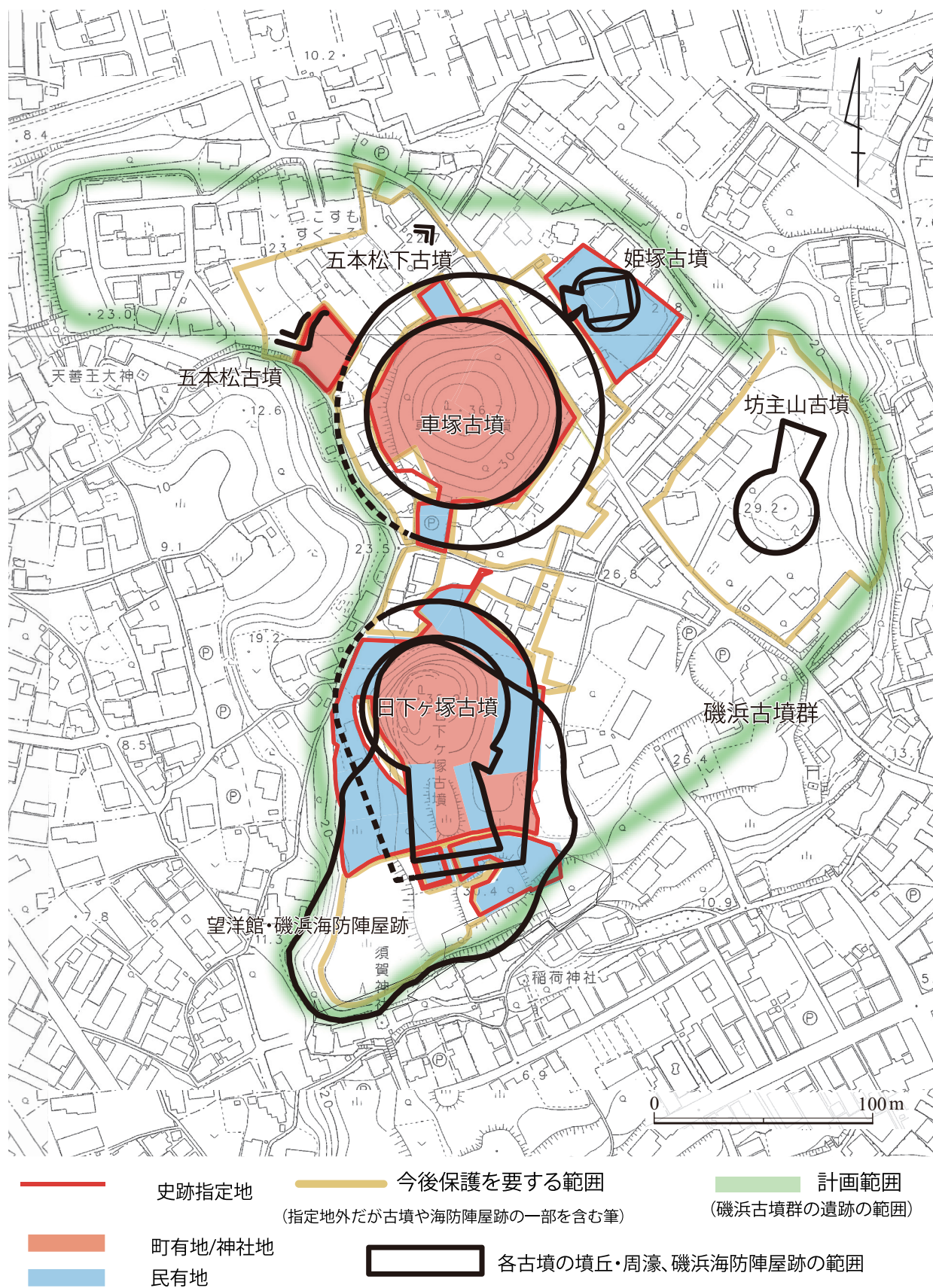


図1-1 計画対象範囲

第5節 委員会の設置・経緯

令和3年9月大洗町議会で議決(令和3年9月8日条例第17号)され、同年10月1日に施行された「大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例」に基づき、磯浜古墳群保存活用計画策定委員会を設置し、審議を進めた。

大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例は、下記の通りである。

大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例

(目的)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第109条第1項の規定により指定された史跡磯浜古墳群の本質的な価値及びその構成要素を明らかにし、適正な保存・活用を図る磯浜古墳群保存活用計画(以下「計画」という。)を策定するため、大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、研究及び審議を行い、その結果を教育委員会に建議する。

- (1) 計画の基本的事項及び素案策定に関すること。
- (2) その他計画の策定について必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財主管課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

磯浜古墳群保存活用計画策定委員会の名簿(委員・指導助言者・事務局)は、下記の通りである。委員は、条例第3条の規定に従い、15名以内、13名(令和3年度13名、令和4・5年度12名)で組織し、学識経験者・地域代表・関係行政機関の職員に委嘱した。学識経験者は史跡の性格を考慮し、考古学や近世史より選んだが、保存活用計画の策定に熟知し、史跡整備に携わった経験者を含めた。地域代表では、史跡を取り巻く情勢を考慮し、歴史的、文化的専門性を持った人材の他、観光に繋げる専門性を考慮した。関係行政機関の職員も、史跡の活用面を共有する狙いから、まちづくり・観光部局に入ってもらった。結果的には、歴史的価値や史跡整備等の方向性を幅広い視座から検討する学識経験者と共に、地域の合意形成の場、活用に関わる意見交換の場を兼ねる委員会となっている。文化財保護法第129条の7の規定に従い、史跡磯浜古墳群の管理団体である大洗町の求めに応じ、史跡保存活用計画の作成に関し、文化庁文化財第二課職員及び茨城県教育庁文化課職員より、必要な指導または助言を受けた。事務局は、大洗町教育委員会生涯学習課埋蔵文化財係(令和3年度)・同文化財係(令和4・5年度)であり、資料や会議録の作成などの一部の業務は、応用地質株式会社(令和3年度)・有限会社歴史環境研究所(令和4年度)へ委託して実施した。

委 員(委員長・副委員長を含む)

- | | | | |
|---------|-------|------------|---------------------------|
| 1. 委員長 | 広瀬 和雄 | 学識経験者(考古学) | 国立歴史民俗博物館名誉教授 |
| 2. 副委員長 | 郡司 丈児 | 学識経験者(近世史) | 大洗町文化財保護審議会長 |
| 3. 委員 | 若狭 徹 | 学識経験者(考古学) | 明治大学文学部教授 |
| 4. 委員 | 田中 裕 | 学識経験者(考古学) | 茨城大学人文社会科学部教授 |
| 5. 委員 | 菊地 芳朗 | 学識経験者(考古学) | 福島大学行政政策学類教授 |
| 6. 委員 | 大里 明 | 地域代表(観光) | (一社)大洗観光協会長 |
| 7. 委員 | 江口 文子 | 地域代表(歴史) | 大洗町の歴史と自然を楽しむ会長 |
| 8. 委員 | 小野瀬敦子 | 地域代表(歴史) | 大洗博覧会実行委員会 |
| 9. 委員 | 飯田 英樹 | 地域代表(文化) | 磯灘子会代表 |
| 10. 委員 | 栗原 敬太 | 地域代表(文化) | 風にころがるTシャツ展実行委員会代表(令和3年度) |
| 11. 委員 | 渡邊 澄人 | 関係行政機関の職員 | 大洗町まちづくり推進課長(令和3年度) |
| 11. 委員 | 海老澤 督 | 関係行政機関の職員 | 大洗町まちづくり推進課長(令和4・5年度) |

12. 委員 長谷川 満 関係行政機関の職員 大洗町商工観光課長

13. 委員 松本 将良 関係行政機関の職員 大洗町立第一中学校長

指導助言者

1. 浅野 啓介 文化庁文化財第二課史跡部門調査官
2. 松本 直人 茨城県教育庁総務企画部文化課課長補佐 (令和3年度)
2. 齋藤 貴史 茨城県教育庁総務企画部文化課課長補佐 (令和4・5年度)
3. 舟橋 理 茨城県教育庁総務企画部文化課文化財保護主事 (令和3・4年度)
3. 栗原 悠 茨城県教育庁総務企画部文化課主任文化財主事 (令和5年度)

事務局

1. 長谷川 馨 大洗町教育委員会教育長
2. 深作 和利 大洗町教育委員会生涯学習課長 (令和3・4年度)
2. 磯崎 宗久 大洗町教育委員会生涯学習課長 (令和5年度)
3. 蓼沼香未由 大洗町教育委員会生涯学習課 埋蔵文化財係長 (令和3年度)
大洗町教育委員会生涯学習課 文化財係長 (令和4・5年度)
4. 鴨志田峻矢 大洗町教育委員会生涯学習課 埋蔵文化財係主事 (令和3年度)
4. 栗原 敬太 大洗町教育委員会生涯学習課 文化財係主任 (令和4・5年度)

令和3年10月25日開催した、令和3年10月定例教育委員会に提出された、議案第19号「磯浜古墳群保存活用計画の策定について」において、大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例第1条の規定に従い、史跡磯浜古墳群の本質的な価値及びその構成要素を明らかにし、適正な保存・活用を図る磯浜古墳群保存活用計画を策定するため、同第2条の規定による計画の基本的事項及び素案策定に関する事項等について、調査、研究、及び審議を行う大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会を、令和3年11月25日～以降、令和3年度から同5年度の期間設置し、諮問することが決まった。

全5回開催の委員会の審議経過等の概要は、下記の通りである。

令和3年度

令和3年11月25日 第1回委員会

- ・委員長・副委員長の互選
- ・「計画策定の沿革・目的」の調査、研究、及び審議

令和4年3月16日 第2回委員会

- ・「史跡の概要」の調査、研究、及び審議
- ・「史跡の本質的価値」の調査、研究、及び審議

- ・「史跡の現状・課題」の審議
- ・第1回委員会内容の修正確認

令和4年度

令和4年11月14日 第3回委員会

- ・「史跡の本質的価値」の再検討
- ・「史跡の大綱・基本方針」の調査、研究、及び審議
- ・「史跡の保存(保存管理)」の調査、研究、及び審議
- ・第1・2回委員会内容の修正確認



第1回委員会（現地視察）



第1回委員会（協議）



第2回委員会



第3回委員会



第4回委員会



第5回委員会

写真1-1 磯浜古墳群保存活用計画策定委員会開催状況

令和5年3月22日 第4回委員会

- ・「史跡の本質的価値」の再検討
- ・「史跡の大綱・基本方針」の再検討
- ・「史跡の保存（保存管理）」の再検討
- ・「史跡の活用」の調査、研究、及び審議
- ・「史跡の整備」の調査、研究、及び審議
- ・「運営・体制の整備」の調査、研究、及び審議
- ・第1～3回委員会内容の修正確認

令和5年度

令和5年6月29日 第5回委員会

- ・第1～4回委員会内容の修正
- ・保存活用計画原案の審議、最終確認

令和5年8月10日～9月10日 保存活用計画のパブリック・コメント

第6節 他の計画との関係

磯浜古墳群は、文化財保護法第2条、文化財体系の中で、「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの」と規定された記念物に該当し、その中でも重要なものとして、国の指定を受けた史跡に該当する。茨城県内にはこの国指定の史跡が全部で33件あり、令和2年5月に策定された『茨城県文化財保存活用大綱』の中でも、最も新しく指定された史跡として磯浜古墳群が登載されている。

国の法律や県の大綱の他に、基礎自治体である大洗町を範囲とした歴史、文化、伝統に関する記述のある計画は多数存在する。磯浜古墳群に関連する計画を表1-1に示す。

その中で、上位計画である「第6次大洗町総合計画」を含む、「大洗町景観計画」、「ひたちなか大洗リゾート構想」、「第2次大洗町環境基本計画」、「大洗町都市計画マスタープラン」において、磯浜古墳群に関する記述が掲載されている。本計画の位置づけは図1-2のフローの通りである。

以下では、該当部分を抜粋すると共に、計画の概要と触れられた部分を解説する。

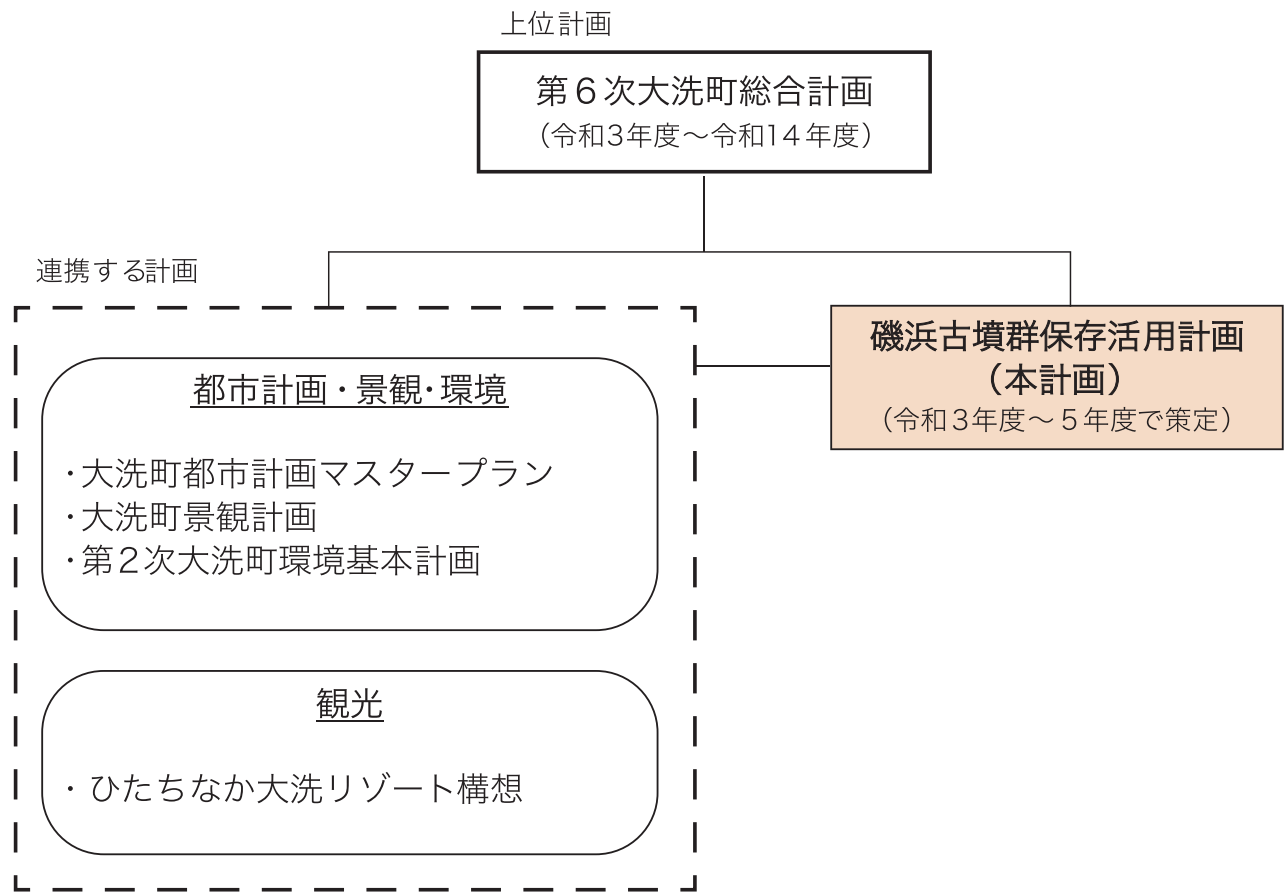


図1-2 本計画の位置づけ

第1章 計画策定の沿革・目的

	掲載	名称 (主管)	策定年度 (計画期間)	計画内容	磯浜古墳群に関連する内容
上位計画	○	第6次 大洗町総合計画 (まちづくり推進課)	令和3年9月策定 (令和3年度 ～令和14年度)	大洗町の最上位計画。人口減少問題などの情勢を踏まえながら、地域資源や特徴、培われてきた歴史や文化に更に磨きをかけ、SDGsにおける持続可能で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた施策の指針を示している。	古墳群の整備、国指定数量増、案内機能の充実、シビックプライドの醸成
連携する計画	○	大洗町景観計画 (都市建設課)	平成27年12月策定	景観計画の対象区域、良好な景観を形成していくための方針、建築等行為の制限に関する事項などを定め、大洗町内のそれぞれの景観特性に応じた景観誘導を図ることを目的としている。	磯浜古墳群の眺望景観としての資源、景観の保全、アクセス向上
		第2期 教育振興基本計画 (学校教育課)	平成29年3月策定 (平成29年度 ～令和元年度)	改正教育基本法の趣旨や東日本大震災をはじめとする社会状況、子どもたちを取り巻く環境の変化を勘案し、将来の町のリーダーや地域を支えていく人材を育てるべく、「教育立町」をめざす大洗町の教育に係る施策を一層力強く推進するため、より具体的な施策体系に組み直し、各施策内容の深化・具体化・補完を図る。	地域の歴史に親しむ教育の場として活用
		大洗町観光振興計画 (商工観光課)	平成31年3月策定 (令和元年度～令和10年度)	発展的持続可能なまちづくりを推進するため、より多様なニーズに的確に対応し、大洗町の宝である「海」の恵を中心にあらゆる資源を活用し、観光振興を核としたまちづくりを目指す。	歴史文化、地域資源を活かした観光、自然・歴史・文化について町民の理解と誇りや愛着の醸成、歴史文化の掘り起こしと学習機会の創出
	○	第2次大洗町 環境基本計画 (生活環境課)	平成31年3月策定 (令和元年度 ～令和10年度)	大洗町の環境問題を考慮し、環境の保全及び創造に関する取組みを積極的に促進するために策定された計画である。	磯浜古墳群など自然の中にある文化財等の保全、自然環境に配慮した整備、多様な樹木(車塚古墳のスタジイなど)の一体的な保全
	○	ひたちなか大洗 リゾート構想 (茨城県地域振興課)	平成31年3月策定 (令和元年度～)	ひたちなか大洗両地域の豊かな観光資源を一体的に結びつけるビジョンを地元自治体や関係団体と共有し、地域の魅力向上や活性化、一層の観光誘客を図ることを目的としている。	海の眺望を活かした古墳群の整備
	○	大洗町都市計画 マスタープラン (都市計画課)	令和元年6月改訂 (平成30年度 ～令和20年度)	大洗町がより住みやすいまちとなるよう、現在のまちの状況やまちづくりの課題、住民の意見を反映して、20年後のまちの具体的な都市づくりの目標を設定している。	磯浜古墳群を結ぶ散策路の整備、誘導・案内サインの整備、大洗の風土を感じさせる空間の形成、海や中心市街地、田園集落を一望できる眺望スポットとして整備
		大洗町子ども・子育て支援事業計画 (こども課)	令和2年3月策定 (令和2年度 ～令和6年度)	「第1期大洗町子ども・子育て支援事業計画」における成果と課題を検証・分析し、引き続き、子ども子育て支援制度を踏まえながら、子育て施策を推進している。	地域の郷土伝統の伝承

表1-1 大洗町関連計画一覧（策定時期順）

1. 上位計画

1-1. 『第6次大洗町総合計画』（令和3年9月策定、大洗町まちづくり推進課）

町政運営の最上位計画として、人口減少問題などの情勢を踏まえながら、地域資源や特徴、培われてきた歴史や文化に更に磨きをかけ、SDGs持続可能で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向けた施策の指針として策定したもの。

アンケート調査からは「風土や歴史、地域資源を活かした生涯学習の取り組み」に対する課題が浮かび上がっている。この課題を解決するべく、「政策4 大洗の未来を担う人財を育てるまちづくり」の中に、郷土に存在する歴史資源を調査・保存し未来に継承したり、郷土教育や観光資源として活用する意義を住民で共有したりする姿を目指す「施策4-5 歴史資源の保存と活用」を位置づけている。

施策の内容ごとの取り組みと方向性は、大洗遺産の認定や文化財保存活用地域計画の策定なども含む4つの柱（4-5-1～4-5-4）に分かれるが、ここでは磯浜古墳群に関連する「4-5-1 史跡磯浜古墳群の整備【重点】」中心に抽出する。

史跡磯浜古墳群については、町の計画が未整備であり、公有化や公園整備などに向けた、史跡保存活用計画の策定が求められています。」と現状における課題を浮き彫りにした上で、重点取り組み指標（KPI）の中に、令和6年度までに計画を策定するものとした。また、「施策の内容ごとの取り組みと方向性」には、「史跡保存活用計画の策定」を示すと共に、「文化庁補助金『町内遺跡埋蔵文化財事業』を利用した磯浜古墳群の追加指定」を位置づけ、磯浜古墳群の国指定数量は、現在の日下ヶ塚古墳・車塚古墳・姫塚古墳の3基指定の状態から、坊主山古墳1基を含めた4基指定に、まちづくり目標値（KGI）を定めている。

この目標値は重点的に取り組むべき施策で予算が優先配分される総合戦略の「パッケージ⑤ 歴史文化を中心とした人の流れの創出」や「基本目標2 人を惹きつけ、多様な人材が活躍する地域づくりを実現する」として位置づけられており、例えば「風格ある文化資源を活かした魅力づくり」や「本町が有する地域資源を活用した多様な世代・属性へのプロモーションを促進」することで、「関係人口や交流人口の増加を図るとともに、大洗町民としてのシビックプライドの醸成」へ繋げていく考えである。

その過程で整備へ向けた機運の醸成を図ることとし、例えばサインシステムの整備やマップの作成や情報発信など、案内機能の充実などを通して実現していくものである。

政策4 大洗の未来を担う人財を育てるまちづくり

施策4－5

歴史資源の保存と活用

目指す姿

郷土に存在する歴史資源を調査・保存し未来に継承
郷土教育や観光資源として活用する意義を住民で共有

まちづくり 目標値 【KGI】

磯浜古墳群の国指定数量

3基
(日下ヶ塚・車塚・姫塚古墳) ⇒ 4基
(+ 坊主山古墳)

施策	重点取り組み指標【KPI】	現状値 (令和2)	目標値 (令和6)
4-5-1	史跡磯浜古墳群保存活用計画の策定	未策定	策定
4-5-2	大洗遺産の認定	1件	2件
	大洗遺産「磯節」の広報	2件/年	4件/年
4-5-4	企画展・特別展入館者数	2,287人 /年 (令和元年度)	2,600人 /年
	博物館入館者数	4,745人 /年	8,000人 /年

施策分野における課題

- ▷ 史跡磯浜古墳群については、町の計画が未整備であり、公有化や公園整備などに向けた、史跡保存活用計画の策定が求められています。
- ▷ 大洗遺産については有形・無形の文化財をストーリーとして継承・情報発信するための方策となっていますが、更なる仕組みの有効活用が求められています。
- ▷ 文化財の把握が断片的で、体系的に調査を実施して実態を把握することが求められています。
- ▷ 企画展・特別展を年1回開催していますが、興味関心を持ってもらいやすい展示の実施と博物館を知ってもらう効果的な情報発信が課題となっています。

施策の内容ごとの取り組みと方向性

4-5-1	史跡磯浜古墳群の整備	【重点】
▷	史跡保存活用計画の策定や文化庁補助金『町内遺跡埋蔵文化財事業』を利用した磯浜古墳群の追加指定、整備に向けた機運の醸成を図ります。	
▷	サインシステムの整備・マップの作成や情報発信など、案内機能の充実を図ります。	

図1-3 歴史資源の保存と活用（出典：『第6次大洗町総合計画』に加筆）

2. 連携する計画

2-1. 『大洗町景観計画』（平成27年12月策定、大洗町都市建設課）

大洗町は、太平洋や涸沼の美しい景色や特徴的な眺望を有しており、このような景観資源を保全・活用する取り組みを進めている。平成24年3月に景観行政団体となり、景観計画の対象となる区域や、良好な景観を形成していくための方針、建築等の行為の制限に関する事項などを定め、個別の景観特性に応じた景観の誘導を図ることとなった。

市街地景観ゾーンに帰属する磯浜古墳群は、歴史的資源としてばかりではなく、高台から海や山々を眺めるビュースポットとしての景観特性を持つ。この高台からの眺めに関する課題として、地元の人が楽しむだけではなく、おもてなし資源として活かす工夫が必要と指摘された。眺望景観の魅力を最大化するため、眺めを楽しめる視点場の整備とともに、周辺景観の保全や案内などのアクセスの向上、景観資源の見方や価値等に関する情報提供を行う景観形成方針が示された。

また、市街地景観ゾーンの景観形成基準は下記の表1-2のとおりである。

項目	基準内容
位置	・道路等の公共の場所に面した部分は、壁面後退やオープンスペースの確保等により、街並みに開放性やゆとりを持たせる。 ・道路等の公共の場所からのマリンタワー等のシンボルの見え方に配慮する。
形態・意匠	・建物の高さや規模は、街並みとの連続性や一体感を創出するように努める。 ・大洗町特有の海の眺めや路地空間を活かすよう工夫する。 ・道路等の公共の場所に面する外壁の意匠は、単調にならないよう工夫し、特に低層部は街並みとの連続性に配慮する。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、道路から目立たない位置にするか、目隠しする等して、建築物本体との一体性や周辺景観との調和に配慮する。
外構	・交差点部などは、街角広場やベンチ等により、人々が集える空間づくりに努める。
その他	・駐車場は、建築物本体や周辺との一体性に配慮するとともに、沿道には植栽等を施し、潤いあるオープンスペースとする。 ・駐車場、自動販売機、ゴミ集積所等を設ける場合には、建築物や周辺の街並みとの調和に配慮する。 ・照明設備は、過剰な演出は避け、夜間景観に有効となるよう配慮する。
材料	・周辺景観との調和や地域風土に馴染む材料を使用する。 ・経年変化による退色、損傷、汚れにくい材料を選択し、景観を維持しやすいよう配慮し、海岸沿いでは塩害による腐食等にも配慮する。
色彩	・外壁、屋根等の外観の多くを占める色彩（基調色）は、彩度の高い色は避ける。（「マンセル表色系」彩度4以下） ・アクセントカラー（強調色）を使用する場合は各立面の1/5程度までとし、周辺景観や街並みを乱さないよう慎重に用いる。（材料本来の素材色をできるだけ用いる）
工作物の建設	・景勝地や景観シンボルの眺望を著しく阻害することがないように配慮する。 ・工作物の用途に応じて、形態意匠を工夫する。
木竹の伐採	・伐採は必要最小限に抑える。 ・道路等の公共の場所や景勝地に隣接する場所は、出来る限り既存樹木の保存、移植に努め、行為中や行為後の景観が、周囲の景観と不調和にならないよう配慮する。

表1-2 市街地景観ゾーン景観形成基準

（出典：『大洗町景観ガイドライン』より主な内容を抜粋）

■市街地景観ゾーン

【景観特性】

- ・低地部には昔ながらの商業と住宅、水産加工施設や民宿等が混在し密集する街並みが形成され、古い建物の佇まいや路地空間が、海のまちの懐かしい暮らしの風景を残しています。
- ・内陸の丘陵地には、比較的新しい住宅地が形成されています。県道水戸鉾田佐原線沿いは沿道サービス施設が立地し、五反田地区の一部には工場等が混在しています。
- ・住宅地に隣接して古墳があり、歴史的資源としてだけでなく、高台から海や山々を眺めるビュースポットとなっています。
- ・駅西側の桜道地区は、涸沼川沿いの低層住宅地で、釣り舟の浮かぶ涸沼川の風景を楽しめます。



商住が混在する街並み



沿道サービス施設の立地

【景観形成の課題】

- 低地部は、懐かしい暮らしの風景を活かしつつ、津波等の防災面での配慮が必要となっています。近年は、治安や環境美化の点から、空き家等の増加も課題となっています。
- 内陸の丘陵地は、観光拠点への入り口ともなる県道水戸鉾田佐原線沿いの沿道サービス施設の景観誘導や、一部に集積する工場と住宅地との調和が課題となっています。
- 高台の眺めは、地元の人が楽しむだけでなく、おもてなし資源として活かす工夫が必要です。
- 駅西側の桜道地区は、涸沼川沿いの眺めを楽しめる桜道公園を活かす工夫が必要です。

【景観形成方針】

海辺の暮らしの営みと緑、眺めが調和する市街地景観づくり

- 低地部の商住が複合する地区については、防災面に配慮した適正な土地利用の誘導や空き家対策に取り組む一方、周辺の街並みとの調和や、路地空間・海の眺め等に配慮し、大洗町の特性を活かした街並み形成を図ります。
- 高台については、閑静な住宅地環境を保全するため、生け垣や植栽を推進し、緑豊かな景観形成を図ります。住宅地に隣接する工場等の施設については、周辺景観への配慮や植栽等を推進し、住環境の保全を図ります。県道水戸鉾田佐原線沿いについては、観光拠点への入り口として良好な沿道景観を形成するため、植栽・花壇の推進や、広告・看板の大きさや色彩などの誘導を図ります。
- 車塚古墳・日下ヶ塚古墳周辺をはじめとする高台の中でも眺めの良い場所については、海と街並み、山並みといった眺めを楽しめる視点場の整備とともに、周辺景観の保全や案内などのアクセス向上を図ります。
- 桜道公園周辺は、涸沼川沿いの景観の保全とともに、大洗駅からの歩行者ネットワークを強化し、水辺に親しむ空間づくりを図ります。

図1-4 景観特性・景観形成方針（出典：『大洗町景観計画』に加筆）

◆大洗町景観計画◆

■シンボル景観・眺望景観

【景観特性】

- ・町民に対するアンケート調査によると、神磯の鳥居、大洗磯前神社、大鳥居等の歴史・文化的な構造物と、大洗港・フェリーターミナルや大洗マリンタワーといった人工的な構造物が、「大洗町らしい景観」として上位にあげられています。
- ・眺望景観については、台地際から眺める街並みと海や川等の水辺との調和、時間の変化による風景（朝日、夕日、夜景）などがあげられています。



【景観形成の課題】

- シンボル景観については、多くの人が大洗町の象徴と感じており、観光資源としても重要となっていることから、今後も、これらの景観を維持するための方策が必要です。
- 眺望景観については、町民自慢の風景ではあるものの、来訪者に対してはあまりPRされておらず、多くの場合アクセスすることも困難であることから、今後は景観資源としての活用方策が必要です。

【景観形成方針】

大洗町の良さをPRするシンボル景観・眺望景観の保全と活用

- 大洗町らしいシンボル景観や眺望景観等、大洗町を象徴する景観資源については、個々の景観資源が有する価値の維持・保全を図ります。
- 大洗町らしいシンボル景観や眺望景観等の魅力を最大化するため、当該景観を眺める「視点場」の整備を図るとともに、景観資源の見方や価値等に関する情報提供を行います。

大洗町らしい景観（シンボル景観）

a	神磯の鳥居
b	大洗磯前神社
c	大鳥居
d	大洗港・フェリーターミナル
e	大洗マリンタワー
f	海門橋

眺めの良い場所（眺望景観）

1	大洗磯前神社
2	国道51号
3	松川漁港
4	大洗南中学校
5	アクアワールド大洗
6	平太郎浜
7	かんぼの宿大洗
8	大洗マリンタワー
9	桜道公園
10	大洗海岸
11	巖船の夕照
12	大洗サンビーチ
13	車塚・日下ヶ塚周辺
14	湍沼
15	県道大洗友部線（松川バイパス）
16	海門橋
17	東光台周辺
18	大洗小学校
19	大洗海岸病院
20	山場平住宅付近

図1-5 シンボル景観・眺望景観（出典：『大洗町景観計画』に加筆）

◆第3章 良好な景観形成に関する基本方針◆

■景觀眺望点・視対象

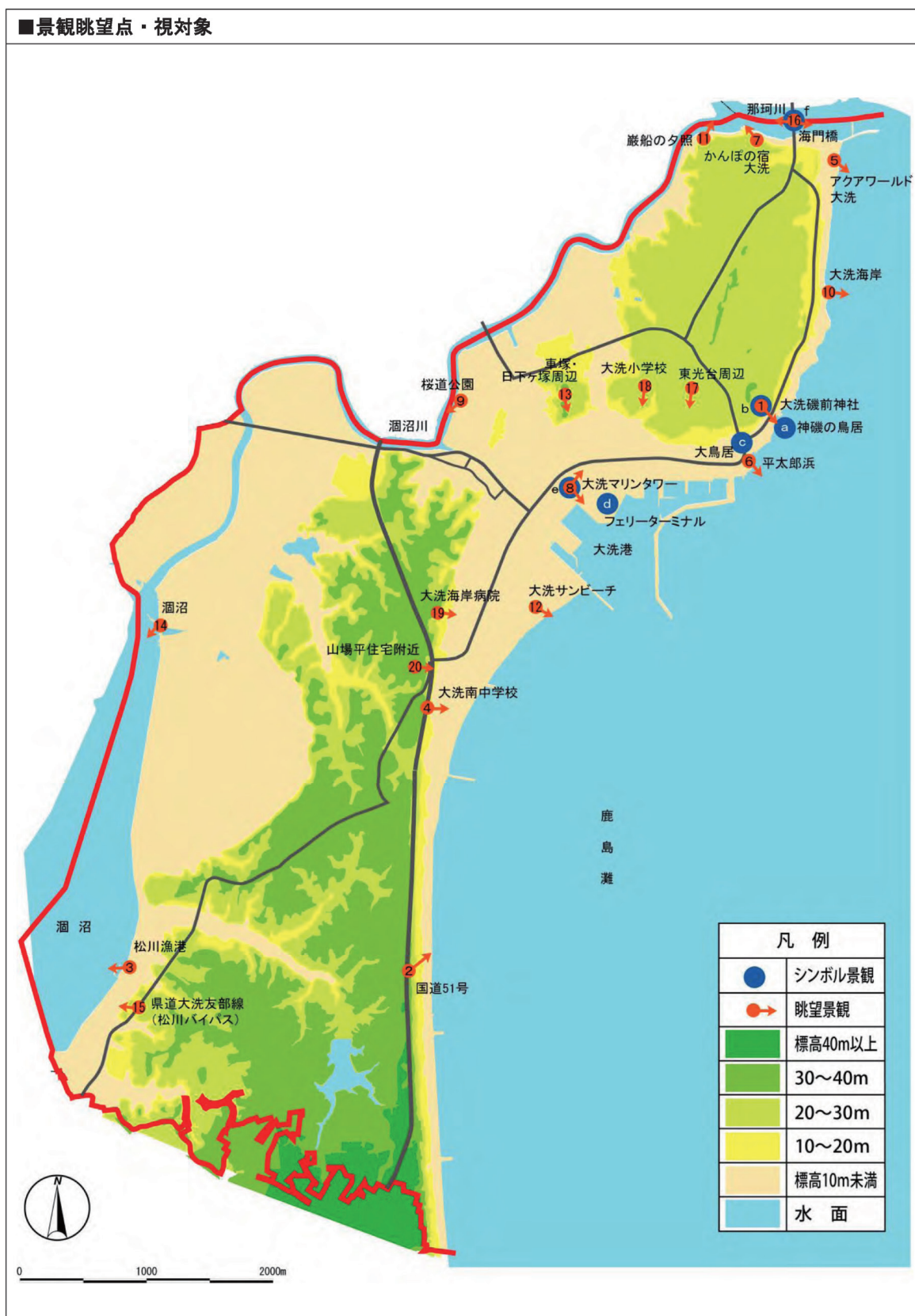


図1-6 景観眺望点・視対象（出典：『大洗町景観計画』に加筆）

2-2. 『ひたちなか大洗リゾート構想』（平成31年3月策定、茨城県地域振興課）

豊富な観光資源を持ち、茨城県を代表する観光地である、ひたちなか大洗両地域において、観光資源のレベルアップや新規開発、景観形成、雇用創出などを一体的に磨き上げるにより、地域の魅力向上や活性化、一層の観光誘客を図る目的で策定された。茨城県・ひたちなか市・大洗町、および両観光協会・両商工会議所商工会間で連携協定を締結。

共通する海と結ぶ5つのキーワード（宿泊・飲食、スポーツ、音楽・アニメ、歴史文化、アクセス）を切り口とし、海×歴史文化では、時代を超えたいろどりとして、4つの柱の内の一つとして「古墳群の整備」が位置付けられている。

④ 海×歴史文化

時代を超えたいろどり

- ・大洗海岸通りを和の街並みへ修景
 - ・神磯，温泉，日の出，観月等の情報発信
 - ・平磯白亜紀層の活用
 - ・古墳群の整備
- 等



図1-7 ひたちなか大洗リゾート構想（出典：『ひたちなか大洗リゾート構想』に加筆）

2-3. 『第2次大洗町環境基本計画』（平成31年3月策定、大洗町生活環境課）

大洗町における環境問題を考慮し、環境保全の取り組みを一層促進するために策定した計画である。この計画に基づき、大洗町は町民、事業者、滞在者と協働・連携しながら、環境の保全、及び創造に関する取り組みを積極的に推進する。

地域の環境の現状評価の中には、「遺跡や建物など、歴史を感じる文化財などが残っている」と回答した人が38.8%と、残っていない25.2%、よく分からない33.8%を超えており、遺跡の存在が一定程度認識されているものと思われる。また町民の抱く環境面の将来像として、「神社や寺、遺跡など（中略）

を大切に引き継いでいくまち」が30.2%と、社寺に加え遺跡を継承するまちづくりに一定程度の期待感を持つことが予想される。

さらに、環境の課題として、「磯浜古墳群など自然の中の文化財は、自然環境に配慮しながら整備していくことが必要」とされ、町民アンケートの結果からも「自然環境を保全する上でも、（地域の）歴史や文化にふれあう場を創出していくことが必要」とされた。

その上で、「磯浜古墳群など自然の中にある文化財等を保全」し、町民や事業者はそれに協力することがうたわれている。

② 磯浜古墳群

磯浜町にある磯浜古墳群は、文化的価値のみならず、多様な樹木の生育地として貴重な場所となっています。

車塚古墳には、元々生育する、スダジイの木を中心とする照葉樹の森が茂っており、古墳と一体化した鎮守の森として今後も守っていく必要があります。

古墳群には、戦後になって侵入したモウソウチクの繁殖力が強く、古墳全体を覆ってしまうため、刈払いにより除去しています。



磯浜古墳群

ひさげつか
● 日下ヶ塚古墳
ひめづか
● 姫塚古墳

くるまづかこふん
● 車塚古墳
ぼちやのやまこふん
● 坊主山古墳

③ 磯浜海防陣屋跡

海防とは、異国の船が沿岸に接近したり、異人が上陸したりするのを防ごうとする考え方のことで、海防陣屋とは、江戸時代天保年間に造られた海防目的の施設です。近接する日下ヶ塚古墳の墳丘を含めて海防陣屋として利用していたものと考えられます。

町では、海防陣屋の重要性を認識し、2002年の発見以来、シノタケの除草など草木の整備を行い、当時の眺望を回復しました。



海防陣屋からの眺め

図1-8 環境基本計画（1）（出典：『第2次大洗町環境基本計画』）

1.2 大洗の自然・歴史・文化とふれ合い、守り伝えよう

環境施策	町の取組
①自然を活かした公園等の保全	○大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備・維持管理を推進します。 ○大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かした、町民や観光客が親しめる空間を創出していきます。
②文化遺産の保護・保全	○文化遺産を広く紹介し、文化財保護に関する啓発を強化します。 ○文化財の調査、保存を推進します。 ○文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の紹介などにより、大洗町の自然・歴史・文化に親しむ機会の拡充を図ります。 ○磯浜古墳群など自然の中にある文化財等を保全します。 ○伝統行事を保存・継承していくため、後継者を育成します。
③自然・歴史・文化の活用	○ラムサール条約登録湿地である涸沼が推進する「保全と再生」、「賢明な利用」、「交流と学習」について町民とともに検討し、取り組んでいきます。 ○自然環境や文化財を活かした観光やまちづくりを推進し、自然や文化に親しむ機会を提供します。 ○観光客に自然保護や環境保全への理解を深めてもらうため、大洗町の自然・歴史・文化を地域ぐるみで伝えるエコツーリズムを推進します。 ○農水産物を活かした観光や、食育につながる農水産業の取組を推進します。

●町民の取組●

① 自然を活かした公園等の保全
・大洗県立自然公園やラムサール条約登録湿地涸沼について、自然を活かした公園等の適切な整備、維持管理に協力します。 ・大洗水辺プラザや涸沼湖畔などにおいて、自然を活かしたみんなが親しめる空間を大切にします。
② 文化遺産の保護・保全
・大洗町の史跡や天然記念物などの知識を深め、貴重な文化財を大切にします。 ・文化財の調査や保存に協力します。 ・磯浜古墳群など自然の中にある文化財等の保全に協力します。 ・伝統行事を保存し継承していくため、後継者の育成に協力します。

図1-9 環境基本計画（2）（出典：『第2次大洗町環境基本計画』に加筆）

2-4. 『大洗町都市計画マスタープラン』（令和元年6月改訂、大洗町都市計画課）

人口減少や少子・超高齢化等の現在の町の状況やまちづくりの課題、町民の意見などを反映して、20年後の大洗町がより住みやすい町となるよう、土地利用や都市施設の方針、地区別の将来像、整備方針などの、都市計画に関する基本的な方針を総合的に設定するものである。

◆地域の歴史、文化が感じられるみちづくり

○海岸に向かう一部の路地空間は、漁村のまちなみを形成する要素として保全します。

○歴史文化伝承核として、資源をPRするサインの設置や、大洗磯前神社、西福寺や磯節ゆかりの地など、歴史・文化資源を結ぶ歩行軸を形成します。

○車塚古墳や日下ヶ塚古墳を結ぶ散策路の整備を推進します。

○天妃神社や願入寺と水辺プラザ、アクアワールド茨城県大洗水族館を結ぶ散策路を整備します。

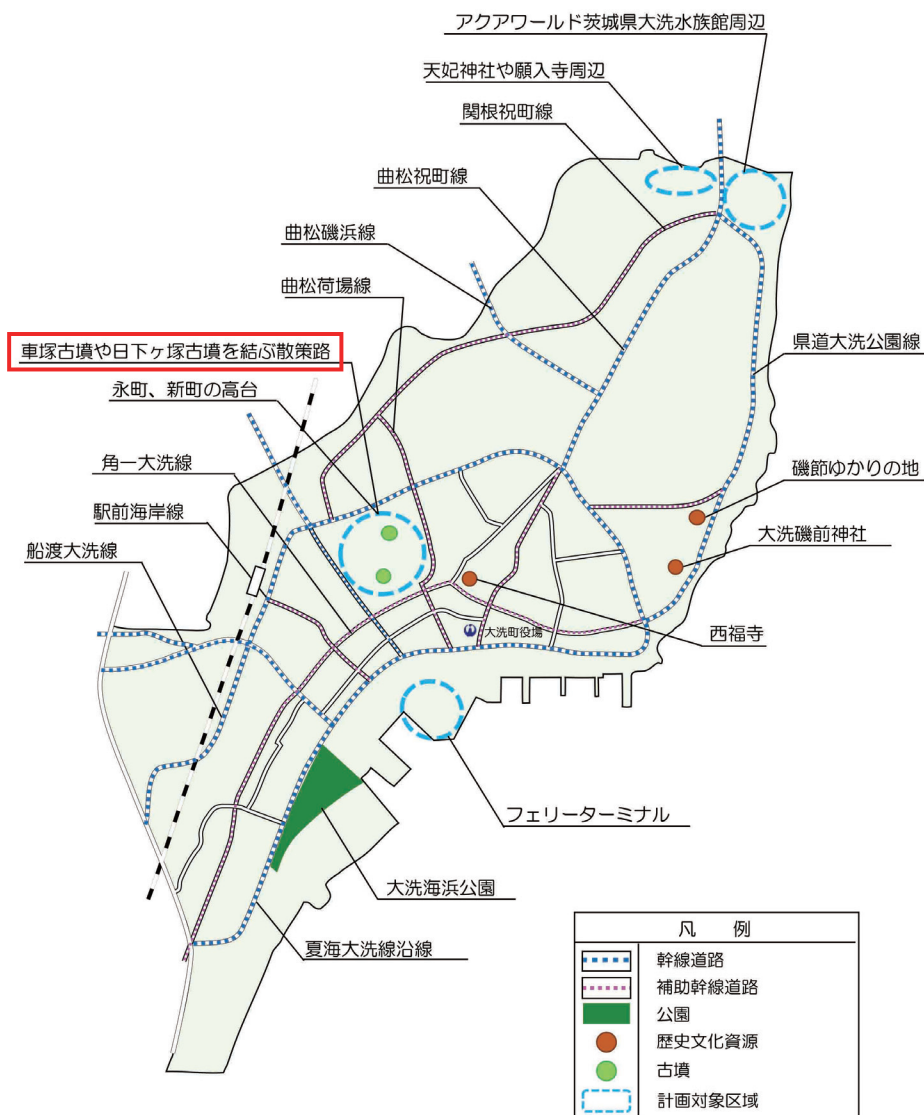


図1-10 道路・交通方針（出典：『大洗町都市計画マスタープラン』に加筆）

この中で、大洗町北部地域（磯浜町～大貫町）の令和20年度までの整備方針の中に、磯浜古墳群が掲載されている。道路・交通の方針として「車塚古墳や日下ヶ塚古墳を結ぶ散策路の整備」が上げられ、景観の方針として「車塚古墳や日下ヶ塚古墳は、誘導サインの設置や案内サインの改善などによりネットワーク化を図り、風土記の丘として、大洗の風土を感じさせる空間を形成します。また、高台から、

◆地域の憩いの場となる景観づくり

○大洗駅と桜道公園を結ぶアクセス路は、桜を基調に統一されたまちなみ空間を形成します。

○車塚古墳や日下ヶ塚古墳は、誘導サインの設置や案内サインの改善などによりネットワーク化を図り、風土記の丘として、大洗の風土を感じさせる空間を形成します。また、高台から、海や中心市街地に加え遠方の田園集落を一望できる眺望スポットの整備を推進します。

○路地空間を活用し、趣ある漁村景観の形成を図ります。

○夏海大洗線は海岸線の美しい景観を演出する松林の保全に努めます。

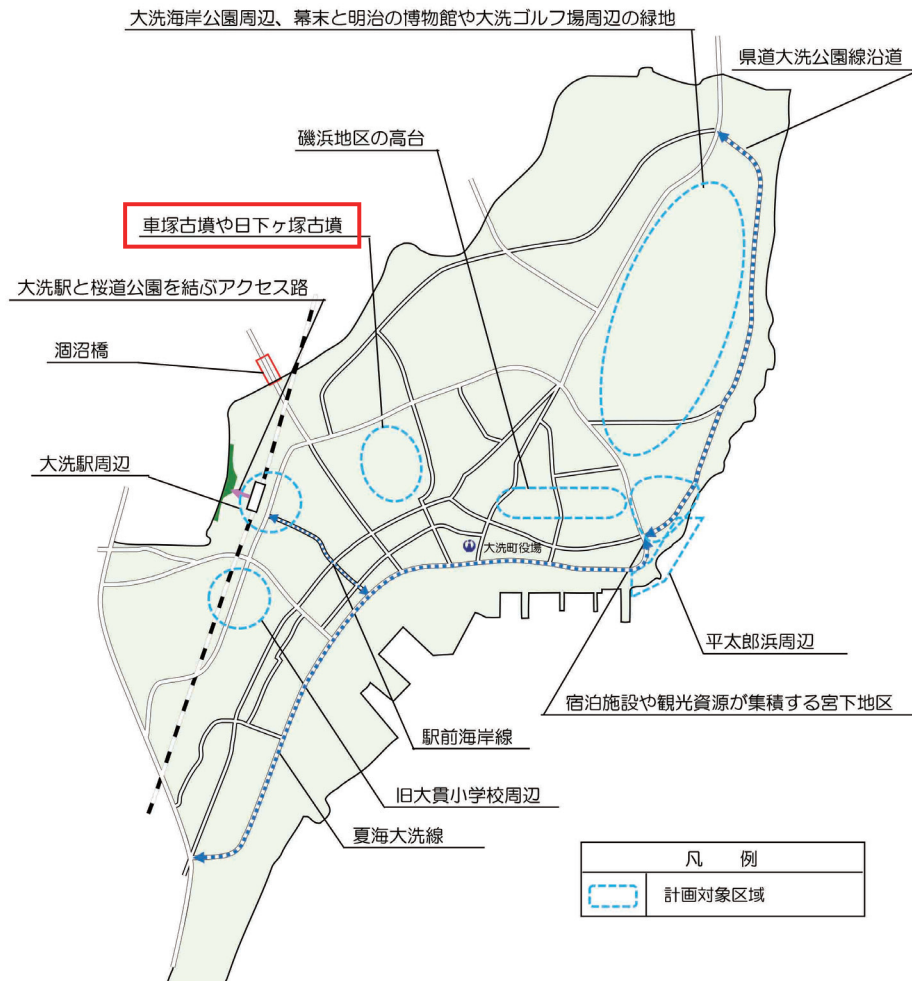


図1-11 景観方針（出典：『大洗町都市計画マスタープラン』に加筆）

海や中心市街地に加え遠方の田園集落を一望にできる眺望スポットの整備を推進します。」とされている。

第7節 計画の実施

本計画は、令和5年度(2024年3月1日)より発効し、計画期間は令和19年度までとする。

今後の追加指定や土地の公有化、史跡整備・活用等の進捗状況、その他不測の事態を考慮し、必要に応じて計画は見直しを行うものとする。

第2章 磯浜古墳群の概要

第1節 指定に至る経緯

平成14年3月、磯浜古墳群日下ヶ塚古墳と一体化した「望洋館跡・磯浜海防陣屋跡」の遺構の発見、その後進められた町民らによる環境整備などを通して、磯浜古墳群保護の機運が高まった。大洗町では、平成21～24年度に、磯浜古墳群中の日下ヶ塚古墳・車塚古墳・姫塚古墳を対象とした測量調査や範囲確認調査を実施し、周濠を含む古墳それぞれの範囲を明らかにし、現在の土地との重なり方が明確となった。

平成25～29年度に進めた整理作業を通して、磯浜古墳群の歴史的な重要性が確認されたため、平成30年度に入ると6月4日、7月24日、2月25日に庁議を開催し、文化庁との6月5日の協議、10月30日の古墳群視察などを進め、用地取得や史跡公園事業を進める町としての方針を掲げた。方針が定まった後に進めた指定に至る代表的な経緯を以下に記述する。

地権者説明会 平成31年3月27日、大洗文化センター大会議室で開催。日下ヶ塚古墳・車塚古墳・姫塚古墳の範囲と重なる土地を所有する地権者を対象。大洗町長や教育長が出席する中、国史跡の概説、磯浜古墳群の重要性、用地取得・史跡公園構想、土地利用の制限、税制優遇などについて事務局から説明。

総括報告書 令和元年7月、磯浜古墳群中3墳（日下ヶ塚古墳・車塚古墳・姫塚古墳）に関する、平成21年度車塚古墳・姫塚古墳測量調査、平成22年度日下ヶ塚古墳測量調査、平成23年度車塚古墳・姫塚古墳範囲確認調査、平成24年度日下ヶ塚古墳範囲確認調査の4年間の調査についてまとめた総括調査報告書を刊行。

国指定同意 平成31年4月15日から令和元年7月10日にかけて、所有・占有・根抵当権を設定している地権者16名より、所有地の国史跡指定の同意を得る。

具申書提出 令和元年7月26日、大洗町教育委員会教育長から文部科学大臣に対し、文化財保護法第189条の規定に従い、総括報告書や同意書を添えて、大教委発第69号『磯浜古墳群の史跡指定について（意見具申）』及び『国指定文化財の管理団体指定について（意見具申）』を提出した。

国指定の答申 令和元年11月15日、文化審議会（会長 佐藤信）は、同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、特別史跡の新指定1件、史跡名勝天然記念物の新指定19件、追加指定等29件、登録記念物の新登録5件について、文部科学大臣に答申。この内の新指定史跡に磯浜古墳群が含まれる。

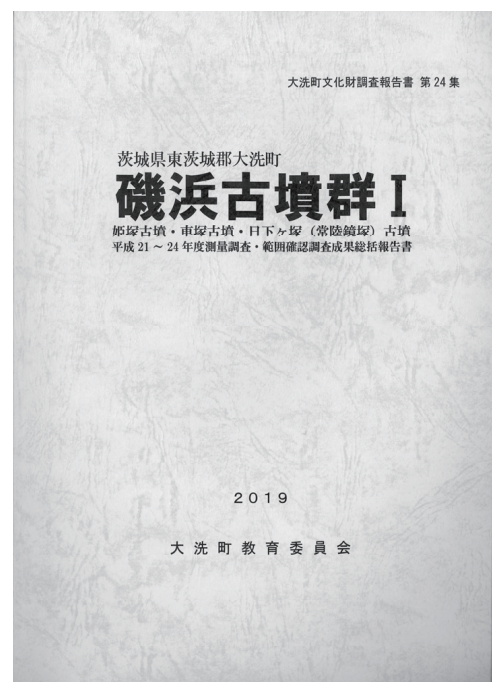


図2-1 総括報告書

官報告示 令和2年3月10日付文部科学省告示第17号、文化財保護法第109条第1項の規定により、磯浜古墳群について、新指定の官報告示。正式指定。

第2節 指定の状況

1. 指定告示

名 称：磯浜古墳群

史跡等の類型：史跡（古墳）

指 定 年 月 日：令和2年3月10日

指 定 基 準：特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡

○令和2年3月10日『官報』号外第45号

○文部科学省告示第17号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる 記念物を史跡に指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年3月10日

文部科学大臣 萩生田光一

名 称	所 在 地	地 域
磯浜古墳群	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町	
	字磯鼻	2861 番、2862 番、2863 番、2864 番
	同 字権現堂	2836 番 1、2836 番 2、2839 番
	同 字諏訪	2879 番 1、2882 番 1、2882 番 3、2883 番 1、2883 番 3
	同 字諏訪脇	2886 番、2887 番 3、3511 番
	同 字日下ヶ塚	2865 番 1、2865 番 4、2865 番 6、2865 番 7、2865 番 8、2865 番 17、2866 番、2880 番、2881 番 2
	同 字米蔵地	3510 番 1

地籍図や参考図は付されていない。

磯浜古墳群は、主要な古墳である日下ヶ塚古墳の墳丘であり町有地でもある、茨城県東茨城郡大洗町磯浜町字日下ヶ塚 2865 番 8 を代表地番とし、外 24 筆を含む、全 25 筆を対象として、国史跡の指定地となっている。

2. 指定説明文とその範囲

令和2年2月1日に発行された『月刊文化財 677号』所載の文化庁文化財第二課による「新指定の

文化財「記念物」には、下記の通り記述されている。

いそはまこふんぐん
磯浜古墳群

ひがしいばらきぐんおおあらいまち
茨城県東茨城郡大洗町

磯浜古墳群は、那須岳山麓に源を発し太平洋に注ぎ込む那珂川の河口から南西約3km、太平洋に面して南北に細長い鹿島台地の北端近くに立地する古墳時代前期を中心とする古墳群である。全長100mを超える前方後円墳の日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳、直径80mを超える規模を持つ円墳の車塚古墳、古墳時代前期前半の築造と考えられる前方後方墳の姫塚古墳をはじめとする6基の古墳からなる。常陸地域では霞ヶ浦や那珂川・久慈川下流部や河口付近といった内水面と太平洋との結節地点付近に大規模な前期前方後円墳が展開しており、磯浜古墳群もその一つである。

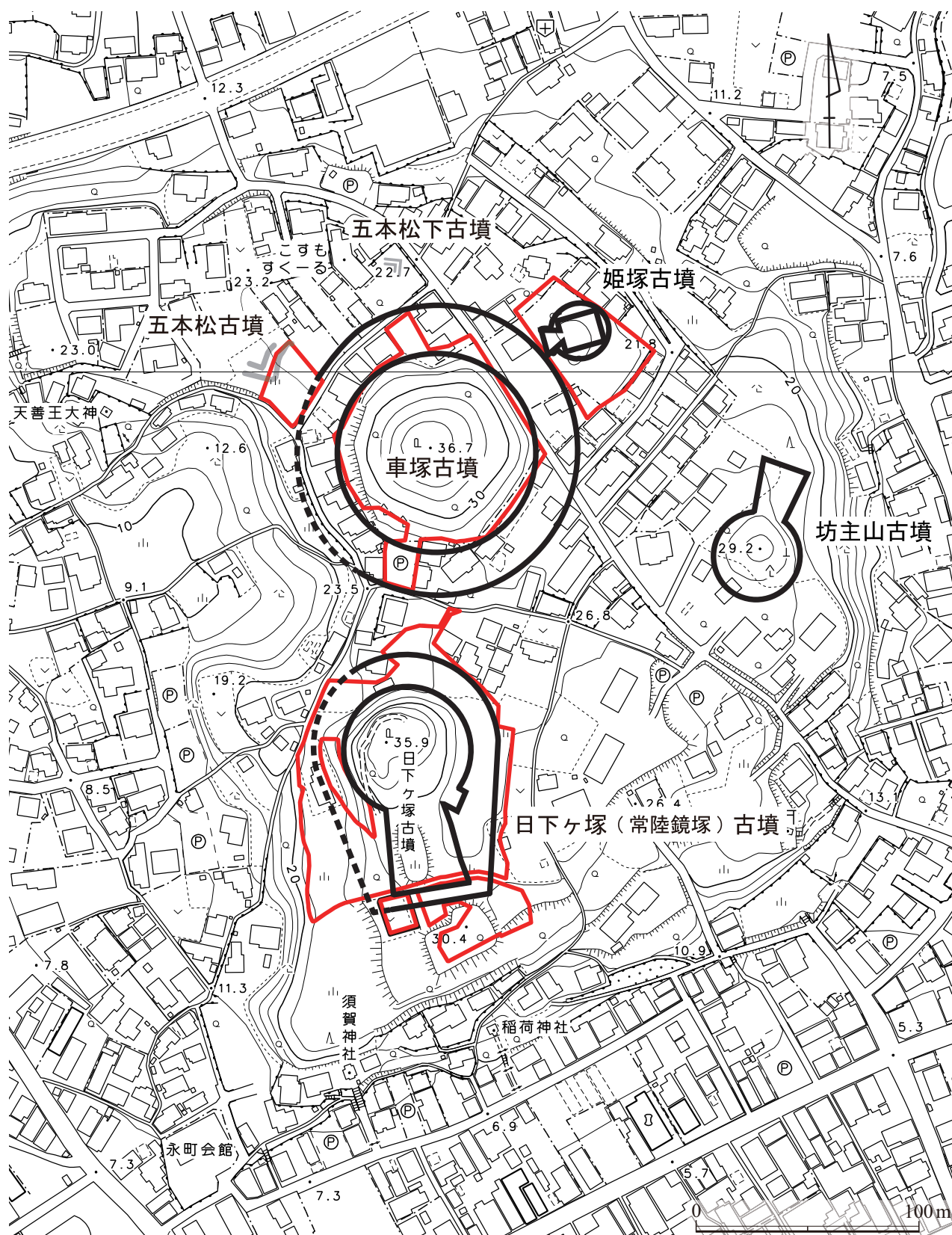
磯浜古墳群の最初の発掘調査は、昭和24年に國學院大學による日下ヶ塚古墳の発掘調査である。この調査により、埋葬施設は墳丘主軸と一致する方向の約8.95mの長大な粘土槨で、その内部から内行花文鏡・変形四獣鏡各1面、石釧6点、勾玉5点、管玉23点、ガラス製小玉47点、大刀1点、鉄製農工具類24点、石製模造品46点、滑石製臼玉3,989点、木製櫛10数枚などの約4,000点に及ぶ副葬品が出土した。墳形は佐紀陵山古墳との類似性が、石製模造品は富雄丸山古墳と構成や製作技術の類似性が指摘され、ヤマト政権との密接な関係が想定される関東の前期後葉の代表的な前方後円墳と考えられた。

この成果を受けて、茨城県は昭和29年に日下ヶ塚古墳と車塚古墳を県史跡に指定して保護を図った。その後、昭和40年以降周辺の宅地化が急速に進み、周濠部での宅地開発や墳丘の削平などが発生した。こうした状況を受けて、大洗町教育委員会は磯浜古墳群全体の保存を図るために、平成21年から24年にかけて測量調査及び発掘調査を実施した。その結果、磯浜古墳群は前期から中期初頭までの間、約300m四方の狭い範囲に6基の古墳が連綿と築造された可能性が高まった。

磯浜古墳群で最初に築造されたと考えられる姫塚古墳は、発掘調査着手以前は円墳と考えられていたが、調査の結果、墳長29.4mの周濠を備える前方後方墳であることが判明した。前方部が未発達な墳丘の形状や周濠内部から出土した小型丸底土器の特徴から、日下ヶ塚古墳よりも先行する前期前葉に築造されたと考えられる。

姫塚古墳築造後には、墳丘が削平されているため墳形、規模や時期などの詳細は不明ではあるものの五本松古墳や五本松下古墳が、続いて日下ヶ塚古墳の西側に位置する墳長60m前後の前方後円墳の坊主山古墳などが築造されたと考えられる。

日下ヶ塚古墳は、墳丘の発掘調査により墳長が101.4mに及ぶ二段築成以上の前方後円墳で、



令和2年3月国指定範囲

図2-2 磯浜古墳群と国史跡指定範囲

西側の急傾斜地を除き幅 7.4 ～ 15.6m の周濠が巡ることが明らかとなった。墳丘斜面や周濠内から、長胴化した体部をもつ壺形埴輪つぼがたはにわ えんとうはにわや円筒埴輪が出土した。

車塚古墳は、直径 88m の円墳で前期末から中期初頭の築造と考えられる。墳丘は、三段築成で斜面に葺石ふきいし、テラス面に敷石しきいしが認められる。墳頂部と各テラス面には球形の体部をもつ壺形埴輪、円筒埴輪や朝顔形埴輪が樹立されていた。また日下ヶ塚古墳と同様、西側の急斜面を除き幅 16 ～ 20m の周濠が巡ることが明らかとなった。

磯浜古墳群は、前期前葉から中期初頭まで古墳の系譜が辿れるとともに、葺石・埴輪ふきいしをもたない前方後方墳の姫塚古墳、埴輪を有する大規模前方後円墳の日下ヶ塚古墳、葺石・埴輪を有する円墳の車塚古墳への変遷が確認できる。このことは、磯浜古墳群の首長層が古墳築造に係る新たな要素を受容したことを示し、地域における古墳文化の受容の実態を具体的に示している。このように磯浜古墳群は、ヤマト政権における東国経営の在り方のみならず、ヤマト政権と地域首長との関係性を知る上で重要な古墳群である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

第3節 指定地の状況

1. 土地・建物の所有関係

国指定地全25筆については、下記の通りの所有関係にある。土地の所有をみると、内訳は、町有地4筆、神社の社有地1筆、民有地20筆である。土地・建物の所有・占有者は16名に分かれ、内訳は、大洗町長1名4筆、富士神社1名1筆、個人や企業など14名20筆である。

名 称	所 在 地	地 番	土 地	建 物
磯浜古墳群	茨城県東茨城郡			
	大洗町磯浜町			
	字 磯鼻	2861 番	町有地（大洗町長）	無
	字 磯鼻	2862 番	民有地（所有者1・2）	無
	字 磯鼻	2863 番	民有地（所有者1・2）	無
	字 磯鼻	2864 番	民有地（所有者1・2）	無
	字 権現堂	2836 番 1	民有地（所有者3）	有（居住者14）
	字 権現堂	2836 番 2	民有地（所有者3）	無
	字 権現堂	2839 番	民有地（所有者4）	無
	字 諏訪	2879 番 1	民有地（所有者5）	無
	字 諏訪	2882 番 1	民有地（所有者6）	無
	字 諏訪	2882 番 3	民有地（所有者6）	無
	字 諏訪	2883 番 1	町有地（大洗町長）	無
	字 諏訪	2883 番 3	社有地（富士神社）	有（神社）
	字 諏訪脇	2886 番	町有地（大洗町長）	無
	字 諏訪脇	2887 番 3	民有地（所有者7）	無
	字 諏訪脇	3511 番	民有地（所有者8）	無
	字 日下ヶ塚	2865 番 1	民有地（所有者1・2）	無
	字 日下ヶ塚	2865 番 4	民有地（所有者9）	無
	字 日下ヶ塚	2865 番 6	民有地（所有者6・10）	無
	字 日下ヶ塚	2865 番 7	民有地（所有者11）	無
	字 日下ヶ塚	2865 番 8	町有地（大洗町長）	無
	字 日下ヶ塚	2865 番 17	民有地（所有者12）	無
	字 日下ヶ塚	2866 番	民有地（所有者13）	無
	字 日下ヶ塚	2880 番	民有地（所有者5）	無
	字 日下ヶ塚	2881 番 2	民有地（所有者5）	無
	字 米蔵地	3510 番 1	民有地（所有者8）	無

表2-1 土地・建物の所有関係

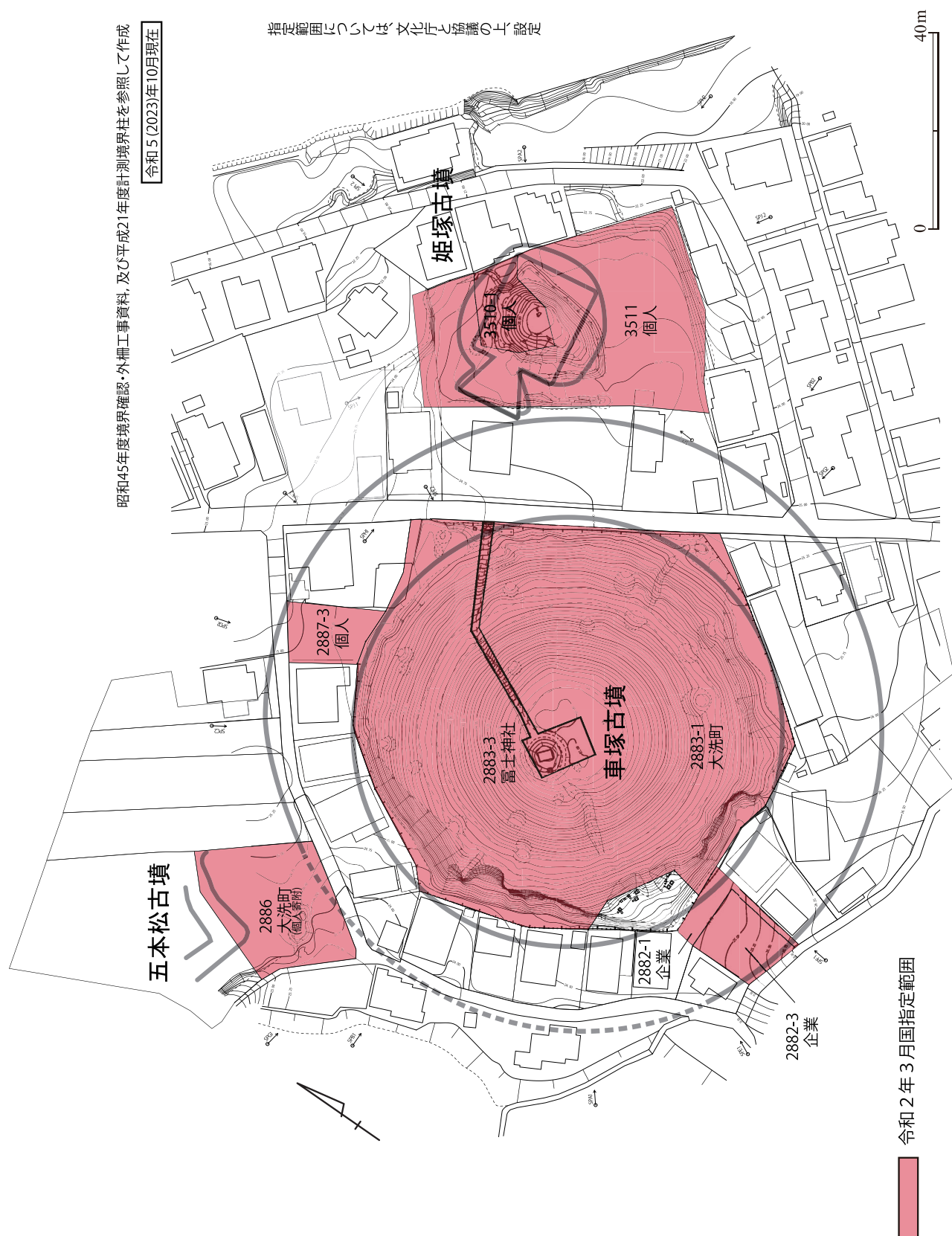


図2-3 車塚古墳・姫塚古墳指定地所有関係

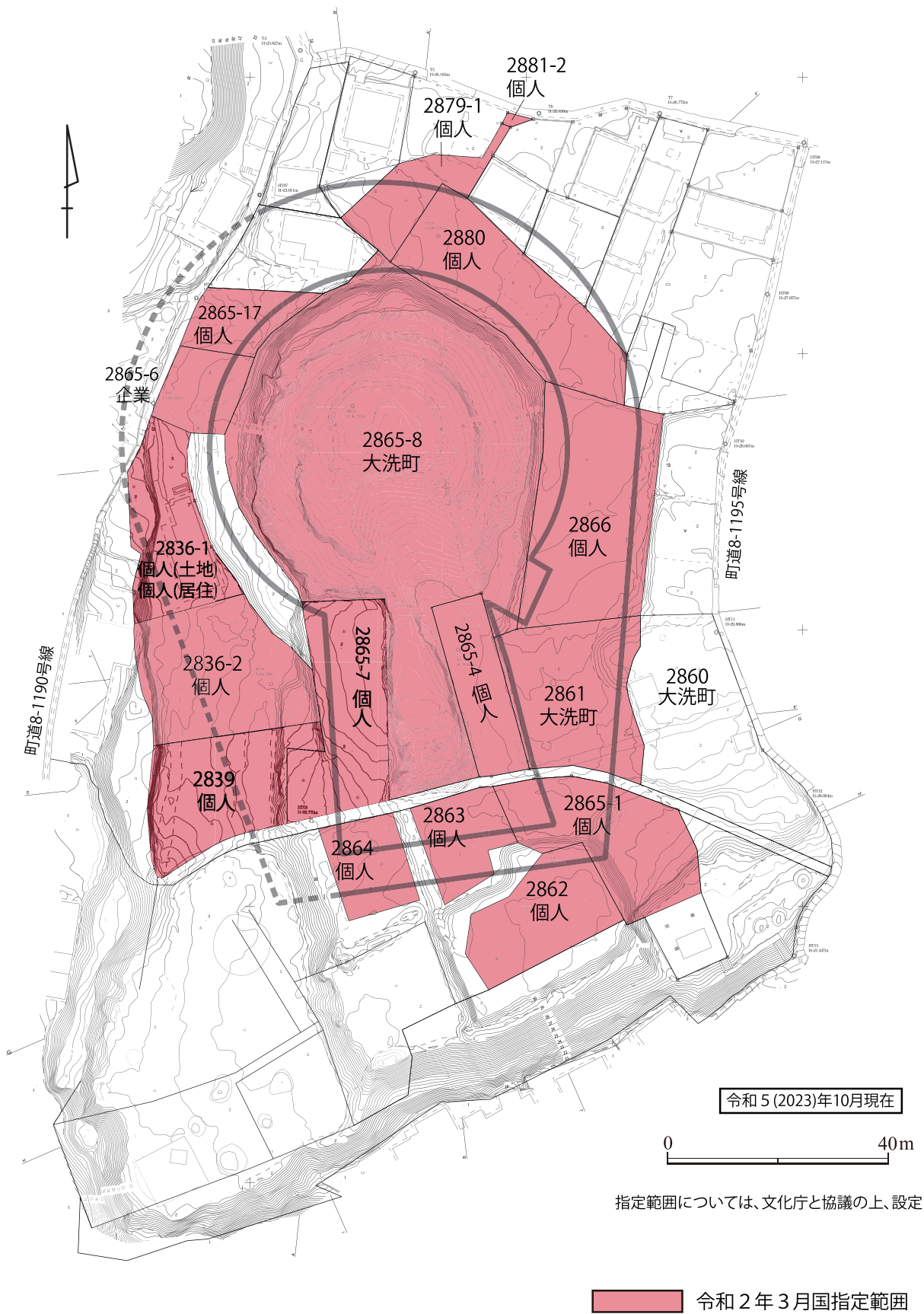


図2-4 日下ヶ塚古墳指定地所有関係

2. 管理者の有無

史跡磯浜古墳群に該当する全 25 筆の指定地については、上記の通り、個人を中心とした所有者・占有者等が 16 名に分かれている。文化財保護法第 119 条の通り、この所有者が管理及び復旧に当たるものとされる。

文化財保護法第 119 条

管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

しかし、これらの所有者は個別に分かれた個人や企業を中心としており、日常的な清掃や除草を見ても、これまでも一体的な管理が困難な状況にあった。史跡磯浜古墳群の今後の管理者については、町による管理や保護復旧の施策を一体的に進める必要がある。

3. 管理団体の指定

史跡磯浜古墳群については、史跡の指定を行うと共に、今後、適正に保護・管理し、将来に伝えるため、所管する地方公共団体である大洗町が、保存のため必要な管理及び復旧（清掃や除草などの日常的な管理のほか標識や説明板の設置等）を行っていく必要がある。

そこで、平成 31 年 4 月 15 日から令和元年 7 月 10 日にかけて実施した、所有・占有・根抵当権を設定している地権者 16 名からの国史跡指定の同意に際して、合わせて大洗町を管理団体とする同意も得てきた。

令和元年 7 月 26 日付けで、文化財保護法第 113 条第 2 項の規定に従い、大洗町教育委員会教育長から文化庁長官宛に、同意書を添えて『国指定文化財の管理団体指定について（意見具申）』を提出した。

文化財保護法第 113 条

史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

この意見具申を受け、文化庁長官は、大洗町（担当：大洗町教育委員会）に対し、文化財保護法第113条の規定に基づき、令和2年7月22日、大洗町を管理団体に指定する官報告示を行い、所有者や占有者、大洗町に対し、その旨を通知した。

令和2年7月22日『官報』第297号

文化庁告示第58号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年7月22日

文化庁長官 宮田 亮平

上 欄		下 欄
名 称	指 定 告 示	地方公共団体名
磯浜古墳群	令和2年文部科学省告示第17号	大洗町（茨城県）

所有・占有・根抵当権を設定している地権者16名に対しては、令和2年7月22日付け、2文庁第830号により、文化庁長官 宮田亮平より、下記の内容で、官報告示 令和2年7月22日付け文化庁告示第58号が通知された。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により、史跡磯浜古墳群（令和2年文部科学省告示第17号）を管理すべき地方公共団体として大洗町を指定します。

大洗町教育委員会教育長（大洗町文化財担当部局の長宛）に対しては、文化庁次長 中岡 司より、令和2年7月22日付け2文庁第830号『史跡磯浜古墳群を管理すべき地方公共団体の指定について（通知）』にて下記のとおり通知された。

このたび、史跡磯浜古墳群（令和2年文部科学省告示第17号）を管理すべき地方公共団体として、別添のとおり貴団体が指定されましたので、その管理について万全を期するよう御配慮ください。

上記、二種類の通知については、茨城県教育委員会教育長により大洗町教育委員会教育長 宛に、令和2年8月24日付け、文第1548号『史跡磯浜古墳群を管理すべき地方公共団体の指定について（通知）』にて、通知があったので、同年同月26日付け大教委生第93号『史跡磯浜古墳群を管理すべき地方公共団体の指定について』にて、大洗町教育委員会教育長より地権者16名に伝達した。

4. 公有化の経緯

4-1. 固定資産税等の免除

令和2年3月10日の指定を受けた土地の内、町有地と神社地を除く民有地20筆については、公益のために直接専用する固定資産であることから『大洗町税条例』第71条第1項第2号及び『地方税法』第702条の8第7項の規定により、令和2年度以降、土地に関する固定資産税及び都市計画税について減免の措置をとっている。これは将来的に公有化するまでの暫定的な措置である。大洗町役場税務課固定資産税係所管。

大洗町税条例

（固定資産税の減免）

第71条 町長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。

（2）公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

4-2. 土地の境界確認

水戸地方法務局に備えられている大洗町域の登記簿等については、明治時代に作られたものを基礎としているため、実際の土地に比べて、面積や形が正確でない部分が多く含まれたままの状態にある。このままでは、現地の境界や面積と合致せず、隣接地における照合に支障をきたすと共に、今後進める土地の買い上げの基礎資料としては不安定な状態にあると言ってよい。この町内全域における課題を解決するべく、平成14年度以降、町の南部から地籍調査が進められ、北部の磯浜町地内にも入ってきたが、磯浜古墳群を含むエリアについては、まだ数年先の予定となっているのが現状であった。

そこで、令和3年度生涯学習課事業として、令和3年4月29日～令和4年3月28日の約11か月間を使い、磯浜古墳群指定地の25筆及び隣接する土地を対象とした、用地の境界や地積を確定する委託業務を実施した。業者は、指名競争入札の結果、国土建設コンサルタント株式会社が受託した。

業務の結果、令和4年3月までに、買上げ予定の20筆を含む、指定地25筆の境界や地積が確定した。

第4節 指定に至る調査の成果

1. 取り巻く自然環境

1-1. 位置・地勢

大洗町は茨城県の東部に位置し、茨城県の県庁所在地水戸市から南東に約 11 km、首都東京から北東に約 100 km の距離にある。東西 2.5 km、南北 9.0 km で面積は 23.89 km² である。漁港・港湾の整備、海側の埋め立てをすすめ、昭和 54 年の面積よりも 1.38 km² 増えている。東部を太平洋に面し、北を那珂川、北西を涸沼川が流れている。海岸線は弓なりの湾形をなし袖ヶ浦と呼ばれる。美しい海岸線はかつて播州の舞子浜になぞらえて常陸舞子と呼ばれることもある。市街地は概ね海岸線に沿う低地部に形成され、後方に標高 25 ～ 35m の台地を背負っている。涸沼川に近い低地部は水稻が栽培され、台地は畑や山林となっている。この台地は関東ローム層の洪積台地である鹿島台地の北部に位置している。

磯浜古墳群は那珂川と涸沼水系、外洋に挟まれた独立した約 25 ～ 27m の高台に立地しており、明治時代末に磯浜築港が整備されるまでは、古墳群の南方約 400 m に^{ていせん}汀線を望む^{りんがいかいせい}臨外海性の立地であった。

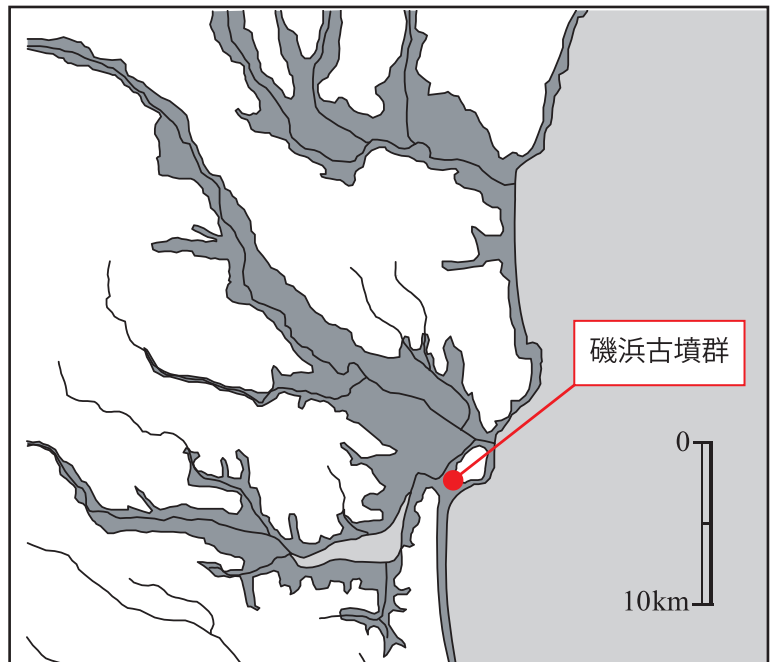


図2-5 磯浜古墳群の位置

1-2. 気候

大洗町は海洋性の太平洋側気候のため、比較的温かな気候である。夏は高温多雨で、冬は強い季節風が卓越し乾燥した日が続く。また、梅雨と台風の時期に降水量が多いことが特色である。平均気温は茨城県の内陸地方と比較すると冬は平均で 1 ～ 3 度高く、夏は逆に 2 度前後低くなるため、温和でしのぎやすい気候となっている。

1-3. 地形・地質

大洗町は、関東平野北東の鹿島灘を望む海岸地帯に位置し、磯浜町から成田町にかけて台地が広がっている。町の北側には那珂川が流れ、大洗町・ひたちなか市で太平洋に注ぐ。西側には涸沼川が流れ、台地の西側に形成された谷津やため池を通して雨水等を集めながら、河口付近で那珂川に合流する。

鹿島台地の北部の磯浜古墳群付近の地質は、見和層や関東ローム層が堆積した^{こうせきだいち}洪積台地が海成及び河成段丘となったものである。その下層には、主に礫岩から構成される大洗層が厚さ1,000 mに渡って分布しており、6,000～5,500万年前に堆積したものと考えられている（茨城県北ジオパーク推進協議会・茨城大学茨城県北ジオパーク委員会 2022）。この大洗層は海岸北部において露出しており、大洗層由来の礫岩は磯浜古墳群の墓石とも違和感はなく利用された可能性が高い。

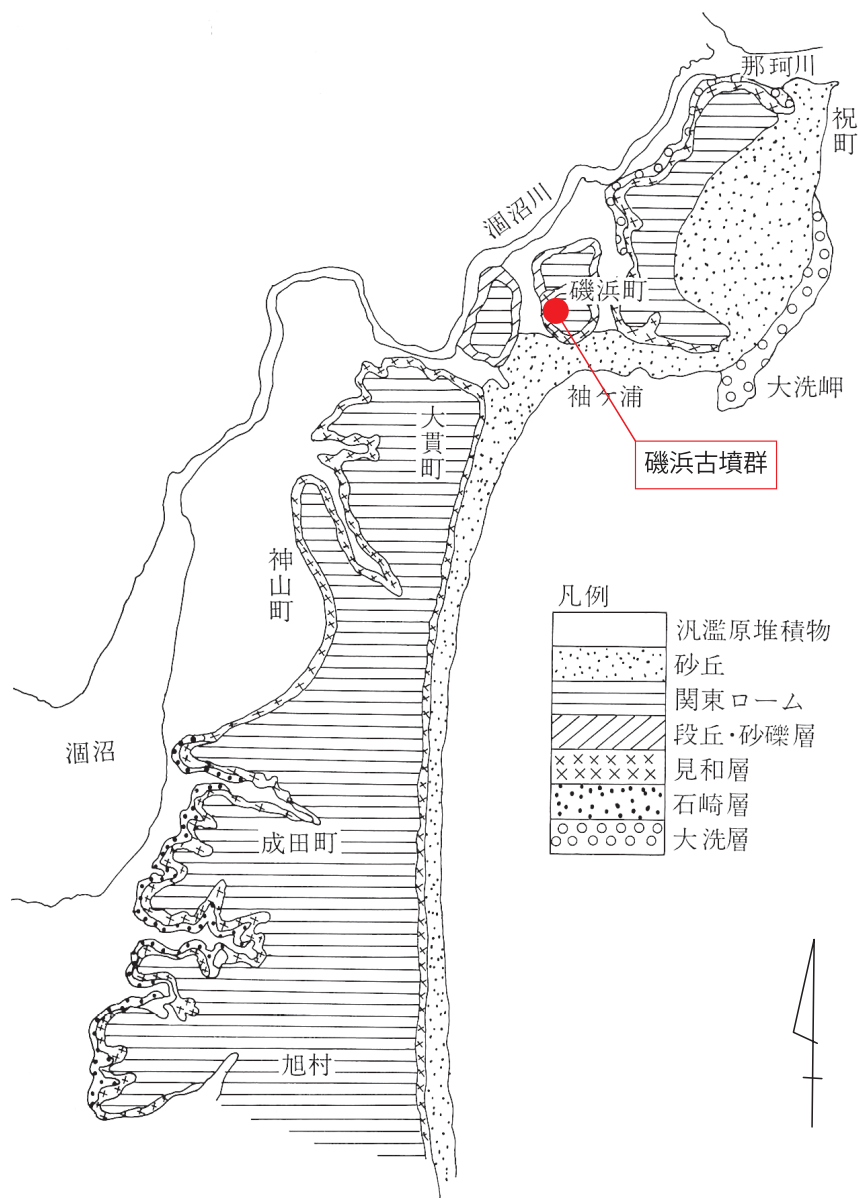


図2-6 大洗町の地質

(出典：『大洗町史（通史編）』に加筆)

1-4. 植生

大洗町は、常緑広葉樹林帯に属し、暖帯林の極相を形成する樹種はスダジイである。また、海岸部に位置する^{おおあらいいそさき}大洗磯前神社の境内林は、関東地方の太平洋岸沿いの台地斜面などに見られる暖帯性樹叢の一つと位置づけられる。

その美しさから日本の渚百選、日本の白砂青松百選に選定された「大洗海岸」の砂浜後背地には、クロマツやケカモノハシ、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマゴウなどの海浜性の植物群落が広く点在し



大洗磯前神社の樹叢



クロマツ林



ハマゴウ

写真2-1 大洗町域でみられる植生

て生育し、また絶滅危惧種であるシロヨモギやハマナスの小規模な群落がみられる。しかしながら、重点対策外来種であるコマツヨイグサやその他の総合対策外来種であるオオフトバムグラ、アメリカネナシカズラなどが侵入しているため、在来の海浜植物の生育地を圧迫する恐れがある。

磯浜古墳群の植生は自然植生に近いものと考えられており、モウソウチク、スダジイ、シロダモ、ソメイヨシノ、ツタウルシ、モチノキ、コブシ、モミジ、ヤブツバキ、アオキ、ニワトコが挙げられる。

1-5. 動物

(1) 哺乳類

『茨城県版レッドデータブック＜動物編＞2016年改訂版』によると、茨城県の哺乳類の特徴として、近世・近代以降ツキノワグマやニホンカモシカ、ニホンジカ、ニホンザルといった大型の動物が分布しなかった中で、ニホンイノシシは分布、個体数ともに増加の傾向が見られる。中型の動物としては、タヌキとキツネが低山地及び平野部から丘陵地帯にかけて生息している。これらは宅地開発や道路建設などにより、生息地が失われたり分断されたりしている一方で、人為的な餌資源や廃屋などを利用することもある。外来種のハクビシンとアライグマは県内でも分布を拡大し、個体数も増加しつつある。

涸沼周辺においては、ホンダタヌキ、キュウシュウノウサギ、ホンシュウカヤネズミが見られる。



ホンダタヌキ



キュウシュウノウサギ



ホンシュウカヤネズミ

写真2-2 大洗町内でみられる動物（出典：『汽水湖 涸沼』）

(2) 鳥類

海浜部では、チドリの仲間であるイカルチドリ（絶滅危惧 II 類）、ムナグロ、シギの仲間であるキアシシギ、カモメの仲間であるユリカモメとセグロカモメが飛来する。カモメは町の鳥にも指定されている。



イカルチドリ



コアシサシ



チュウヒ

写真2-3 大洗町内でみられる鳥類

(出典：『茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編 2016年改訂版』)

絶滅危惧 II 類であるコアシサシも海岸線に営巣しているのが確認されている。

涸沼は多くの水鳥の生息地であり、平成 27 年にラムサール条約湿地に登録されている。約 220 種類の野鳥が確認され、75%が渡り鳥である。涸沼川左岸の神山町にある広大な砂並^{さなみ}のヨシ原は、野鳥の重要な生息地となっており、チュウヒ（絶滅危惧種 I B）、オオタカ（準絶滅危惧種）、ミサゴ、チョウゲンボウなどの猛禽類、オオヨシキリ、セッカなどヨシ原で営巣する種が確認されているほか、オオセッカ（絶滅危惧 IB 類）やオオワシ（絶滅危惧 IB 類）など茨城県内で見られる希少種 59 種のうち、38 種類が確認されている。

山林・農地では、オオタカなど猛禽類が確認されており、水田や農業用ため池は野鳥や水鳥の餌場や休息地となっている。

(3) 爬虫類

ウミガメ類では、アカウミガメが産卵のため鹿島灘から日立市にかけての砂浜海岸を訪れる。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で海岸も津波に襲われ、海岸の環境が大きく変化した場所もあるが、幸い県内の砂浜海岸は現在も産卵場として使われている。

トカゲ亜目では、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、ニホンカナヘビの 3 種が確認されている。トカゲとカナヘビが減少傾向にある中、ニホンヤモリは近年、県内での分布域は拡大し生息数も増えている。

ヘビ亜目では 8 種が確認されているが、どの種も生息数は減少傾向にある。中でも、ヒバカリ（情報不足②現状不明種）とシロマダラ（準絶滅危惧種）、タカチホヘビ（準絶滅危惧種）の 3 種は、生息の確認地点が少なく個体数も少ない。

(4) 昆虫

大洗磯前神社付近や夏海バイパス沿いの松林には、準絶滅危惧種のマツムシが生息しているが、海岸砂防林でもある松の松くい虫被害が目立つ。

涸沼は、ヒヌマイトトンボ（絶滅危惧 IA 類）やオオルリハムシ（絶滅危惧 II 類）など、湿地帯特有の多くの種の生息地となっている。

農業用ため池として利用されている大貫池とその南側の湿地帯の金竜泉には、絶滅危惧種のネアカヨシヤンマ（絶滅危惧 II 類）、マダラヤンマ（準絶滅危惧種）、トラフトンボ（準絶滅危惧種）をはじめ、県内で生息地が減りつつあるカトリヤンマ、チョウトンボなどのトンボ類が生息する。



マツムシ



ネアカヨシヤンマ

写真2-4 大洗町内でみられる昆虫

（出典：『茨城における絶滅のおそれのある野生生物動物編
2016年改訂版』）

(5) 水生生物

町の北部に位置する大洗海岸には、県下最大規模の岩礁地帯が広がり、カニ類、ヒトデ類、アメフラシなどの軟体動物類、シロメバル、スズキ、ムラソイといった魚類など、多くの海洋生物が生息している。特に海藻類は、アラメ（カジメ）やヒジキ、アオサ類など茨城県沿岸地帯から記録がある 164 種のうち過去には 124 種が確認された（中庭 2021）。しかし沿岸部の開発を経て、近年では砂礫が岩礁を覆うなどの原因により、種類数は減少傾向となっている。

また南部に位置する砂浜は鹿島灘に面し、外洋性のチョウセンハマグリを始めとした、砂地を好む貝類の生息域となっている。

涸沼は海水が入り込む汽水湖で、スズキ、クロダイ、ボラ、ハゼ、コイ、サッパ、コノシロ、フナ、コイ、ウグイ、ニゴイ、ヌマガレイなど、海水・淡水・汽水の魚介類が豊富に生息している。また関東有数のヤマトシジミの漁場であるほか、スズキ、クロダイ、ハゼの釣り場として賑わっている。近年、特定外来生物であるオオクチバス、ブルーギルなどが確認されており、生態系への影響が懸念されている。



シロメバル



スズキ

写真2-5 大洗町域でみられる魚類

2. 取り巻く社会環境

2-1. 交通

大洗町は、北関東自動車道・東水戸道路水戸大洗インターチェンジから国道 51 号経由で中心部を結ぶほか、隣接するひたちなか市、水戸市を結ぶ県道が走っている。常磐自動車道による「たて」の繋がり、北関東自動車道による「よこ」の繋がりによりアクセス環境が向上している。鉄道は、水戸市と鹿嶋市を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線の大洗駅があり、水戸駅と大洗駅を約 15 分で行き来することができる。そのため、東京駅から約 2 時間で大洗駅にアクセス可能である。また、重要港湾茨城港大洗港区を有しており、北海道苫小牧港まで週 12 便でカーフェリーが就航しているため、北海道(苫小牧港)と首都圏を結ぶ拠点として港勢を伸ばしている。空港においては、茨城空港から車で 40 分の距離

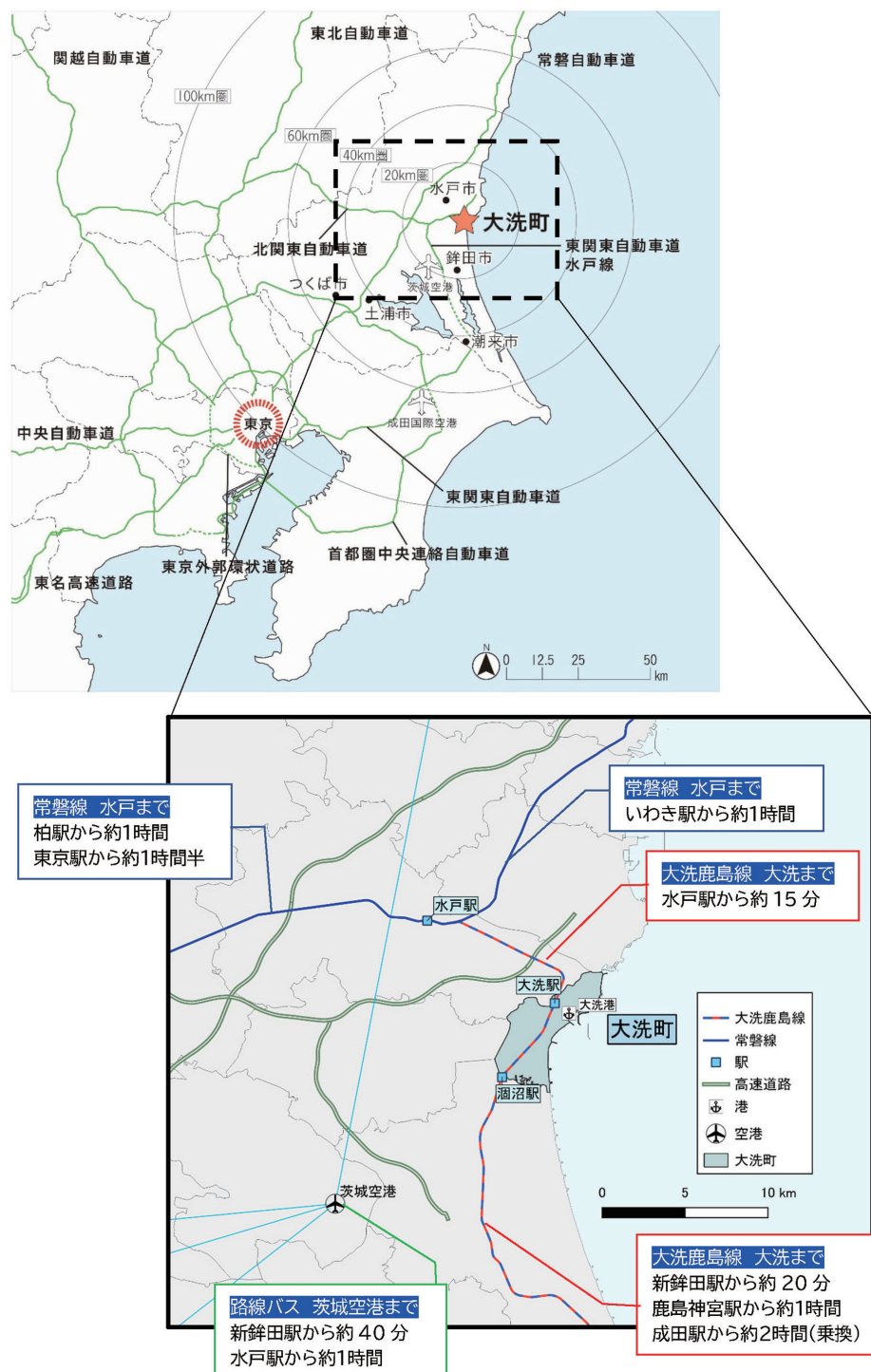


図2-7 大洗町の交通（出典：『第6次大洗町総合計画』）

にある。そのため、大洗町は、陸・海・空の交通結節点として重要な役割を果たしている。

磯浜古墳群は、大洗駅から「大洗駅前通り」、県道 2 号線を通り、約 1 km の位置にあり、徒歩でも 10 分程度と駅からアクセスしやすい場所にある。公共交通機関では、大洗駅前から大洗町コミュニティバス『海遊号』（アクアワールド大洗ルート右回り）に乗り「新町」停留所から徒歩 5 分となっている。

2-2. 観光

大洗町は年間 441 万人（令和元年度入り込み客数）が訪れる、茨城県内有数の観光地である。大洗町の観光の特徴は「海」で、大洗マリーナや大洗サンビーチ海水浴場等の施設が海岸に整備され、マリンスポーツなどアクティビティを体験できる観光スポットになっている。更に、大型水族館「アクアワールド大洗」や「大洗マリンタワー」等の室内集客施設や大洗ゴルフ倶楽部など、夏季だけではなく年中楽しめる施設が臨海部に集積され、通年型リゾート観光地としての地位も確立している。最近では、アニメの舞台として注目され、サブカルチャーファンが多く訪れ、人気を集めている。

また、斉衡 3 (856) 年創建の大洗磯前神社や神磯鳥居、ラムサール条約登録湿地である潤沼など、歴史文化や自然に富んだ地であり、大洗町の景観資源として観光客を魅了している。磯浜古墳群は国指定史跡として、大洗町の観光・景観資源に位置づけられている。

このように、大洗町は首都圏に近接し、海に接するという地の利、交通インフラや集客施設の充実、サブカルチャーファンを有する強みを持つ。また一方で、団体観光から個人（少人数）・参加型の体験観光への利用者ニーズの変化や地域間競争、日帰り観光客の増加など、近年の観光ニーズは多様化しているため、あらゆる観光資源を掘り起こし、磨きをかけ、多様な立場の人たちと対話と連携を図り、観光まちづくりを進める必要がある。磯浜古墳群についても、歴史文化的な観光資源の一つとして、歴史や文化に触れるまち歩き事業等での活用が期待されている。



図2-8 大洗駅から磯浜古墳群までの経路

(出典：『磯浜古墳群回遊マップ』に加筆)



図2-9 大洗町の観光マップ

(出典：『大洗町観光マップ』に加筆)

2-3. 関連法規制

(1) 都市計画法

磯浜古墳群が位置する地域は都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に該当する。

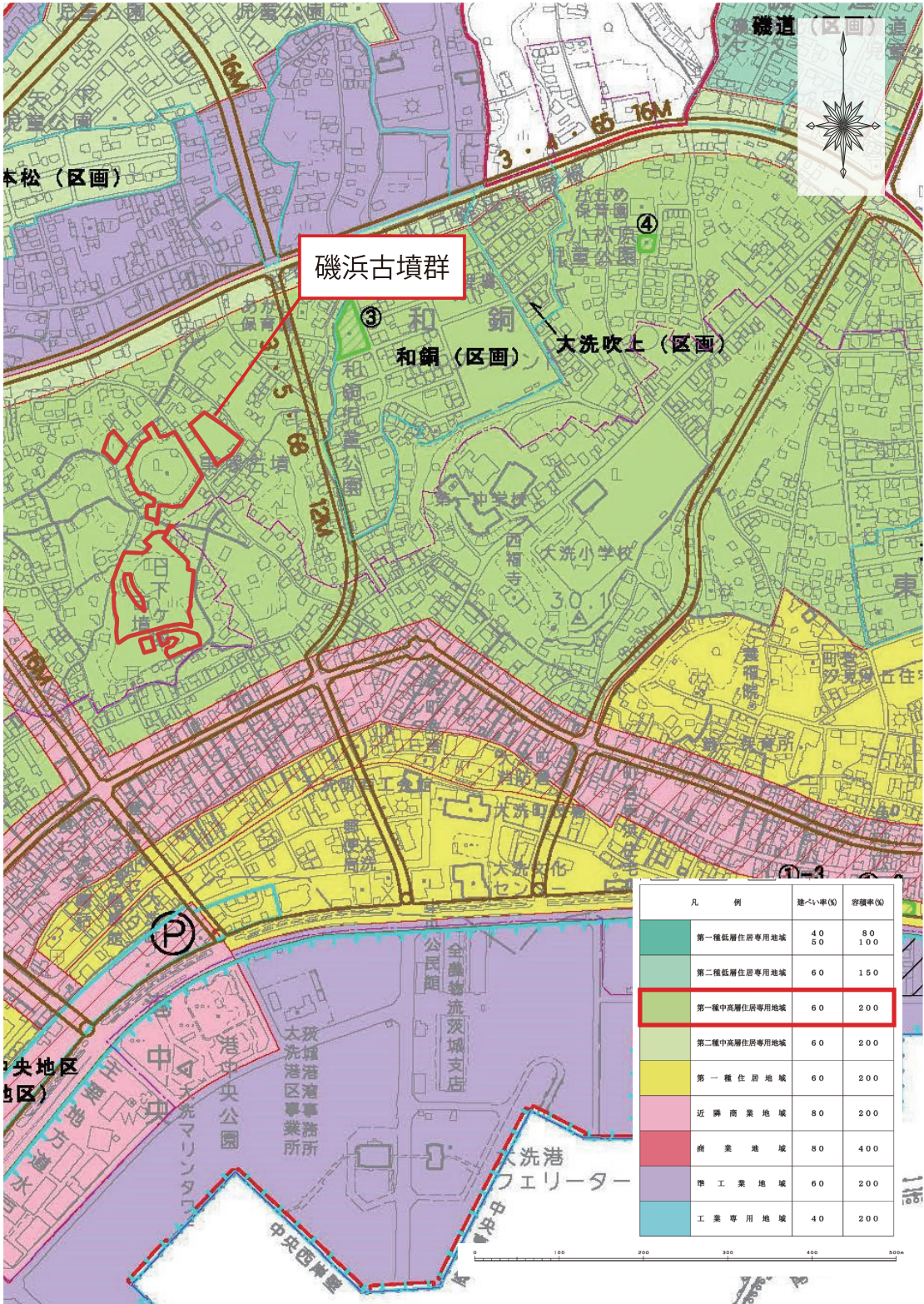


図2-10 都市計画図（出典：『大洗町都市計画図』に加筆）

(2) 文化財保護法

磯浜古墳群は国史跡に指定されているため、史跡指定地内は文化財保護法の規制を受け、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化財保護法第125条に基づき、文化庁長官の許可が必要となる。また、磯浜古墳群の史跡指定地周辺は埋蔵文化財包蔵地となっている。



図2-11 日下ヶ塚古墳と磯浜海防陣屋跡周辺の土砂災害ハザードマップ

（3）土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

磯浜古墳群の指定範囲のうち、日下ヶ塚古墳と磯浜海防陣屋跡の一部が「土砂災害防止法」における「土砂災害警戒区域（通称:イエローゾーン）」及び「土砂災害特別警戒区域（通称:レッドゾーン）」となっている。土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、市町村等により危険の周知や警戒避難体制の整備が行われる。土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定開発行為に対する許可制（都道府県）、建築物の構造規制（都道府県または市町村）等が行われる。

（4）景観法

景観法に基づき『大洗町景観計画』が策定されており、大洗町全体が景観計画区域に指定されている。磯浜古墳群は「市街地景観ゾーン 住居系市街地」に該当し、住宅や生活サービス施設を中心に発達し、町の生活基盤となるゾーンに存在する。（詳細は、第1章第6節2を参照）

（5）森林法



図2-12 森林計画の指定範囲

（出典：『いばらきデジタルまっぷ』より抜粋・加筆）

磯浜古墳群は、車塚古墳が森林計画に該当し、林種は「天然林」である。森林法は、森林の管理や森林資源の保続および森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律であり、森林法第5条において、国、県、市町村及び森林所有者等が取り組むべき森林計画制度が定められている。「天然林」については、「原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林等については、自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る」と定められている。

(6) 農地法

磯浜古墳群は、農地法第4条及び第5条に基づき、転用届出の必要な市街化区域内にある農地と定められている。

3. 取り巻く歴史環境

3-1. 大洗町の成り立ち

大洗町の行政区域を紐解いてみると、幾つかの段階が存在する。

『常陸国風土記』に拠れば、大化5（649）年、那賀の国造の領地であった、鹿島灘沿いの寒田（現在の鹿嶋市・神栖市境付近）から北の里五つなどを分割して、香島の神の郡を置いている。この古墳時代終末期の7世紀の中頃に、大洗町域も那賀郡から香島郡に分かれた可能性があるが、その境界は定かではない部分がある。大洗町域に面する那珂川水系の河口域付近を阿多可奈湖^{あたかなのみなと}と呼んでおり、面した平津（現在の平戸付近）の存在より、那珂川水系の河口域が、水運で開けた港津として機能していた様子が浮かび上がる。

870年代に成立した『日本文徳天皇実録』には、斉衡3（856）年、「鹿嶋郡大洗磯前」の記録があり、町の北部が平安時代前期には鹿嶋郡に帰属し、町名の大洗が、1,150年以上前に成立していたことを知ることができる。10世紀前半に成立した『和名類聚抄』に拠れば、平安時代には、古代鹿嶋郡に帰属する町北部の宮田郷と南部の大屋郷とがある。宮田郷は潤沼川に面する字宮田の遺称地が残り、大洗磯前神社に献ぜられた神田に由来すると考えられる。大屋郷は、現在の大貫町神山町境の千天遺跡から奈良時代の「大屋厨」を墨書した須恵器坏が出土しており、奈良時代には、町の南部を大屋と呼んでいたことが物証から証明された（寺内 2014）。

大貫町の一部である木下^{けおろし}も度々登場し、大永6（1526）年の『亀山村不動堂勧進疏』には、「材を取る舟は木下の岸に着き」とあり、大洗磯前神社の勧進にあたり、大貫町の潤沼川沿いが木材の流通の結節点として機能していた姿が描かれている。永禄年間（1558～1570）の『鹿島神宮所領日記』には、「大貫かう（大貫郷）」、「かミ山かう（神山郷）」が登場し、中世の16世紀代になると、大洗町南部の地名が現在とほぼ同様に整ってくるようである。神山は亀山とも表記され、それとは区別される夏海の地名が登場するのもこの頃である。文禄3（1594）年の検地を示した『文禄検地郡村統属』には、宮田・大貫・神山・夏海（後の成田）の四村が、佐竹領の茨城郡に編入され、この郡域は江戸時代に入っても正保国絵図などに継続する。元禄国絵図の完成により茨城郡から鹿島郡に編入された（海老澤 2021）。

江戸時代前期になると、イワシ漁など、外洋の地先漁業が発達し、現在の商店街を中心とした磯浜の市街地が整備され、それまでの古代以来の宮田村から大洗海岸の岩礁に由来する磯、磯ノ浜、磯浜への町名変更がおこる。発達した磯浜市街地では、大洗磯前神社の参詣、磯浜潮湯治から近代海水浴への観光業の勃興と発展、祝町の花柳界で生まれ育つ民謡の磯節など、海との関わりの中で、近世から近代にかけて多様な地域文化が花開くことになる。

昭和29年11月には北部の磯浜町と大貫町が、その翌年には南部の神山町・成田町も合併し、大洗町が誕生する。この度、町政約70年を経過し、町の代表的な文化財である史跡 磯浜古墳群を対象とした保存活用計画の策定を行うことにより、この土地の歴史や文化について、向き合うことになったのである。

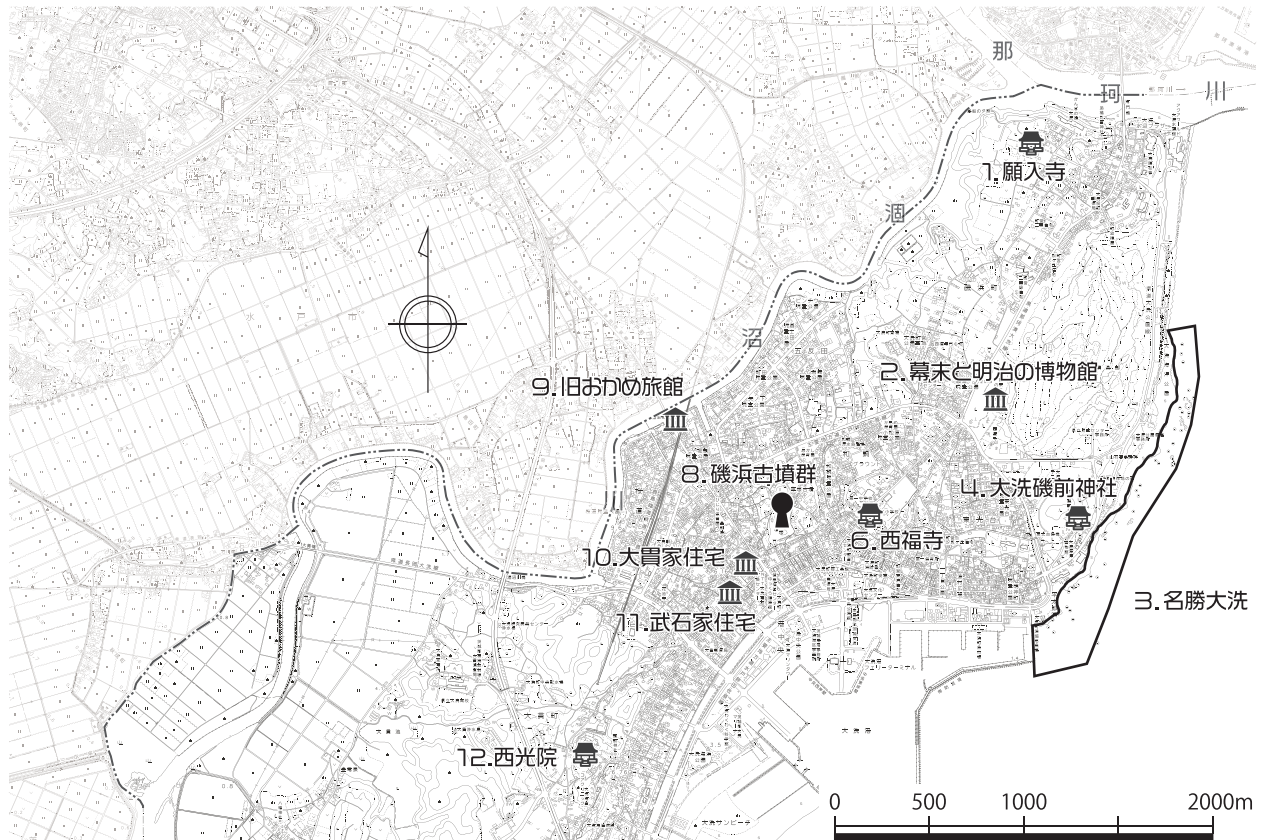


図2-13 指定文化財・登録文化財

3-2. 大洗町の文化財

大洗町には、文化資源や歴史資源と言い換えることもできる、多数の文化的所産が所在する。その中でも、歴史上又は芸術上価値の高いもの、重要なものについては、国の文化財保護法、及び茨城県文化財保護条例、大洗町文化財保護条例の規定に従い、指定、あるいは登録し、後世に残す策を講じている。大洗町では、別表の通り、国・県・町指定等を合わせ、総数 34 件にのぼっている。その内容も固定化したものではなく、調査研究の深まりによって評価され新指定されたり、県指定や国指定に昇格したりする場合もある。令和 2 年 3 月に国指定史跡となった磯浜古墳群（8）も、永年、県指定史跡であった日下ヶ塚 1 件と同車塚 1 件を合わせ、古墳群として再評価されたものである。

多くの指定文化財は、古代～中近世に創建された、大洗磯前神社（4）や西光院（12）・願入寺（1）・西福寺（6）などの社寺を中心に保管されている。近世建築の建造物の他、本尊などの仏像、収蔵品である工芸品・書跡・古文書・絵画などの多岐にわたる物件（1-1～1-10・4-1～4-3・6-1～6-4・12-1～12-3）が、その価値の評価を受けている。

この他に、大洗町教育委員会が所蔵・管理する、弥生時代の青銅製品である巴形銅器を中心とした一本松遺跡出土遺物（7-1）のような先史遺物が県指定考古資料として評価されており、磯浜古墳群周辺についても時代的背景や周辺遺跡の展開などについても、注意を払う必要が出てくる。

番号	指定・登録	種別	名称	数量	所有者・管理者	指定・登録日
1-1	県指定	絵画	親鸞聖人画像	1幅	願入寺	S47.12.18
1-2	県指定	彫刻	木造 阿弥陀如来立像	1体	願入寺	S47.12.18
1-3	県指定	工芸品	香合	2個	願入寺	S47.12.18
1-4	県指定	工芸品	朱漆塗薦葛模様碗	5個	願入寺	S47.12.18
1-5	県指定	書跡	唯信鈔断片	1幅	願入寺	S47.12.18
1-6	県指定	書跡	蓮如筆 消息大根田御坊宛	1幅	願入寺	S47.12.18
1-7	町指定	建造物	願入寺山門	1基	願入寺	S50.7.10
1-8	町指定	絵画	尾方光琳筆襖絵	1帖	願入寺	S50.7.10
1-9	町指定	彫刻	如信上人座像	1軀	願入寺	S50.7.10
1-10	町指定	古文書	二十四輩牒	1巻	願入寺	S50.7.10
2-1	県指定	工芸品	扇散蒔絵書棚	1架	幕末と明治の博物館	S46.12.2
2-2	県指定	工芸品	短刀	1振	幕末と明治の博物館	S47.12.18
2-3	町指定	絵画	偕楽園図	1幅	幕末と明治の博物館	R3.9.24
2-4	町指定	絵画	好文亭四季模様之図	1幅	幕末と明治の博物館	R3.9.24
2-5	町指定	彫刻	銅造明治天皇立像	1軀	幕末と明治の博物館	H15.7.30
2-6	国登録	建造物	幕末と明治の博物館別館	1棟	幕末と明治の博物館	H17.2.9
3-1	町指定	名勝	大洗	1件	茨城県	H21.1.20
4-1	県指定	建造物	大洗磯前神社拝殿・本殿	2棟	大洗磯前神社	S45.9.28
4-2	県指定	工芸品	太刀(銘常州水戸住藤原近則)	1口	大洗磯前神社	H2.1.25
4-3	町指定	建造物	隋神門	1基	大洗磯前神社	S62.5.1
5-1	町指定	古文書	税所文書	86点	個人	H29.2.24
6-1	県指定	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像	1軀	西福寺	S44.3.20
6-2	県指定	彫刻	木造 阿弥陀如来坐像(胎内仏)	1軀	西福寺	S44.3.20
6-3	県指定	彫刻	木造 観世音菩薩立像(胎内仏)	1軀	西福寺	S44.3.20
6-4	県指定	彫刻	木造 勢至菩薩立像(胎内仏)	1軀	西福寺	S44.3.20
7-1	県指定	考古資料	一本松遺跡出土遺物	13点	町教育委員会	H23.11.17
8-1	国指定	史跡	磯浜古墳群		管理者 大洗町	R2.3.10
9-1	国登録	建造物	旧おかめ旅館本館	1棟	個人	H19.10.22
10-1	国登録	建造物	大貫家住宅主屋	1棟	個人	H18.3.2
11-1	国登録	建造物	武石家住宅主屋	1棟	個人	H17.2.9
11-2	町指定	天然記念物	三尺藤	1株	個人	H26.7.23
12-1	県指定	絵画	絹本着色 金剛界大日如来画像	1幅	西光院	S44.3.20
12-2	県指定	彫刻	木造 阿弥陀如来立像	1軀	西光院	S44.3.20
12-3	県指定	天然記念物	お葉付イチヨウ	1株	西光院	S37.2.26

表2-2 指定文化財・登録文化財一覧

3-3. 磯浜古墳群と周辺の遺跡

大洗町の所在する遺跡は、令和5年4月1日現在、総数107か所を数え、旧石器時代から江戸時代に至る集落跡、貝塚、古墳、城館跡などが確認されている。約1割の遺跡は太平洋を直接臨む台地東縁に営まれているが、他の遺跡は那珂川・涸沼川に直面する台地上か、涸沼川に流れ下る小河川に臨む台地縁辺に位置している。磯浜町のゴルフ場内、成田町の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構敷地内や山林内は把握が困難なため、遺跡の実数は増加するものと考えられる。

旧石器時代の遺跡は、ドンドン山遺跡（遺跡番号3）の^{いわふねやま}と磐船山遺跡（4）の2遺跡が確認されており、町の北端に偏る（藤本（弥）1980a・1980b、藤本（武）1993）。両遺跡合わせて、10点ほどのナイフ形石器等が採集されている。

縄文時代の遺跡は、二葉町遺跡（8）、^{しらはた}白畑貝塚（19）、^{ふきあげ}吹上貝塚（18）、^{おおぬきおちがみきた}大貫落神北貝塚（46）、大貫落神南貝塚（47）、^{ちてん}一本松遺跡（21）、千天遺跡（75）、おんだし遺跡（95）等が存在する。二葉町遺跡は早期を中心とする遺跡で、各期の遺物が採集されている（大内1970）。前期関山式期の白畑貝塚は、未

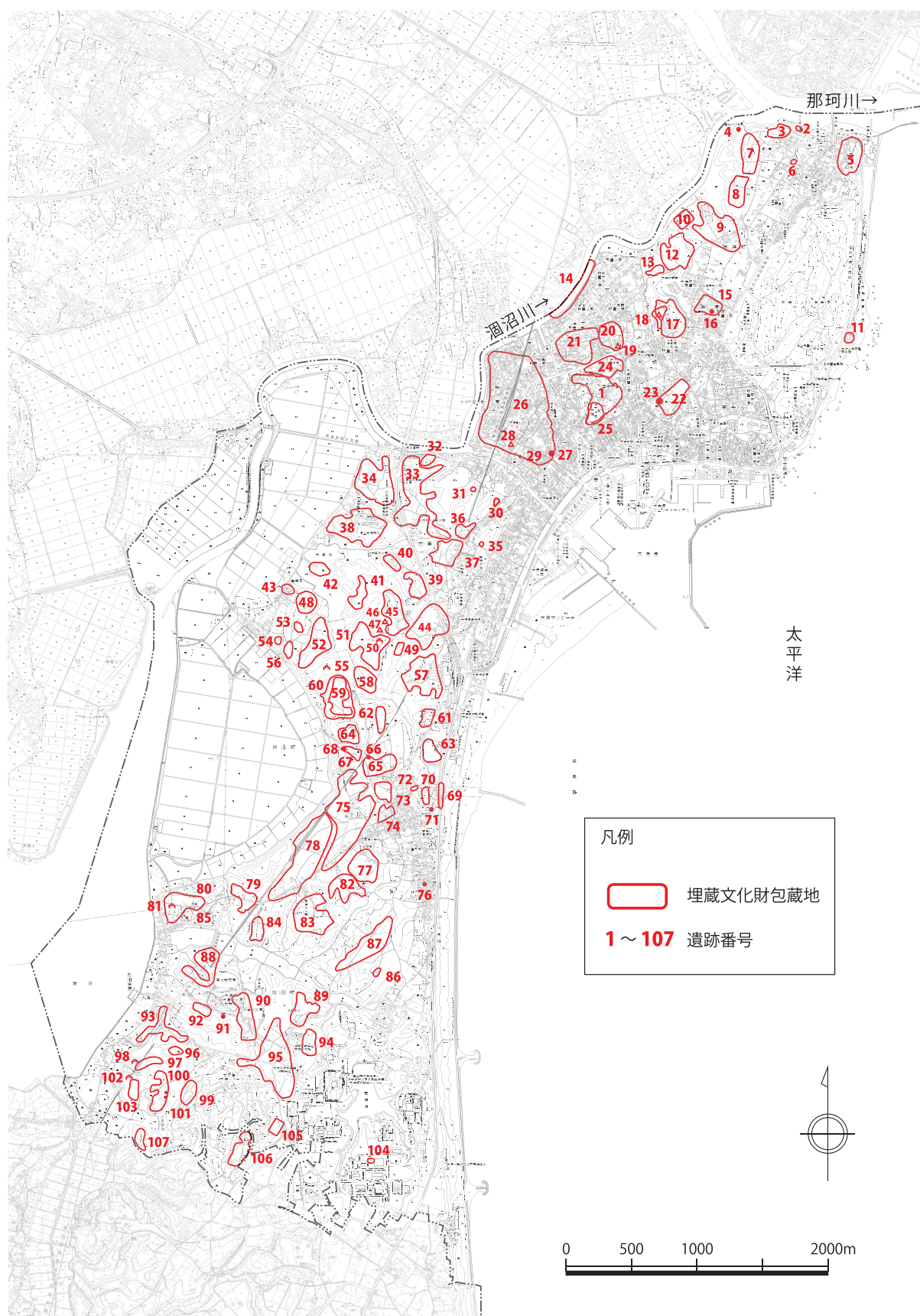


図2-14 大洗町内遺跡の分布

調査の遺跡であるが、2地点からなり、ヤマトシジミが濃密に分布する（井上 1987、藤本（武）1994a）。吹上貝塚は A～D の 4 地点からなり、台地上と斜面に形成されている。地点ごとに形成時期が異なり、前期関山式期の A 地点と中期～後期初頭の B～D 地点間で、貝類組成に変化がみられる（佐藤 1968、上川名 1972、藤本（弥）1977、宮田 1979）。台地上には該期の集落跡である吹上遺跡が占地する（藤本（弥）1977、宮田編 1977）。調査を実施した千天遺跡やおんだし遺跡からは、中期中葉～後期初頭の堅穴建物跡や土坑が多数検出されている（井上 1975、村田編 1980、井上・植田・松橋 1980・1982）。大洗町南部の千天遺跡第 46 号土壌の覆土中には、外海岩礁域に生息する貝類がブロック状に包含されており、必ずしも地先ではない大洗海岸からの採捕がみられた（植田・井上・松橋 1982）。後期前葉～中葉の大貫落神北・南貝塚の両貝塚は、7 地点の斜面貝塚あるいは遺物包含層から構成され、外海に生息するチョウセンハマグリなどの採捕が特徴的である。各地点、各層は細かく細分されており、動物遺体の内容に変化がみられた（藤本（弥）1980c、井上・金子 2000a・2000b）。貝塚直上の常福寺遺跡第 I 調査区には当時の集落跡が形成されている（井上・蓼沼 2001）。一本松遺跡からは後期前葉～中葉の建物跡と共に、晩期前葉の B 地点貝塚を検出した（藤本（武）1994b、蓼沼 2000、井上・馬目・宮田 2001）。

弥生時代の遺跡は、髭釜遺跡（26）、一本松遺跡（21）、団子内遺跡（20）、米蔵地遺跡（24）、長峯遺跡（38）等が所在する。髭釜遺跡は約 7.6ha におよぶ広大な遺跡であり、4 次に及ぶ発掘調査を実施したものの、鹿島臨海鉄道敷設工事や桜道土地区画整理事業により多くの範囲が破壊を受けてしまった。昭和 24 年には後期後半十王台式期の貝塚が調査され、その後、鹿島臨海鉄道敷地内の第 30・56 号建物跡からも弥生時代後期の貝類・魚類・獣類遺体が出土している（井上・宮田・杉浦・福田 1975・1976、井上 1977、井上 1980、藤本（武）1991、井上・宮田 1999）。一本松遺跡・団子内遺跡・米蔵地遺跡の 3 遺跡については、一本松遺跡群と呼ぶべき本来切れ目なく連続する集落跡であって、後期を主体とし一部に中期の遺物も出土する（井上 1969、藤本（弥）1983、井上 1987、藤本（武）1994b、井上・馬目・宮田 2001）。髭釜遺跡及び一本松遺跡群については、磯浜古墳群築造と連動する動向がみられるので、後節「弥生時代～古墳時代の周辺の遺跡」で詳述したい。長峰遺跡は昭和 48 年の大洗高等学校建設に伴って後期前半の建物跡 17 棟が検出されている（井上 1973）。当時茨城県内において弥生集落の構造が明らかとなった報告例は無かったため、重要な事例と考えられた。

磯浜古墳群を除いた古墳時代の遺跡としては、髭釜遺跡（26）、一本松遺跡群（一本松遺跡（21）・団子内遺跡（20）・米蔵地遺跡（24））、常福寺遺跡（45）、吹上遺跡（17）、長峯遺跡（38）、落神遺跡（41）、千天遺跡（75）、ヨナ川遺跡（88）等が確認されている。古墳（群）については、後期から終末期の寺家上古墳（23）、行人塚古墳（27）、花池古墳（29）、旧陣屋古墳（85）、富士山 1・2 号墳（30）、下宿古墳（76）など総数 26 基が把握されている。髭釜遺跡及び一本松遺跡群については、前期・後期を中心とした堅穴建物や方形周溝墓が展開するが、磯浜古墳群直下の集落であり動向が重要であるため、弥生時代集落と共に「3-4. 弥生時代～古墳時代の周辺の遺跡」で詳しく述べたい。常福寺遺跡からは前期・後期を中心とした堅穴建物 44 棟が発掘調査されている（井上 2000）。吹上遺跡（宮田編 1977）、長峯遺

第2章 磯浜古墳群の概要

番 号	遺 跡 名	よみがな	所 在 地	種 類	現 況	時 代									
						旧石器	縄文	弥生		古墳		奈・平	中世	近世	
								中期	後期	前期	中期				後期
1	磯浜古墳群	いそはま	磯浜町2865-8 外24筆	古墳群	山林					○	○				
2	祝町Ⅰ遺跡	いわいまちいち	磯浜町7987	包蔵地	荒地		○								
3	ドンドン山遺跡	どんどんやま	磯浜町7986-2	集落跡	宿泊施設	○	○	○	○						
4	磐船山古墳	いわふねやま	磯浜町7918-8	古 墳	山林							○			
5	祝町向洲台場跡	いわいまちむこうざ	磯浜町8179-1外	台場跡	山林・宅地										○
6	祝町Ⅱ遺跡	いわいまちに	磯浜町7986-25	集落跡	宅地		○								
7	磐船山遺跡	いわふねやま	磯浜町7896-6	集落跡	畑	○	○		○				○		
8	二葉町遺跡	ふたばちょう	磯浜町7753	集落跡	畑		○		○	○	○	○	○		
9	前坪遺跡	まえあくつ	磯浜町6316	集落跡	畑				○			○	○		
10	二葉町下養鰻所遺跡	ふたばちょうようまんじょ	磯浜町7226	包蔵地	荒地		○	○	○						
11	大洗海岸遺跡	おおあらいかいがん	磯浜町8250	包蔵地	砂丘				○						
12	宮田遺跡	みやた	磯浜町6114	集落跡	畑				○	○		○	○		
13	宮田下遺跡	みやたした	磯浜町5772外	集落跡	畑地・山林				○	○	○	○	○		
14	渦沼川河床遺跡	ひぬまがわかしょう	磯浜町字中瀬向地先	包蔵地	河川		○	○	○	○	○		○		○
15	上ノ山遺跡	かみのやま	磯道52	集落跡	宅地				○				○		
16	上ノ山古墳	かみのやま	磯道60	古 墳	公園							○			
17	吹上遺跡	ふきあげ	磯浜町5609	集落跡	畑		○		○		○	○	○		
18	吹上貝塚	ふきあげ	磯浜町5002-1	貝 塚	山林		○								
19	白畑貝塚	しらはた	磯浜町3633-1	貝 塚	畑地		○								
20	団子内遺跡	だんごうち	五反田161	集落跡	宅地			○	○	○	○	○	○		
21	一本松遺跡	いっぽんまつ	磯浜町3344	集落跡	荒地		○	○	○	○	○	○	○		○
22	釜堀遺跡	かまほり	磯浜町6694	集落跡	校地		○	○							
23	寺家上古墳	てらやうえ	磯浜町5311	古 墳	校地・山林					○					
24	米蔵地遺跡	よねぞうち	磯浜町3446	集落跡	宅地				○				○		
25	望洋館跡・磯浜海防陣屋跡	ぼうようかんあと・いそはま	磯浜町2865外	城館跡	山林										○
26	髭釜遺跡	ひいがま	桜道301	集落跡	宅地			○	○	○		○			
27	行人塚古墳	ぎょうにんづか	磯浜町1113-1	古 墳	山林							○			
28	勘十堀貝塚	かんじゅうぼり	桜道28	貝 塚	宅地		○								
29	花池古墳	はないけ	大貫町字花池481	古 墳	畑地							○			
30	富士山古墳群	ふじやま	大貫町1817	古 墳	山林							○			
31	ウツギ崎砦跡	うつぎざき	大貫町2004-1	城館跡	山林									○	
32	船渡遺跡	ふなど	大貫町2284	集落跡	畑				○	○	○	○			
33	官女平遺跡	かんじょだいら	大貫町2186	集落跡	畑				○			○	○		
34	へろ内遺跡	へろうち	大貫町2562	集落跡	畑				○	○		○	○		
35	権現坂横穴墓	ごんげんざか	大貫町745-16	横穴墓	山林							○			
36	富士ノ腰遺跡	ふじのこし	大貫町1770	集落跡	畑				○				○		
37	寺ノ上遺跡	てらのうえ	大貫町1735	集落跡	畑				○	○	○	○	○		
38	長峯遺跡	ながみね	大貫町2908	集落跡	校地				○	○		○	○		
39	中丸平遺跡	なかまるたいら	大貫町3303	集落跡	畑		○		○	○	○	○	○		

表2-3 大洗町内遺跡一覧 1

番 号	遺 跡 名	よみがな	所 在 地	種 類	現 況	時 代									
						旧石器	縄文	弥生		古墳			奈・平	中世	近世
								中期	後期	前期	中期	後期			
40	鬼窪遺跡	おにくぼ	大貫町3295	集落跡	畑				○	○	○	○			
41	落神遺跡	おちがみ	大貫町3446	集落跡	荒地		○		○	○	○	○	○	○	○
42	一杯館跡	いっばいだて	大貫町4238	城館跡	荒地									○	
43	椿山遺跡	つばきやま	神山町1998-6	集落跡	畑		○		○						
44	中畑遺跡	なかばたけ	大貫町1572	集落跡	畑		○						○		
45	常福寺遺跡	じょうふくじ	大貫町3507	集落跡	荒地		○		○	○	○	○	○	○	○
46	大貫落神北貝塚	おおぬきおちがみきた	大貫町3800	貝 塚	荒地		○								
47	大貫落神南貝塚	おおぬきおちがみみなみ	大貫町3777	貝 塚	荒地		○								
48	蜂内遺跡	はちうち	神山町1982	集落跡	畑		○		○	○		○			
49	飛城遺跡	ひじょう	大貫町1448	集落跡	荒地					○	○	○	○		
50	登城館跡	とじょうやかた	大貫町3738	城館跡	山林									○	
51	登城遺跡	とじょう	大貫町3744	集落跡	荒地		○		○		○	○	○	○	
52	天子遺跡	あまし	神山町1899	集落跡	畑		○	○	○		○		○		○
53	前峯遺跡	まえみね	神山町2009	集落跡	畑				○						
54	長町遺跡	ながちょう	神山町2039	集落跡	畑				○						
55	龍貝館跡	りゅうがいやかた	神山町1685	城館跡	山林									○	
56	神山塙遺跡	かみやまはなわ	神山町2030	集落跡	畑		○								
57	栗林遺跡	くりばやし	大貫町1349	集落跡	畑		○				○	○	○	○	
58	古内遺跡	ふるうち	大貫町3667	集落跡	荒地		○								
59	後新古屋遺跡	うしろしんこや	神山町1694	集落跡	畑, 山林				○	○	○	○	○		
60	後新古屋館跡	うしろしんこややかた	神山町1697-1	城館跡	山林・畑地									○	
61	御中山遺跡	おなかやま	大貫町1194-3	集落跡	畑, 宅地		○				○	○	○		
62	稲荷前遺跡	いなりまえ	神山町1103	集落跡	畑		○		○			○	○		
63	矢場久保遺跡	やばくぼ	大貫町1208-5	集落跡	畑									○	
64	清瀬遺跡	きよせ	神山町1528	集落跡	畑				○	○	○	○	○		
65	天神西遺跡	てんじんにし	神山町1034-1	集落跡	畑		○		○			○	○	○	
66	神ノ下古墳	かみのした	神山町1741	古 墳	山林							○			
67	神ノ前遺跡	かみのまえ	神山町734	集落跡	畑								○		
68	宮久保古墳	みやくぼ	神山町1047-1	古 墳	山林							○			
69	夏海浜欠台場跡	なつみはまがけ	成田町4356-3外	台場跡	道路										○
70	今神遺跡	いまがみ	神山町1331	集落跡	畑					○	○	○			
71	塩見塚古墳	しおみづか	神山町1314-3	古 墳	山林							○			
72	蒲沼遺跡	かばぬま	神山町1362	集落跡	畑		○				○				
73	田神遺跡	たがみ	神山町942	集落跡	畑		○			○			○		
74	保地畑遺跡	ほちばたけ	神山町882	集落跡	畑, 墓地				○	○	○	○		○	
75	千天遺跡	ちてん	神山町461	集落跡	畑		○		○	○		○	○		
76	下宿古墳	しもじゆく	成田町109	古 墳	神社					○					
77	四反遺跡	よんたん	成田町399	集落跡	畑		○		○	○	○	○	○		
78	南藤太郎遺跡	みなみとうたろう	神山町339	集落跡	畑		○		○	○		○	○		
79	與吾遺跡	よご	神山町110	集落跡	畑		○		○	○					

表2-4 大洗町内遺跡一覧2

第2章 磯浜古墳群の概要

番 号	遺 跡 名	よみがな	所 在 地	種 類	現 況	時 代									
						旧石器	縄文	弥生		古墳			奈良・平安	中世	近世
								中期	後期	前期	中期	後期			
80	旧陣屋遺跡	きゅうじんや	神山町4391	集落跡	畑			○	○	○	○	○		○	○
81	松川陣屋跡	まつかわ	神山町4393	城館跡	畑										○
82	明後内遺跡	みょうごうち	成田町642	集落跡	畑				○				○		
83	日中内遺跡	にっちゅううち	成田町578	集落跡	畑		○		○				○	○	
84	大峯遺跡	おおみね	成田町1395	集落跡	畑					○	○	○	○		
85	旧陣屋古墳	きゅうじんや	神山町4337-3	古 墳	畑地						○				
86	井戸ノ上遺跡	いどのうえ	成田町3753	集落跡	畑		○								
87	小出山遺跡	こいでやま	成田町997	集落跡	畑				○	○	○	○	○		
88	ヨナ川遺跡	よながわ	成田町1709	集落跡	畑		○		○		○	○	○	○	
89	神明社遺跡	しんめいしゃ	成田町字神明社2066-7	集落跡	山林		○		○				○	○	
90	椎木下遺跡	しいきした	成田町1622	集落跡	畑、公園		○		○			○	○		
91	椎木古墳	しいき	成田町1609	古 墳	山林							○			
92	居尻遺跡	いじり	成田町1509-2	集落跡	畑		○		○	○	○	○	○		
93	成田塙遺跡	なりたはなわ	成田町2378	集落跡	畑		○		○				○	○	
94	猪ノ川遺跡	いのかわ	成田町2194	集落跡	駐車場		○		○			○	○		
95	おんだし遺跡	おんだし	成田町2209	集落跡	畑		○		○			○	○		
96	エモデ遺跡	えもで	成田町2361-1	集落跡	畑								○		
97	小館遺跡	こたて	成田町2456-3	集落跡	畑		○	○	○			○	○	○	
98	小館館跡	こたてやかたあと	成田町2459-3	城館跡	山林									○	
99	国屋遺跡	くにや	成田町3249	集落跡	ゴルフ場								○		
100	石塚遺跡	いしづか	成田町2953	集落跡	畑		○		○	○		○	○	○	
101	石塚古墳群	いしづか	成田町2963-1	古墳群	畑地						○				
102	大館館跡	おおたてやかた	成田町2887	城館跡	山林									○	
103	大館遺跡	おおたて	成田町2887	集落跡	畑				○				○		
104	仲野遺跡	なかの	成田町字仲野3476-2ほか	集落跡	山林		○								
105	館山館跡	たてやまやかた	成田町3306-1外	城館跡	山林									○	
106	皿沼遺跡	さらぬま	成田町3104	集落跡	ゴルフ場		○		○				○		
107	太田山遺跡	おおたやま	成田町3017	集落跡	畑							○			

表2-5 大洗町内遺跡一覧3

跡（井上 1973）、落神遺跡（井上 2001）、千天遺跡（村田編 1980）、ヨナ川遺跡（中村 1991）でも複数の堅穴建物が発掘調査されており、町域の広い範囲に集落が存在していることが確認されている。

奈良・平安時代の遺跡は、髭釜遺跡（26）、一本松遺跡（21）、米蔵地遺跡（24）、落神遺跡（41）、常福寺遺跡（45）、^{ひじょう}飛城遺跡（49）、寺ノ上遺跡（37）等が存在する。大貫台地開発に伴う発掘調査では、落神遺跡からは 28 棟、常福寺遺跡からは 74 棟、飛城遺跡からは 10 棟と、多数の建物跡が検出されており、鹿島台地平坦部に幅広く集落が展開する（井上 2000・2001）。登城遺跡（51）からは、奈良時代の漁網用の土錘の他、鉄製の鎌や刃先、10 世紀後半の粃の状態のイネが出土しており、漁業や稲作の生産活動の物証が出土している（井上・蓼沼 2001）。漁業の内、外洋砂底に生息する巻貝のダンベイキサゴを選択的に採貝していたことが、平安時代前期の常福寺遺跡や寺ノ上遺跡で判明している（井上 2000、

蓼沼・金子・大津 2008)。涸沼川に面した米蔵地遺跡の平安時代前期の建物に投棄された須恵器の生産地を分析したところ、運搬しやすい那珂川中流域の水戸市木葉下^{あぼっけかま}窯ばかりではなく、常陸南部の常総の内海に面して水系が異なる土浦市新治窯跡からも少なからず運ばれてきていたことが判明し、涸沼水系を経由して物資が集積しやすい背景が浮かび上がる（蓼沼 2013）。

文献史料もたどると、この地域の奈良・平安時代の人間活動はより鮮明になる。奈良時代から平安時代初頭の蝦夷征討に際し陸奥国への軍需物資の補給港として機能した『常陸国風土記』に登場する平津の遺称地は、髭釜遺跡・米蔵地遺跡を含む一本松遺跡群の涸沼川対岸、現在の水戸市平戸付近と考えられている（志田 1989）。平安時代前期の貞観 8（866）年以前には、那賀郡の山中で伐採された栗材が鹿島神宮に運ばれており（黒板編 1974）、経路地の記載は無いものの、平津には那珂川の河川交通を通して用材が集積する河口港としての機能もあったものとみられる。このような中、外洋に面して大洗磯前神社が創建されてくるのは、平安時代中期の斉衡 3（856）年のことである。

中世の遺跡は、一杯館跡^{いっぱいだて}（42）、落神遺跡^{としよう}（41）、登城館跡^{こだてやかた}（50）、小館館跡（98）等、町南部の涸沼川水系の城館跡を中心とする。台地前面の一杯館跡は未調査のまま消滅した遺跡であるが、14 世紀末以降、大貫町に城を構えた千葉氏との関連が予測されている（江原・田中 1986）。その基部、落神遺跡の 15 世紀中葉～16 世紀中葉の第 1 号堀跡からは深身の内耳土器・播鉢・羽釜等が出土した（井上 2001）。二度にわたる発掘調査を経た 15 世紀後半を中心とする登城館跡は、堀溝に区画された複数の郭^{くるわ}を持ち内部に掘建柱建物跡や地下式墳^{こう}・竪穴状遺構などを配置した構造が明らかとなった（井上・蓼沼 2001、



図2-15 磯浜古墳群と周辺の遺跡等

大賀 2015)。小館館跡は部分的な調査に留まるが、土塁・堀跡・土橋などが検出され、緑釉小皿などが出土している（寺門 1978、中村 1991）。

大永 6（1526）年の『亀山村不動堂勧進蔬』には、鹿島神宮や大洗磯前神社の修理に際し、「材を取る舟が木下の岸に着く」とあり、大貫町の涸沼川沿岸の木下に社殿の建材が集積された記録が残る（六地藏寺編 1984）。この木下は、古代の平津とも近く、涸沼水系と外洋との間隔が最も狭くなる地点で、江戸時代中期に外洋と涸沼川とを開削して通水させた勘十郎堀を通した涸沼川側の基点となる場所である。那珂川涸沼水系の河口部の舟運の基点として木下が機能していたものとみて良い（藤井 2021）。

磯浜町から大貫町の手沿いの街並みは、中世末から江戸時代前期頃に形成されており、海岸線と直交する幅の狭い路地は、当時からほとんど変わっておらず、日常の生活用であると共に、水揚げされた魚を加工場へ運ぶためにも使われた。古代以来、大洗磯前神社に献ぜられた神田に因んで名付けられた宮田村の村名が、江戸時代中期、外洋の磯を採用した磯浜村に変わってゆくのは、外洋に面する漁村の形成が作用したものと考えて良いだろう。

特に重要な近世の遺跡となっているのは、主に水戸藩・守山藩の海防目的の軍事施設、祝町向洲台場跡（5）、望洋館跡・磯浜海防陣屋跡（25）、常福寺遺跡（45）、松川陣屋跡（81）等である。望洋館跡・磯浜海防陣屋跡については、水戸藩沿海を異船から防御するために、9代藩主徳川斉昭により設けられた海防陣屋であり、天保年間に、日立市の助川館を中心に、友部・大沼海防陣屋の設置と連動する。水戸藩南端の鹿島灘を一望にできる、海の眺望が優れた適地を選択したところ、因らずも磯浜古墳群と同じ場所を選択することになった。磯浜古墳群の日下ヶ塚古墳と一体化した密接な遺跡であるため、後節「3-8. 望洋館跡・磯浜海防陣屋跡」でやや詳しく記述しておきたい。

祝町向洲台場跡は幅約 200m にもなる西洋式構造の砲台場で、現在も松林の中に遺構が良好な状態で遺存している。イギリスとの国際関係が悪化する中で、文久 3（1863）～元治元（1864）年、那珂川河口の守りとして水戸藩が築造した（蓼沼 2006）。常福寺遺跡からは円形・楕円形の粘土貼の墓壇 10 基が検出され、17 世紀以降の第 29 号墓壇には側臥屈葬そくがくつそうの人骨に 38 枚の銭貨が副葬されていた（井上 2000）。松川陣屋跡は元禄 15（1702）年から明治 4（1872）年まで存続した守山藩の陣屋で、御殿・金蔵・稗蔵・火薬庫などの建物からなる。御殿跡の畑地には一部の礎石が残り、周辺からは 18・19 世紀の陶磁器類が採集される（中根 1986）。

明治・大正・昭和時代になると、遺跡としては登録されないが、市街地の各所に、当時の遺構や遺物が少なからず残されている。海水浴場として機能した、明治末建造の磯浜築港の基礎は昭和 50 年代に埋め立てられたが、町割りの一部にその位置を判別できるようになっている。通勤・通学、観光の足として、水戸と大洗とを結んだ大正末～昭和時代前中期の水浜電車の線路跡は、大洗磯前神社の境内に残る旧大洗駅のプラットフォームの遺構として、その面影を留めている。

3- 4. 弥生時代～古墳時代の周辺の遺跡

以上、大洗町内の 107 遺跡について概括してきた。次に、そのような取り巻く遺跡の内、磯浜古墳群成立の前史となる弥生時代後期の様子と、古墳群と並行する古墳時代前期～中期の様子について、主に北麓～西麓に展開する髭釜遺跡・一本松遺跡群を中心に触れてみたい。

(1) . 弥生時代後期の集落

磯浜古墳群の北方から西方にかけて展開する標高 10m 前後の低台地上に、著しい密集率を示す弥生後期集落が形成される。涸沼川より南方に約 700m と深く入る堀割の谷を挟んで、東側には米蔵地遺跡 4 棟、団子内遺跡 11 棟、一本松遺跡 83 棟の一本松遺跡群の集落 98 棟が（蓼沼 2013・2014b、井上 1987、井上・馬目・宮田 2001・蓼沼 2014c）、西側には髭釜遺跡の 225 棟程度^{註1)} がそれぞれ形成されてきた（井上編 1980・井上・宮田 1999）。これらは期間や予算に制約のある中での部分的な調査の成果であり、実際の棟数はもっと多くなる。

断片的に出土する中期前半～末葉の土器・石器の存在から（石川 2016・小玉 2020）、弥生人の土地利用の始まりは中期前半には確認できるが、中期遺物の出土量は断片的であるため、本格的な集落の形成は後期前葉以降に見られる。髭釜・一本松遺跡群の集落の特徴は、後期前葉髭釜式期から後半十王台式期に及ぶ約 200 年間、集中して継続的に竪穴建物を台地全面に作り続けることにあり、結果として弥生時代の建物同士の夥しい重複関係がみられることとなった。

那珂川・涸沼水系の在地的な壺形土器が組成のほとんどを占める中で、図 2-18 一本松遺跡の巴形銅器や団子内遺跡の板状鉄斧など、特別な金属製品の流入が見られる点は、比較的狭い範囲での流通網と共に、広域で特別な道の存在を想起させる。そのような空間的に広狭入り混じるネットワークを保持しながら、この地域に弥生人が集中して住み続けることとなった。

(2) . 古墳時代前期集落への変遷と方形周溝墓

この地域の古墳時代前期集落は、一本松遺跡群でまとまった棟数が検出されているが、髭釜遺跡が未報告で全体像は見えないものの、弥生時代後期の状況に比べれば極めて少なくなっているようである^{註2)}。一本松遺跡では、前出の後期弥生建物と重複して古墳時代前期の竪穴建物 31 棟が構築されており（井上・馬目・宮田 2001）、後期終末に帰属する古墳時代への過渡的な様相を持つ建物も存在して

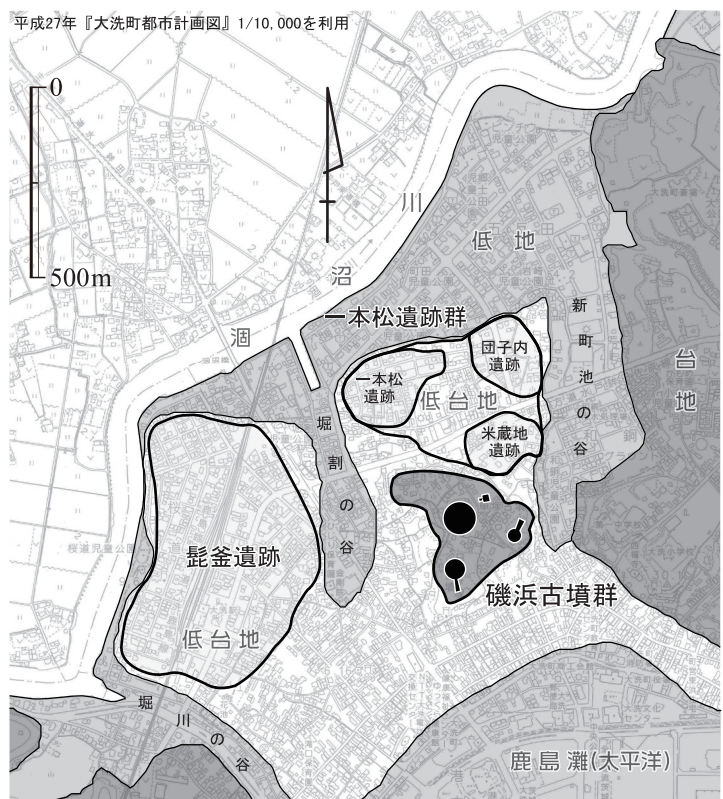
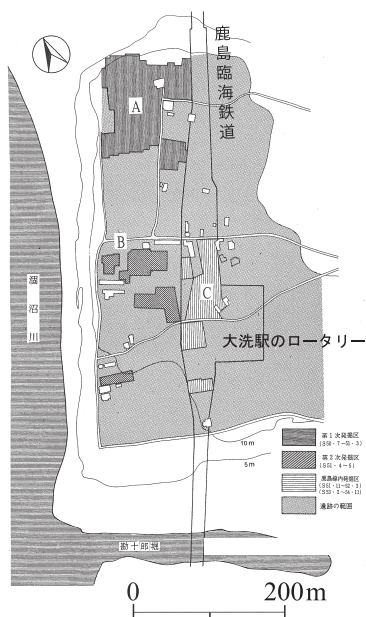
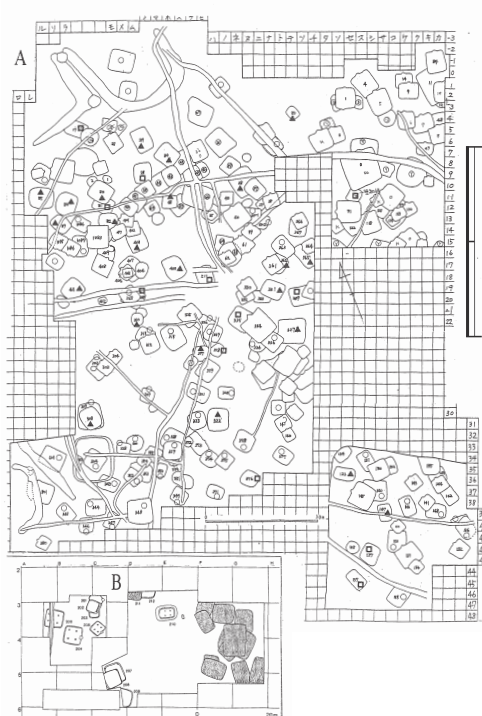


図2-16 磯浜の地形と遺跡の分布



髭釜遺跡内調査区分布

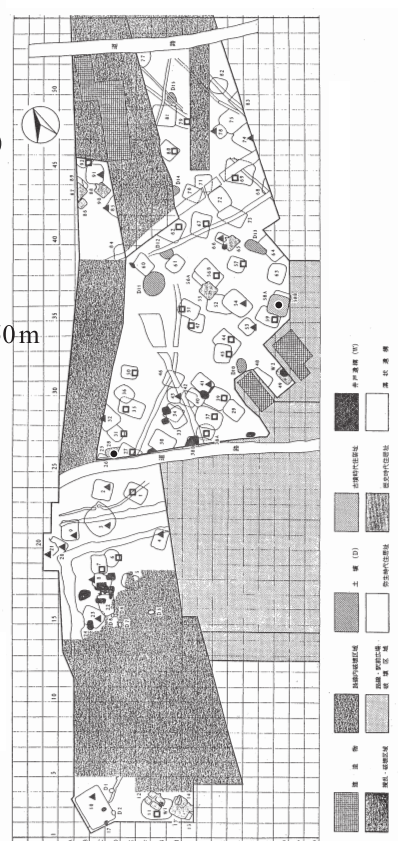
1999『茨城県における弥生時代研究の到達点』



- ▲ 弥生時代後期前半（髭釜式）竪穴建物
 - 弥生時代後期後半（十王台式）竪穴建物
 - その他弥生時代後期竪穴建物
 - 無印 古墳時代前期・後期・平安前半竪穴建物
- 約 140 棟

第1・2次調査（桜道区画整理地内）

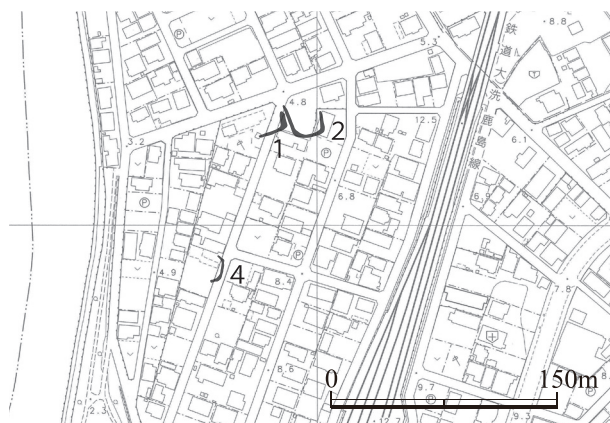
1999『茨城県における弥生時代研究の到達点』



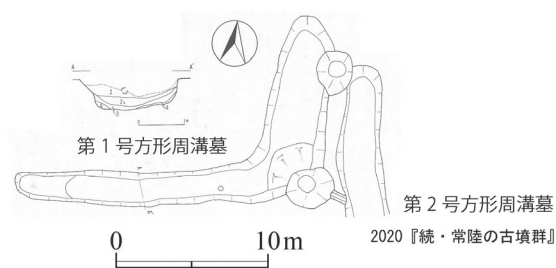
- ▲ 弥生時代後期前半（髭釜式）竪穴建物
 - 弥生時代後期後半（十王台式）竪穴建物
 - その他弥生時代後期竪穴建物
 - 古墳時代前期・後期竪穴建物
- 約 75 棟

第3・4次調査（鹿島臨海鉄道内）

1999『茨城県における弥生時代研究の到達点』



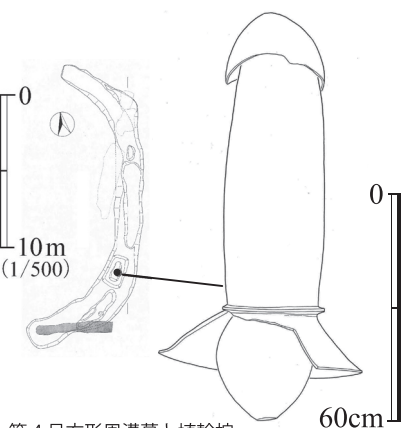
第一・二・四号方形周溝墓



第1号方形周溝墓

第2号方形周溝墓

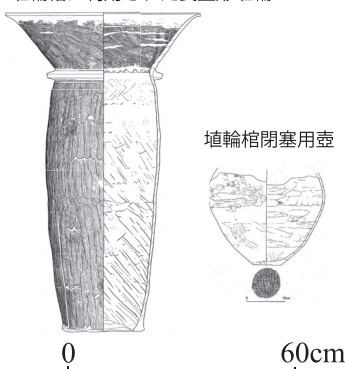
2020『続・常陸の古墳群』



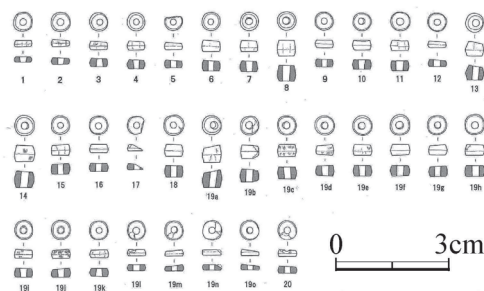
第4号方形周溝墓と埴輪棺

2020『続・常陸の古墳群』

埴輪棺に利用された長壺形埴輪



埴輪棺閉塞用壺



埴輪棺に副葬された白玉

2020『続・常陸の古墳群』

図2-17 髭釜遺跡の遺構と遺物

いる。後期末の十王台式4期から同5期に移り変わる頃（鈴木2013・2014）に帰属する第Ⅰ調査区第82号建物跡では、十王台式土器との共伴関係から一部の土師器の受容が開始されるようである（蓼沼2019）。以後3世紀後半～4世紀代に前期集落が展開するが、前期前半～中頃に帰属する建物を中心とした報告であるため、前期の中での変遷は明確ではない。

それにしても倍ほどの期間、形成される弥生後期建物が83棟に対し古墳前期建物が31棟も検出され

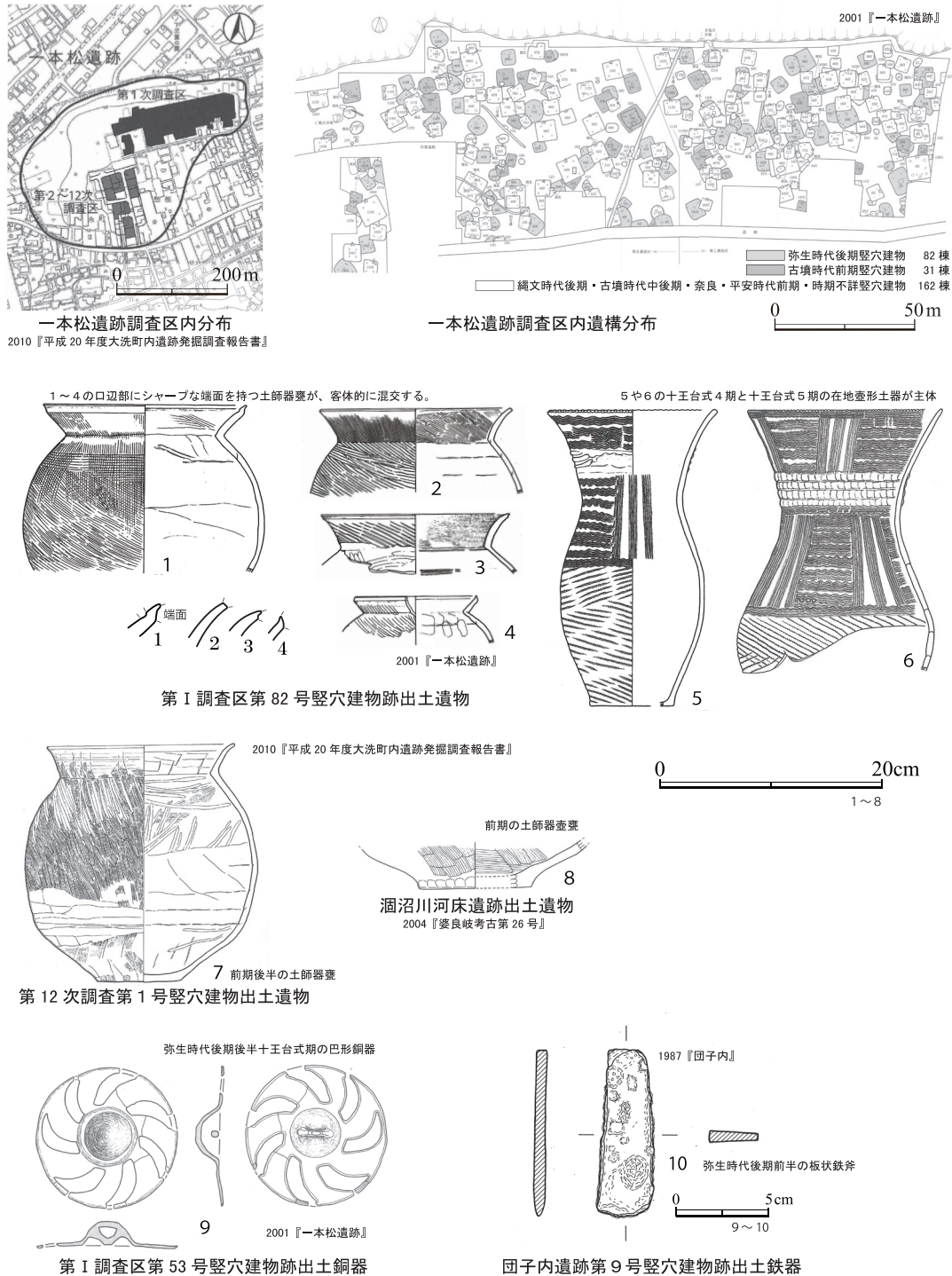


図2-18 一本松遺跡群の遺構と遺物

ているということは、一本松遺跡においては古墳時代前期の期間、集住し続けていることを示している。この現象は一本松遺跡群を構成する団子内遺跡でも弥生後期 11 棟に対し古墳前期 4 棟、米蔵地遺跡では弥生後期 4 棟に対し古墳前期 1～2 棟（井上 1987、蓼沼 2014a）と比率が概ね共通する。一本松遺跡群における弥生後期集落から古墳前期集落への継続は、台地全面に及ぶものとみて良いだろう。

他方で、那珂川下流左岸、磯浜古墳群の北約 4.9km の台地縁辺に位置する三反田遺跡（川崎・鴨志田 1977・1979・1985、川崎・鴨志田・住谷 1978、川崎・鴨志田・千葉 1991、佐々木 2019、稲田 2019）では、前期前半～中頃の集落と方形周溝墓が展開し、同右岸の北西約 2.9km、図 2-15 の 8 大串遺跡や 9 北屋敷遺跡^{きたやしき}では、前期中頃から後半の集落が形成され、それぞれ新開地への移住がみられるようになる。墓域の把握されている那珂川下流左岸の下高井遺跡^{しもたかい}や涸沼水系右岸の南藤太郎遺跡^{みなみとうたろう}を含め、那珂川・涸沼水系下流の沖積地を見下ろす台地前面には、弥生時代中後期以来の大洗低台地上の一本松遺跡群とは性格を異にする、縁辺に墓域を持つ前期集落が点々と分布することとなる。

集落は希薄化した髭釜遺跡の台地縁辺からも 3 基の方形周溝墓が検出されており（井上・宮田 1999）、その内、前期後半に帰属する第 4 号方形周溝墓の周溝内からは、日下ヶ塚古墳に樹立された長壺形埴輪と製作技法が共通するやや大きく作り分けた図 2-17 の埴輪棺が出土している（藤井 1976、井 2009）。墓域は遺跡の北西端に位置しており、その後継続する一本松遺跡と対峙する墓域であるのかもしれない。同時期の海を見下ろす高台地に築造される前方後円墳・日下ヶ塚古墳とは性格は異なるものの、製作を同じくする埴輪の利用に加え、副葬品には滑石製白玉 34 点^{かつせきせいうすだま}が副葬されており、こちらも日下ヶ塚古墳粘土槨から出土した滑石製白玉との関連が考えられる。髭釜遺跡の方形周溝墓は、日下ヶ塚古墳に葬られた臨海の首長との関係を持つ被葬者と考えられ、三反田遺跡・下高井遺跡・南藤太郎遺跡などの那珂川・涸沼川下流域に築造されるその他の方形周溝墓とは埋葬様式に違いがみられる。

註 1）髭釜遺跡から確認されている弥生時代後期の堅穴建物は、桜道区画整理事業に伴う第 1・2 次調査で約 140 棟（井上・宮田 1999）、鹿島臨海鉄道ルート内の第 3・4 次調査で 75 棟（井上編 1980 による。井上・宮田 1999 では 68 棟とも）、きらめき通りルート内の茨城県教育財団による第 13 次調査で 8 棟（天野 2017）、その後の試掘調査でも今日までに 2～3 棟発見されているから、総数は 225 棟程度にはなる。

註 2）髭釜遺跡における古墳時代前期・後期、平安時代前半の堅穴建物総数で約 140 棟と報告されているが、その内訳は明確ではない（井上・宮田 1999）。大洗駅周辺の第 3・4 次調査区内においては、弥生後期建物 75 棟に対し古墳時代建物はたったの 3 棟であることや、その前の「（大洗駅西側の）第 2 次調査区において（古墳時代建物跡は）数例認められ、それは弥生時代のような密集した状態ではなく、その在り方は極めて散在的である」（共に井上編 1980 の 6 頁）とあり、髭釜遺跡で検出した前期の古墳時代の建物跡が極めて少ない状況にあることが理解できる。大洗駅東側のきらめき通りルート内でも状況は同じである（天野 2017）。

3-5. 前期古墳社会の海運ネットワーク

磯浜古墳群は、独立した 400m 四方の島状の台地に立地する。東は外洋に、西は内水面のそれぞれの海域に面していた。「海に面した山塊や丘陵、あるいは台地や砂堆などにつくられた」前方後円墳を指して、広瀬和雄により「海浜型前方後円墳」と名付けられた（広瀬 2015）。海浜型前方後円墳は、古墳時代を通して列島各地で造られるが、磯浜古墳群と並行する前期に限ると、図 2-19 のような分布を示す。瀬戸内海両岸が多く、北部九州から関東地方にかけての日本海側や太平洋岸にも点々と分布する。磯浜古墳群の日下ヶ塚古墳も分布の東限に位置し、一翼を担っていることが注視される。同じく東端部に位置し内湾である東京湾と外洋の相模湾との分水嶺に占地する長柄桜山古墳群は、常総の内海（現在の霞ヶ浦・北浦沿岸等）から外洋航路で東北地方へ開けた日下ヶ塚古墳に重ねられてきた経緯がある（川西 2002・日高 2002 など）。

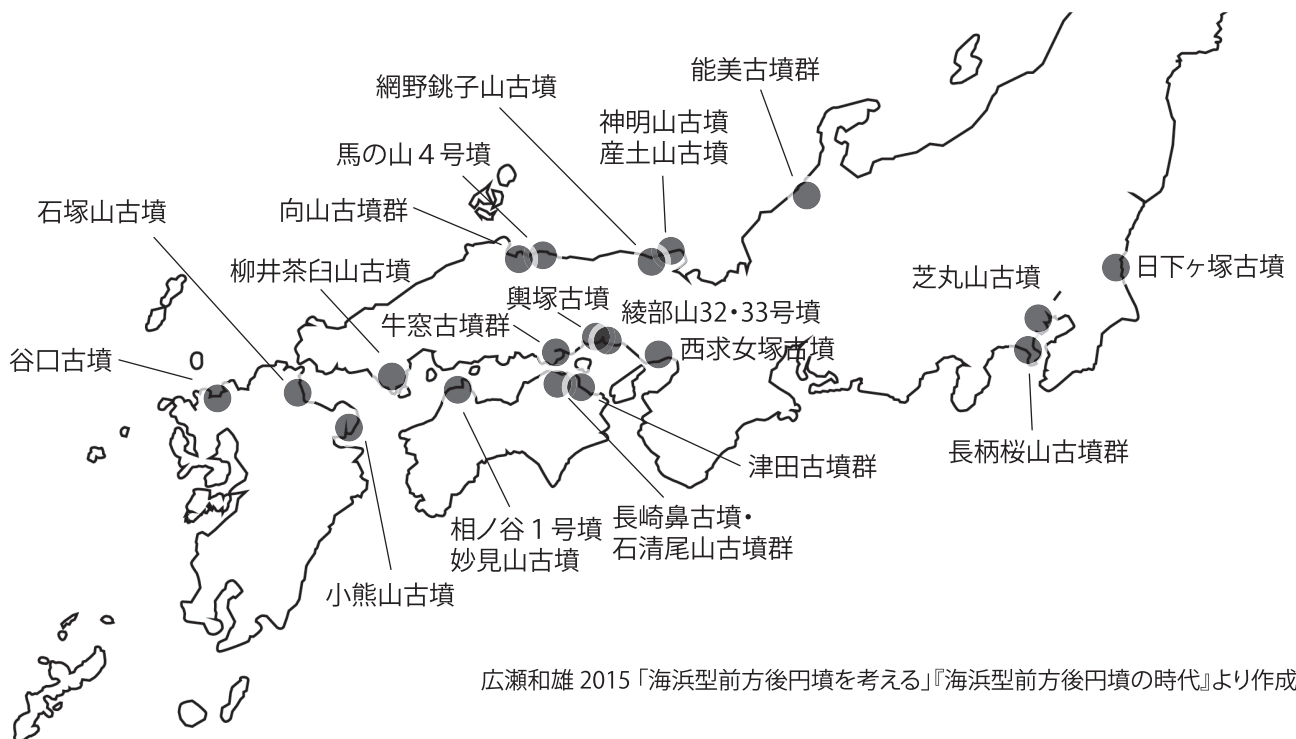


図2-19 古墳前期海浜型前方後円墳の分布

臨海性の前方後円墳を造営した首長層が、港津や海上交通を掌握していたという指摘がある（近藤 1956・日高 2002 など）。この論に拠れば、港津には船の発着を通してモノやヒトが集散し、近郊の港間における交流やネットワークが形成され、臨海の首長間で海上交通網が確立していくことになる。各臨海の首長は、円筒埴輪列や葺石を敷き詰めるなど、総じてヤマト王権との共通性を持つ、あるいは墳丘の規模が小さい階層性を備えた前方後円墳を築造していく傾向がある。臨海の首長間で進んだ海運ネットワークには、ヤマト王権の意志が深く関わっていたものとみて良いだろう。

以上のように、ヤマト王権を中核とした古墳時代前期に進んだ列島規模での海運ネットワークの整備・確立という社会背景は、その一角を占める磯浜古墳群の築造や被葬者像を考えていく際に、重要な位置

を占めているものと考えられる。

3-6. 常陸における海運ネットワーク

次に、前期後半、常陸における全長 80m 級以上の主要古墳の分布についてみておきたい。分布図を図 2-20 に示した。

臨海域の常総の内海には、湾奥より湾口に向けて、
おうつか 90m 級前後の王塚古墳、きはらあたごやま 木原愛宕山古墳、かぶとづか 兜塚古墳、
うしほりせんげんづか 牛堀浅間塚古墳、いせやま お伊勢山古墳の前方後円墳が一定
の距離を保って築造される。同時期・同規模の古墳
の築造は、那珂川河口域の日下ヶ塚古墳にもみられ
る。6 墳とも常総の内海や外洋などに面しており、
入り組む浦々間を結ぶ基点となる場所であり、当時
の港津付近とみなせる。内海・外洋の差はあれども、
臨海性の立地という共通項を指摘でき、海浜型前方
後円墳の範疇でとらえることができるであろう。

先にみた全国の傾向と同じく、ヤマト王権を中核とした海運ネットワークの進行が、常陸の内海を含め、日下ヶ塚古墳を取り巻く常陸においても形成されていたものとみられる。



図2-20 常陸における古墳前期後半主要古墳

3-7. 常陸北部の前期・中期前半古墳

磯浜古墳群を取り巻く常陸北部の久慈川中下流域・那珂川中下流域・涸沼川流域における、時期的にも重なる前期～中期前半の古墳については、これまでに確かなものとしては28基が確認されている。その時期・墳形・全長について、図2-21にまとめた。なお、未確定の古墳や方形周溝墓は除外した。

前期前半（初頭～前葉～中葉）は、前方後方墳 11 基、前方後円墳 2 基が把握されている。前方後方墳 11 基は、30 ～ 40m 級前後がすべてで、小型である。河川の中流域や河口域の潟湖沿岸に 1 ～ 3 基が分散して分布する。久慈川中流域の前方後円墳 2 基は共に 100m を超える大型で、小型の前方後方墳とは隔絶した築造背景が読み取れる。^{ぼんでんやま}梵天山古墳の前方部バチ形の平面形態や^{ほしじんじや}星神社古墳に伴う常陸初の埴輪の配置を含めて、ヤマト王権との強い繋がりが認められる。

前期後半（後葉～末葉）は、前方後方墳の築造はみられなくなり、前方後円墳8基に限られる。規模は50～70m級で揃う中、全長101mの日下ヶ塚古墳は別格の規模を持つ。前期前半に大型前方後円墳が築造された久慈川中流域では五所皇神社裏古墳（^{ごしょこうじんじやうら}2）・大方2号墳（^{おおかた}3）・中野富士山古墳（^{なかのふじやま}4）の3基が築造されるものの、規模は60～70mに減じている。他方で、那珂川・涸沼水系河口部の磯浜古墳群では、

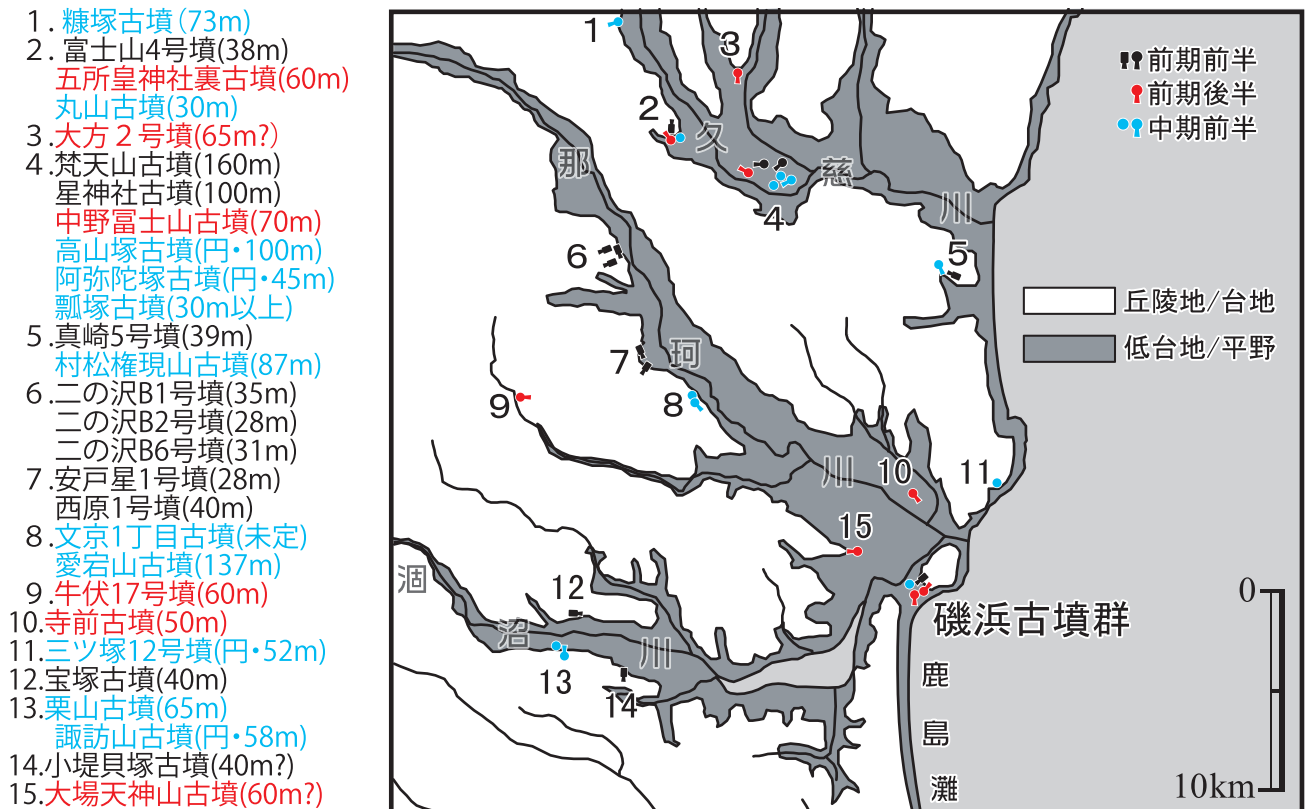


図2-21 常陸北部の前期・中期前半古墳

60m級の坊主山古墳を経て、海に面する100mを超える日下ヶ塚古墳の築造に至る。これは、先に述べたように、列島各地で進んだ海運ネットワークの確立に伴い、那珂川・涸沼水系の河口港の重要性が増したためと考えることができる。日下ヶ塚古墳の内水面側では、寺前古墳(10)や大場天神山古墳(15)も分布しており、『常陸国風土記』に登場する阿多可奈湖を囲むようにこの時期の古墳が分布しているものとみられる。阿多可奈湖は常陸北部の中心的な港津として、ヒトが行きかいモノが集積し、船積みされた様子が浮かび上がる。大場天神山古墳には列島最東端の三角縁神獣鏡が副葬されており、海運ネットワークで列島を繋ぐ際のハブとして、ヤマト王権がこの水域をいかに重要視していたか、分かるであろう。

中期前半(初頭～前葉)は、前方後円墳5基、円墳6基が築造される。那珂川河口域には、初頭の88mの大型円墳・車塚古墳を最後に、磯浜古墳群は終焉を迎える。中流域の137mの前方後円墳・愛宕山古墳(8)が、常陸北部の盟主墳となる。久慈川河口、潟湖の真崎ヶ浦に面する87mの前方後円墳・村松権現山古墳(5)は、格子タタキを持つ長壺形埴輪を樹立しており、王権とは異なる情報を共有している。この時期に造られる円墳は、40～50m級の中型が主体的である中、100mの大型円墳・高山塚古墳(4)が突出する。ヤマト王権による那珂川・久慈川両河川の中流域を重要視する姿勢を見て取れる。一方で外洋に面する三ツ塚12号墳(11)では、磯浜古墳群から伝統を持つ長壺形埴輪が遺存しており、先の村松権現山古墳と共に、海運従事者間では、異なる埴輪が採用された可能性がある。

3- 8. 望洋館跡・磯浜海防陣屋跡

(1) 歴 史

江戸時代後期から幕末期にかけての時期は、異国船が頻繁に沿岸に接近し、中には上陸して乱暴を働く事件が発生しており、その出没に対する危機感が強まっていた。特に水戸藩では攘夷思想を強く抱いた9代藩主の徳川斉昭が藩主に就任した天保年間になると、海防に対する積極的な対応策が講じられるようになる。北茨城市～大洗町間の藩内沿海の地に、海防陣屋や台場などの複数の海防施設が築造される。磯浜海防陣屋は、そのような沿岸領地の最南端に位置し、水戸城にも通じる磯浜村や大貫村を防御するために建設された。磯浜海防陣屋には藩士が詰め、沿岸に接近する異国船や上陸しようとする異人を監視し、大筒を備えいざという時に砲撃できる武備を備えていた。

磯浜古墳群中、日下ヶ塚古墳と重複する台地南縁一帯が該当し、古墳とは主軸の異なる遺構が残存している。この高台に登ると、磯浜町市街地から大貫町の市街地を介して鹿島灘沿岸を一望にでき、正に異船を監視するためには、好適地が選択されている。

本陣屋は、慶応年間に製作された国立歴史民俗博物館所蔵の『水戸天狗党絵巻』にみるように、「磯之濱御臺場」とも表記され、現在も古老を中心に通称として「おでいば山」「おだいば山」とも呼ばれているのは、この名残とみられる。

1) 第Ⅰ期(文政8年～天保7年)

文政8(1825)年、幕府によって出された異国船打払令に呼応して、水戸藩により異船を監視するための遠見番所が、領内沿岸の川尻(日立市)・河原子(日立市)・磯浜の3か所に設置された。この



図2-22 元治元(1864)年の磯浜海防陣屋跡

(出典：国立歴史民俗博物館『水戸天狗党絵巻』)

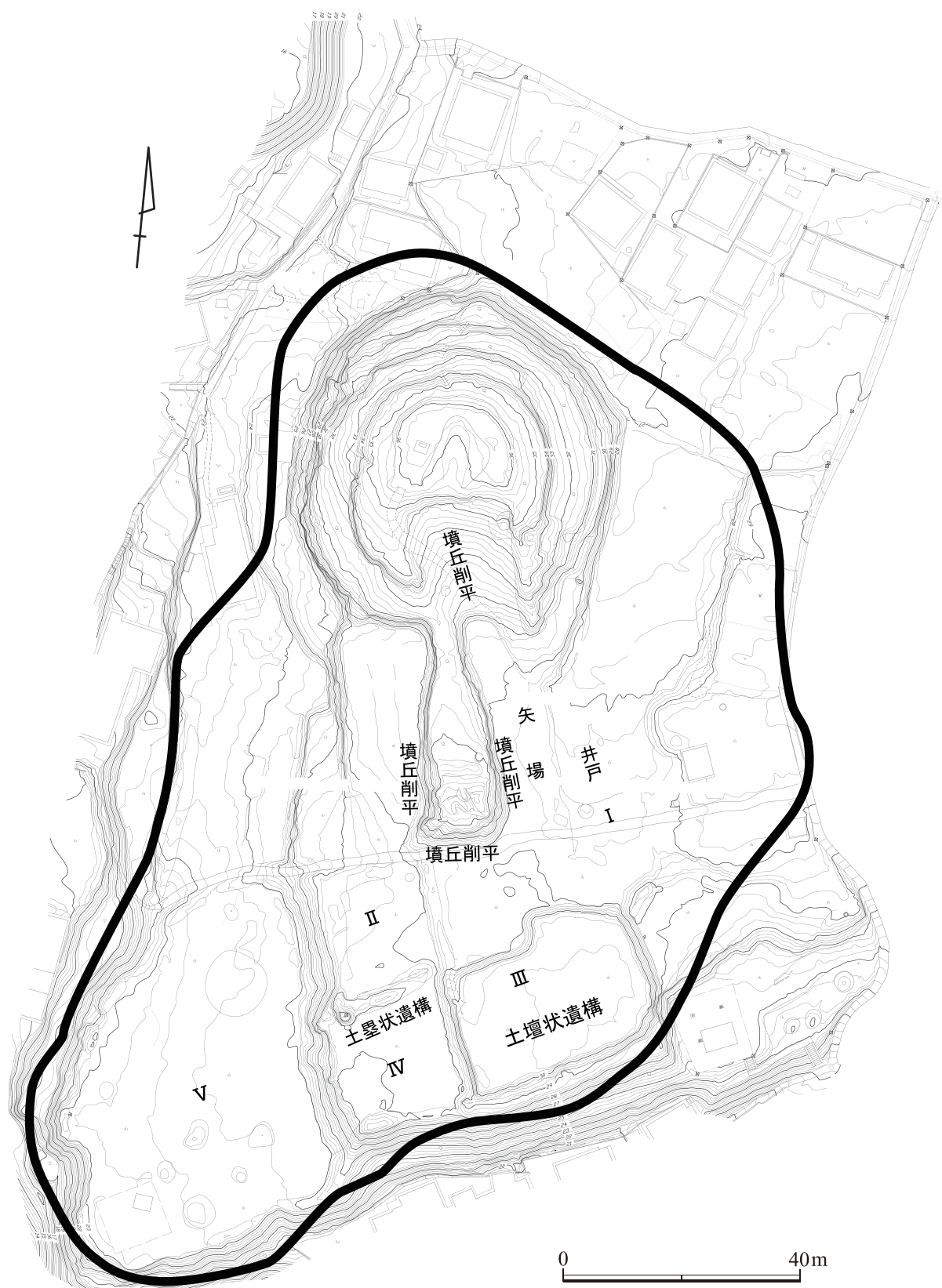


図2-23 望洋館跡・磯浜海防陣屋跡

中で、磯浜の遠見番所は、別名望洋館とも呼ばれた。

郷士である小泉伝三郎が海防差引役を務め、後に須藤弥十郎・後藤友右衛門・桜井彦十郎ら郷士も加わり、配下には海防農兵（郷足軽）数十人を配属し、武器類も配備された。

2) 第Ⅱ期(天保7年～天保13年)

天保7(1836)年、水戸藩主徳川斉昭は、藩士を沿岸に土着させる海防体制の充実を図る。具体的には、水戸藩家老の山野邊義観を沿岸北方の助川館に移住させ、日立市域の友部や大沼に海防陣屋を建設する。また湊村の和田には、那珂川河口の防御を意図した異船を砲撃する軍事施設である和田台場を築造した。

磯浜でも、それまでの郷士・郷足軽が解任され、海防指引役に藩士である大関恒衛門が任命され、その配下には先手同心組が配属された。天保10(1839)年には、車仕掛の五百匁玉御筒3挺と1挺あたり10発、計30発の弾薬の配備が計画されている。

3) 第Ⅲ期(天保13年～元治元年)

海防指引役を廃止し、先手物頭が配属されるようになり、友部や大沼と同様の海防体制が整う。実際に天保13(1842)年11月までには、先手物頭1人、先手同心20人、与力2人、足軽10人の人員と共に、大砲3挺が配備されている。元治元(1864)年までの約22年間の間に、三木孫大夫・岡野庄五郎・谷佐之衛門・鈴木莊蔵らが先手物頭として派遣されている。『水戸天狗党絵巻』は、元治元年の元治甲子の変(所謂、天狗諸生の戦)により戦場と化した時の様子を描いた絵巻であるが、戦火によって複数表現されている海防陣屋の建物は焼失してしまう。

(2) 遺 構

範囲内は、南北に並ぶ日下ヶ塚古墳の墳丘とⅢ土壇状遺構(東西約36m×南北約24m、高さ約1.5～2.8m)を最高所とし、西方の土塁状遺構・区画溝で区画されるⅡ・Ⅳから、Ⅴへ向けて3段に下降する構造を持っている。その広がりには東西約110mであり、北西側から全景を描いた『水戸天狗党絵巻』と同様の構造を確認することができる。古墳の前方部三方、及び後円部南方が削られているが、明治前期の迅速測図にはすでに表現されており、江戸後期の海防陣屋の築造に伴い削平された姿を残していると考えられる。海防陣屋の範囲では、近代以降の改変をほとんど受けることなく、上記のような近世遺構が遺存しているものとみられる。

(3) 遺 物

古墳前方部から土壇状遺構にかけて、18世紀第二四半期以降に生産流通した軒棧瓦・棧瓦・軒丸瓦・丸瓦・平瓦の破片を表面採集することができる(蓼沼2004)。また、平成24年度に実施した日下ヶ塚古墳の範囲確認調査により、Ⅰの範囲に設定した第2・10号トレンチ内からは、道路状遺構1条・溝

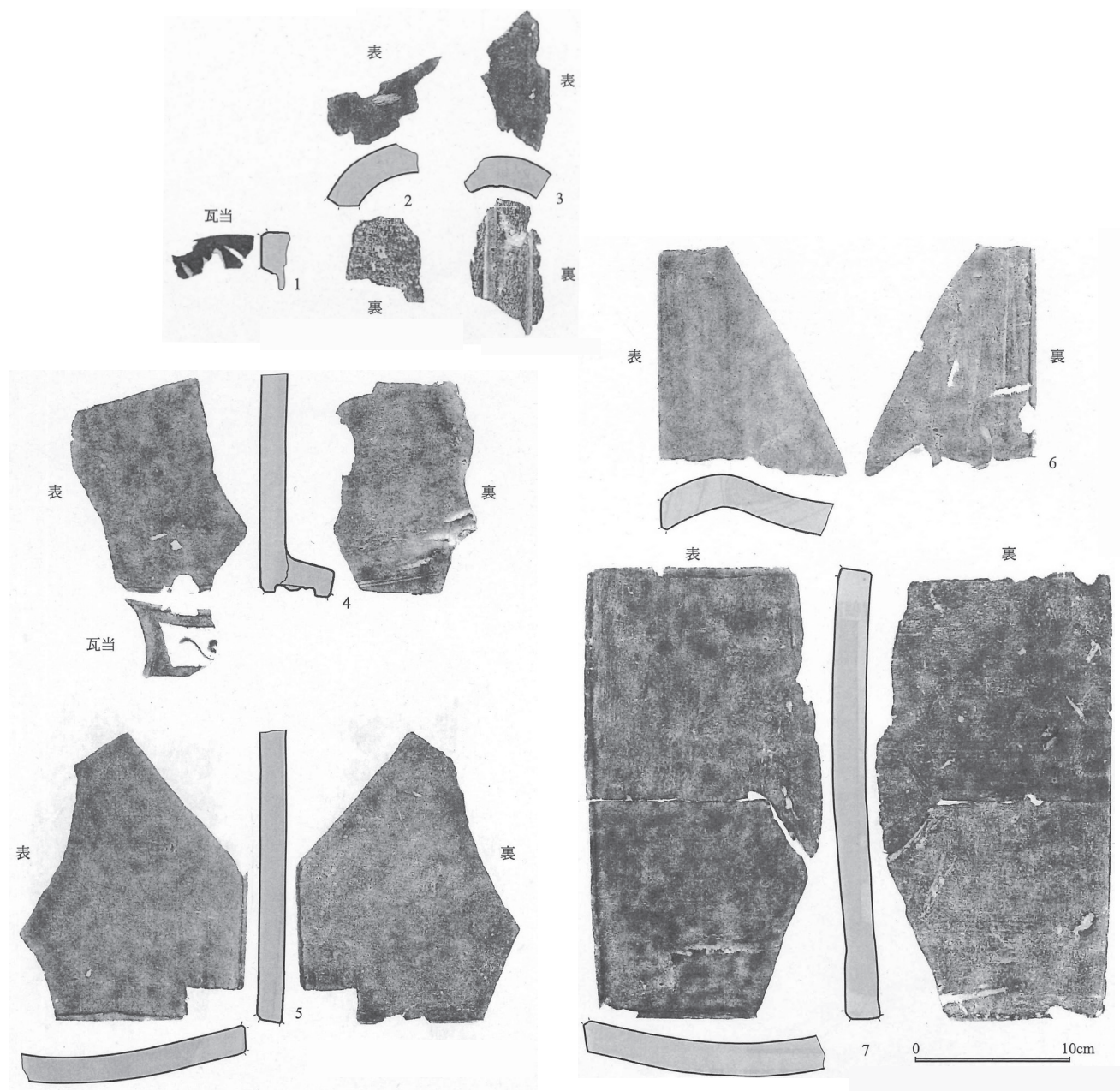


図2-24 磯浜海防陣屋跡出土瓦

(出典：『郷土文化第45号』)

跡2条・整地遺構の遺構の他、陶磁器・土器・瓦片・銅製煙管のほか、鉛製弾丸などの江戸時代の遺物が集中する層位があり（大洗町教育委員会 2019）、望洋館時代から磯浜海防陣屋時代に伴う遺構・遺物の可能性が高い。

第5節 磯浜古墳群の概要



図2-25 磯浜古墳群全体図

1. 磯浜古墳群の概要

国指定史跡磯浜古墳群は、茨城県中部、太平洋に注ぎ込む那珂川・涸沼川の河口から南西約 2.4 km、太平洋に面する鹿島台地の北端部に立地する。東茨城郡大洗町磯浜町字日下ヶ塚 2865 番 8 を含む 25 筆に位置する。

令和 3 (2020) 年 10 月に整理した遺跡登録では、同 2865 番 8 の日下ヶ塚古墳を中心としながら、東西約 400m × 南北約 400m の範囲に展開する。これまでに前方後円墳 2 基、前方後方墳 1 基、円墳 1 基、墳形不明 2 基の総数 6 基の群構成が把握されている。

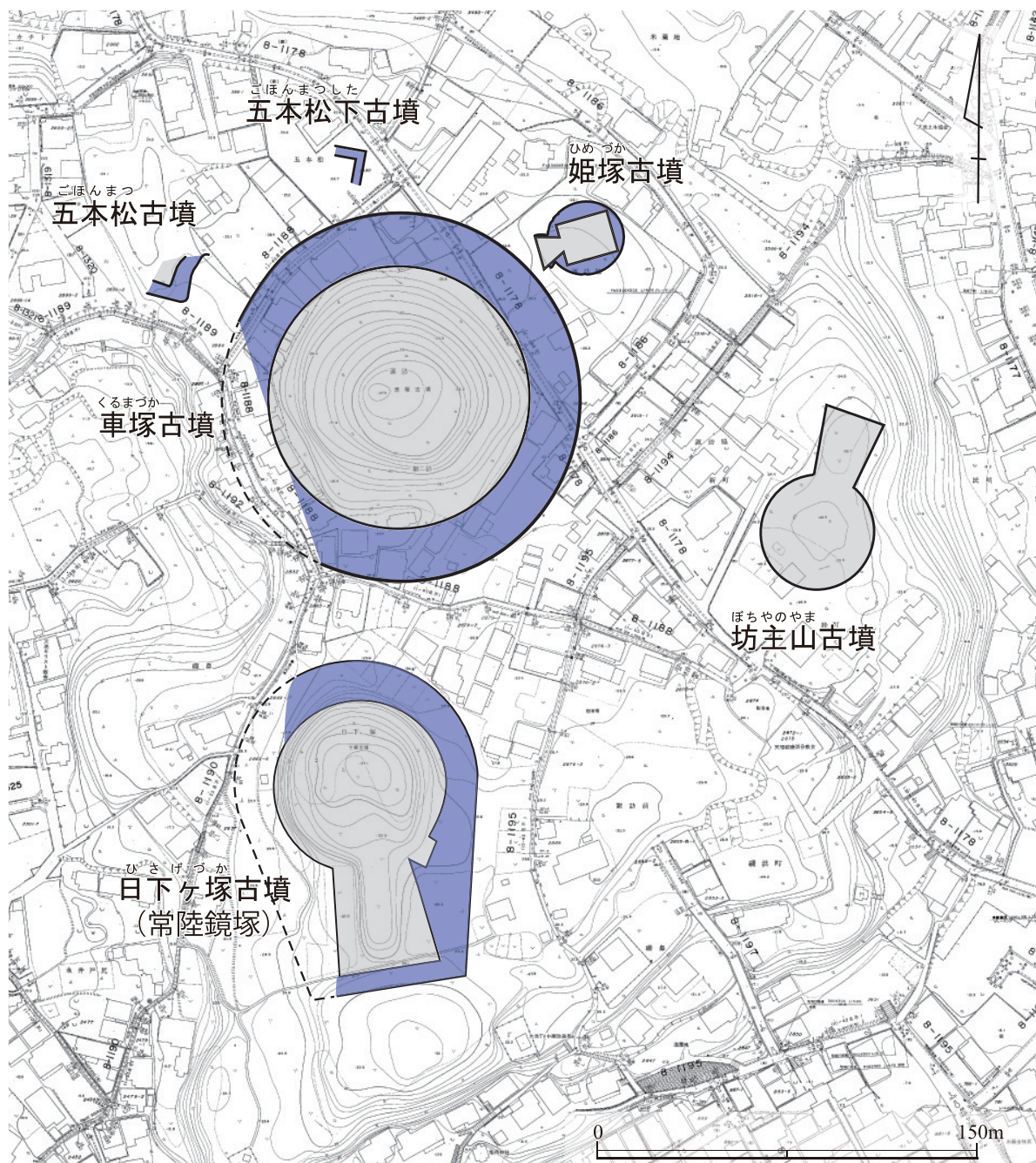


図2-26 磯浜古墳群復元図

1-1. 姫塚古墳

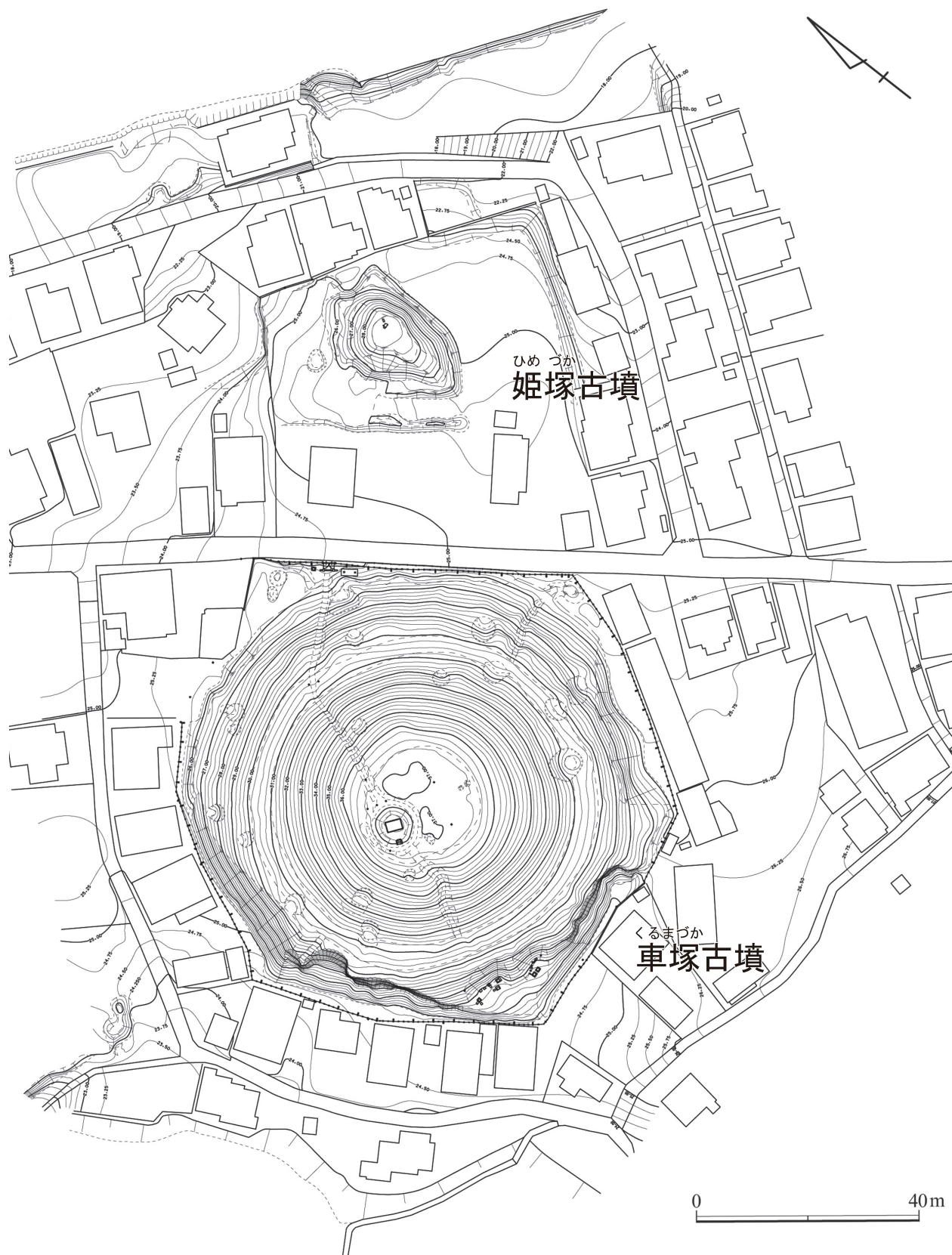


図2-27 車塚古墳・姫塚古墳平面図

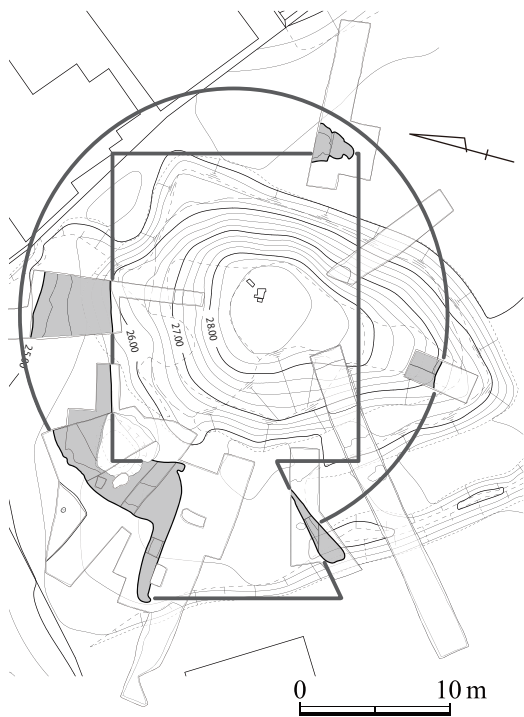
姫塚古墳について、調査成果から墳丘・周溝形態を復元してみると、図2-28の通りであり、各規模は下記の通りである。

後方部の北西隅角には近現代層が入るものの、北裾のラインは直線的であり、西裾との間の屈曲が強く、方形となるものとみられる。東裾も直線的なラインを描いている。南裾は未調査で立ち上がりは明確ではない。周溝の外縁は各辺、弧を描いており、内縁（墳裾）が方形であるのとは異なっている。近現代の削平により、完全に削られていたり、上面が遺存せず幅を減じていたりした。

前方部はくびれ部から前端部へ向けて、大きくハの字形に開く構造である。前方－くびれ部の中心線を後方部の各辺を参照し延伸すると、後方部の軸線が設定でき、結果、南北幅が予想できた。周溝の幅は南北ともほぼ共通し約6.05mである。後方部の規模は、南北約16.28m×東西約20.34mと考えられ、幅に比べ軸線が約1.25倍長い縦長の後方部を持つものと想定される。

後方部の長さ約20.34mに比べ前方部の長さは、約9.09mと、1/2にも満たない。また、一応三方をめぐるとみられる前方部周溝の幅が1.00～1.38mと後方部周溝に比べ著しく狭小である。底面の掘り込みも後方部各辺に対し、前方部は約0.59～1.05mも浅く、区画の意識が弱い。屈曲の強い開きと共に、これら前方部が未発達である要素は、本墳の大きな特徴と言えるだろう。

以上の特徴をまとめると、1)墳丘の全長は約29.43m。2)後方部の平面形態は縦長の長方形を呈する。3)後方部に比べ短め前方部の前端は、バチ形に大きく開く。4)前方部の周溝は、前端も含め三方をめぐるが、細く浅い掘り込みである。全長29.4m、高さ4.4mの規模を持つ前方後方墳である。前方部墳丘は削平されており遺存しないが、残された浅い周溝部はバチ形に大きく開き、弥生時代の墳丘墓からの伝統を残している。埴輪は伴わず、深く掘り込まれた後方部北周溝の内底面からは、後期弥生土器の細片と共に、埴頂部から転落したとみられる完形の小型丸底鉢が出土している。



計測部位		復元値	現存実測値
後方部	主軸長	約20.34m	約20.34m
	幅	約16.28m	約19.39m未満
	高さ	約3.49～4.42m	約3.49～4.42m
前方部	主軸長	約9.08m	約9.08m
	括れ部幅	約5.33m	—
	前端幅	約12.90m	約12.90m
	高さ	不明	0m
全長		約29.42m	約29.42m

図2-28 姫塚古墳平面図と規模

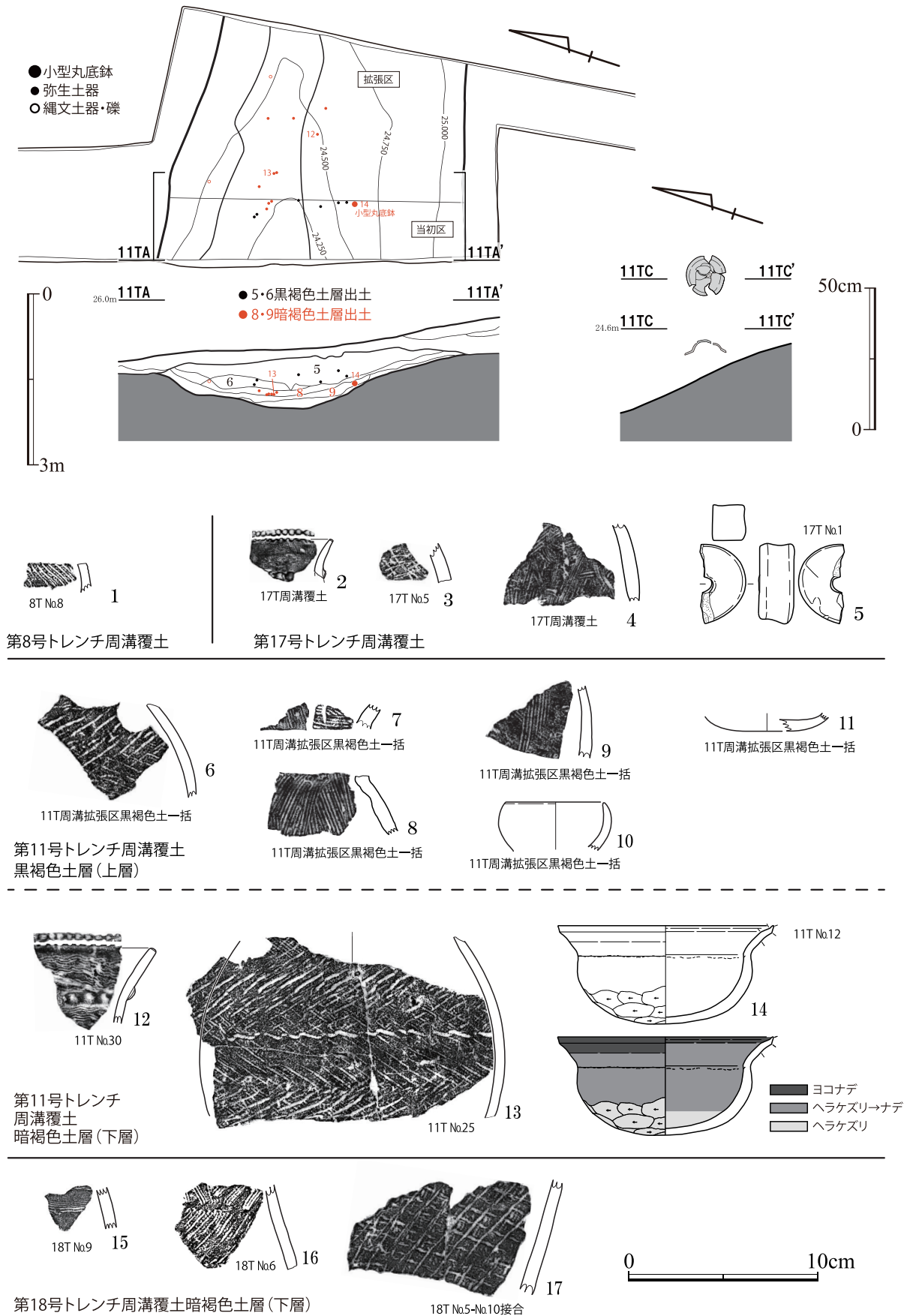


図2-29 姫塚古墳の遺構と遺物

1-2. 車塚古墳

車塚古墳は、直径約 88.0m、高さ約 13.0m と、非常に大型の円墳で、南裾に造出が伴う可能性がある。周濠の幅は約 16 ～ 20m を推移し、墳丘を含めた全径では約 124.0m となる。墳丘は、これまで把握されてきた墳頂部・中段平坦面に加え、高さ約 1.2m の低い位置に埋没した下段平坦面が取り巻くことが判明したため、三段築成となる。墳頂部は非破壊の探査を含め未調査であり埋葬施設の位置や構造の解明は課題として残されている。

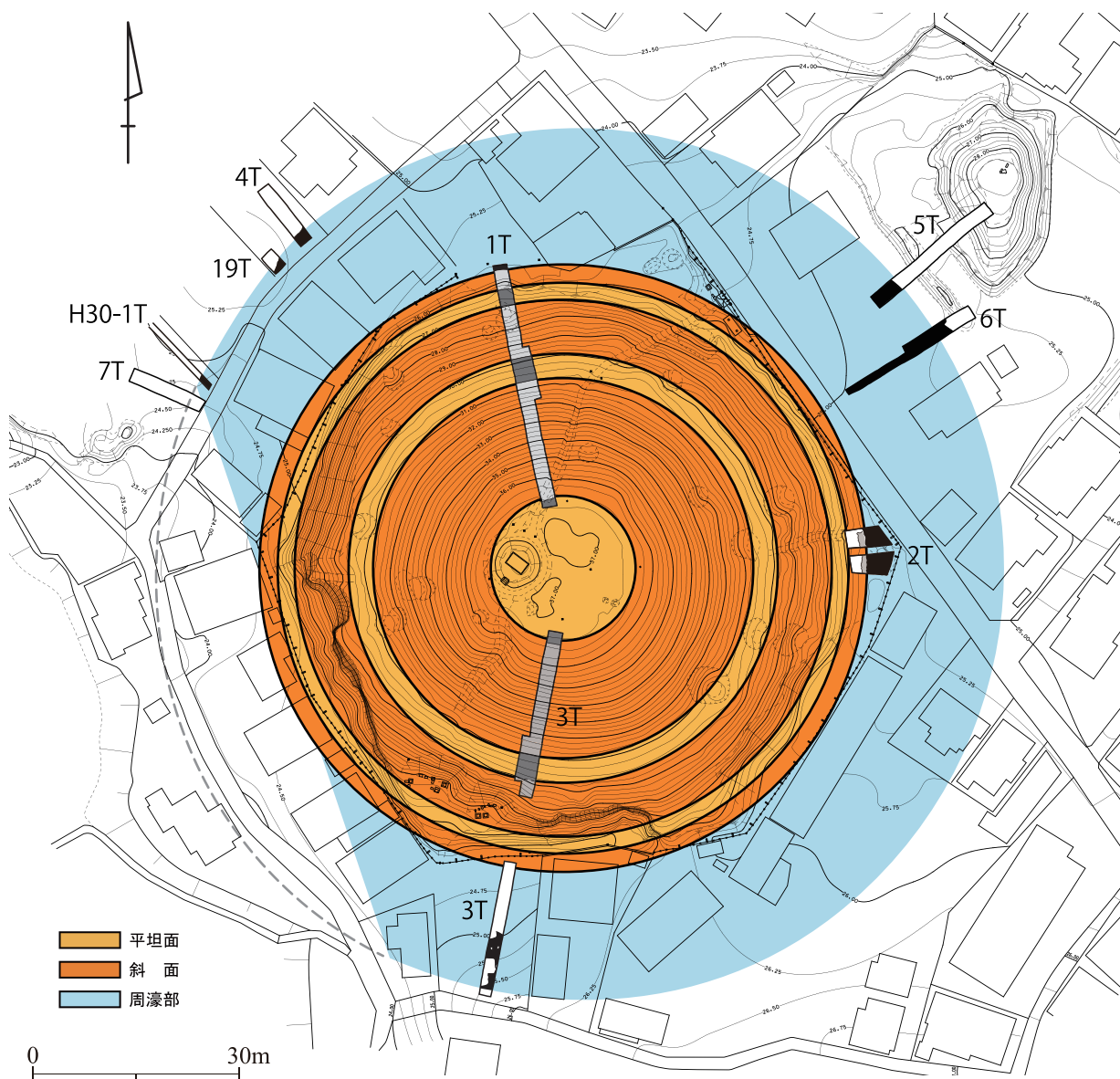
基盤の形成、及び墳丘の盛土は、下記の流れで造成された。中心部の中段平坦面以内の旧地形（直径約 61.8m、標高約 28m 台）は、墳丘の芯として掘り残し、それより周縁（60m 台～ 124.0m）では外周に向けて徐々に標高を下げながら掘削を進め、周濠では標高約 24.45m の粘土層に達する。墳丘の積成は、南側では中段平坦面相当の高さまで積み上げた後上段斜面を積み上げ、北側では上段斜面の積み上げを終えた後に中段平坦面より下位の寄土を行っており、南北差が見られた。

斜面には、長軸が 10cm 台後半～ 20cm 台前半の楕円形・隅丸長方形礫を利用した基底石上に、長軸 10cm 台の扁平な楕円礫である葺石が平らな面を上にして積み上げられている。積み上げ技法は、廣瀬分類の C 類である（廣瀬 2008）。崩落した転石を除去すると、上部斜面の基底石上に限り、葺石が二重に葺かれている状態で遺存した。南側の上部斜面には縦方向の区画石が見られた。葺石に利用された石材は、安山岩・デイサイト・砂岩が主体である。各平坦面には葺石よりも小振りな長軸約 5 ～ 9 cm、短軸 4 ～ 5 cm、厚さ約 1.5 ～ 4 cm の扁平な敷石が敷き詰められていた。岩種は葺石と同様である。

車塚古墳から出土した埴輪の構成は、朝顔形円筒埴輪・普通円筒埴輪・球形胴壺形埴輪である。普通円筒とした中に、長壺形埴輪も含まれる可能性はあるが、破片の状態では明確にはしえなかった。ここでは一括して普通円筒として報告しておく。

墳頂部・中段・下段平坦面の外縁には、それぞれに円筒埴輪が樹立されているが、基底部から 2 段目を残すのみで、上半分の形態については、朝顔形であるのか、普通円筒であるのか、未定であり、配列についてもよく分からなかった。ただし、北側の墳頂部平坦面由来の転倒埴輪二個体は、共に朝顔形円筒埴輪であり、墳頂部をめぐる埴輪列の様相の一端を示している。その一方で、南北とも墳頂部・中段平坦面からは普通円筒埴輪片も出土しており、朝顔形と混在し配列されたものとみられる。

図 2-31 の 1 の朝顔形円筒埴輪は、高さ約 98.8cm、底径約 30.7cm である。基底部はややハの字形に開き安定感がある。4 条 5 段で、1 ～ 3 段目が直立的で各段均一な幅を持つ胴部、4 段がやや張りのある肩部、5 段が有段の口辺部である。2・3 段目に 2 個一対の縦長方形の透かし孔が縦に並ぶ。4 段の内面を除き、内外面ともハケメが顕著である。形態的特徴は、岐阜県ひるいおつか昼飯大塚古墳（中井ほか 2003）や山口県やないちやうすやま柳井茶臼山古墳（置田ほか 1999）などに類例が報告されており、この時期の典型的な朝顔形円筒埴輪の一例と言える。



計測部位	復元値
周濠を含む全径/周濠幅	約124.0m/約16～20m
直径(下段斜面径)	約88.0m
下段平坦面径/幅	約82.2m/約2.35m
中段斜面径	約77.3m
中段平坦面径/幅	約61.8m/約3.5～3.7m
上段斜面径	約54.7m
墳頂部平坦面径	約20.8m
高 さ	約13.0m
上段斜面高/傾斜角度	約6.2m/22.5度
中段斜面高/傾斜角度	約3.4m/24.0度
下段斜面高/傾斜角度	約1.2m/22.5度

図2-30 車塚古墳復元図と規模（出典：『磯浜古墳群Ⅰ』）

図2-31の2の普通円筒埴輪は、頸部に一条の突帯がめぐり、胴部は直線的である。胴部突帯や透孔との接合部位が無いので、普通円筒であるのかは吟味が必要である。むしろ口辺部の外反具合や胴部のエンタシス状の張りなど注視すれば、日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳で出土している長壺形埴輪1類からの系統とも考えることができる。埴輪頂部・中段平坦面とも破片資料は出ているが、長壺・普通円筒相互を識別できる遺存状態ではないため、今後に残された課題として残ることとなる。

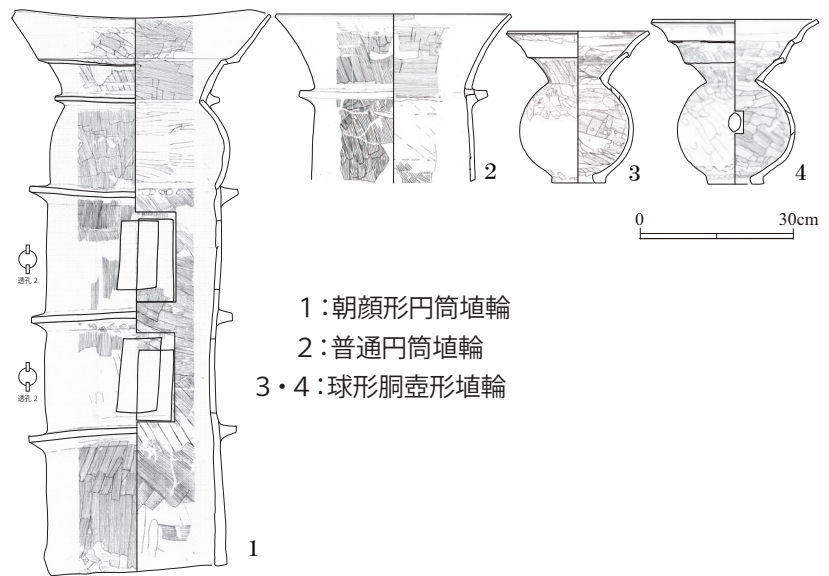


図2-31 車塚古墳の埴輪

図2-31の3・4の球形胴壺形埴輪は、南側の中段平坦面、しかも内側に偏在して濃集されており、樹立される円筒埴輪とは、その性格が異なる出土状態を示している。直上の南側埴輪頂部平坦面や上段斜面に転倒を示すような痕跡が見られず、なおかつ中段平坦面に残された各個体の遺存状態の良さからすれば、元々中段平坦面の内側に沿って配置され、埴輪祭祀が執行されたものと見た方が良さそうである。

口辺部から胴下部まで比較的均一な厚みを有しており、器厚は9～10mm前後である。胴部内面にハケメを施すのが常態である。日下ヶ塚古墳例と比較した場合、日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳例は5～7mm前後と薄くしかも個体内の厚薄が部位によって変化する傾向がある。より厚みを持ち均一な仕様の車塚古墳例とでは、明らかに型式学的に異なるものと識別できる。また、日下ヶ塚古墳例は、胴部内面の調整はほとんどがナデのまま残し、仮にハケメを入れたとしても胴下部など部位は限定的である。相互間は、後ほど詳述するが、前後の時期の類例も加味して吟味すると、年代差を示しているものと見て良いだろう。日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳例が古く、車塚古墳例を新しく考えることができる。

1-3. 日下ヶ塚古墳

日下ヶ塚古墳は、ほぼ南北軸で、前方部が南側の鹿島灘に臨んでいる。墳丘を取り巻くように、北・東・南側をめぐる周濠部を検出し、その平面形態は南側の窄まる盾形となるものとみられる。現況で計測すると、その幅は約7.4～15.6mで、南北周濠部を含めた古墳の復元された総長は、約128.2mである。他方で、西側は周濠部の存在が確認できず、地山を削り出している事が確認された。各周濠部の上面は近世の海防陣屋による土地利用や近現代の農地造成により削平を受け、幅が狭くなっているものと考えられる。

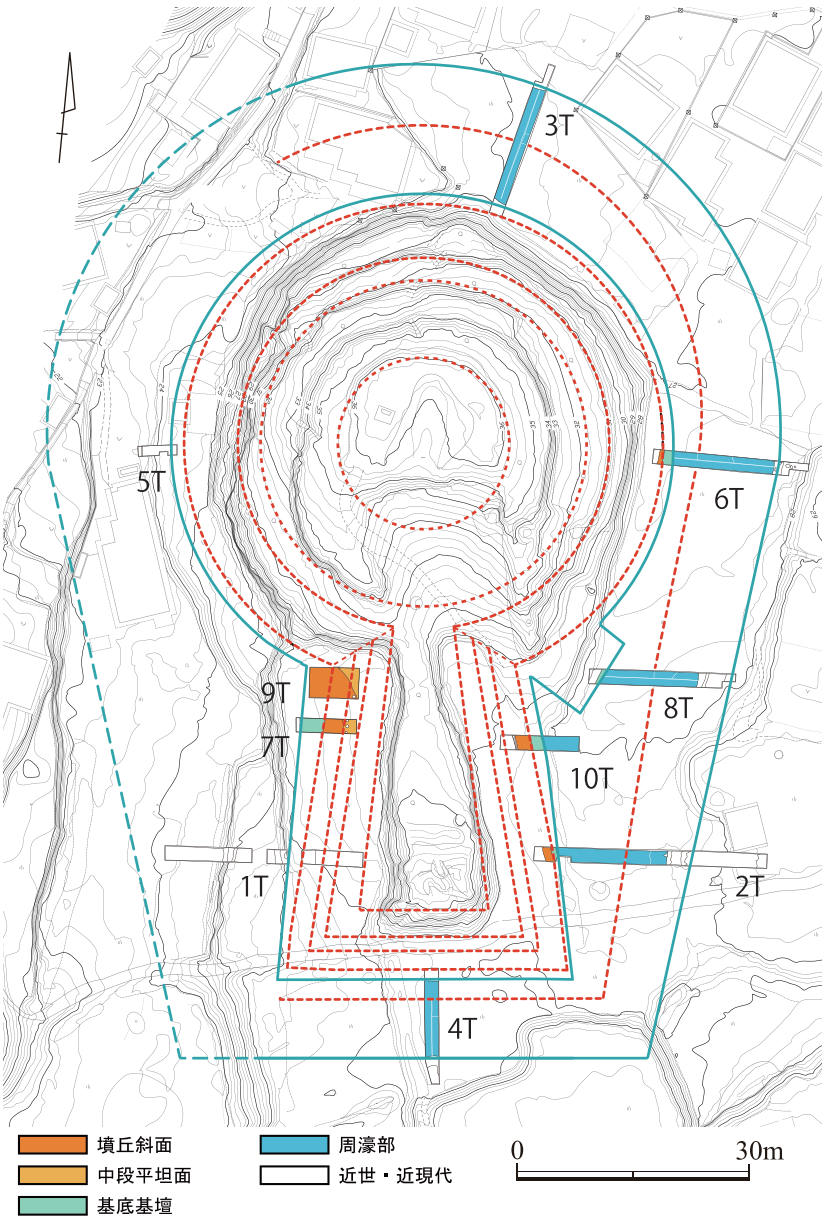


図2-32 日下ヶ塚古墳平面図

南側の前方部前端は確認できたが、北側の後円部墳裾は近現代の削平を受けており、明確ではない。北側の復元された周濠部内縁で計測すると、墳丘全長は約 101.4m である。

後円部の直径は、第 6 号トレンチで確認された基底基壇と周濠とが接続する位置を墳裾とし、墳頂部平坦面や粘土槨の位置も考慮し正円形で復元すると約 64.8m と想定される。後円部の高さは、第 6 号トレンチで検出した墳裾との比高で約 10.1m である。後円部墳丘の構造については、平成 24 年時は未調査のため、明確では無いものの、昭和 24 年の調査成果と平成 22 年度の測量調査成果を加味し、幾つかの可能性を指摘しておきたい。

後円部の墳頂部平坦面については、標高36m付近の直径約22.1mの範囲と想定できる。この平坦面の縁辺からは、昭和23～24年には、埴輪列も把握されている（大場・佐野1956）。また、昭和40年代頃の田中新史による踏査によっても、この墳頂部平坦面の縁辺より長壺形埴輪や図 2-40 の 2 の 4 単位の縦長方形透孔を持つ円筒埴輪などが採集されてきた（田中・白井2008）ので、埴輪樹立を伴う墳頂部平坦面の存在は確かであろう。



計測部位		復元値	現存実測値
後円部	直 径	約64.8m	約60.7m
	高 さ	約10.1m	約9.3m
前方部	長 さ	約36.6m	約35.7m
	括れ部幅	約23.5m	約7.0m
	前端幅	約38.0m	約18.5m
	高 さ	約4.7m	約3.6m
全 長		約101.4m	約96.4m
総 長		約128.2m	—

図2-33 日下ヶ塚古墳復元図と規模（出典：『磯浜古墳群Ⅰ』）

後円部墳丘は戦争前後の開墾により斜面が切り崩され農地として利用されてきた経緯があるため、古来造成された平坦面を区別するのは容易なことではない。段数を含め明確ではないが、唯一前方部墳頂部平坦面の標高と重なる標高約 31 ～ 32m の平坦部が注視される。所々切り崩され残らないものの、東西の一部では比較的形状を保っている。この平坦面を仮に後円部の中段平坦面と呼ぶが、これより下位の標高約 28 ～ 29m 付近にも、前方部の中段平坦面から連続する後円部の下段平坦面が埋没している可能性がある。後円部東裾からは図 2-38 右下の 8・9 の円筒埴輪の基底部が採集されており、こうした中～下段平坦面から転倒した資料と考えられるだろう。中・下段平坦面については、存否を含め、今後その構造を明らかにしていく必要がある。

前方部の規模は、同じく基底基壇の外縁を墳丘裾部とみると、長さ推定約 36.6m、括れ部の幅約 23.5m、前端部の幅約 38.0m となる。高さは、第 2 号トレンチの墳裾との比高で約 4.7m である。これらの数値は、現況の前方部の遺存状態も加味し、西括れ部及び三方の墳裾の調査成果に基づき想定されるものである。前方部の構造は、墳頂部平坦面、上段斜面、中段平坦面、下段斜面より構成される二段築成である。東西の裾部には、埴輪樹立の見られない基底基壇が伴うが、前端にも伴うものとみて復元した。上段斜面と中段平坦面は、西括れ部付近を除いて三方ともほとんど遺存していない。これは江戸時代後期に進められた同地の磯浜海防陣屋の造成によるものと考えられている。西括れ部付近の中段平坦面の標高は約 28.3 ～ 28.5m である。

基底基壇は、後円部の東裾と、前方部の東西裾から検出した。第 8 号トレンチから検出した基底基壇の位置は、復元後円部裾からは大きく外れており、造出等の付属施設が伴う可能性がある。南側の前方部東裾の標高 27.86m から北側へ向けて漸移的に下降し、後円部東裾では約 1.42m 下がり約 26.44m である。これは地表面の高さともほぼ連動したものである。前方～括れ部における西裾（26.63 ～ 27.09m）・東裾（26.75 ～ 27.54m）間で、同一レベルを保っている。基壇の幅は、東側では 0.70 ～ 1.72m と狭いが、西側では 3.26m と広い。東西括れ部付近では、地山を平坦に削り出した後、暗褐色土やローム土を貼り、突き固めて整形している。

上記の通り、墳丘復元を行った日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳について、その形態の系譜について、築造規格を見ておきたい。平面的な形態的特徴がある程度似た前期中葉～後半段階の 200m 超の畿内の大王墓等と畿外の 100m 超級の首長墓に求めたのが図 2-34 である。

1 の奈良県渋谷向山古墳と 2 の佐紀陵山古墳とは、相前後する時期に築造されており、概ね日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳とも重なる時期と見られる古墳である。両例スケール 1/5,000 図に日下ヶ塚古墳復元図をスケールアップして全長が合うように任意の縮尺で重ねたのが赤いラインである。渋谷向山古墳は、前方部の形態は良く対応するが、後円部径：前方部長の比率がうまく合わない。規格としてはうまく対応しないのではないかとみられる。一方の佐紀陵山古墳は、後円部径：前方部長の比率が日下ヶ塚古墳と概ね一致する。ただし、前方部墳頂部平坦面の前端の開きが佐紀陵山古墳は狭く、日下ヶ塚古墳の方が広い。それでも墳裾の隅角は概ね揃うから、全体のシルエットは大変似た印象を受けるだろう。

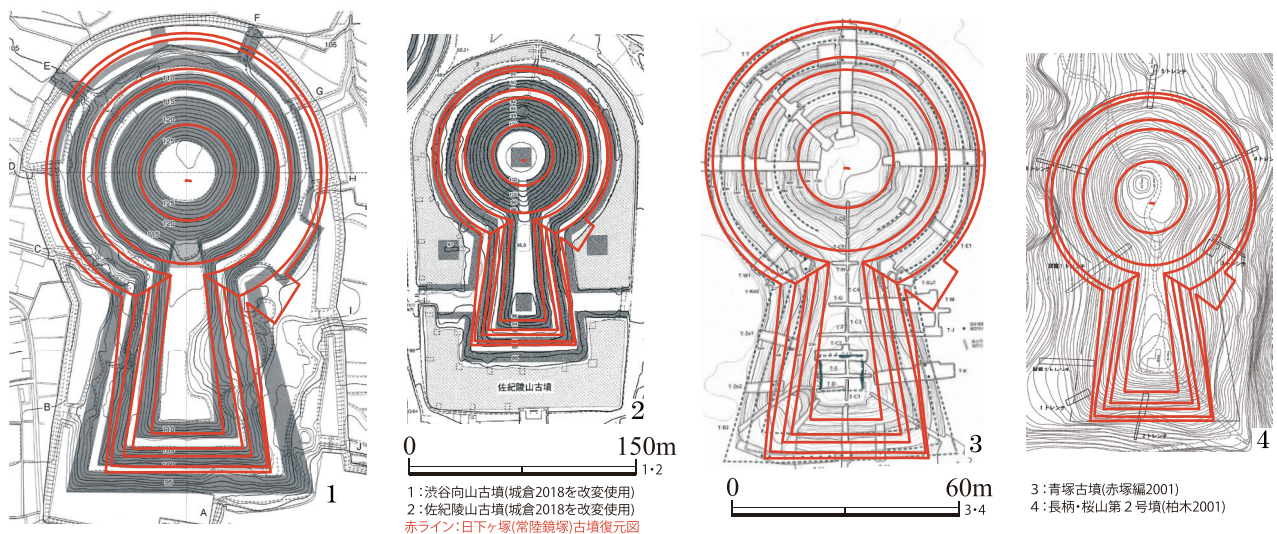


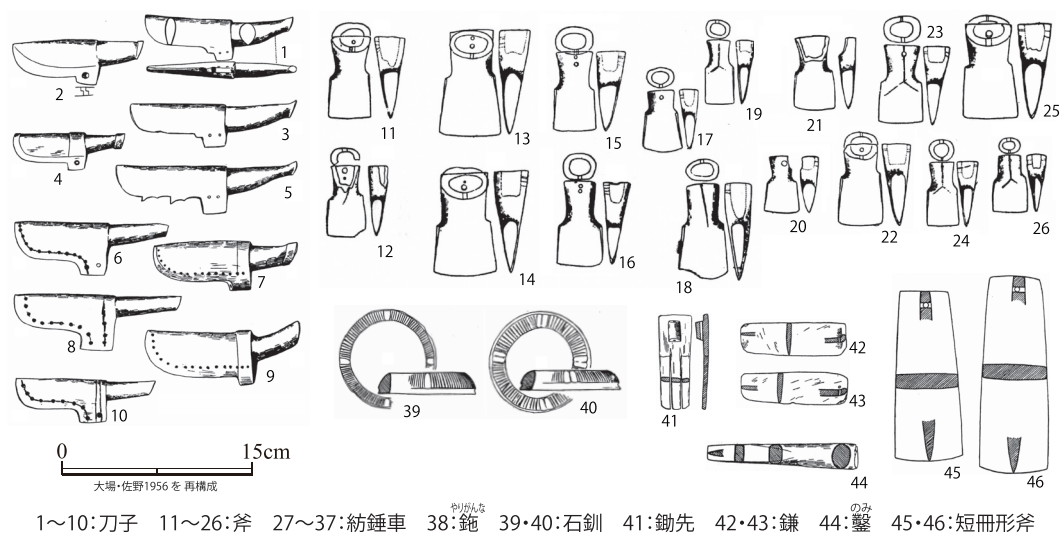
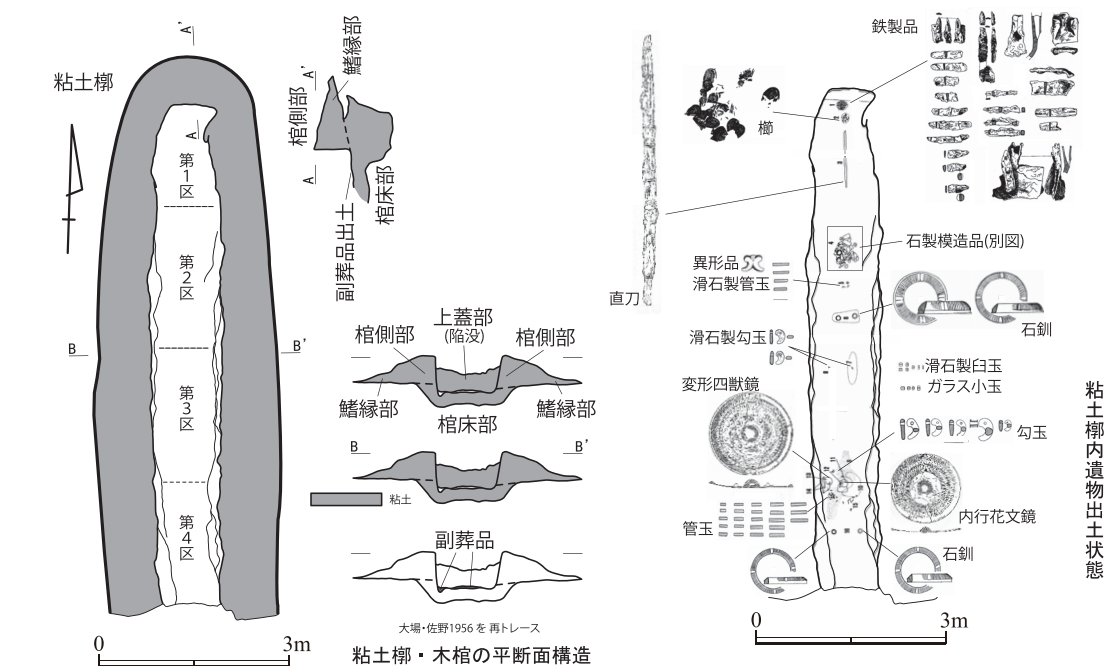
図2-34 日下ヶ塚古墳と大王墓・首長墓との比較 (出典:『磯浜古墳群 I』)

3は、愛知県犬山市の^{あおつか}青塚古墳である。後円部径と前方部長との比率は日下ヶ塚古墳と良く合うが、前方部前端の幅が青塚古墳は広い。この形態は西殿塚古墳の規格と似ており、日下ヶ塚古墳とはこの部分がうまく合わない。4の神奈川県逗子市・葉山町の^{ながえ さくらやま}長柄・桜山第2号墳は、狭長な前方部を持つ同時期の第1号墳に比べれば、前方部墳頂部平坦面の開き方は、日下ヶ塚古墳に似ている。しかし、括れ部位置や前方部の幅など相容れない要素も多い。本例は尾根上稜線に所在する制約があるのかもしれない。

これらの古墳と相前後する時期とみられる五社神古墳や宝塚1号墳なども検討したが、規格がまったく合わないので、図化していない。以上よりして、畿内外の大王墓・首長墓としては、佐紀陵山古墳が非常に近い規格であることが理解でき、日下ヶ塚(常陸鏡塚)古墳の築造に際して、規格を模した可能性が十分にあるであろう。その一方で似た時期、規模、性格を持つ首長墓でも、必ずしも規格が合う訳ではないことも理解できた。

昭和24年8月、國學院大學の大場磐雄博士により、「常陸鏡塚」の名称で、埋葬施設を中心とした墳頂平坦面の発掘調査が実施された。後円部墳頂より長さ8.95mと長大な粘土槨が検出され、腐食して残ってはいないが木棺が伴ったものと考えられる。棺には、遺体のほか、内行花文鏡・変形四獣鏡、直刀、鉄製の模造品、石釧や刀子形を含む農工具形の石製模造品類、滑石製白玉、勾玉、管玉、ガラス製小玉、木製の櫛などの4,000点の豊富な葬品が副葬されていた。遺骸は、棺南側の内行花文鏡付近から見つかっている壮年性別不明の一体分であり、枕状の川原石、その周りに偏る朱、一対の石釧など、埋葬の状態を予測できる出土状態にある。その他に、約3.4m北に寄った位置からも一対の石釧の北側に「異形品」と報告された祖型の^{りっか}立花が出土しており、もう一体の遺骸を伴った、複数埋葬の可能性がある(深澤2019)。

副葬品の内、石製模造品、特に刀子形石製模造品については、奈良県奈良市北部の日本最大の円墳である前期末葉の^{とみおまるやま}富雄丸山古墳(109m)の埋葬施設出土例と、形態・石材・製作技法ともよく似た類品と



1~10: 刀子 11~26: 斧 27~37: 紡錘車 38: 鉈 39・40: 石釧 41: 鋤先 42・43: 鎌 44: 鑿 45・46: 短冊形斧

図2-35 日下ヶ塚古墳の粘土槨と副葬品

(出典:『磯浜古墳群 I』)

して知られている。佐紀陵山古墳との墳丘形態の類似も考慮すると、日下ヶ塚古墳の成立の背景に、奈良県奈良市北部の勢力との関係が少なくないものとみられる。

日下ヶ塚古墳から出土する埴輪は、図2-38に図示した通り、長壺形埴輪・円筒埴輪・球形胴壺形埴輪から構成される。

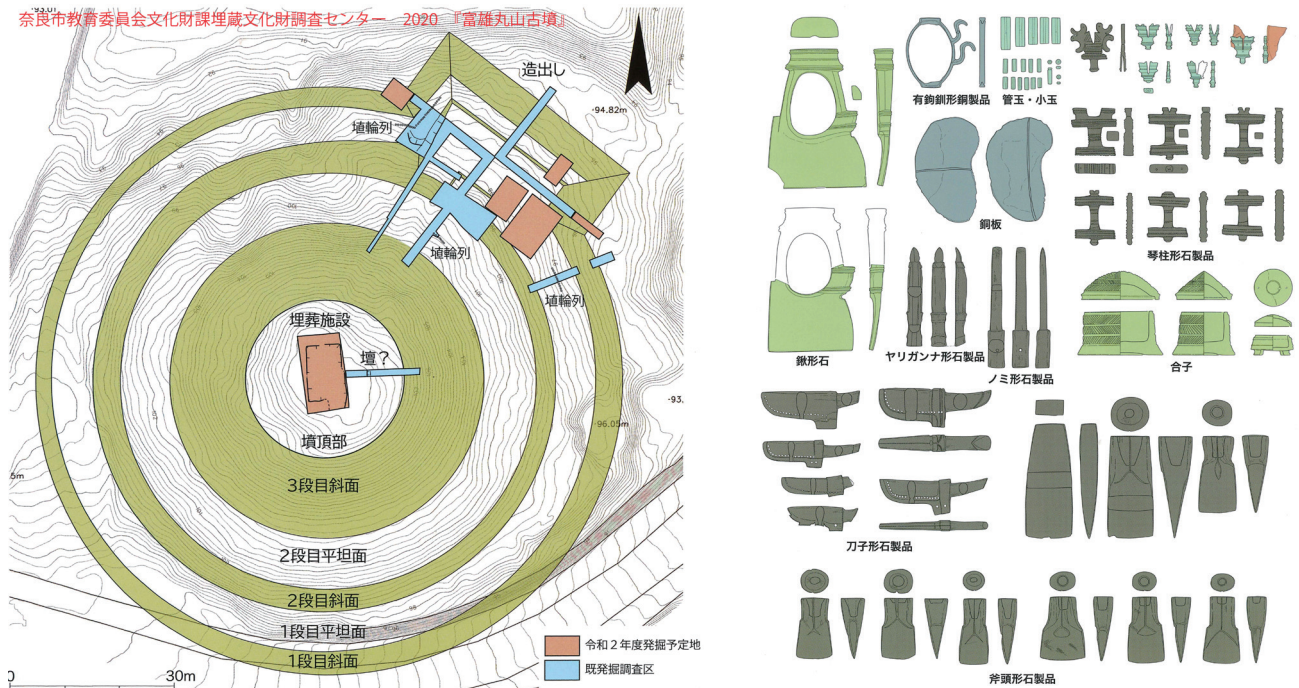


図2-36 富雄丸山古墳と副葬品（出典：『富雄丸山古墳』）

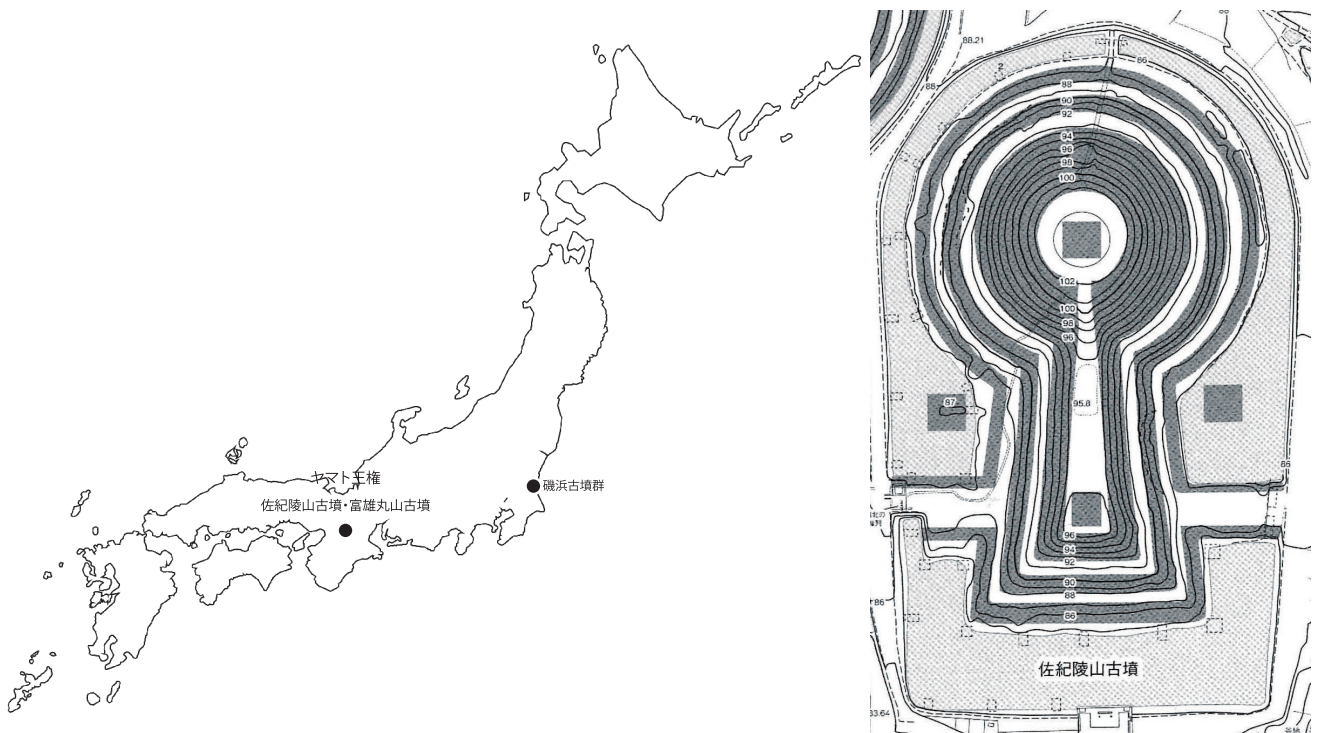


図2-37 奈良県奈良市北部勢力（右図出典：『玉手山1号墳の研究』）

長壺形埴輪 長壺形埴輪は、図2-39の4・5上出島2号墳例や同図6～8長柄・桜山第1号墳例のように頸部を伸ばす長頸化する場合と、同図9～21のように胴部が長くなる長胴化を示す場合とがある。こうした資料を考える場合、同一古墳で組成する中で、長い筒状の円筒埴輪から影響を受け、高さを揃えるために、壺形埴輪の胴部や頸部が伸長化するという考えがある（廣瀬 2015）。高さを揃えることに目的があるとすれば、頸部や胴部の差異に注目する名称はそぐわないとも言え、ここでは、あえて長壺形埴輪と呼び長壺などと双方を一括して用いるものとする。

日下ヶ塚古墳の長壺形埴輪は、基底部径は約17～21cmで、胴部はやや外傾して立ち上がり、中位あるいは上部に張りを持つ共通点がある。口辺部における段部の単複、頸部における突帯の有無や縮約、胴部における張りの形態的特徴により、形式的に下記の三種類に分けて考えることができる。

日下ヶ塚長壺形埴輪1類：単口縁＋頸部突帯＋エンタシス状に極端に長胴化する胴部

図2-38左1の日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳第10号トレンチ例と、図2-40の3髭釜遺跡第4号方形周溝墓例とでは、高さ約71cm×口径約45cmと、高さ約84cm×口径約51cmと規模に違いがあるが、相互の胎土・形態・ハケメの特徴は似ており、背景にある生産体制は共通の基盤に拠ったものと考えて良さそうである。しかしながら、前者は墳墓への樹立、後者は白土34点の副葬品が伴う埴輪棺として利用

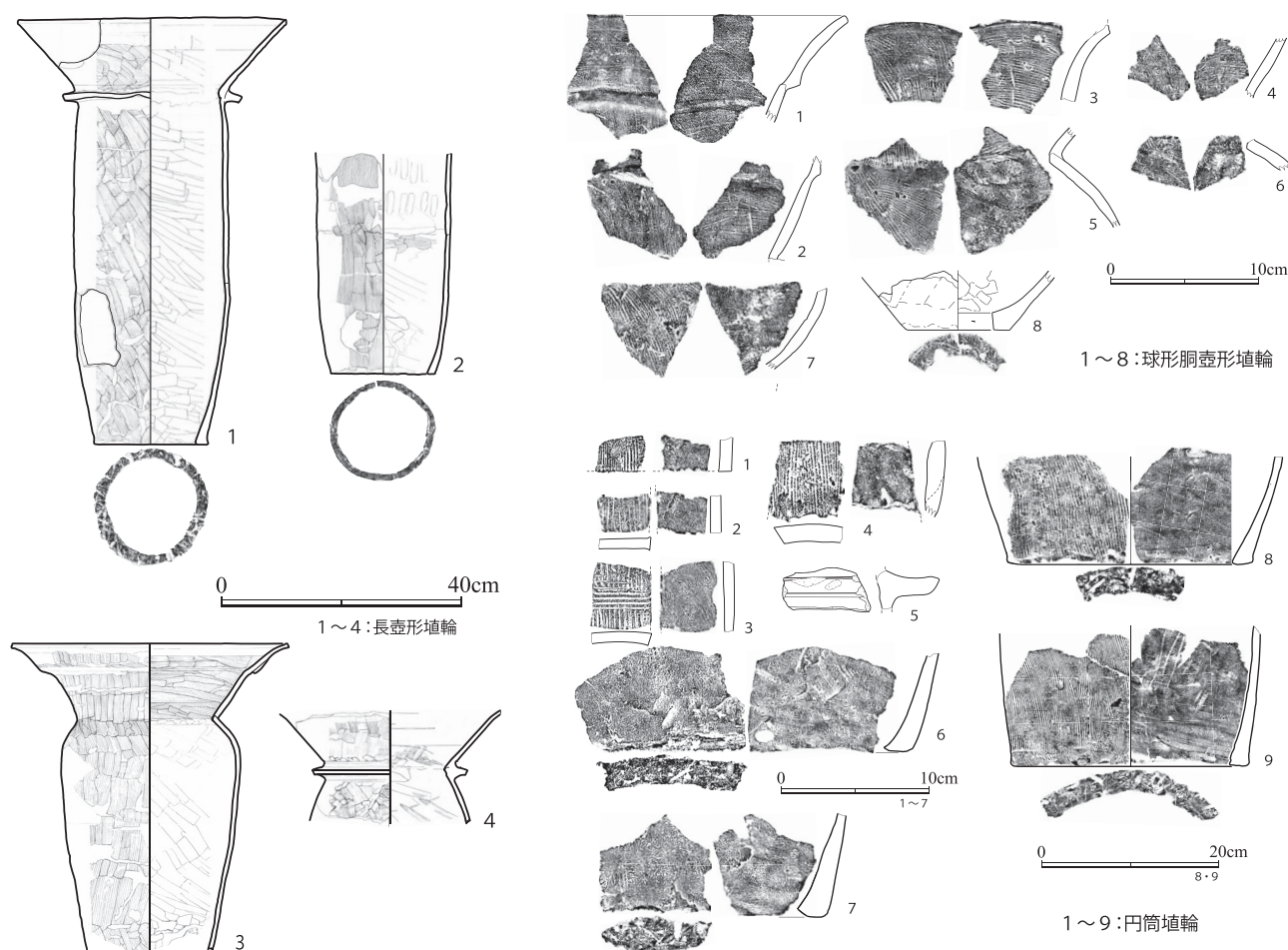


図2-38 日下ヶ塚古墳出土埴輪（出典：『磯浜古墳群Ⅰ』）

されており（藤井 1976、井 2009）、利用目的が異なっている。サイズの差は、用途を意識した作り分けが行われたものと見られる。最大の形態的特徴は、微弱ではあるが中張りのエンタシス状の長胴化した胴部である。

日下ヶ塚長壺形埴輪 2類：単口縁＋頸部突帯＋胴中位に最大径を持ち長胴化する胴部

図 2-38 左 4 の日下ヶ塚古墳第 6 号トレンチ例が該当する。突帯を含まない頸部の直径が約 21.6cm と、1 類の約 24.4cm に比べ小さな作りである。胴部の張りは中位にあり、直径 27cm 程度と 1 類の約 26cm よりも膨らむ。頸部が縮約すると、胴中位が張るのとは連動するものとみられる。器高は不明である。

日下ヶ塚長壺形埴輪 3類：複合口縁＋頸部無突帯＋胴上部に最大径を持ち長胴化する胴部

図 2-38 左の 3 第 7 号トレンチ例などが該当する。口辺部は複合口縁となり、直径約 46.4cm と大きく開く。頸部は鋭角に強く外屈する。肩部と呼んでも良い位置に強い張りを持つ上張りの胴部が特徴的である。

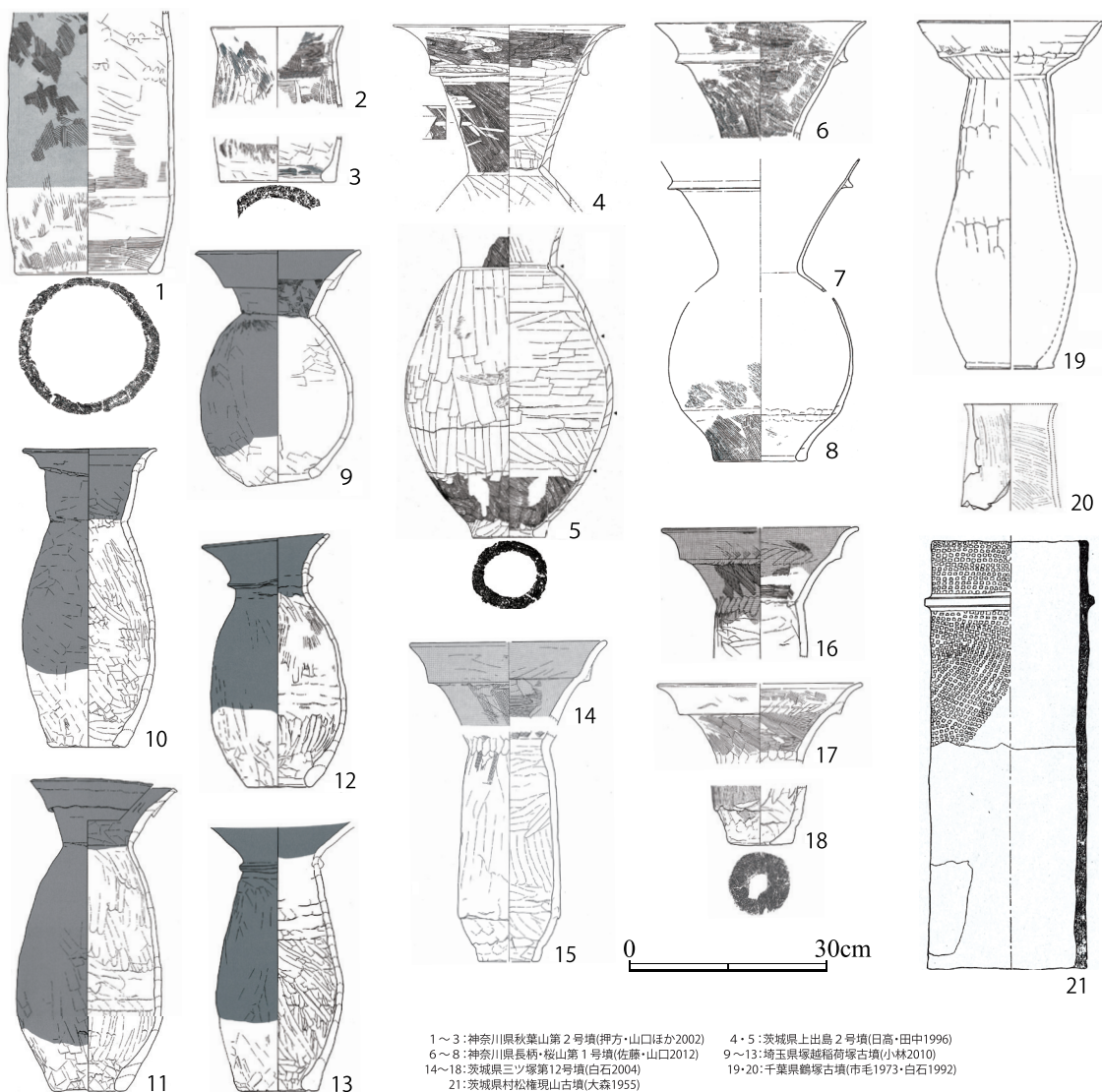


図2-39 日下ヶ塚古墳埴輪の類例 （出典：『磯浜古墳群 I』）

図2-39に日下ヶ塚長壺形埴輪1～3類の類例を図示した。30cm 台後半～60cm 台前半を推移する、所謂長頸長胴壺に比べ、日下ヶ塚古墳の全形をうかがえる資料の器高は約71cmと一際大きく、4の上出島2号墳例のような頸部の伸長は見られないのに対し胴部が著しく発達するのが、最大の特徴と言える。

日下ヶ塚長壺形埴輪1類の系統は、図2-39の1～3の前期前半、秋葉山第2号墳例が注視される。全形をうかがえる資料は無いが、1の胴部にみられるエンタシス状の張り、基底部の肥厚などは、良く似ている。ただし、頸部の

突帯は見られないので、厳密には別系統である。日下ヶ塚古墳例以後の系譜としては、器面調整にタタキ目と異質ではあるが、同じく常陸沿海部の同図21の村松権現山古墳例の器形に引き継がれるものと見られ、中期前葉までは変容を遂げた長壺形埴輪の系譜を追うことができる。

日下ヶ塚長壺形埴輪2類の系譜は、同図12・13の塚越稲荷塚古墳例に繋がる。単口縁で頸部に一条の突帯を持ち胴中位～下位に張りを持つ。両例とも、日下ヶ塚古墳6号トレンチ例に比べると、シャープさを失い器厚も厚くなり鈍重な印象を与える。種々の特徴は日下ヶ塚長壺形埴輪3類の三ツ塚12号墳例と重なる中期前葉と見て良いだろう。

日下ヶ塚長壺形埴輪3類は、胴部の張りが上張りの例は乏しいが、中張りから下張りの例としては、日下ヶ塚古墳例とほぼ同時期の図2-39の4・5上出島2号墳例が古く、同図10・11の塚越稲荷塚例、14～18の三ツ塚12号墳例、19の鶴塚古墳例など、器が厚くなった中期前葉に多くの類例が確認されている。

円筒埴輪 図2-38右下1～9に図示した通り、破片資料がほとんどで、透孔の存在や直径の大きさなどから同定したものであり、その形態的特徴は明確ではない。特に口辺部が朝顔形に開くのか、あるいは普通円筒であるのか、はっきりしていないのが実情である。そのような中で、図2-40の2の後円部の墳頂部平坦面から採集された資料は、2段目に縦長長方形の透孔を4単位廻らすことが報告されており重要である。基底部が窄まる特徴も図2-38右下8・9の採集資料にも見られる点であり、本墳の円

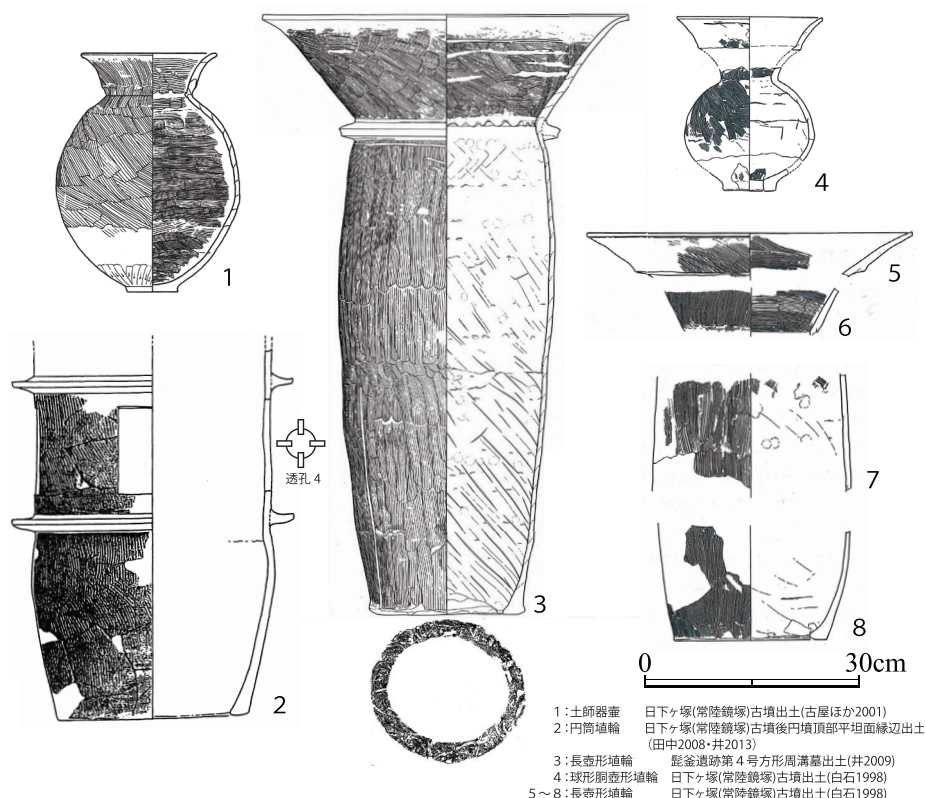


図2-40 日下ヶ塚古墳・鹿釜遺跡出土土器・埴輪

(出典：『磯浜古墳群Ⅰ』)

筒埴輪の特徴と言えるだろう。先の長壺形埴輪と同様の製作技法であり、相互に関連しながら製作が進められた経緯を予測させる。

球形胴壺形埴輪 図2-40の4は、かつて車塚古墳採集と報告された、全形の分かる球形胴壺形埴輪である。しかしながらその後増加した資料を含め実見して検討した結果、日下ヶ塚古墳出土のものと見て良いことが分かってきた。この点は、既に指摘がある内容を追認するものとなっており（田中・白井2008）、今後は日下ヶ塚古墳出土品に含めて考えることにする。

図2-38右上1～8に球形胴壺形埴輪の破片資料を図化した。頸部からの立ち上がりには、図2-40の4・図2-38の1・3・5のように外反するものと、図2-38の2・4のように内湾するものの別がある。底部は、図2-40の4の外面の立ち上がりが直立的なものと、図2-38右上8のように外傾して胴下部へ連続的なものの別が確認できる。既報告資料を見ても、この二者が含まれており（小宮山2002、井・小宮山2008）、相互が一定量含まれるのであろう。

埴輪配列 前方部の中段平坦面に樹立状態にあったもの、転倒し基底基壇上や周濠内に落ち込んだものなどが確認できた。まとめると、図2-41の通りである。

前方部では、円筒埴輪や球形胴壺形埴輪に比べると、圧倒的に長壺形埴輪の割合が多い。中段平坦面には樹立状態の長壺1類の基底部、長壺3類の頸部などが確認できた。またこの段から基底基壇への落ち込んだ資料では、同様に長壺1類と3類が把握されている。一部前端部周濠内では円筒埴輪の基底部片の包含が見られたが、その他の資料では長壺3類が優勢である。墳頂部平坦面前端の南東側の隅角では、長壺の胴下～基底部の大型破片が採集されており、この位置に樹立されたものと考えて良いだろう。確かな所では、前方部に関しては墳頂部も中段も長壺1・3類が優勢であったと言える。球形胴壺は断片的な出土ではあるが、括れ部～前方部の墳頂部平坦面からの出土が特徴的である。

後円部に関しては、情報が少ないが、東周濠内の墳丘側から長壺2類が出土した。田中新史による墳頂部崖面、稲田健一による東裾からのそれぞれ大型破片の表面採集成果から、墳頂部及び中段平坦面は、円筒埴輪が優勢である可能性が考えられる。

一つ注視したいのは、東周濠外側から長壺3

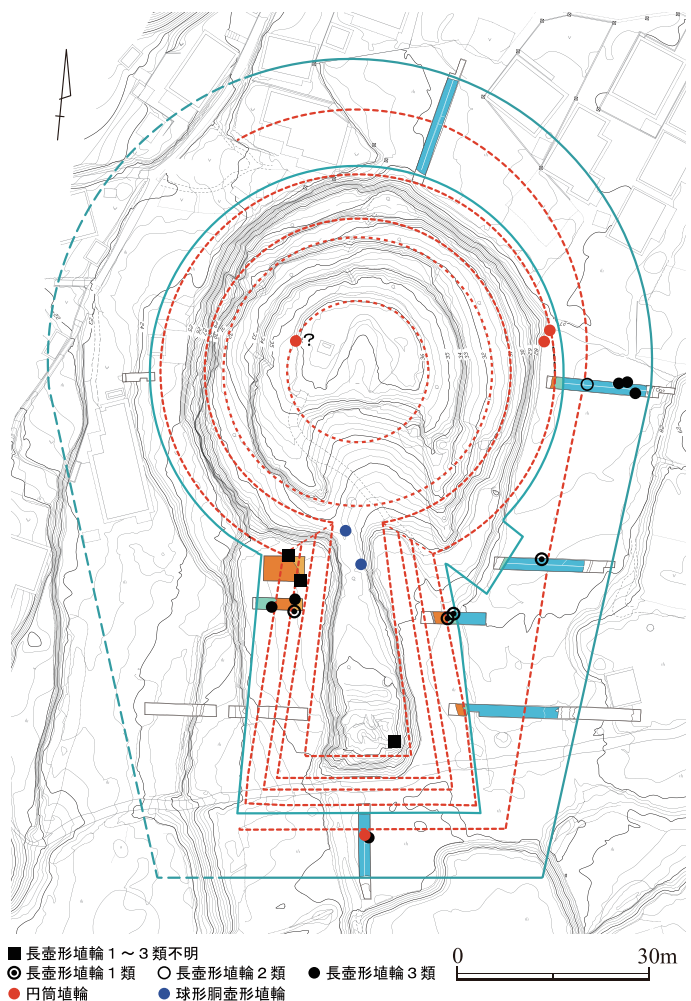


図2-41 日下ヶ塚古墳の埴輪配列

（出典：『磯浜古墳群Ⅰ』）

類がまとまって出土している点である。この地点の浅い位置は近現代の耕作により遺存状態が良くないが、東縁に長壺3類を並べた外堤が廻った可能性も視野に入れる必要があるだろう。

註1) 後円部・前方部における墳裾の位置については、基底基壇の外縁に求める考えと周濠内底面の下端に求める考えがあるため、双方のラインを第2-41図に併記してある。本文中における墳裾の説明は前者を採用している。

1-4. 坊主山古墳

令和2年1～3月に測量調査を実施。その成果に基づき、同年7～11月、範囲確認調査を実施した。前方部は前端を含む三方に周濠がめぐることが確認できたが、後円部は、斜面・裾部・周濠部とも削平を受け、明確な形態を把握しづらかった。また、後円部の東側に近世～近代に造成された張り出し部（5T上付近）が伴い、複雑な形態をしている。この張り出し部でバックされた墳丘東斜面の遺存状態が良かったため、東側の墳頂平坦面の外縁の円弧を描くラインが後円部と考えると差し支えないものとみられる。前方後円墳の現況全長

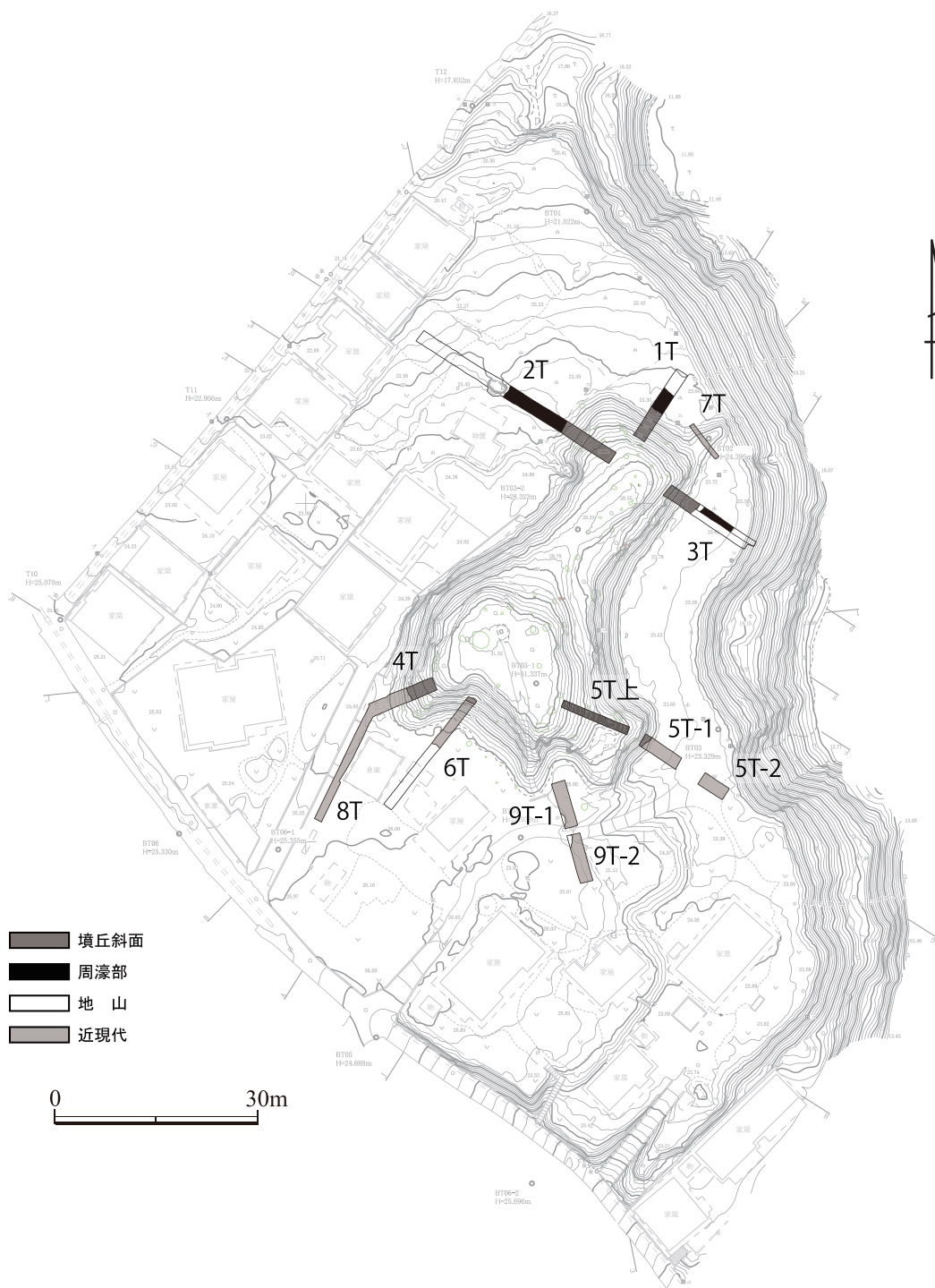


図2-42 坊主山古墳平面図

は約 60.0 m であるが、斜面が削平を受け限界が確認できていないため、規模はもっと大きくなるものとみられる。高さは南西側では約 5.6 m で、前方部墳頂は後円部墳頂に比べ約 2.8 m 低く平坦で前期古墳の特徴を有する。前方部・後円部とも斜面における平坦面が確認されておらず、中段のテラスは伴わないものとみられる。

埴輪は、分布に偏りがみられる。前方部の墳丘や周濠内からはほぼ出土していないため、前方部墳頂に樹立していたとは考えにくく、配置があったとしても希薄であったものとみられる。一方の後円部の墳頂や斜面の覆土、裾部の削平再堆積土中からは、大型の球形胴壺形埴輪、長胴の壺形埴輪、直線的な透かし穴や突帯などの円筒埴輪の細片が僅かに出土する。後円部墳頂の西側縁辺には埴輪細片がまとまる傾向があるため、これらの埴輪は、墳頂平坦面の縁辺に樹立されていたものと見て良いだろう。

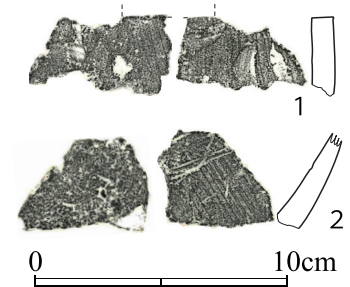


図2-43 坊主山古墳出土埴輪

(出典：『磯浜古墳群Ⅰ』)

1- 5. 五本松古墳

平成 30 年 8 月、開発前の試掘調査で新発見。現在、国史跡指定地の一角となり保護されている。墳丘は遺存しないが、長軸約 19.7 m、短軸約 14.5 m の規模を持つ周濠部が検出されている。全形は検出されていないが、前方部～くびれ部の南東側、および前方部の前端をめぐる周濠とみられ、概ね北東－南西軸を持つ 40 ～ 50m 級の前方後方墳の可能性が考えられる。周濠内覆土出土遺物は、埴輪は伴わず、後期弥生土器片多数の他、図 2-44 の 1 土師器甕や 2 底部穿孔壺の破片に加え、3 鉄片が含まれた。

1- 6. 五本松下古墳

五本松下古墳は、車塚古墳北方の磯浜町 2889 番 1 に所在する保育園「こすもすくーる」の園内に位置する。園庭に新たに小規模保育所の新規建設が計画されたため、大洗町教育委員会が主体となり、平成 31 年 1 月 21 日～ 31 日までの期間、事前の試掘確認調査を実施した。園庭は平坦であり、古墳に伴

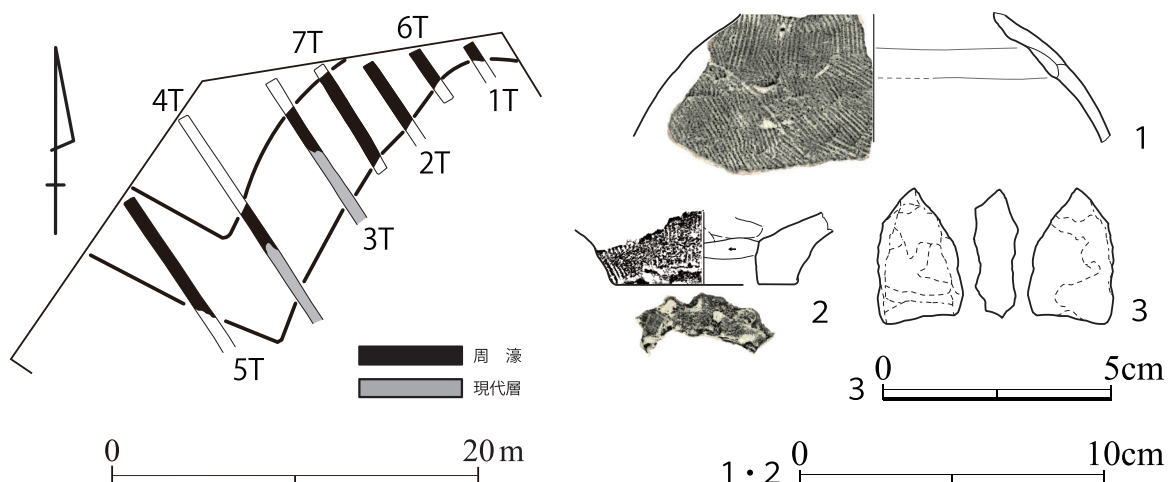


図2-44 五本松古墳の遺構と遺物 (出典：『磯浜古墳群Ⅰ』)

う墳丘は残されていない。東西軸と南北軸の2本を設定して調査した結果、幅3.5m前後、確認面からの深さ約1.1mとみられる方形に廻る周溝を検出した。方形周溝墓の可能性も考えられるが、周溝の幅が広いため、20～30m級の小型の前方後方墳（墳丘墓）の可能性も考えられる。

周溝部覆土中の遺物には、埴輪は含まれず、後期弥生土器片多数のほか、下層にも僅かに前期中葉頃の土師器甕頸部片が出土している。

2. 磯浜古墳群の特徴

以上の各古墳の概要を踏まえ、この項では、特筆すべき古墳間の構造や出土遺物の違いに基づく、変遷、年代観について、まとめておきたい。

2-1. 構造

姫塚古墳の大きくバチ形に開き狭い周溝が伴う前方部の特徴は、那珂川中下流域を見ても、図2-45の4水戸市安戸星1号墳や同3二の沢B6号墳よりも前出の要素を備えている。

今回の調査成果により復元した日下ヶ塚古墳の築造規格を、前末中初の畿内における大王墓等（渋谷

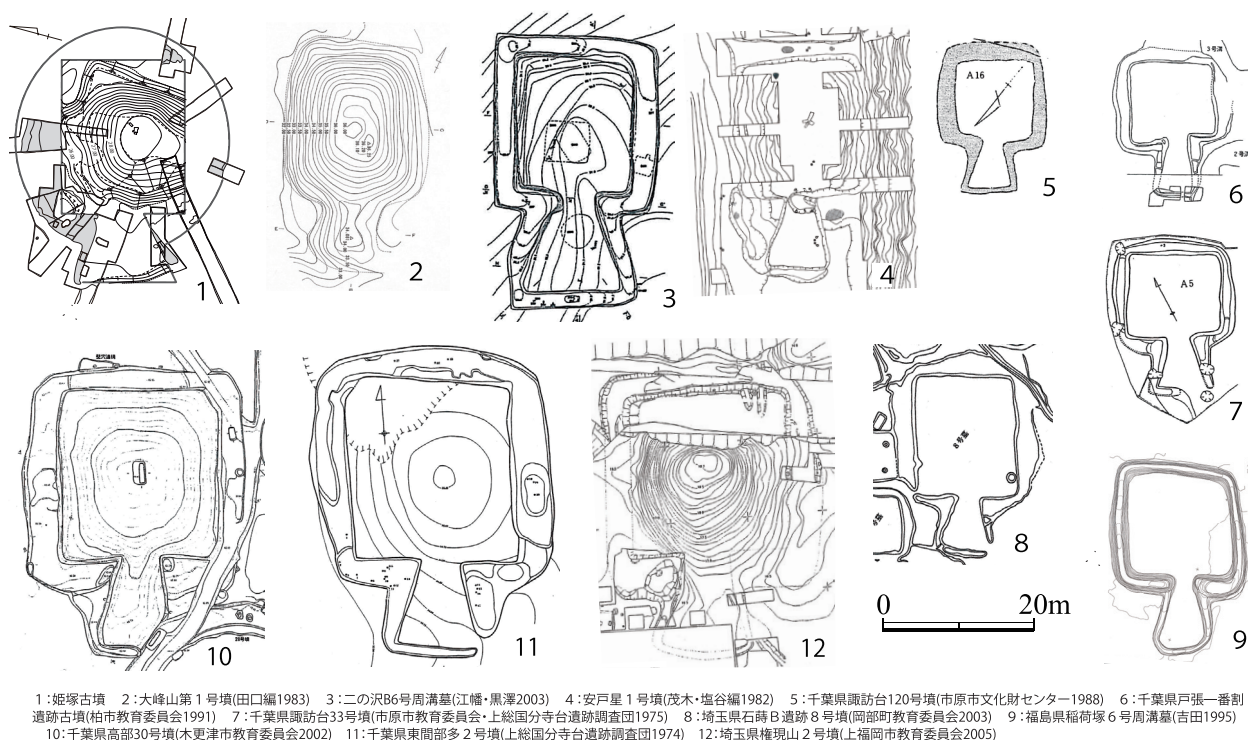


図2-45 姫塚古墳と類例（出典：『磯浜古墳群Ⅰ』）

向山古墳→佐紀陵山古墳→五社神古墳など）と比較したところ、渋谷向山古墳や五社神古墳では前方部と後円部との比率などの規格がうまく合わず、佐紀陵山古墳の前後比率が良く合い、最も似たシルエットであることが判明してきている（図2-35）。

日下ヶ塚古墳くびれ部東裾における張り出しは、車塚古墳南裾の造出の有無と合わせ、未確定であり、今後に残された課題と言える。五本松古墳や五本松下古墳の墳形の確定も課題として残される。

2-2. 出土遺物と変遷

姫塚古墳は、小型丸底鉢の口縁部形態が直下の一本松遺跡第1調査区第82号竪穴建物跡出土土師器甕（図2-46の1～4）と似た特徴を持つ。同住居の廃絶年代は、同図5・6の在地系の後期弥生土器が主体を占めており、弥生時代終末期、型式名称は十王台式4期から同5期への過渡的な段階頃とみられる。先の流域最初期の前方後方墳安戸星1号墳や二の沢B6号墳よりも古い形態的特徴を勘案すると、

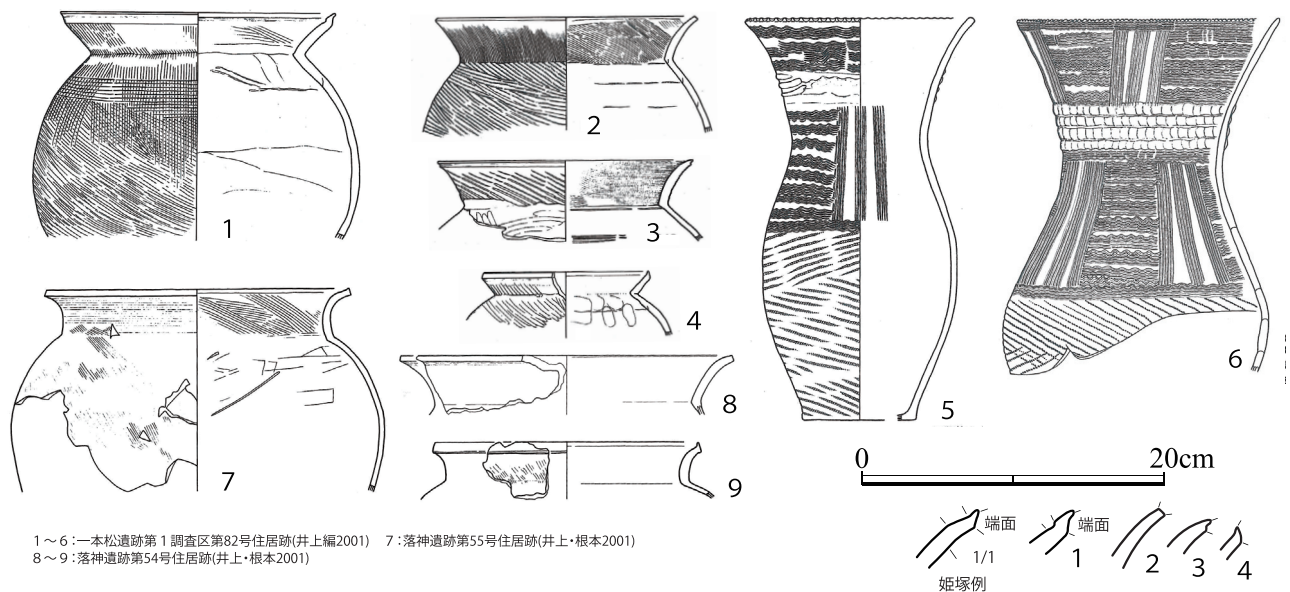


図2-46 姫塚古墳出土遺物の参考資料（出典：『磯浜古墳群Ⅰ』）

古墳時代前期初頭、実年代は3世紀後半を中心とした前後の時期になるのではないかと予測する。

日下ヶ塚古墳は、平面形態を中心とした築造規格、及び粘土槨内から出土した刀子形石製模造品の形態や技法より、奈良県奈良市北部の佐紀陵山古墳や富雄丸山古墳との関係が予想される。ともに、前期後半、実年代は4世紀後半の古い段階頃に位置づけられている。

日下ヶ塚古墳の年代観を定点として、坊主山古墳について考えた場合、シャープに作られた出土埴輪の特徴から、時期的に並行するか、坊主山古墳がやや先行して築造されるものと考えられるため、前期後半の4世紀中葉～後半の古い段階頃の年代を考えておきたい。

五本松古墳、及び五本松下古墳については、時期を明確にできる資料が少なく、今後に残された課題だが、概ね、姫塚古墳と相前後する時期の築造で、前方後円墳＋埴輪が入ってくる台地南側の坊主山古墳へ移行する前の前期前半頃とみられる。

車塚古墳については、日下ヶ塚古墳と樹立する埴輪で比較した場合、胎土的特徴や色調は一貫しており、原料土の採取から焼き上げまでの技術系譜は共通するものの、埴輪内面への刷毛目作業の減退、円筒埴輪の方形透孔の数量が4単位から2単位へ減、小円形透孔の採用、あるいは全般的に器壁が厚くなるなど、中期的要素を取り入れながら、生産時期の時間的間隔が空いていることを示しているものと考

えて良い。以上の埴輪の特徴は、日下ヶ塚古墳に車塚古墳が後続することは確かであるから、中期初頭、4世紀後半の新しい段階と考えておきたい。

3. 磯浜古墳群・埴輪の変遷

3-1. 磯浜古墳群の変遷

以上の調査・研究の成果より、磯浜古墳群の変遷については、下記の通り第Ⅰ～Ⅵ期の全6期に分けて考えることができる。図2-47のように簡潔に記述しておく。

第Ⅰ期 弥生時代終末期～古墳時代前期初頭（3世紀後半頃）

同一時期直下に形成される一本松遺跡の集落と関連して、小型の前方後方墳である姫塚古墳を築造する。

第Ⅱ期 古墳時代前期前半（3世紀末～4世紀前半頃）

古墳の形態や詳細な時期は不明であるが、この時期に、埴輪は伴わず底部穿孔壺を持つ、40～50mクラスと大型化した五本松古墳の築造の可能性がある。規模の小さい五本松下古墳もこの時期である。

第Ⅲ期 古墳時代前期後葉（4世紀中～後半の古い段階）

60m級の前方後円墳・坊主山古墳を築造する。出土資料が少なく不明の部分も多いが、円筒埴輪や長壺形埴輪が含まれるから、日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳と並行、あるいは一時期古い古墳と考えられる。

第Ⅳ期 古墳時代前期末葉（4世紀後半の古い段階）

円筒埴輪や長壺・球形胴壺形埴輪を持つ、100m級の前方後円墳・日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳を築造する。中央の佐紀陵山古墳と相似墳であり、粘土槨とそこから出土した副葬品は、富雄丸山古墳とも並行する時期とみられ特筆される。

第Ⅴ期 古墳時代中期初頭（4世紀後半の新しい段階）

朝顔形・普通円筒埴輪や球形胴壺形埴輪を持つ、80m級の大型円墳・車塚古墳を築造する。主丘で比較す

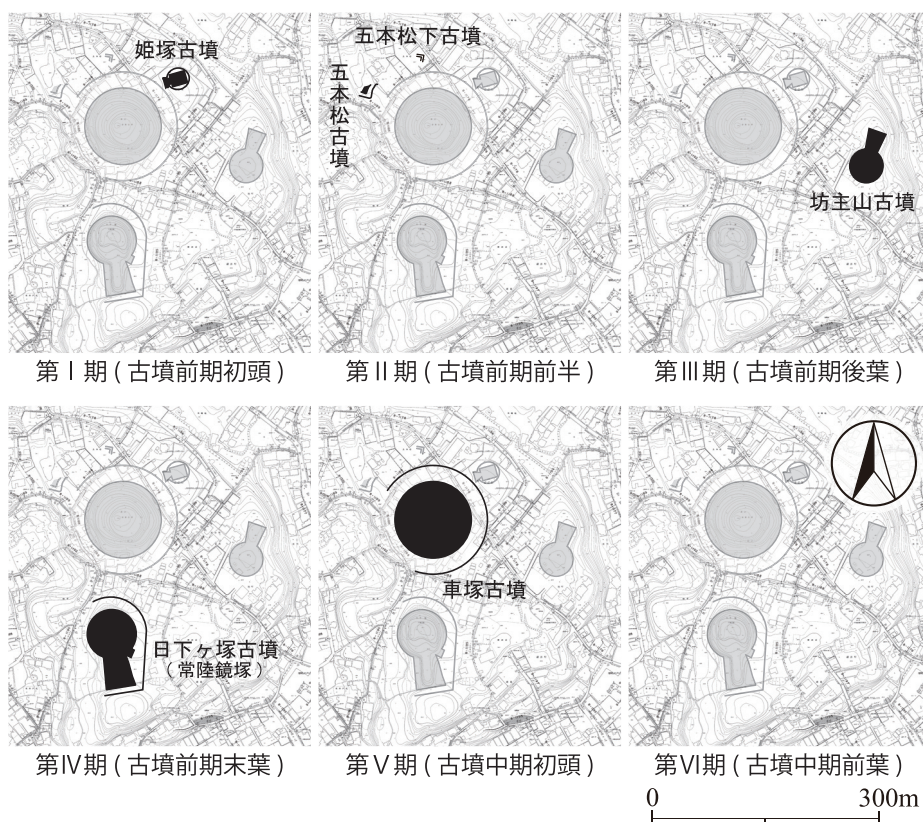


図2-47 磯浜古墳群の変遷（出典：『磯浜古墳群Ⅰ』）

ると、60m 級の日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳を凌いでいる。

第Ⅵ期 古墳時代中期前葉（5世紀初頭）

古墳築造が見られなくなり、磯浜の台地から人の痕跡が無くなるようである。

3-2. 埴輪の変遷

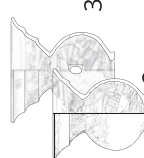
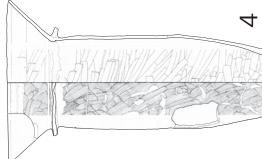
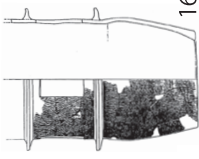
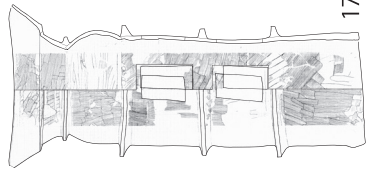
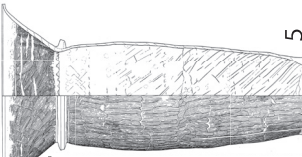
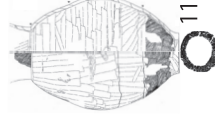
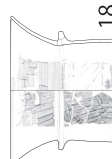
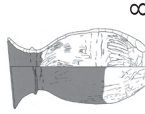
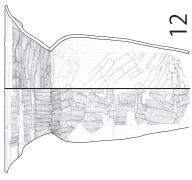
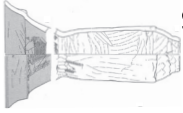
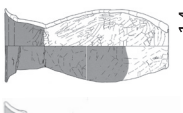
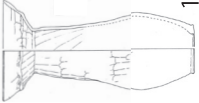
磯浜古墳群から出土した埴輪については、長壺形埴輪の変遷を基軸として球形胴壺形埴輪や円筒埴輪も包括して、第Ⅳ期前期末葉の日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳・第Ⅴ期中期初頭の車塚古墳を中心に、その前後の時期である第Ⅲ期前期後葉・第Ⅵ期中期前葉を含め、成立と展開の過程について、時期別に分析しておきたい。

第Ⅲ期 波及した円筒埴輪に影響を受け、球形胴壺の一部が長伸化する。壺作りの流儀で同工人が円筒埴輪を模倣するから、形態的にスケールアップしただけの長頸長胴の壺形埴輪が成立する。胴部中位に最大径を持つのも壺模倣である。図2-48の9長柄・桜山1号墳例や10・11の上出島2号墳例は好例である。厚みは壺の流儀を踏襲するから5～7cmと薄い。また器厚も厚薄がありシャープな印象を持つ。

第Ⅳ期 円筒埴輪の製作技法に立脚して伝統的な長壺形埴輪を製作する。頸部突帯、胴部の伸長・簡化などの要素は、円筒埴輪からの影響である。日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳の長壺1～3類が該当する。12の長壺3類の肩張りは朝顔形円筒埴輪の肩部の張りを模倣したものとも考えられる。厚さは7～9cmと第Ⅲ期よりも厚くなり、厚薄は持つものの、前代よりはシャープさを失っている。変容を遂げる長壺とは別に、伝統的な形態である球形胴壺形埴輪は遺存しており、前方部～括れ部の埴頂部平坦面において、後円部に並べられた新来の円筒埴輪や、主に前方部に樹立された変容した長壺形埴輪と共に、伝統的な埴輪祭祀を司る用具として、前方埴頂部において用いられるようである。

第Ⅴ期 車塚古墳では樹立される埴輪の主体は、定着した朝顔形・普通円筒埴輪となるようであるが、普通円筒と良く似た長壺1類が残る可能性もある。第Ⅳ期の日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳例よりも肉厚となった、末期の球形胴壺形埴輪を用いた祭祀行為が残る。前代の日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳とは、埴形こそ異なるものの、南側の中段という、球形胴壺形埴輪が集中する位置が共通しており、長壺形埴輪と円筒埴輪の主客逆転後も、旧来の球形胴壺形埴輪を用いた埴輪祭祀の伝統が継承されていたと考えられそうである。

第Ⅵ期 磯浜古墳群内は築造が確認できないが、40～50m 級の中型の円墳で、8・13～15の長壺2・3類が残る。厚みは10～11mm 内外もあり、均一化し、鈍重な印象を与える。胴部の断面形態は、中張りからむしろ下膨れの形態に変化している。長壺1類も常陸沿海で繋がった6の村松権現山古墳で命脈を保つものの、タタキ目を入れており、著しく変容を遂げ、この時期を最後に、長壺形埴輪は作られなくなる。

	長壺形埴輪				円筒埴輪	
	球形胴壺形埴輪	長壺1類	長壺2類	長壺3類	朝顔形	普通
四世紀中葉 第Ⅲ期（前期後葉）						
四世紀後半より段階 第Ⅳ期（前期末葉）						
						
四世紀後半新しい段階 第Ⅴ期（中期初頭）						
五世紀初頭 第Ⅵ期（中期前葉）						
						

0 60cm

図2-48 日下ヶ塚古墳・車塚古墳出土埴輪の変遷（出典：『磯浜古墳群Ⅰ』を改変）

第3章 磯浜古墳群の本質的価値

第1節 磯浜古墳群の本質的価値の明示

磯浜古墳群は、文化財保護法第109条第1項の規定に従い、史跡指定を受けた。文部科学省が公表している『特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』では、史跡の指定基準が以下のよう

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの。

1. 貝塚、集落跡、古墳、墓地等
2. 都城跡、国郡庁、城跡、官公庁、戦跡、その他政治に関する遺跡
3. 社寺跡、その他祭祀信仰に関する遺跡
4. 学校、研究施設、文化施設、その他教育・学術・文化に関する遺跡
5. 医療・福祉施設、生活関連施設等
6. 交通・通信施設、治水治水施設、生産遺跡、その他経済・生産活動に関する遺跡
7. 墳墓（大名・著名人）・碑
8. 旧宅、園池
9. 外国及び外国人に関する遺跡

磯浜古墳群は1の古墳に該当するが、他とは区別され、我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、その規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるものと評価され、指定を受けたことになる。

古墳として特筆すべき、国の歴史理解に欠くことのできない学術上の価値とは何なのか、指定に値する本質的価値を明確に認識し、関係者間で共通理解することが求められる。

以下に、この本質的価値を総括的に再整理・再認識し、共通理解をしていきたい。「第2章第2節 指定の状況」で記述した令和元年11月の指定説明文に加え、「第2章第4節3. 取り巻く歴史環境」なども踏まえつつ、再整理するとすれば、以下のような4つの本質的価値と1つの副次的価値が抽出できるであろう。

本質的価値

1. 古墳研究において欠くことのできない学史的意義をもつ

- ・ 日下ヶ塚古墳は東日本における前期古墳の埋葬施設の構造や副葬品の全容が判明している数少ない古墳であり、昭和24年の発掘調査の成果を収めた『常陸鏡塚』の報告書（大場磐雄・佐野大和1956）により、戦後の東日本における古墳研究を牽引してきた。
- ・ 日下ヶ塚古墳の粘土槨内から出土した4,000点を超す副葬品類は、発掘調査70年以上を経過してもなお、埋葬施設や副葬品（特に石製模造品など）の研究において基準資料となっている。

2. 一つの古墳群で古墳時代前期初頭から中期初頭まで連綿と築造された首長墓の移り変わりが観察できる

- ・ 400m 四方の独立した島状の狭い台地上に時期の異なる大型古墳が密集している。
- ・ 前期初頭から中期初頭までの首長墓の系譜をたどれる。
- ・ 一つの古墳群の中で墳形・規模・葺石・土器・埴輪などの構成要素が変化していく。
- ・ ヤマト王権との強い結びつきを示す前期末の全国的な基準資料にもなっている日下ヶ塚古墳を含んでおり、東日本における古墳文化の受容のあり方を具体的に検討できる。
- ・ ヤマト王権との強い結びつきを持ちながら、長壺形埴輪を樹立するなど、地域の特徴を併せ持つ。

3. 水上交通の要衝を掌握した地域首長像を示す海浜・湖沼に臨む古墳の典型である

- ・ 水田稲作に適さない湖沼と海に囲まれた島状台地の最高点に位置し、太平洋と涸沼川の両方を眼下に置く抜群の眺望を持つ。
- ・ 水戸市大場天神山古墳やひたちなか市寺前古墳と共に、那珂川・涸沼水系河口部を取り囲んだ首長墓群の一つであり、常陸国風土記に登場する内水面世界の阿多可奈湖を本拠地とする集団の中でも最上位の古墳群である。
- ・ 南部の常総の内海交通と、北部の那珂川・久慈川・太平洋沿岸の複数ルートが合流する扇の要となる要衝の地に築かれた古墳群である。

4. 列島東縁部における弥生時代から古墳時代への接続をさぐる鍵である

- ・ 最初に築造された前方後方墳の姫塚古墳の墳丘・周溝部形態は、弥生墳丘墓の伝統を残している。
- ・ 古墳群のある高台の麓に営まれた髭釜遺跡や一本松遺跡では、弥生時代後期の集落から古墳時代前期の集落へ接続するように移り変わる。
- ・ 後期の弥生時代社会の中に、高塚を築く古墳文化がどのように波及するのか、那珂川河口域における古墳の導入過程を具体的に検討できる。

副次的価値

1. 人と海との関わりや繋がりを象徴するような歴史的重層性をもつ記念物である

- ・ 海を一望にできる立地から、江戸時代の異船・異人を警戒し防禦する、水戸藩の磯浜海防陣屋として再利用された。
- ・ 古墳群から鹿島灘や市街地を望む眺望の良さが江戸時代の地誌に紹介され、現在も『大洗町景観計画』に景観形成方針が登載され維持している。
- ・ 津波から避難するための高台の目標物として、記念物としての価値を有する。

第2節 構成要素の特定

以下に示す本質的価値を構成する要素を含む磯浜古墳群における様々な要素を特定し、それらと本質的価値との関係及び個々の規模・形態・性質等の概要を記述する（山下 2020）。

- A. 史跡の本質的価値を構成する諸要素
- B. 史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素
- C. 史跡の周辺地域を構成する諸要素

まず、A「本質的価値を構成する諸要素」とは、史跡の古墳であれば、墳丘などの地形、地下に埋蔵されている遺構・遺物等、及びそれらを含む一定の広がりからなる空間である。

次に B「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」とは、民家その他の建築物及び工作物、集落、道路、農耕地等、磯浜古墳群の本質的価値を構成する諸要素ではないものである。A と B は一体となって磯浜古墳群を構成しており、両者を明確に把握することが、適切な保存管理の方針を示すために不可欠である。B は、B－1・2 史跡の保存管理・活用に関する要素と B－3 史跡に関係ない要素の二つに細分して把握することが適当である。B－1・2「史跡の保存管理・活用に関する要素」とは、時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、磯浜古墳群の本質的価値を示す諸要素の保護に好影響を及ぼすもの又は一体をなすもの。磯浜古墳群の保存・活用を目的として、整備等によって付加された説明板や誘導サインも含む。B－3「史跡に関係ない要素」とは、時間の経過の中で自然的・人為的に付加された諸要素のうち、本質的価値の低下を招いているもので、将来的に除却・移転等を検討すべきものである。

最後の C「周辺地域を構成する諸要素」とは、指定地の周辺地域の環境保全の問題であり、指定地と一体となった良好な保全が望ましい区域について、その諸要素を特定するものである。

	要素の分類		具体的な要素		
			1. 姫塚古墳	2. 日下ヶ塚古墳	3. 車塚古墳
指定地内	A.史跡の本質的価値を構成する諸要素		○墳丘 ○周溝 ○出土遺物 小型丸底鉢・後期弥生土器片 ○埋蔵されている遺構遺物	○墳丘 ○周濠 ○出土遺物 埴輪（長壺形埴輪・円筒埴輪・球形胴壺形埴輪） ○埋葬施設 粘土槨・木棺 ○副葬品 鏡・直刀・鉄製品・石製模造品・立花・白玉・勾玉・管玉・小玉・木製櫛・自然石など ○遺体 ○埋蔵されている遺構遺物	○墳丘 ○周濠 ○外表施設 葺石・敷石・基底石・区画石 ○出土遺物 埴輪（朝顔形円筒埴輪・普通円筒埴輪・球形胴壺形埴輪） ○埋蔵されている遺構遺物
	B.史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	1) 史跡の保存管理に関する要素	境界杭	境界杭・石碑	境界柵・門扉・境界杭
		2) 史跡の活用に関する要素	説明板		説明板・史跡標柱
		3) 史跡に関係ない要素	樹木・祠・駐車場・工作物	樹木・建物	神社・参道・鳥居・樹木
指定地外	C.史跡の周辺地域を構成する諸要素	1) 史跡と同等の価値を有する要素	坊主山古墳の墳丘・周濠、日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠、車塚古墳の墳丘・周濠、五本松古墳の周濠、五本松下古墳の周溝、包蔵される遺構・遺物		
		2) 史跡の利活用に関する要素	駐車場、道標、散策路、全体・古墳別説明板・上水道		
		3) 史跡の立地や成立基盤に関する要素	望洋館・磯浜海防陣屋跡、太平洋と、涸沼川を含む那珂川流域の眺望		
		4) その他の要素	建物、工作物、道路		

表 3-1 磯浜古墳群の構成要素

第4章 磯浜古墳群の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

磯浜古墳群の保存管理面の各項目について、現状を記述した上でそこから浮かび上がる課題について、一覧表に抽出する。扱う際は、1. 姫塚古墳・2. 日下ヶ塚古墳・3. 車塚古墳の各古墳個別に分けて記述する。

内 容	現 状	課 題
古墳の指定範囲	・ 古墳の遺構が埋没する範囲の内、姫塚古墳・車塚古墳・日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠（周溝）の多くの範囲は、史跡指定地（図4-1の赤い範囲）であるが、坊主山古墳・五本松下古墳の全域、及び日下ヶ塚古墳・車塚古墳・五本松古墳の一部などについては、史跡外（図4-1の黄色い範囲）となっている。	・ 日下ヶ塚古墳や車塚古墳の墳丘や周濠部、坊主山古墳全域、五本松古墳の一部、五本松下古墳全域（図4-1の今後保護を要する範囲）は、史跡指定地と同じ価値を持つため、磯浜古墳群の一部として追加指定する必要がある。
土地所有と公有化	・ 指定地25筆の内訳は、町有地4、社有地1、民有地（個人・企業）20筆である。令和3年度に境界確定の測量調査を実施した。 ・ 今後保護を要する範囲は、ほとんどが民有地で、居住者も多い。	・ 図2-3・2-4で示した個人・企業の20筆については、史跡の恒久的保護を進めるため、計画的な買上げが必要である。 ・ 追加指定した民有地についても、将来的に公有化の策を講じる必要がある。
墳丘崩落	・ 古墳裾部の一部は、昭和40年代前後の人為的な削平により急傾斜地となっており、墳丘の崩落の危険性がある。第2章の社会的調査の成果でみたように、土砂災害防止法の特別警戒区域や警戒区域に指定されている範囲がある。	・ 墳丘保護の観点からこれ以上の崩落を防ぐ必要がある。

表4-1 保存管理の現状と課題1（指定地全体）

内 容	現 状	課 題
樹木等	・車塚古墳や日下ヶ塚古墳の墳丘を中心に、スダジイなどの常緑樹が生育しており、古墳の保護や景観、落葉樹類などの人工的に植え付けられた樹木が生育しており、見通しが悪く、景観を損ねている。	・段階的に樹木を伐採して間引いたり、枝降ろしをしたりして、古墳からの景観をよくする必要がある。
草木の環境整備 ・景観の維持	・造園業者や会計年度任用職員により、草木の環境整備や景観の維持を行っている。	・夏季を中心に作業が追いついてない状況があり、環境整備委託費や作業を担う人員の拡充が必要である。
出土遺物の保管体制	・平成23・24年度の範囲確認調査に伴い出土した埴輪を中心とする遺物は、大洗町教育委員会が所蔵しているが、それまでに出土した副葬品や埴輪などは、大学博物館や個人などで分散して所蔵されている。 ・大洗町教育委員会所蔵の出土遺物は、平成11年度頃建設されたプレハブの大洗町埋蔵文化財整理作業棟(大貫町)で保管されている。	・分散所蔵は全容が把握できず、多くの課題を残している。 ・20数年を経過したプレハブは海岸の塩害により基礎の腐食が著しい。 平成27年度、文化庁より国史跡から出土した遺物を保管する施設として、防犯・防火上問題があるので改善するよう指摘されている。

表4-2 保存管理の現状と課題2 (指定地全体)

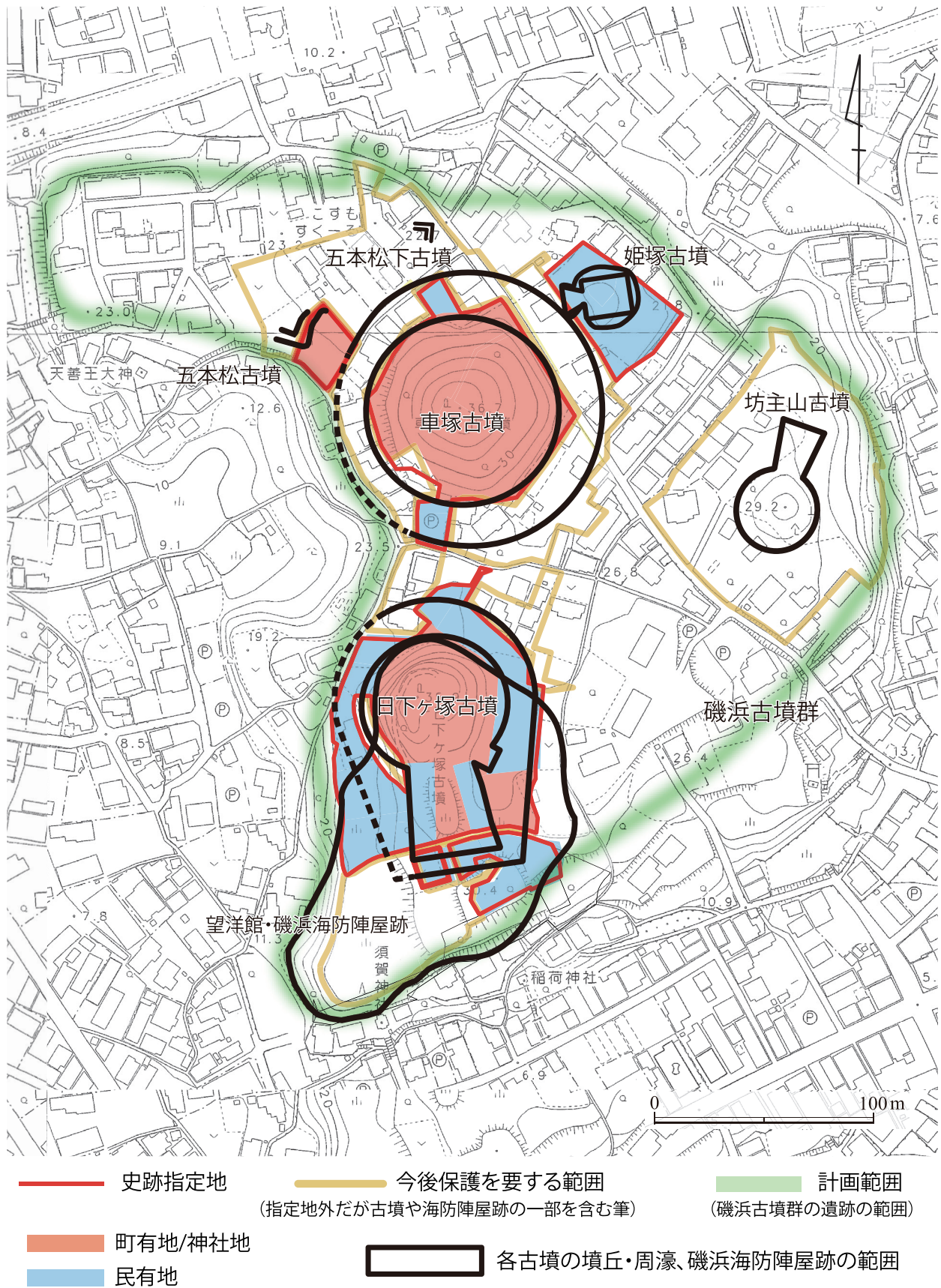


図4-1 磯浜古墳群の計画範囲

分 類			内 容	現 状	課 題
指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	姫塚古墳	墳丘	・前方部は削平を受け、近現代の耕作土が直接堆積し、基盤を残して遺存しない。 ・後方部の墳頂は遺存状態良好 ・後方部の斜面・裾部は近現代の農作業等により削平を受け、遺存状態はあまり良くない。 ・後方部南側には、祠に上がる参道が盛土されており、墳丘の形態を損ねている。 ・ヤブツバキやヒサカキなど、複数の樹木が生育し、根を張っている。	・後方部南側の旧状復帰。 ・樹木の根により墳丘が痛む。
			周溝	・前方部前端は、削平を受け、遺存しない。 ・前方部上面は、近現代の畑作により削平を受けている。 ・後方部は、部分的に近現代の削平を受け遺存しない。 ・後方部東側は、駐車場として利用され、自家用車や磯浜古墳群見学者が駐車している。 ・ニセアカシアなどの樹木が生育し、根を張っている。	・指定地内の駐車場利用の制限。 ・樹木の根により周溝が痛む。
			出土遺物	・後期弥生土器片や小型丸底鉢等の出土遺物は、大洗町整理作業棟（プレハブ）で保管されている。	・消火設備・防犯機能の充実した施設での保管が必要である。
			埋蔵されている遺構遺物	・後方部の墳頂には、把握されていない埋葬施設と副葬品が埋まっているものとみられる。 ・墳丘・周溝とも埋蔵している。 ・後方部の墳頂には、供献された土器が、その周溝内には、その土器が転落して埋まっているものとみられる。	・発掘調査を通して墳丘における土器配置、埋葬施設等の確認が必要である。

表4-3 保存管理の現状と課題3

分 類			内 容	現 状	課 題
指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	日下ヶ塚古墳	墳丘	・前方部の三方の斜面は墳頂に達する削平を受け、遺存状態は悪い。 ・後円部の西斜面は墳頂に達する削平を受け、急傾斜地となり、遺存状態は悪い。土砂災害特別警戒区域になっている。 ・後円部の斜面は、戦時中の農地造成により段々となり、斜面及びテラス面の土が移動されている。 ・後円部には、東日本大震災により、亀裂が入り、砂で埋め立てを行い、3地点に遮水シートを張ってあるが、耐用年数の10年を過ぎ、シートの劣化が進んでいる。 ・常緑樹や落葉樹など、多数の樹木が生育し、根を張っている。	・斜面の削平に伴う墳丘の崩落については、今後、進行しないように、適切な保存が必要である。特に後円部西斜面は土砂災害特別警戒区域にも指定されており、防災面も考慮した保護策が必要になる。 ・遮水シートについては、今後とも必要であるのかどうか、検討が必要である。 ・樹木については、根が墳丘を痛めるため、伐採など間引く作業が必要である。景観の改善も必要である。
			周濠	・周濠内外の立ち上がりは、近現代の農地造成により削平を受けている。 ・ケヤキなど、複数の樹木が生育し、根を張っている。	・樹木については、根が周濠を痛めるため、伐採・剪定作業が必要である。
			埋葬施設	・後円部墳頂の長さ 8.95m の粘土槨は、埋め戻されているが、上面がへこんでいる。	・昭和 24 年の古い調査で現在の位置が明確ではない面があり、現況がどのような埋没状態であるのか、把握し対策を講じる必要がある。
			副葬品	・粘土槨から出土した約 4,000 点の副葬品は、約 9 割が國學院大學博物館、約 1 割が大洗町教育委員会（大洗町幕末と明治の博物館収蔵庫）で、一部に天理大学附属天理参考館収蔵品がある。	・それぞれの収蔵館が情報を共有し、一体的に調査研究、保存（保存管理）を推進していく必要がある。
			出土遺物	・埴輪については、平成 24 年度大洗町教育委員会発掘調査資料が圧倒的に多く、ひたちなか市埋蔵文化財調査センター保管資料や個人による表面採集資料や國學院大學博物館収蔵資料、明治大学博物館収蔵資料なども、埴輪の構成が分かる主だった資料である。	・それぞれの収蔵館・個人が情報を共有し、一体的に調査研究、保存（保存管理）を推進していく必要がある。 ・復元個体を多く含み、最もまとまっている大洗町教育委員会の資料は、埋蔵文化財整理作業棟（プレハブ）に保管されており、防犯・防火対策の面で課題がある。

表4-4 保存管理の現状と課題4

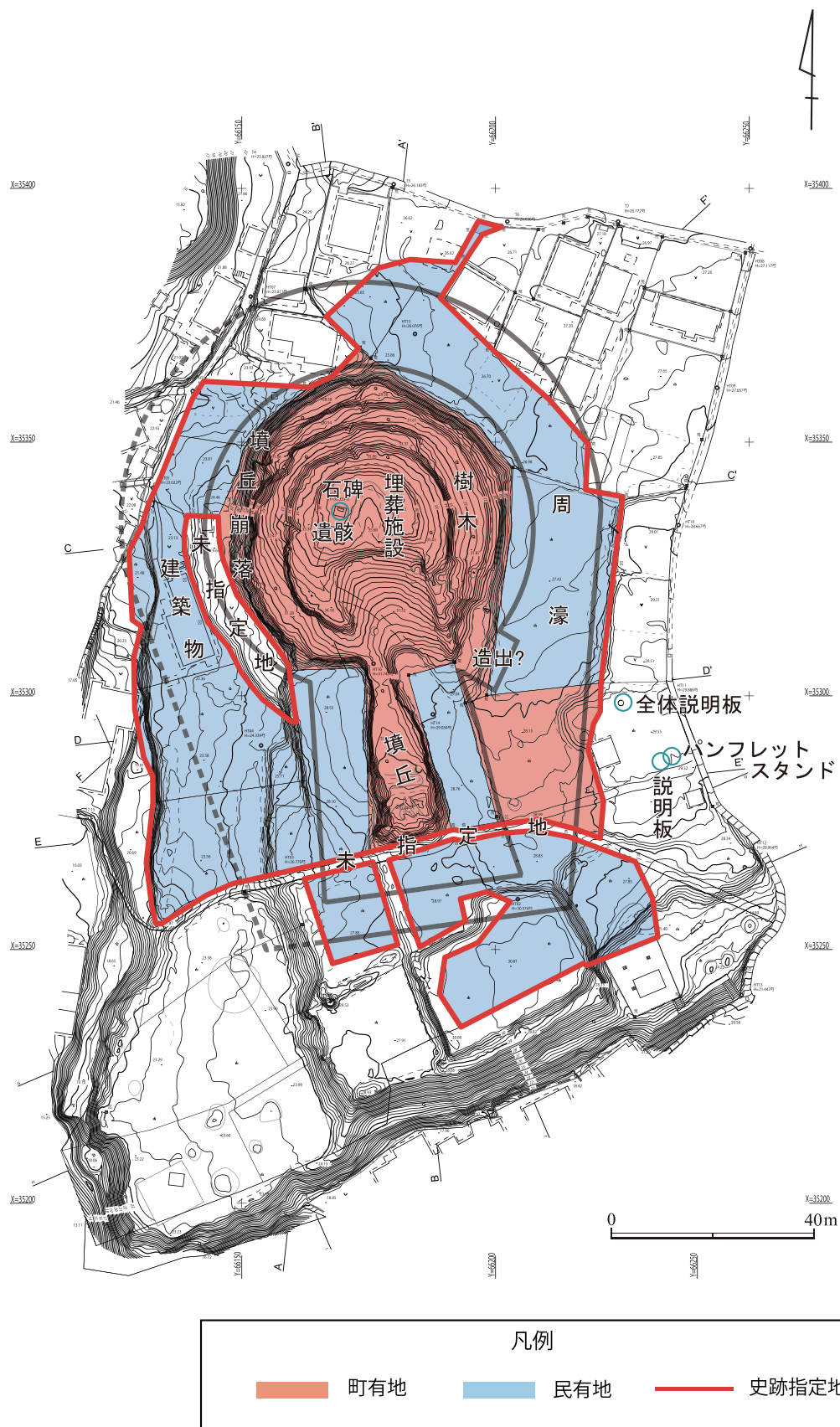


図4-2 日下ヶ塚古墳における保存管理の現状と課題

分 類			内 容	現 状	課 題
指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	日下ヶ塚古墳	遺体	・粘土槨内から発見された遺体の一部については、残りの良い部位は人類学的調査を経て國學院大學に保管されている。他方、昭和24年の発掘調査後、大洗磯前神社には遺体の一部が残され、骨壺に入れて後円部石碑の下に安置されている。	・國學院大學の資料は博物館の収蔵庫で適切に保管されているが、大洗町の資料は墳丘に残されており、これが適した方法であるのか、検討する必要がある。
			埋蔵されている遺構遺物	・未調査のため、後円部の段数が判明していない。 ・括れ部の東裾に造出状の張り出しを持つが性格が明らかではない。 ・埋葬施設の数が後円部中央の粘土槨1基のみであるのか、それとも前方部を含め2基以上あるのかどうかは、判明していない。 ・墳丘各平坦面の埴輪は埋没し、配置位置が明らかとなっていない。 ・周濠内に転落した埴輪が多数あるものとみられる。	・遺構遺物の未確定な部分は、追加調査を実施して明らかにしていく必要がある。

表4-5 保存管理の現状と課題5

分 類			内 容	現 状	課 題
指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	車塚古墳	墳丘	・西側～南側の下段斜面・裾部は、中段平坦面に達する削平を受け、崖面ができ、急傾斜地となっている。台風や大風後、樹木と共に崖面が崩落する場合がある。 ・約40本の大型のスダジイが生育しており、根による影響がある。これまでも台風や大風により枯損木が倒壊したことがあり、墳丘上に10数か所のクレーター状の窪みが存在する。 ・南裾に造出が付くという指摘があるが調査を行っておらず未確定。	・西～南側では崩落がこれ以上進行しないよう、対策を講じる必要がある。 ・これ以上、枯損木の倒壊に伴う墳丘の破壊が進行しないよう、対策を講じる必要がある。 ・追加調査を実施し、墳形を確定する必要がある。
			周濠	・建物撤去後、民間が所有管理する駐車場として利用されており、一部にはアスファルトが敷かれている。	・喫緊での損壊の心配は無いが、史跡としての景観形成に課題が残る。
			外表施設	・斜面の葺石・平坦面の敷石・双方を区画する基底石・縦区画の区画石などが埋蔵されている。 ・西側～南側の下段斜面・裾部は、中段平坦面に達する削平を受け、崖面ができ、遺存していない。台風や大風後の崖面の崩落に伴い、葺石等も崩落している。 ・約40本の大型のスダジイが生育しており、根による攪乱の影響がある。これまでも台風や大風により枯損木が倒壊することがあり、石類も削り取られている。	・西～南斜面では、墳丘及び葺石等が崩落しない保護策を講じる必要がある。 ・スダジイの根による、墳丘及び葺石等の損壊がこれ以上進行しない保護策を講じる必要がある。
			出土遺物	・平成23年度、大洗町教育委員会範囲確認調査資料の球形胴壺形埴輪約20個体、朝顔形円筒埴輪3点などは、すべて大洗町埋蔵文化財整理作業棟（プレハブ）の保管されている。	・防犯・防火対策の面で課題が残る。
			埋蔵された遺構・遺物	・墳頂平坦面の埋葬施設や埴輪配列、斜面の葺石、平坦面の敷石や埴輪列、南裾の造出状の遺構など、墳丘には多くの遺構・遺物が埋蔵されている。	・西～南斜面の墳丘の崩落により、破壊が進行している。

表4-6 保存管理の現状と課題6

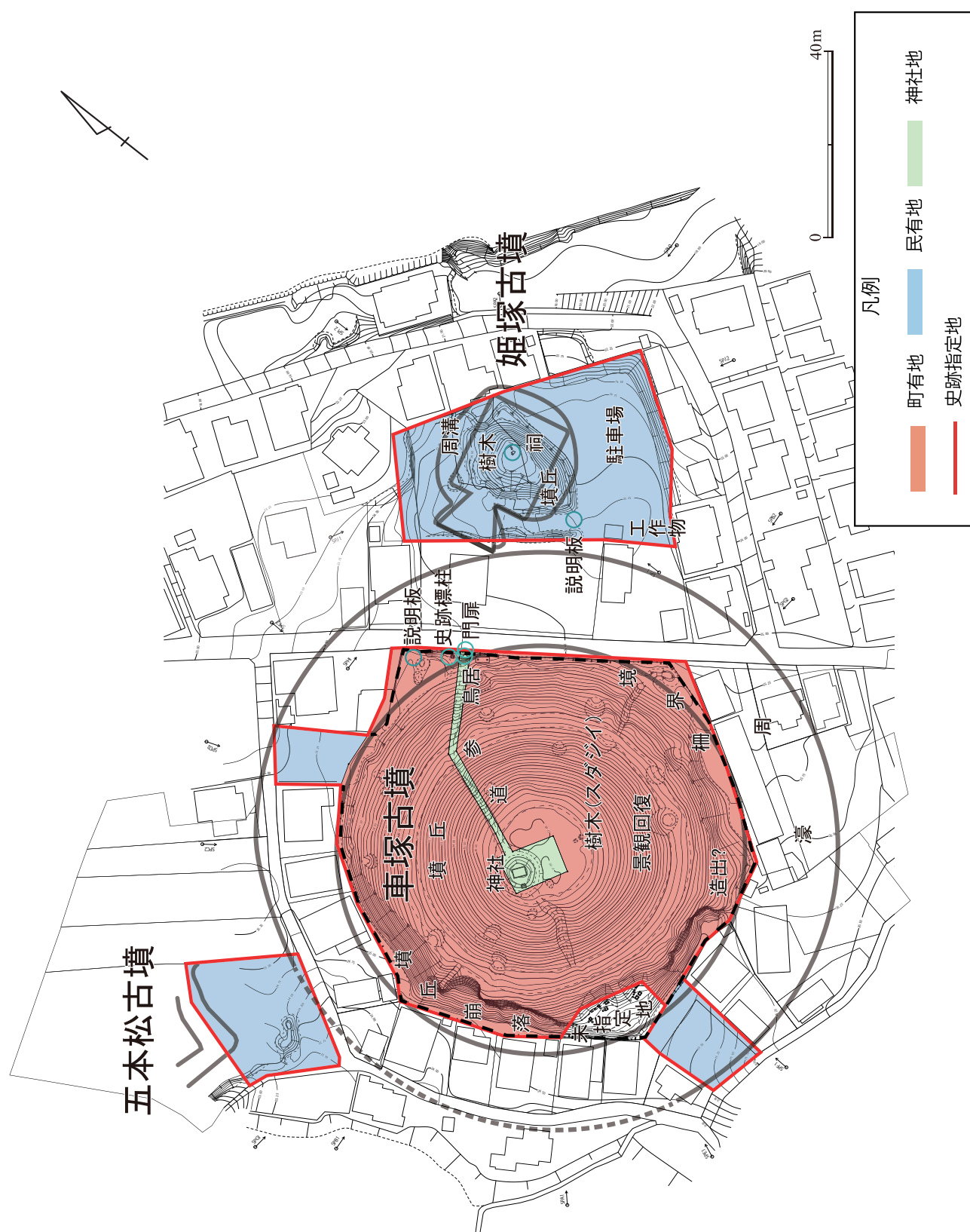


図4-3 車塚古墳・姫塚古墳における保存管理の現状と課題

分 類				内 容	現 状	課 題
指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素	史跡の保存管理に関する要素	姫塚古墳	境界杭	・隣地と史跡指定地との境界、及び指定地間の境界には、昭和時代に設置されたコンクリート杭が入っている。	・今のところ、破損などの心配はない。
			日下ヶ塚古墳	境界杭	・隣地と史跡指定地との境界、及び指定地間の境界には、昭和時代に設置されたコンクリート杭と令和3年度の境界確認の際、設置した木製の仮設杭が入っている。	・コンクリート杭については、破損などの心配はない。 ・仮設杭は、公有化時、正式な杭を打つ予定である。
				石碑	・後円部墳頂に1基有。外柵を伴う。昭和40年5月建碑。前面に「日下ヶ塚」の銘、背面に昭和24年の発掘調査成果、及び2865番8土地の町への寄附について刻まれている。	墳頂部中央にあり、墳頂部における埴輪配列や埋葬施設の確認などの際、支障がある。
			車塚古墳	境界杭	・隣地と史跡指定地との境界、及び指定地間の境界には、昭和時代に設置されたコンクリート杭が入っている。	・今のところ、破損などの心配はない。
				境界柵・門扉	・北側の一部を除き、昭和46年3月に墳丘を全周するように設置した。 ・住宅と隣接する範囲では、網が破損している。 ・北側の道路に面して施錠していない門扉が1基、南側に破損した門扉1基が伴う。	・墳丘の削平を保護する一定の効果はあったが、平成23年度の範囲確認調査により、フェンス位置を大きく上回る周濠の外縁が検出されたため、古墳の上に位置することになり、取り扱いを吟味する必要がある。
		史跡の活用に関する要素	姫塚古墳	説明板	・令和3年3月に1基(幅1.35m×高1.4m)を設置した。基礎は埋め込まず置き型を採用している。	・まだ新しく、劣化や問題点はない。
			車塚古墳	説明板	・平成30年3月に1基(幅1.2m×高1.2m)を設置した。当時、県史跡指定地だったが、『茨城県文化財保護条例』の現状変更申請を行い、許可を得て、墳丘外の近現代の堆積層中に基礎を埋め込んでいる。	・まだ新しく、劣化や問題点はない。
				史跡標柱	・昭和28年7月の「車塚」の茨城県史跡指定後、茨城県文化財保護条例施行規則の規定に従い、墳丘裾部に埋込式で設置されている。石造である。	・令和2年3月以降、茨城県指定史跡は解除となっているため、内容に齟齬があり、撤去するのが望ましい。

表4-7 保存管理の現状と課題7

分 類				内 容	現 状	課 題
指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素	史跡に関係ない要素	姫塚古墳	樹木	・ヤブツバキやヒサカキ、ニセアカシアなど、複数の樹木が生育し、墳丘や周溝上に根を張っている。	・樹木が成長することで、墳丘や周溝を今後痛める可能性があり、段階的に数を減らす管理が必要である。
				祠	・墳頂平坦面に、小型の稼働式のもの1基が地権者により祀られている。	・墳丘を掘削しておらず、影響は無い。
				駐車場	・3511番の南東半分は、史跡見学者等が無断で駐車場として乗り入れている。	・指定地であり、車の乗り入れについては制限する必要がある。
				工作物	・令和3年度の用地測量により、3511番には、個人所有の物置小屋1棟が載ることが判明した。	・指定地上であるため、今後、小屋の持主に対し、指定地の保護について、説明をする必要がある。
			日下ヶ塚古墳	樹木	・後円部を中心に、クロマツやヤブツバキなどの常緑樹や落葉樹など、多数の樹木が生育し、根を張っている。	・樹木については、根が墳丘を痛めるため、段階的に伐採を進めるなど、景観の著しい変化にも配慮をしながら、数を減らす管理が必要である。
				建物	・住宅1棟、物置1棟がある。	・適正に保存管理を進めていく必要がある。
			車塚古墳	神社・参道・鳥居	・墳頂平坦面の基壇上に社殿が、北東裾部に向けて参道が延び、裾部にコンクリート製鳥居1基が建っている。	・社殿と鳥居は墳丘上に建造されており、保存上課題を残す。
				樹木	・約40本の大型のスダジイが生育しており、根による影響がある。これまでも台風や大風により枯損木が倒壊することがあり、墳丘上に10数か所のクレーター状の窪みが存在する。	・樹木については、根が墳丘を痛めるため、段階的に伐採を進めるなど、景観の著しい変化にも配慮をしながら、数を減らす管理が必要である。

表4-8 保存管理の現状と課題8

分 類			内 容	現 状	課 題
指定地外	史跡の周辺地域を構成する諸要素	史跡と同等の価値を有する要素	坊主山古墳の墳丘・周濠	- 令和元年度に測量調査を実施し、環境整備が進んだ。 - 令和2年度に範囲確認調査を実施し、墳長60m級の前方後円墳で、埴輪の分析から日下ヶ塚古墳にやや先行する時期と判断された。 - 後円部斜面は、墳頂に達する削平を受けており、近世近代の盛土で覆われた東斜面を除いて遺存状態は悪い。 - 前方部墳丘は裾部が近代の削平を受けているが平面形態の残りは良い。 - 後円部の周囲は近世近現代の削平が進んでおり、周濠は未検出である。 - 前方部の三方には周濠が伴った。 - 前方部のほとんどは町有地、後円部は民有地である。	- 墳丘・周濠の環境は整っているが、北側や東側の台地斜面にモウソウチクが繁茂しており、景観を悪くしている。 - 西側には住宅や私道があり、墳丘西側の周濠は確認できない。 - 後円部南斜面は削平され、崖面が露出し、墳丘の崩落が進んでおり、対策が必要である。 - 後円部東斜面の盛土（墓地）が、墳丘裾部を保護してきたが、墳形を明らかにできない問題点がある。
			日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠	指定地間には、茨城県で管理する土地や漁港道路、民有地などが一部残されており、一括した保存管理を阻害している。	今後、追加指定し、面的な保存管理の策を講じる必要がある。
			車塚古墳の墳丘・周濠	- 墳丘の南西裾部は墓地であり、階段を付いたり、葺石が移動されたりしている。 - 墳丘を取り巻く周濠上には昭和40年代以降、多数の住宅が建設されており、周濠の状態が分からない状態となっている。	- 墓地は土地の造成がこれ以上進まないように追加指定し、墳丘の完全保存に向けて、公有化する必要がある。 - 周濠は住宅の廃棄・解体などのタイミングで、適正に保存管理を進めていく必要がある。
			五本松古墳の周濠	- 墳丘を失い、平坦地に所在する。 - 周濠は一部把握したが、調査区外に連続し、墳形は確定していない。 - 現在の調査所見では、40～50m級の前方後方墳の可能性が考えられる。 - 土地のほとんどは町有地である。	- 墳形・規模・範囲が確定しておらず、保存管理をする範囲は未定である。 - 今後、範囲確認調査を継続し、範囲・規模・墳形などを確定する必要がある。
			五本松下古墳の周溝	- 平成31年1月に小規模保育所新規建設に伴い新発見。 - 元々保育園の園庭にあり、墳丘は削平されていた。 - 方形にめぐる周溝を検出したが、全形が出ておらず、墳形は未定。 - 検出した周溝^{註1)}は、小規模保育所の建物の下に埋め戻され、地下保存されている。	- 墳形・規模などが確定しておらず、保存管理範囲が定まっていない。 - 今後、範囲確認調査を継続し、範囲・規模・墳形などを確定する必要がある。 - 磯浜古墳群の一部を構成するため、その性格を明らかにすることは大切である。

表4-9 保存管理の現状と課題9

分 類			内 容	現 状	課 題
指定地外	史跡の周辺地域を構成する諸要素	史跡と同等の価値を有する要素	埋蔵されている遺構と遺物	・図 4-1 の計画範囲からは、6 基の古墳が発見・周知されている。 ・國學院大學の大場磐雄博士による、昭和 23 年 10 月、及び同 24 年 8 月の踏査によれば、既知の 6 墳以外にも、古墳の所在が確認されている。	・既知の古墳の周辺には、墳丘を削平された、未確認の古墳が埋蔵されているものとみられる。 ・未知の古墳についても、磯浜古墳群と相前後して築造されている可能性があり、その性格を明らかにする必要がある。
		史跡の立地や成立基盤に関する要素	望洋館・磯浜海防陣屋跡	・遺跡の範囲は、日下ヶ塚古墳と一体で国史跡に含まれる範囲と、含まれず未指定で周知の埋蔵文化財包蔵地内のみの範囲とからなる。 ・台地上は、進入する道路は無く、開発の心配は少ない。 ・『水戸天狗党絵巻』など一部の史料から構造が断片的に分かるものの、発掘調査を通して明確にはなっていない。 ・南側や西側の台地縁辺の斜面は、マダケなどが密生しており、環境整備が進んでおらず、斜面に残る陣屋に伴う遺構は把握されていない。 ・日下ヶ塚古墳の墳丘の盛土を利用して天保年間に海防陣屋を造成したものと考えられる。	・磯浜海防陣屋による土地利用について明確に位置付け、双方を一体として歴史的価値を評価する必要がある。 ・磯浜海防陣屋跡の構造、あるいはその前身である望洋館跡の構造は明確になっておらず、海防施設を対象とした追加調査も必要である。
			太平洋と涸沼川を含む那珂川流域の眺望	・磯浜古墳群から四方の眺望は、江戸時代の地誌『磯浜志』に「四方ヲ眺望して勝景ノ地」と登場し、具体的に見える遠景を紹介している。 ・日下ヶ塚古墳、車塚古墳、坊主山古墳墳頂から太平洋や那珂川・涸沼水系を望んだ時、墳丘のスダジイなどの常緑樹や台地縁辺のモウソウチクの生育により、眺望が遮られている。 ・古墳・海防施設の歴史的な意義に加え、町景観計画でも「海と街並み、山並みといった眺めを楽しめる視点場の整備」が求められている。	・樹木管理を進め、江戸時代以来の四方の眺望を回復する必要がある。

表4-10 保存管理の現状と課題10

分 類			内 容	現 状	課 題
指定地外	史跡の周辺地域を構成する諸要素	その他の要素	建物	・計画範囲の中には、多数の住宅が建築されている。 ・特に車塚古墳の周濠上は、多数の住宅と重複していることが明らかとなっている。	・既知の6古墳の一部と重複したり、未知の古墳と重複したりする可能性もある。 ・住宅の基礎が、周濠上面に達している可能性があり、保存上の大きな課題である。
			工作物	・車塚古墳の周濠などを中心に、塀や擁壁、電柱などが建築されている。 ・現状で古墳が把握されていない範囲でも、塀や電柱や擁壁が多く建築されている。	・塀や擁壁、電柱などの基礎が古墳の周濠に達している可能性がある。 ・工作物の基礎が未知の古墳に影響を与えているかどうか、把握することが課題である。
			道路	・日下ヶ塚古墳の前方部前端の南側には、史跡指定地間を東西方向に走る道路が存在する。この道路は、大正12年に完成する堀割の磯浜漁港に伴う漁港道路の一部である。水戸財務事務所の所管であることが判明している。 ・古墳間に敷設されている8-1178号線や8-1188号線などの複数の町道は、墳裾を削り込んでいたり、周濠上にのっていたりする。	・所管する水戸財務事務所に史跡の重要性を説明しながら、古墳が埋没する範囲を区域指定して、追加指定の手続きを進める必要がある。 ・近隣住民の生活道路となっており、史跡の保護との折り合いがつかず、難しい課題がある。

註1) 古墳の周囲に廻らされた溝で規模の大きなものを周濠とし、規模の小さなものを周溝とした。

表4-11 保存管理の現状と課題11

第2節 活用の現状と課題

磯浜古墳群の活用面に関しては、活用事業内容別に分けて、令和元年度の国指定以後の成果を現状として整理した上で、課題を抽出しておきたい。

区 分	対 象	現 状	課 題
学校教育	小学校	・大洗小学校4～6年生のクラブ活動(①)や、歴史を学ぶ全6年生を対象とした古墳マップの配布、企画展に合わせGIGAスクール授業などを行っている。	・古墳群や埴輪を学べる機会は、年間では限定的である。
	中学校	・事業は未着手だが、郷土愛を育てる上で、地域の遺跡や文化財に関する学習が必要と認識されている。	・外に出かける時間が取れないのが実情である。
	高等学校	・県立大洗高等学校では、『総合的な探求の時間』の一環として、大洗地域の磯浜古墳群をテーマに学んでいる(②)。	・古墳群や埴輪を学ぶ機会は、一部の生徒のみである。
	大学	・茨城大学人文社会科学部人間文化学科の学部2～4年生の授業として、磯浜古墳群の調査(③)、あるいは保存と活用の実践を学ぶカリキュラムがある。	・断続的な実施であり、継続的に実践していく必要がある。
生涯学習	公民館講座	・特別講座として町民を対象に年1回開催。磯浜古墳群を学ぶ歴史講座が開設され、10数名が座学と現地を見学する(④)。	・開催に当たっては、多くの町民の参加を促す必要である
	高校生会	・大洗町在住の高校生を中心とするボランティア団体で、様々な生涯学習活動に参加している。過去の夏季企画展では、展示室受付やワークショップの準備、古墳グッズの陳列や販売を手掛けた(⑤)。磯浜古墳群の埴輪を知り、活かされる場面を経験する機会となっている。	・会員の積極的な活動を維持する必要がある。

表4-12 活用の現状と課題1 (指定地全体)

区 分	対 象	現 状	課 題
生涯学習	各 種 団 体 講座	・ 令和2年7月7日公民館講座「知求人講座―大洗井戸端会議―」、令和2年9月23日男女共同参画「きらきら大洗ネットワーク研究会」など。	・ 史跡指定後、生涯学習活動を実践する各種団体が、古墳の価値を伝える講座を開催したが、断続的である。
	自己学習	・ 『いばらき古墳旅まっぷ Vol. 01・02』のマップ類の作成や考古学企画展のパンフレットの配布は、磯浜古墳群を身近に感じる機会を提供し、自ら古墳に足を運ぶ自主学習の機会を生んでいる。	・ 自己学習に結び付くように、身近な刊行物を今後とも定期刊行する必要がある。
地域振興 ・ 観光	史跡探訪	・ 磯浜古墳群の史跡探訪は、町教育委員会主催事業の他に、茨城県内の公民館講座・歴史愛好家やハイキングなどの市民グループ・高等学校史学部など、多様な団体による見学会が開催されており、その数は正確には把握しきれていない (⑥)。	・ 磯浜古墳群の史跡探訪に際しては、経路案内が不十分な地点があり、迷う可能性がある。
	企画展	・ 平成29年度以降、毎年開催。年1回夏季に行う埋蔵文化財企画展は磯浜古墳群や埴輪を様々なテーマで展示し、町民の郷土愛の醸成や大洗町外からの観覧者を招き地域振興や観光に繋げている (⑦)。	・ 企画展開催時のアンケートには、期間限定の企画展だけではなく、磯浜古墳群の埴輪や副葬品などの常設展示を希望する意見が多い。
	シンポジウム	・ 毎年、磯浜古墳群を核としたシンポジウムを12月に開催して5回を経過した (⑧)。聴講者数は増加しており、定期的で開催することで、大洗町と古墳とを結びつけるイメージが定着してきている。県内在住者の割合が増加しており、県民を中心に磯浜古墳群の周知が進み、一定数のファン層が開拓されている。	・ 開催後のアンケート結果にも12月のシンポジウムの継続を望む声は多いので継続していきたいが、今後は古墳を扱った多視点のテーマの設定が必要になってくる。また、興味関心の低い層への裾野を広げる方策が必要である。

表4-13 活用の現状と課題2（指定地全体）

区 分	対 象	現 状	課 題
地域振興 ・観光	グ ッ ズ 製 作販売	・ 磯浜古墳群オリジナルトートバック や姫塚古墳・日下ヶ塚古墳の古墳クッ ションなどが開発、販売されており、 古墳に接近する間口を広げている(⑨)。	・ 多くのファン層を取り込むた め、今後更なるグッズ展開は大 切である。
	キ ャ ラ ク タ ー	・ 大洗町公式キャラクターアライッペ の古墳バージョン(鏡・勾玉)(⑩)や、 日下ヶ塚古墳の調査成果を取り込んだ 擬人化キャラの『日下ヶ塚』ちゃん(⑪) の誕生。ぬいぐるみやアクリルスタン ドなどの関連グッズも販売。	・ キャラクターの世界観に沿った 広報方法の開発が必要である。
	イ ベ ン ト	・ 磯浜古墳群を活用した大洗観光協会 主催の『うみまち照らす in 磯浜古墳 群』が開催され、古墳の前方部をスカ イランタンの光で復元するライトアッ プ、埴輪の露出展示、古代をイメージ する舞台発表などを行った(⑫)。普段、 古墳を訪れないカップルや若いファミ リー層などが足を運び、新たに古墳や 埴輪に触れる機会となった。	・ 磯浜古墳群で開催する歴史的背 景や価値についての伝え方が大 切である。
	SNS	・ 生涯学習課文化財係がFacebook『大 洗町の歴史と文化』とX『大洗町の歴史 と文化』を管理・運営する。古墳の価値、 日々の景観や季節の移ろい、イベント の告知や報告などの情報を発信し、古 墳ファンや大洗町ファンなどの比較的 若い世代と緩やかに繋がっている。	・ 情報の速報性や、コアなファン とのネットワークを構築する上 で有効であるが、多様な人々へ の周知には課題がある。

表4-14 活用の現状と課題3 (指定地全体)



①町立大洗小学校のクラブ活動



②県立大洗高等学校の授業



③茨城大学学生による調査



④町中央公民館の歴史講座



⑤町高校生会による考古学企画展の準備



⑥磯浜古墳群の史跡探訪



⑦考古学企画展『常陸鏡塚』

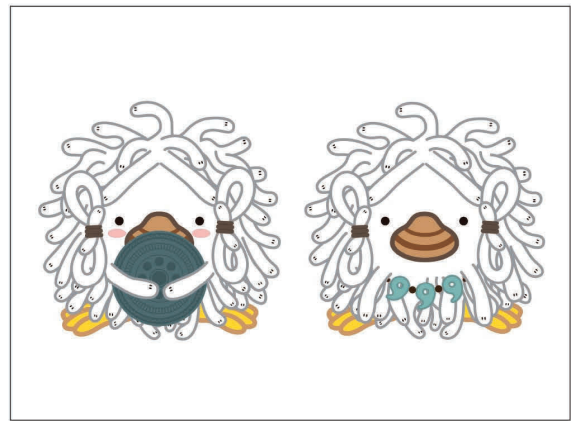


⑧シンポジウム『茨城県の古墳』

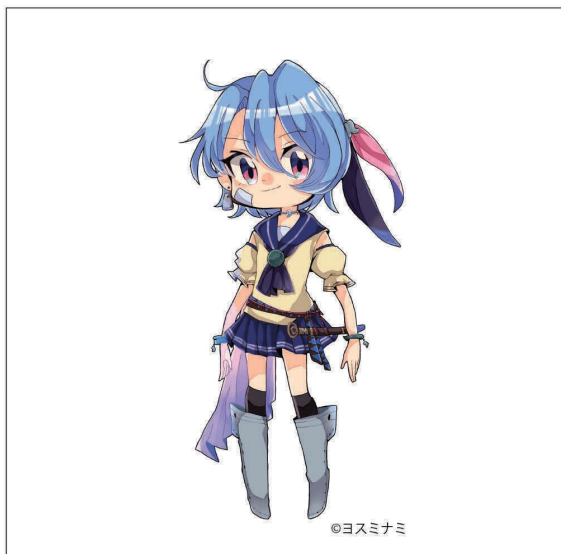
写真4-1 活用の現状と課題



⑨古墳クッションの製作



⑩町公式キャラクター『アライッペ』古墳 Ver.



⑪擬人化キャラクター『日下ヶ塚』ちゃん



⑫イベント『うみまち照らす in 磯浜古墳群』

写真4-2 活用の現状と課題

第3節 整備の現状と課題

磯浜古墳群の指定地の全体と個々の構成要素とに分けて、整備に関する現状と課題について、以下に記述する。なお、それぞれは、第1節で扱った保存のための復旧、第2節で扱った公開活用のための施設整備等に関して整理する。整備に関する現状を整理すると、ほとんどの内容ではほぼ手付かずの状態にあることが確認でき、今後に残された課題は山積している。

内 容	現 状	課 題
墳丘・ 周濠 (周溝)	・車塚古墳や日下ヶ塚古墳は墳丘の裾部や斜面が急崖地となり、姫塚古墳は客土で歪に変形している。五本松古墳や五本松下古墳は、墳丘が完全に削平され、古墳時代の形態が損なわれている。草木生い茂る現況のままでは、古墳の持つ構造や外表施設について学ぶことができず、古墳の理解を半減させている。	・古墳の保護を念頭に置いた整備が必要である。その一方で、史跡 磯浜古墳群の価値を現地で体感するためには、当時の姿を復元する措置も必要である。
駐車場	・日下ヶ塚古墳と坊主山古墳との間に、民間の大森駐車場3台分があるが、その他は永町駐車場やトヨペット スマイルホール 大洗（文化センター・中央公民館）の駐車場を利用する。	・専用で一定程度の台数を確保した駐車場が必要である。
道標 全体・ 古墳別説 明板	・史跡指定の令和元年度以降、令和4年度までに、合計17基の道標を建ててきた。 ・磯浜古墳群全体の説明板が日下ヶ塚古墳と永町駐車場に、合計2基建っている。 ・姫塚古墳・車塚古墳・日下ヶ塚古墳の個別説明板は各1基建っている。 ・経路を案内するサインは、古墳群の内外の迷いやすい分岐点に12地点建っている。	・本数が増え経路案内、解説は充実してきたが、日下ヶ塚古墳・車塚古墳説明板の一部には、県史跡段階の内容・仕様を残しており、統一したサインに修正する必要がある。
散策路	・既存の町道や漁港道路が機能しているが、古墳内、古墳間を回遊する際の順路は特に定まっていない。そのため、一部では轍ができ、遺構を損傷している問題がある。	・町道や漁港道路の維持や改廃含め、指定地・指定地外における、有効な経路を考え、回遊路の設定が必要である。

表4-15 整備の現状と課題1（指定地全体）

内 容	現 状	課 題
学習施設	・ 町内の児童生徒や大洗町を訪れる来遊客が、古墳時代の概要や磯浜古墳群を体系的に学べる、あるいは当時の生活の様子を体験学習できるような施設は無い。	・ 町内児童生徒や来遊客が、出土した遺物をみることができ、体系的に磯浜古墳群を学べる学習施設が必要である。防火・防犯上の問題をクリアし、保存管理しつつ資料を常設展示できる、史跡に直結するガイダンス施設や埋蔵文化財センター等の施設設置が必要である。
上水道	・ 日下ヶ塚古墳に上水道1基が引かれていて、除草作業時など簡単な手洗いはできるが、整備はされておらず、むき出しで蛇口があるだけである。	・ トイレの整備などと合わせ、手洗い用の上水道施設は必要である。
トイレ	・ まったくの未整備で、簡易トイレも無い。	・ 磯浜古墳群を歩くと、1時間程度の行程になるため、古墳群内にトイレは必要である。
四阿・ベンチ	・ 休憩できる施設は、まったくの未整備である。	・ 特にアップダウンの多い史跡を回遊するため、見学を希望しない足の悪い方もいるので、休憩できる場所が必要である。
バリアフリー	・ 現地までの経路、及び古墳間、あるいは各古墳の墳丘は、段差や傾斜の他、崖面が露出しており、足の悪い方や車イスの方など、多様な方々が楽しめるような環境にはなっていない。	・ 回遊路の設定、整備計画を練る際に考慮する必要がある。
周辺遺跡	・ 大洗駅横の町観光情報交流センターうみまちテラス内に、日下ヶ塚古墳の埴輪と関連する髭釜遺跡の埴輪棺の展示解説がある。しかし、髭釜遺跡や一本松遺跡に関する総合的な案内はまったくない。	・ 第2章第4節でみたように、周辺には古墳群が造られる歴史的背景となる、髭釜遺跡や一本松遺跡などの弥生時代から古墳時代にかけての遺跡があり、古墳群と共に関連付けて評価し、遺跡の性格が分かるような整備を進める必要がある。

表4-16 整備の現状と課題2（指定地全体）

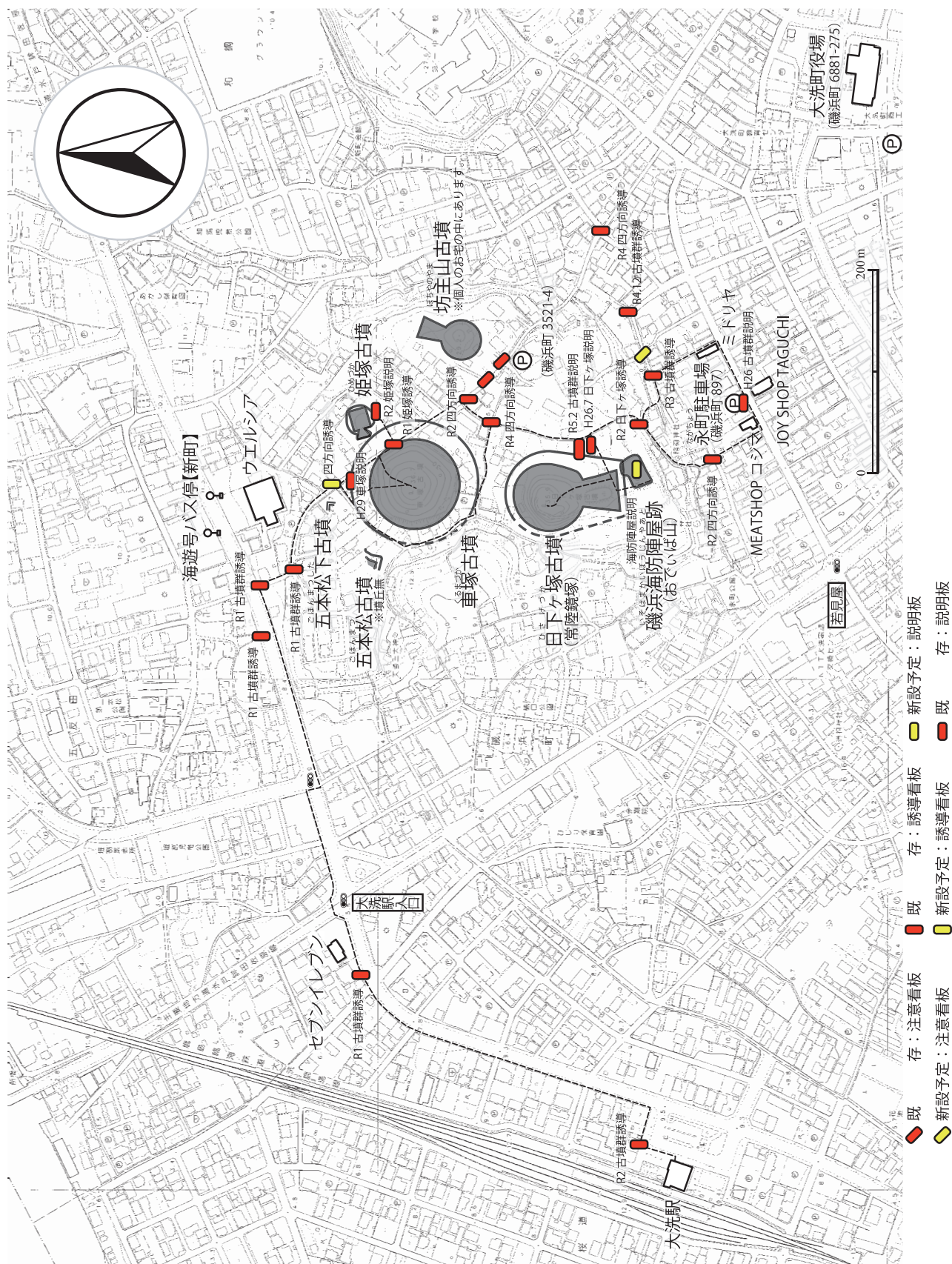


図 4-4 道標（説明板・誘導看板）

分 類			内 容	現 状	課 題
指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	姫塚古墳	墳丘	・常緑の低木が生い茂り、まったくの未整備である。 ・前方部全体や後方部の裾部は近現代に削平を受け、後方部南側は盛土され、本来の墳形を維持していない。	・伐採や枝下ろしなどの樹木管理の方針が必要である。 ・現状の削平や盛土された墳丘のままでは、前方後方墳の理解は進まず、価値が伝わらない。復元するのかそのまま残すのか、どのように取り扱うのか。
			周溝	・現況ではすべて埋没しており平坦で視認できない。	・どのように視覚化するのか、部分的に見せるのか、一定程度の広がりで見せるのか。
			埋葬施設	・位置・構造とも不明である。	・追加調査をして位置・構造等を解明する。
			出土遺物	・後円部墳頂に並べられていた小型丸底土器等の出土状態は、現況からは分からない。	・出土状況・出土遺物が分かるように、現地あるいは展示施設等で明示する。
			埋蔵されている遺構遺物	・土器類の墳頂部配列の実態は、よくわかっていない。	・土器の墳頂部配列が分かる追加調査が必要である。

表4-17 整備の現状と課題3

分 類			内 容	現 状	課 題
指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	日下ヶ塚古墳	墳丘	・後円部には、スダジイや常緑の低木が生い茂る。 ・後円部西側や前方部斜面は、江戸時代や昭和時代に削平され急崖地となっており、回遊に危険性が伴う。 ・埴輪配列の外表施設は、一部の位置は確認されているが、埋め戻され、現況では確認できない。 ・後円部の平坦面や斜面の構造が不明である。 ・括れ部東側に造出の可能性のある部位があるが、明確にはなっていない。	・伐採や枝下ろしなどの樹木管理の方針が必要である。 ・磯浜海防陣屋による削平された墳丘自体が、歴史的な重層性を示し価値を持つものであるから、墳丘を復元するのかそのまま残すのか、どのように扱うのか。 ・平坦面における埴輪配列をどのように表現していくのか。 ・後円部の追加調査が必要である。 ・括れ部東側は追加で調査を入れ、構造を把握する必要がある。
			周濠	・盾形で復元されているが、平面形態が未確定である。 ・前方部の隅角や西側の限界の位置が未確定である。 ・現況ではすべて埋没しており平坦で視認できない。	・追加調査を入れ、平面形態を確定していく必要がある。 ・どのように視覚化するのか、部分的に見せるのか、一定程度の広がりで見せるのか。
			埋葬施設	・後円部の粘土槨1基を除き、他の埋葬施設は不明である。	・埋葬施設は単体であるのか、複数であるのか、後円部墳頂の追加調査が必要である。 ・史跡整備の重要な部分とみられるが、どのように表現をするのか。
			副葬品	・約4,000点の副葬品の内、約9割は國學院大學博物館に保管され、一部は常設展示され、大学教育や貸し出しなど普及事業に寄与している。残る1割の大洗町教育委員会蔵資料は、大洗町幕末と明治の博物館に保管されているが、常設展示されておらず、内外の企画展時に、展示を行うため、観覧者より常設展示を望む意見は多い。	・大洗町教育委員会蔵資料については、町内児童生徒や来遊客が、体系的に磯浜古墳群を学べる学習施設で、なおかつ防火・防犯上の問題をクリアでき保存管理できる、史跡に直結したガイダンス施設や埋蔵文化財センター等における展示を行っていくことが必要である。他館資料は、レプリカの製作や3D計測なども有効な手段。
			出土遺物	・平成24年度に出土した主要な埴輪類は、埋蔵文化財整理作業棟で保管されており、一般には公開していない。年間1月程度の企画展で一部を展示する場合はあるが、常設展示している展示館は無い。	・古墳のどこにどのような埴輪が立っていたのか、現地での表現が必要。企画展開催時のアンケートにも、磯浜古墳群資料の常設展示を望む意見は多い。

表4-18 整備の現状と課題4

分類			内容	現 状	課 題
指定地内	史跡の本質的価値を構成する諸要素	日下ヶ塚古墳	遺体	・ 副葬品や遺体1体の出土状態から、粘土槨木棺内に、二体の遺体が埋められていた可能性が高い。	・ 粘土槨木棺内の副葬品など合わせ、明示する展示が必要である。
			埋蔵されている遺構遺物	・ 特に墳頂部平坦面における埴輪配列が分かっていない。 ・ 後円部中段の平坦面における埴輪配列も不明。	・ 追加調査を実施し、埴輪の配列を明らかにする必要がある。
		車塚古墳	墳丘	・ スダジイや常緑の低木が生い茂る。 ・ 埴輪配列、葺石、敷石、区画石などの外表施設は、一部の位置は確認されているが、埋め戻され、現況では確認できない。 ・ 南側の裾部に造出の可能性がある部位があるが、明確にはなっていない。	・ 伐採や枝下ろしなどの樹木管理の方針が必要である。 ・ 平坦面や斜面における埴輪配列、葺石、敷石、区画石などの外表施設をどのように表現していくのか。 ・ 南裾部は追加で調査を入れ、構造を把握する必要がある。
			周濠	・ 現況ではすべて埋没しており平坦で視認できない。駐車場の下になっている。	・ どのように視覚化するのか、部分的にみせるのか、一定程度の広がりで見せるのか。
			埋設施設	・ 位置・構造とも不明である。	・ 不明の埋葬施設の扱いはどうするのか。
			外表施設	・ 部分的に葺石・敷石・基底石・区画石などを検出しているが埋め戻され、現況では確認できない。	・ 各石をどのように史跡で表現するのか、その整備方針を定める必要がある。
			出土遺物	・ 球形胴の壺形埴輪、朝顔形円筒埴輪、普通円筒埴輪などの埴輪が出土し、復元されているが、公開する施設がない。	・ 恒常的に展示する施設が求められているが、現在、その施設がない。
			埋蔵されている遺構遺物	・ 朝顔形円筒埴輪と普通円筒埴輪との配置構造が不明。	・ 追加で調査を行った上で、埴輪配列を明らかにして、整備に繋げていく必要がある。

表4-19 整備の現状と課題5

第4節 運営・体制の現状と課題

磯浜古墳群の運営（進め方）や体制に関しては、所管課における体制（人員・組織）の現状と課題をみた上で、町役場内、あるいは他の機関・組織における意思疎通・情報共有の方法について、現状と課題を整理しておきたい。

内 容	現 状	課 題
運営する上での体制（人員・組織）の在り方	・国史跡指定となった翌令和2年度以降、大洗町教育委員会生涯学習課の文化振興係が分掌され、地上・埋蔵文化財を扱う埋蔵文化財係を経て、文化財係が設置されている。 ・係長1名（考古学専門） ・主任1名（非 専 門） ・埋蔵文化財調査員1名 (会計年度任用職員、考古学専門) ・発掘作業員2名 (会計年度任用職員、非専門)	・令和2年度以降の（埋蔵）文化財係の設置は、指定後の諸々の事務、調査研究、普及活動などを扱う点で、時宜を得た設置と言える。 - しかし、令和3・4年度の磯浜古墳群を中心とした業務量の増加を考えれば、正職員内に専門職の体制を拡充していく必要がある。
大洗町役場の内部における意思疎通・情報共有の方法	・これまでも磯浜古墳群の国指定化の方向性や地権者への説明会の開催、公有化など重要な案件については、庁議を通して庁内で決定してから実施してきた。また定期的に開催する課長会議は、諸々の細かい事業展開の意思疎通・情報共有の場となっている。 ・まちづくり推進課は、『大洗町第6次総合計画』の策定を通して、磯浜古墳群の保存活用計画の策定や公有化、公園整備などの諸課題を、町の施策として位置付けた。令和3年夏の企画展『弥生島と古墳島』では、総務課が中心となり、全職員を対象とした職員研修を実施し、磯浜古墳群の歴史的価値を町職員内で共有した。	・今後とも、庁議や課長会議、個別の打合せ等を通して、町長・副町長・教育長の三役主導のもと、生涯学習課と役場内他課との間で密に意思疎通を図り、磯浜古墳群の保存と活用に関する、総合的、個別的な案件について、町総体で臨んでいく必要がある。

表4-20 運営・体制の現状と課題 1

内 容	現 状	課 題
大洗町役場の内部における意思疎通・情報共有の方法	・都市建設課地籍用地係は、国指定の同意をとる際に、ノウハウを共有し、場合によっては直接交渉の場面にも同席した。税務課固定資産税係は、令和2年度以降、国指定地の買い上げが済むまでの期間、町税条例に基づき、全20筆の民有地を対象とした固定資産税等の免除を行っている。学校教育課は、GIGAスクール構想の総合学習の時間を設定し、小学生を対象に古墳や埴輪を通した郷土学習を行っている。	
他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法	・茨城県内外の大学や研究機関、研究者個人からは、考古学（古墳時代）分野での、学術的支援をいただき、磯浜古墳群の調査研究分野を進展させている。その一端は報告書やシンポジウムなどを通して公開されている。 ・茨城県立歴史館や県内市町村教育委員会の文化財部局とは、茨城県の古墳という切り口で、『いばらき古墳旅まっぷ』の製作や出土遺物の貸し借り、ツアーの展開など、協力体制を取っている。 ・古墳の愛好家等とは、SNSの発信などを通して情報を共有し、各種、活用事業の展開に際して、大きな下支えとなっている。	・大学や研究機関、研究者個人による学術的支援による歴史的な価値付けは、磯浜古墳群の性格を浮かび上がらせ、保存と活用において大きな役割を果たしているため、今後とも継続する必要がある。 ・県内市町村教育委員会との連携は、茨城県の古墳という切り口で、活用面で果たす役割は大きく、今後とも継続する必要がある。 愛好家等は、磯浜古墳群のファンとなり、大切に見守る存在であるから、今後とも協働していくことが大切である。 磯浜古墳群のファンを中心とした、サポーター制度の創出が必要である。

表4-21 運営・体制の現状と課題2

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

緑豊かで、太平洋の眺望に優れ、町民や町外から訪れる観光客の憩いの場として認知されてきているのが、磯浜古墳群である。地形に残された起伏により通常の遺跡に比べ認知される利点はあるものの、緑地や土砂に埋もれており、その持つ学術的な意義や歴史的な価値を現地において実感することが難しい課題がある。

長期的視点に立ち、台地上全域を保護し、磯浜古墳群を復元していくことが肝要である。この課題を克服するべく、解明されていない構造について追加調査を実施したり、古墳時代や磯浜古墳群について体系的に理解できる附属の博物館を設けたり、史跡の復元整備などを行う事とする。次世代を担う児童生徒を含め、訪れる人々が磯浜古墳群の持つ本質的価値に気付き、理解を深め、共感を抱き、未来へと継承していく将来像を描くものとする。

第2節 基本方針

本節では、前章までに明らかとなった磯浜古墳群の本質的価値を未来へと継承するべく、構成する各要素の現状と課題、及び前節の大綱を踏まえ、この先進める保存管理・活用・整備・運営体制の施策や体系の根幹となる基本方針を示す。

1. 保存管理の基本方針

- ・台地上全体の磯浜古墳群の完全保存を目指して、長期的な調査を計画し遂行していく。
- ・史跡磯浜古墳群の範囲については、土地の公有化を進め、恒久的な保護を行うものとする。
- ・価値を持ちながらも指定には至っていない磯浜古墳群の土地については、地権者と交渉を重ね、同意を得て、追加指定を行っていくものとする。
- ・日々更新される考古学研究者による調査研究成果や全国的な発掘調査成果等に基づきながら、磯浜古墳群の本質的価値の理解を深め、適切な保存管理の策を講じることとする。

2. 活用の基本方針

- ・学校教育の場で、多くの児童生徒・学生を対象に、郷土学習や考古学研究の教材として磯浜古墳群を活用する。
- ・町民の生涯学習を实践する場として、磯浜古墳群を活用する。
- ・商店街と一体化した立地を活かして、考古学愛好家や大洗ファンなどとも連携をとりながら、地域や観光の振興に繋がる活用策を進める。

3. 整備の基本方針

- ・ 史跡磯浜古墳群や磯浜海防陣屋跡について、歴史と文化を活かしたまちづくりの中核に位置付け、保存と継承を目的とした歴史公園の整備を進める。
- ・ 古墳の中で範囲や構造がはっきりしない部分については、追加の調査を実施し、その内容を解明し、復元的整備を進める。
- ・ 磯浜市街地と一体化し、緑豊かで、太平洋の眺望に優れている本地は、近隣住民の憩いの場となるよう、整備を進める。
- ・ 観光客が訪れる観光資源として、地域振興や観光拠点となる整備を進める。
- ・ 弥生・古墳時代の遺跡や、磯浜古墳群・磯浜海防陣屋跡などの歴史を軸に、海と人々との繋がりを、地域史として体系的に学ぶことのできる、博物館を設ける。
- ・ 多様な人が磯浜古墳群の価値に触れることのできる、バリアフリーに配慮したアプローチ（駐車場・散策路・便益施設・休憩施設・植栽等）の環境整備を進める。

4. 運営体制の基本方針

- ・ 磯浜古墳群の持続的な保存と活用を図っていくための運営体制を構築する。
- ・ 将来を見据え、町教育委員会の文化財係に文化財専門の正職員を複数名採用・配置し、体制の充実を図るものとする。
- ・ 町教育委員会の文化財係を中心としながらも、庁内職員と連携をとりながら、専門家の助言を受けつつ、他の機関・組織・愛好家などとも意思疎通・情報共有を継続する。

第6章 保存管理の方向性と方法

第1節 方向性

台地上全体の磯浜古墳群の完全保存を目指すものとする。把握された6つの古墳ばかりではなく、把握されていない古墳が埋没する可能性がある空閑地を含め、古墳群総体の構造を解明する必要がある。そのためには、町による計画的、学術的な範囲確認調査が必要である。

発掘調査の成果や調査研究の深化は、今後とも更新されるものであるから、大洗町教育委員会は、全国的な情報網や専門家などからそれらの成果を受け取り、最新の内容に更新することを心掛け、磯浜古墳群がどのような歴史的・社会的背景で営まれた史跡であるのか、磯浜古墳群の本質的価値の理解をより一層深めるものとする。

現在の指定地外でも、将来的な調査により価値が定まったり、本質的価値を持ちながらも何らかの事情により指定に至っていなかったりする土地については、地権者にその価値を伝え、同意を得て、追加指定の策を講じていくものとする。現在、あるいは将来的な史跡磯浜古墳群の範囲については、管理団体である大洗町が土地の公有化を進め、個別の事象について適切な管理を行いながら、恒久的な保護を実現する。

指定地における現状変更の範囲については、『文化財保護法』第125条、あるいは『文化財保護法施行令』第5条の規定に従い、文化庁、あるいは茨城県教育委員会への事前の申請が必要で、それらの判断による許可を必要とする。その細かな取扱方針については、軽微で許可までは必要とせず、大洗町教育委員会が扱う案件も含め、本計画の中で定めるものとする。

第2節 方 法

今後進める具体的な保存管理の方法については、第4章第1節の「保存管理の現状と課題」を通して明らかとなった現状と課題を踏まえた上で、上記方向性に示した内容に沿って、具体的に記述していく。

図1-1で示した緑の計画範囲（周知の埋蔵文化財包蔵地：磯浜古墳群と同じ範囲）内について、磯浜古墳群の遺構の有無、及び顕在化している価値により、下記のA～C地区の地区分類を設定する（図6-1）。

A地区：令和2年3月に史跡指定を受けた史跡磯浜古墳群を構成する25筆の範囲。

B地区：史跡指定地外だが、平成21～24・令和元・2年度の測量調査・範囲確認調査成果により、磯浜古墳群・磯浜海防陣屋跡の遺構の一部が埋蔵されている、あるいは埋蔵されている可能性が高い範囲（筆単位）。

C地区：史跡指定地外で、磯浜古墳群の埋蔵はこれまでに確認されていないが、今後の調査によっては、磯浜古墳群を構成する一部が確認される可能性がある範囲。将来的に保存を検討する範囲である。



図6-1 地区分類

A 地区・B 地区・C 地区のそれぞれの地区分類は、現行で図 6-1 の通りであるが、今後、下記の指標が確認された場合、原則的に筆単位で変更するものとする。

B 地区から A 地区への変化の指標：

文化庁との協議、地権者の同意や調査成果の報告書作成などを経て、国指定史跡として追加指定した場合。

C 地区から B 地区への変化の指標：

測量調査や範囲確認調査などにより、古墳に関連した遺構や遺物を検出した場合。

1.A 地区

令和 2 年 3 月に史跡指定を受けた 25 筆の範囲が該当する。古墳別に A- 1 ～ A- 3 地区に細分する。

A- 1：史跡指定を受けた範囲の内、姫塚古墳の墳丘・周溝が埋没する 2 筆

A- 2：史跡指定を受けた範囲の内、車塚古墳の墳丘・周濠が埋没する 6 筆

A- 3：史跡指定を受けた範囲の内、日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠が埋没する 17 筆

1-1. 個別の古墳の保存管理の方法

(1) 姫塚古墳 (A- 1)

対象：字米蔵地 3510 番 1、字諏訪脇 3511 番の 2 筆

保存に関わること	調査研究に関わること	管理に関わること
・民有地 2 筆について、境界確認を完成させた後、公有化する。	・形態の似た弥生時代墳丘墓や出現期古墳の類例を収集し、遺構の両面から歴史的な位置づけを吟味する。 ・小型丸底鉢の類例を収集し、遺物の面から歴史的な位置づけを吟味する。	・古墳見学者等による駐車場利用を制限する。 ・生えるヤブツバキ・ヒサカキ・ニセアカシア等の樹木により、墳丘や周溝部が痛むため、樹木管理し、適量を伐採する。 ・祠については、古墳との歴史的複合性を考慮しつつ、地権者とその取扱いについて協議を進める。

表6-1 姫塚古墳の保存管理の方法

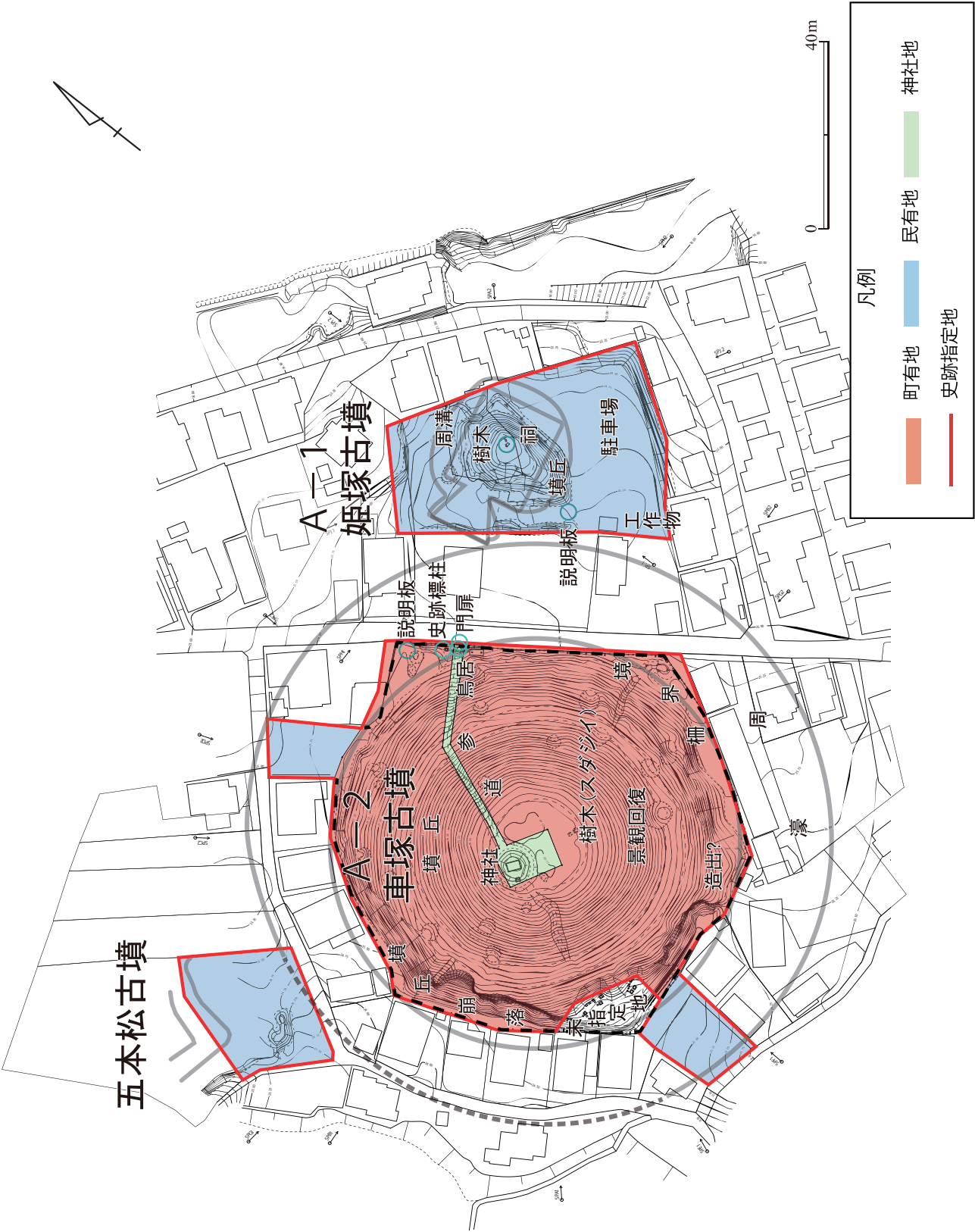


図6-2 車塚古墳・姫塚古墳の保存管理の方法

(2) 車塚古墳 (A- 2)

対象：字諏訪 2882 番 1・2882 番 3・2883 番 1・2883 番 3、字諏訪脇 2886 番・2887 番 3 の 6 筆

保存に関わること	調査研究に関わること	管理に関わること
・ 民有地について、境界確認を完成させた後、公有化する。 ・ 南西裾の未指定地である墓地については、保存管理・整備上とも重要な筆であるので、地権者と交渉を重ね、国指定史跡の同意を得る。 ・ 削土により急傾斜地となっている西側～南側の下段斜面・裾部については、『土砂災害防止法』の土砂災害警戒区域には入っていないものの、崩落等の危険があり、史跡の保護策と共に、急傾斜地に対する対策を取らなければならないだろう。	・ 南裾に造出状の張り出しがあるが、その性格が不明のため、追加調査を実施し、解明していく必要がある。 ・ 墳頂平坦面・中段平坦面・下段平坦面より、朝顔形円筒埴輪・普通円筒埴輪・球形胴壺形埴輪が出土しているが、配列が不明の部分があるので、追加調査が必要である。	・ 墳丘裾を取り巻く境界柵や門扉については、遺構の上に載っているため、遺構に影響の無い範囲で撤去処分を進める。 ・ 史跡標柱については、遺構に影響の無い範囲で撤去処分を進める。 ・ 墳頂部の神社、墳丘斜面の参道、東裾部の鳥居の工作物等に関する今後の取り扱いについて、古墳との歴史的複合性を考慮しつつ、地権者と協議する。 ・ 墳丘のスダジイを中心とする樹木については、適量を伐採し、史跡の保護、及び景観回復を行う。

表6-2 車塚古墳の保存管理の方法

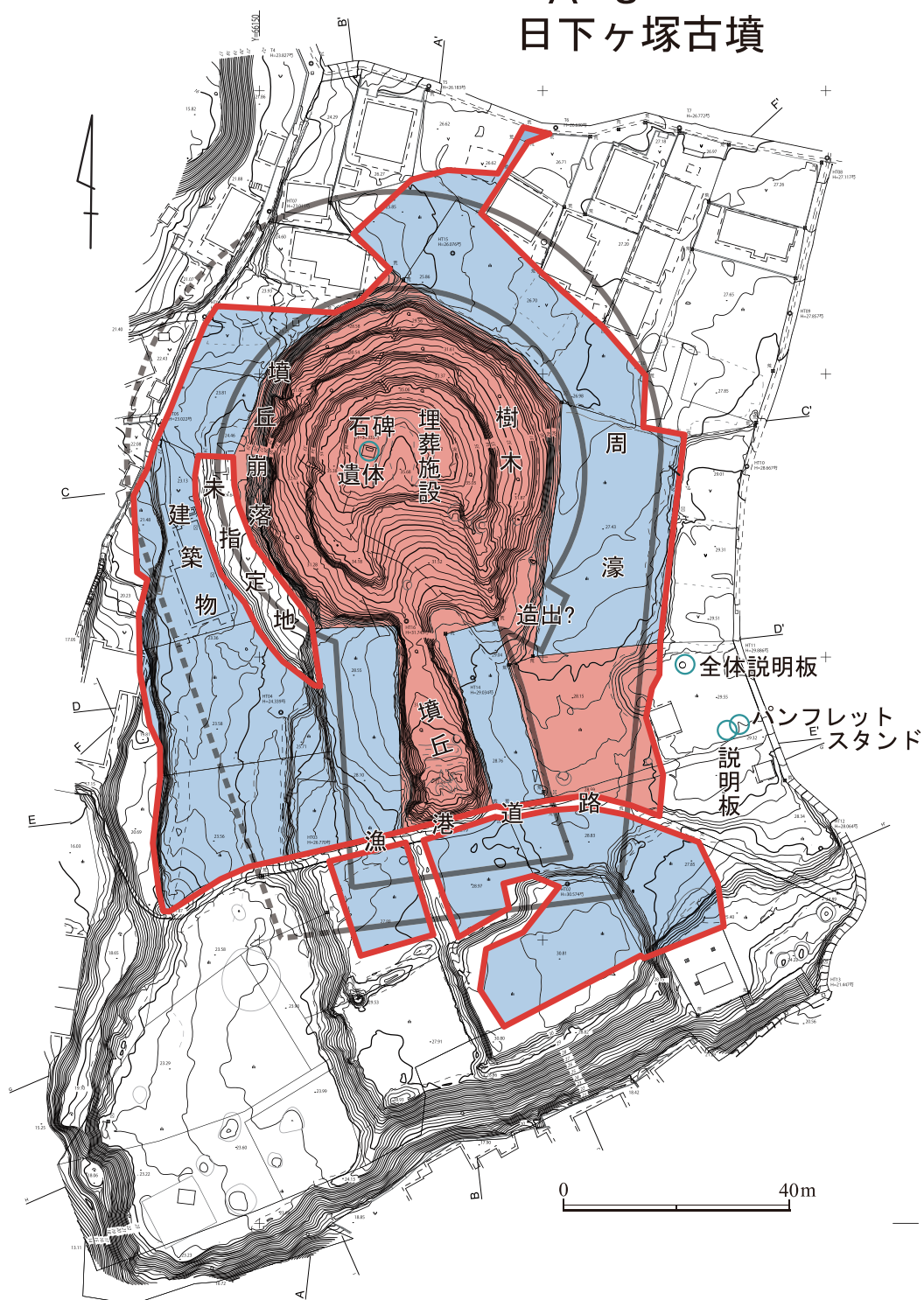
(3) 日下ヶ塚古墳 (A- 3)

対象：字磯鼻 2861 番・2862 番・2863 番・2864 番、字権現堂 2836 番 1・2836 番 2・2839 番、字諏訪 2879 番 1、字日下ヶ塚 2865 番 1・2865 番 4・2865 番 6・2865 番 7・2865 番 8・2865 番 17・2866 番・2880 番・2881 番 2 の 17 筆

保存に関わること	調査研究に関わること	管理に関わること
・民有地について、境界確認を完成させた後、公有化する。 ・建築物については、遺構に影響の無い範囲での除却は認め、地下に影響する新築や増改築は認めない。 ・耐用年数を越えた後円部を覆う遮水シートについては、すでに劣化が進んでいるため、一度剥がし、今後の必要性を吟味する。 ・『土砂災害防止法』の「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」に入っている後円部の西斜面については、急傾斜地の崩落等の危険があり、史跡の保護策と共に、町生活環境課と連携しながら、より緊急性の高い対策を取らなければならないだろう。	・粘土槨から出土した副葬品については、保管が複数の機関に分かれるが、所有者相互で情報を共有し、一体的に調査研究を進め、保存管理を進めていく必要がある。 ・複数の機関に保管される粘土槨出土遺体については、現況を把握し、適切な保存管理の策を考えていく。 ・後円部斜面の段築が不明であるので、追加調査を実施し、確定する。 ・東括れ部の裾に造出状の張り出しがあるが、その性格が不明のため、追加調査を実施し、解明していく必要がある。 ・円筒埴輪・長壺形埴輪・球形胴壺形埴輪が出土しているが、墳丘各平坦面の配列が不明の部分があるので、追加調査が必要である。	・墳丘や周濠部に生える、主に常緑樹木について、適量を伐採し、史跡の保護、及び景観回復を行う。特に、後円部斜面の常緑樹については、伐採を進める。 ・磯浜古墳群の国指定史跡の標柱が無い場合、製作・設置する。

表6-3 日下ヶ塚古墳の保存管理の方法

A-3 日下ヶ塚古墳



凡 例		
 町有地	 民有地	 史跡指定地

図6-3 日下ヶ塚古墳の保存管理の方法

1-2. 現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡磯浜古墳群の恒久的な保護を前提とし、本計画でうたう内容の実現に向けて、本質的価値を構成する諸要素について保存管理の方法を定め、史跡地のA地区内において予測される、現状変更等について、具体的な取扱方針を次のとおり設ける。

(1) 現状変更を認められない行為

- ・本計画書に定められた現状変更許可基準に反する行為
- ・史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある行為
- ・史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる行為

(2) 現状変更の許可が必要な行為

史跡の現状変更は、『文化財保護法』第125条において、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。」とされている。磯浜古墳群指定地において、現状変更許可申請が必要となる行為は、下記の通りである。

- ①建築物の新築・増築・改築、又は除却
- ②工作物の新設・増設・改修、又は除却
- ③土地の掘削・盛土・切土など地形の改変
- ④木竹の伐採・植栽
- ⑤地中埋設物の設置・撤去
- ⑥発掘調査、及び保存整備
- ⑦その他、史跡の保存に影響を及ぼす行為

以上の現状変更等は、磯浜古墳群の持つ本質的価値を十分に踏まえた上で、実施を検討、判断しなければならない。地下の掘削を伴う現状変更等に際しては、計画変更等の可否を見た上で、やむを得ない場合、事前の試掘確認調査・発掘調査を実施し、重要な遺構が確認された場合には、計画変更等を行い、遺構に影響を与えないように配慮する。

(3) 現状変更の許可を要しない行為

『文化財保護法』第125条では、続けて「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。」とされ、1) 維持の措置、2) 応急措置、3) 影響の軽微である場合の3例が申請・許可が不要な場合として示されている。

1) 維持の措置

維持の措置の範囲を明示した『特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可

申請等に関する規則』（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）より抜粋する。

- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- ・史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- ・史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

2) 応急措置

非常災害のための必要な応急措置の内容としては、下記の通りである。

- ・現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置
- ・事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為

3) 影響の軽微である場合

日常的な維持管理の行為も入り、下記の通りである。

- ・ **建 物**：室内掃除・雨どい清掃・庭の掃き掃除
建物内部の修繕・改修、建具調整、床材調整
外壁の塗装・屋根の葺き替え
- ・ **工 作 物**：日常的な管理
清掃・保守点検等や簡易な補修や破損・劣化による部分的な取り替え
- ・ **土 地**：ゴミ・落石等の除去
園路などの清掃、及び簡易な補修
- ・ **植生管理**：除草作業、枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除
- ・ **そ の 他**：その他、影響の軽微な行為

(4) 現状変更の取り扱いの権限

1) 茨城県教育委員会による現状変更の許可が必要な行為

文化庁長官の権限に属する磯浜古墳群の現状変更等に係る上記の内容の事務（許可及びその取消し並びに停止命令）は、『文化財保護法施行令』第5条第4項第1号（以下、抜粋）の規定に従い、茨城県教育委員会への申請、及び許可が必要である。

項 目		A-1.姫塚古墳	A-2.車塚古墳	A-3.日下ヶ塚古墳	判断・ 許可権者
土地の字名・地番		字米蔵地3510番1 字諏訪脇3511番	字諏訪2882番1・2882番3・ 2883番1・2883番3、 字諏訪脇2886番・2887番	字磯鼻2861番・2862番・2863番・ 2864番、字権現堂2836番1・2836番 2・2839番、字諏訪脇2879番1、字 日下ヶ塚2865番1・2865番4・2865 番6・2865番7・2865番8・2865番 17・2866番・2880番・2881番2	
建築物	・住宅	新 築	×		文化庁
	・物置	増改築	×		文化庁
	・車庫	除 却	(リフォームまでは可)		茨城県教育委員会
小規模建築物	・その他の建築		○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
	・プレハブ	新 築	×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
	・テント	増改築	×	(リフォームまでは可)	茨城県教育委員会
工 作 物	・その他の小規模建築物	除 却	○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
	・電柱・電線	新 設	×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
	・ガス管・物干	増設・改修	×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
変 形	・水管・下水道管	除 却	○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
	・史跡標柱		×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
	・説明板・標識		×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
伐 竹	・境界標		×	(調査・整備に伴うものは認める)	茨城県教育委員会
	・その他の施設		○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
	・土地の掘削・盛土		×	(調査・整備に伴うものは認める)	文化庁
栽 植	・切土・その他の地形変更		○	(景観回復、保存管理、調査・整備に伴うものなどは認める)	茨城県教育委員会
	・樹木(高木)の伐採		△	(浅耕栽培品にのみ限り可能。遺構に影響を与える植樹は原則不可)	茨城県教育委員会
	・樹木(低木)の伐採		○	(遺構に影響の無いように進める)	茨城県教育委員会
発掘調査	・植樹・草花の植栽		○	(遺構に影響の無いように進める)	文化庁
	・野菜の栽培		○	(遺構に影響の無いように進める)	文化庁
	・発掘調査		○	(遺構の性格・整備目的)	文化庁

表6-4 現状変更等の取扱基準

1. 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。
2. 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれの土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）。
3. 管理団体等による史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設の設置又は改修。
4. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修。
5. 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）。
6. 木材の伐採。
7. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取。

2) 文化庁長官による現状変更の許可が必要な行為

1-2. (2) ①～⑦で示した現状変更の許可が必要な行為の内、(3) 現状変更の許可を要しない行為と(4) 1) 茨城県教育委員会による現状変更の許可が必要な行為の双方を除いた行為について、文化庁長官による現状変更の許可を受けるものとする。

以上の法令等、及び磯浜古墳群の指定地内で予想される建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の各種現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の具体的な取扱基準を表6-4に示す。

なお、姫塚古墳、日下ヶ塚古墳、車塚古墳の地区区分別に現状変更等の具体的な取扱基準を示していきたい。

1-3. 土地の公有化

令和2年3月の史跡指定後、史跡指定地25筆の内、町有地4筆と神社地1筆を除く、民有地の20筆については、公有化までの暫定措置として、令和3年度以降、固定資産税と都市計画税を免除している(第2章第3節4)。令和3年度には、土地の境界が不明確であるため、全25筆について、境界の確認や面積を確定してきた。

これらの成果を受けて、文化庁の『史跡等購入国庫補助金』（補助金の額は、補助対象経費の5分の4）を使い、史跡指定民有地20筆を対象として、令和5年度以降、大洗町による直接買上を進めていく。

2.B 地区

史跡指定地外だが、磯浜古墳群・磯浜海防陣屋跡の遺構の一部が埋蔵されている、あるいは埋蔵されている可能性が高い範囲であるB地区については、古墳別にB-2～B-4地区に細分する。

B- 2：車塚古墳・五本松古墳・五本松下古墳の墳丘・周濠（溝）が埋没する範囲を含む筆のブロック

B- 3：日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠が埋没する範囲を含む筆のブロック

B- 4：坊主山古墳の墳丘・周濠が埋没する範囲を含む筆のブロック

2-1. 個別の古墳の保存管理の方法

（1）車塚古墳・五本松古墳・五本松下古墳の墳丘・周濠（溝）（B- 2）

車塚古墳	五本松古墳	五本松下古墳
・墓地については、墳丘の完全保存に向けて地権者と交渉を重ねる。 ・周濠部のほとんどは、住宅の並ぶ未指定地である。転居や家の解体のタイミングで、国指定史跡の同意を得る。 ・町道 8-1178 号線、町道 8-1188 号線の 2 路線については、古墳と重複する位置で今後実施される可能性がある道路改良工事を見据え、町都市建設課と史跡指定に向けての協議を進める。	・墳形・規模・範囲が確定しておらず、北側の追加調査を実施し、解明する必要がある。 ・周濠の調査を追加し、古墳の時期を判別できる遺物を検出する。	・墳形・規模・範囲が確定しておらず、南西側の追加調査を実施し、解明する必要がある。 ・周溝の調査を追加し、古墳の時期を判別できる遺物を検出する。

表6-5 B-2地区における保存管理の方法

（2）日下ヶ塚古墳の墳丘・周濠（B- 3）

保存管理の方法

- ・後円部西裾の未指定地である字日下ヶ塚 2865 番 5 については、保存管理・整備上とも重要な筆であるので、地権者と交渉を重ね、国指定史跡の同意を得る。
- ・前方部前端には水戸財務事務所が所管する漁港道路が横切るが、保存管理、あるいは整備の上でも重要な筆であるので、追加指定の協議を進める。
- ・把握されていない周濠の西端について、範囲確認調査を実施し、その限界を明らかにする必要がある。

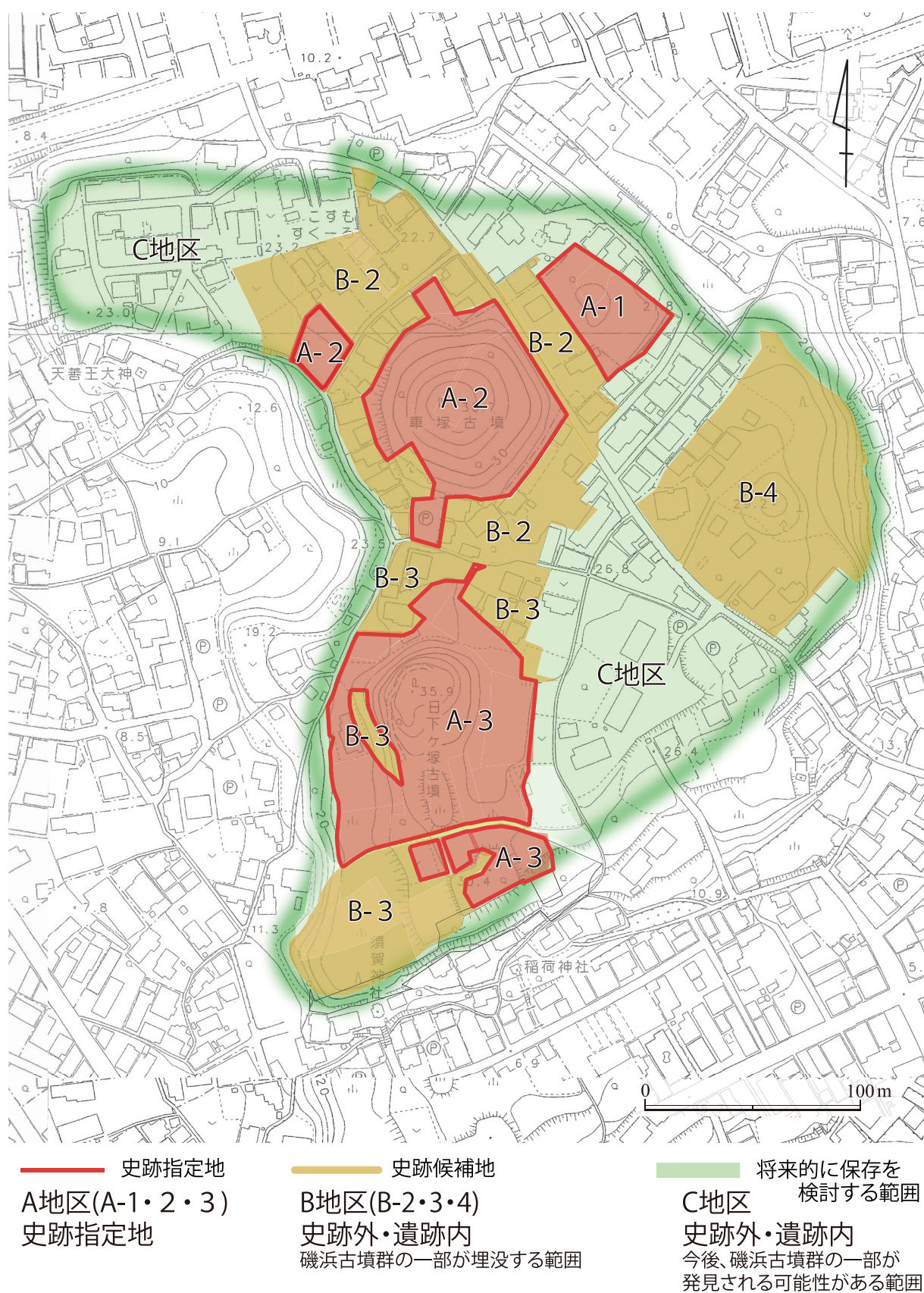


図6-4 詳細地区分類

(3) 坊主山古墳の墳丘・周濠 (B- 4)

保存に関わること	調査研究に関わること	管理に関わること
・ 墳丘斜面が削平され崩落が進んでおり、地権者と相談の上、対策を講じる必要がある。 ・ 墳丘の西側には宅地や私道が直接面しており、地権者と協議の上、保存の策を講じる必要がある。 ・ 後円部東張出部は近世近代の造成と判明したため、歴史的複合を考慮の上、将来的には墳形を復元する必要がある。	・ 後円部墳丘・周濠の直径が不明のため、追加調査が必要である。	・ 墳丘には樹木が、周濠部周縁にはモウソウチクが繁茂しており、定期的な樹木管理を行い、墳丘保護と景観を回復する必要がある。

表6-6 B-4地区における保存管理の方法

2-2. 追加指定

B- 2・B- 3・B- 4の史跡候補地については、現在でも指定地と同等の遺構が埋没する重要性を鑑み、地権者に重要性を伝える必要がある。その上で指定に向けた交渉を重ね、史跡指定をする必要がある。特に保存管理や整備の動線を考えた場合に重要となる筆については、積極的な追加指定の方策を立てる必要がある。

第1章第6節で触れた町の『第6次大洗町総合計画』に示したとおり、現在の日下ヶ塚古墳・姫塚古墳・車塚古墳の3基に加え、未指定のB- 4坊主山古墳一基の国指定史跡への追加指定が位置づけられているのは重要である。坊主山古墳の調査については、これまで令和元年度に測量調査、令和2年度に範囲確認調査を実施済みであり、それらの成果を総括調査報告書として取りまとめ、地権者の同意を得て、追加指定の具申書の提出に移行する流れを進める必要がある。現在のところ、総括調査報告書は編集されておらず、地権者の同意もまだであるから、今後、年次計画を立て、具体的に両事業を進めていくことが重要である。

追加指定を行ったB地区の土地については、A地区に組み込まれ、初期指定A地区と同様の扱いを行う。

2-3. 追加指定を受けた土地の公有化

追加指定を受けたB地区の内、民有地の筆については、町税務課固定資産税係と調整の上、既存のA地区と同様に、公有化するまでの暫定的な措置として、固定資産税及び都市計画税を減免することになる。さらに、境界確認を行った後、文化庁の『史跡等購入国庫補助金』を使い、段階的に直接買上を進

め、既存のA地区と一体的に保存管理・整備の策を講じていくものとする。

3.C地区

史跡指定地外で、磯浜古墳群の埋没はこれまでに確認されていないが、今後の調査によっては、磯浜古墳群を構成する遺構が埋没している可能性があり、将来的にB地区の史跡の候補地となる可能性がある範囲である。

3-1. 埋蔵される未発見の古墳

國學院大學の大場磐雄博士による昭和23～24年頃の磯浜古墳群内の踏査記録によれば、今日把握されていない複数の古墳が磯浜古墳群中から発見されていた（水戸第一高等学校史学会1948・1949、大場2010、大場・佐野1956など）。位置は未定ながら、磯浜古墳群のB地区からC地区の範囲内には、墳丘を削られた古墳が、埋没しているものと考えられる。

今後は、把握されている日下ヶ塚古墳・車塚古墳等の6墳ばかりではなく、未発見の古墳を明らかにし、前期～中期初頭を中心とする磯浜古墳群総体の構造を解明していく必要がある。古墳が把握されていないC地区を中心としB地区を含む空閑地について、計画的に学術的な調査を実施する必要がある。

C地区内の調査により、磯浜古墳群の本質的価値と関係する遺構が発見された場合は、その遺構の広がり进行を考慮した上で、史跡候補地としてB地区に組み込むこととする。

4. 望洋館・磯浜海防陣屋跡の保存管理の方法

磯浜古墳群の本質的価値にも、江戸時代の海防施設としての再利用が、歴史的層性をもつものとして評価された。

望洋館跡・磯浜海防陣屋跡の構造については、未解明の部分があり、海防施設を対象とした追加調査を実施し、解明していく必要がある。磯浜古墳群日下ヶ塚古墳の指定地と重ならない望洋館・磯浜海防陣屋跡の筆については、追加調査の成果を報告書にまとめ評価が定まった範囲については、地権者の同意を得ながら、町指定史跡として町教育委員会・町文化財保護審議会で審議するものとする。

望洋館・磯浜海防陣屋跡については、町指定史跡と定まった後、保存管理や整備について、磯浜古墳群と一体的に進めるものとし、民有地については、公有化を検討する。

5. 太平洋と那珂川流域・涸沼水系の眺望の保存管理の方法

車塚古墳から海側の景観、日下ヶ塚古墳後円部からの景観、坊主山古墳からの海側の景観、磯浜海防陣屋跡から西側や南側の眺望、いずれもが樹木や竹類の生育により視界が遮られており、改善が必要である。江戸時代以来の四方の眺望、あるいは町景観計画にうたわれた視点場を形成するためには、計画的な樹木の管理が必要である。

第7章 活用の方向性と方法

第1節 方向性

磯浜古墳群は、町民や児童生徒、観光客など、複数の対象者を相手に、その価値を広く普及させる活用事業を実践していく必要がある。実践の場としては、史跡磯浜古墳群を歴史公園として整備し古墳時代を体感すると共に、そこに併設する考古学博物館を中核とし、展示や普及事業を行う。それらを通して、磯浜古墳群の本質的価値に自ら気が付き、共有・共感を持って地域への愛着が育つ、シビックプライドの醸成に繋がる。これは『第6次大洗町総合計画』にうたう総合戦略の基本目標とも重なるものである。将来的には、前章で扱った磯浜古墳群の完全保存にも繋がっていくもので、保存と活用とが車の両輪となり機能することになる。人々をこの場に呼び、活用を進める上でも、安全性の確保が重要な責務であり、後章で述べる整備が不可欠となる。

今後の活用の方向性は、大きく分ければ、学校教育・生涯学習・地域振興や観光振興の3つの柱がある。現状と課題を踏まえ、第5章で整理した基本方針に則り、以下にその具体的な方法について整理する。

第2節 方法

1. 学校教育

学校教育現場における活用の実践としては、これまでの経緯も踏まえ、町立の小中学校の児童生徒・高等学校の生徒・大学の学生などを対象として考えていきたい。

区 分	対 象	活用の方法
学校教育	小学校 中学校	・町内には2小2中の合計4校の町立小中学校がある。これまで導入してきたGIGAスクールのタブレット端末を利用した遠隔授業は今後とも有効な活用方法であり、現在進めている磯浜古墳群の遺構遺物に関するデジタルツイン技術を導入していく。 ・令和5年3月に刊行した『いばらき古墳旅まっぷ vol.02 磯浜古墳群』などの普及書は、歴史を扱う学年に常に配布し、歴史・古墳時代の授業の中で活用していく。
	高等学校	『総合的な探求の時間』で一部の生徒が題材として扱ってきた。今後は高等学校の社会科などの先生方に磯浜古墳群を知っていただく機会を設け、参加する生徒数を増やしていく。
	大学	・学部生を対象とした磯浜古墳群の保存と活用の講義や発掘調査実習についても、これまで断続的な実施ではあるが、今後とも、機会を作り、連携して考古学徒の育成に寄与していく。

表7-1 学校教育における活用の方法

2. 生涯学習

生涯あらゆる時期に行われる学習活動は、自己学習・教育による学習（社会教育や家庭教育など）など多岐にわたるため、今後は、磯浜古墳群の価値を素材とした生涯学習の機会を拡充していきたい。

区 分	対 象	活用の方法
生涯学習	公民館講座	・ 古墳の本質的価値について地域の方と共有する大切な活用事業であるので、今後はより多くの町民を対象にして、開催していくのが望ましい。
	高校生会	・ 今後は地域の一翼を担うメンバーである。毎年夏に開催される考古学企画展の展示や体験講座の趣旨に触れることで、磯浜古墳群の持つ価値を知ることが大切である。所管する生涯学習課社会教育係と連携しながら、多くの会員が参加できるようにしていく。
	各種団体講座	・ 町内における生涯学習活動に積極的な各種団体と講座や学習会などの機会を通して連携をとりながら、磯浜古墳群の価値を共有していく。
	自己学習	・ 古墳を身近に感じるようなマップ類や企画展パンフレット等を今後とも定期刊行し、考古学博物館を通して情報を発信し、自ら考古学や古墳に興味を持つ、自己学習の場を育んでいきたい。

表7-2 生涯学習における活用の方法

3. 観光振興・地域振興

大洗町は、大洗磯前神社参詣や潮湯治など、江戸時代以来の観光の歩みと蓄積がある。平成・令和時代においても、海に面した魅力的な観光資源が人々を引き付け、地域の振興が連動している側面がある。

令和時代に入って新しく大洗町の歴史資源として見出された磯浜古墳群についても、歴史公園として整備し、既存の観光資源と連携を図りながら、その一翼を担い、地域振興に結び付くことを目指したい。

区 分	対 象	活用の方法
観光振興・ 地域振興	史跡探訪 企画展 シンポジウ ム	・考古学や歴史に興味のあるコアなファン層が対象となる場合が多い。磯浜古墳群を扱う史跡探訪や企画展、シンポジウムは、切り口を変えながら、ほぼ毎年、定期的を実施しており、それが集客にも繋がっていることから、一定程度の成果を上げている。ミュージアムトークなども人気があり、今後とも充実を図りたい。 ・今後とも磯浜古墳群ファンを引き付ける、スタンダードな活用のメニューを実践しながらも、興味関心の無い層への働きかけをどのように進めていけば良いのか考えていく必要がある。
	グッズ製作 販売 キ ャ ラ ク ター	・磯浜古墳群の関連グッズの製作販売やキャラクターによる広報・関連商品の開発は、様々な人の興味関心に繋がりがやすく、これまでも令和3・4年度夏の企画展の物販などで成果を上げてきた。 ・今後とも、企画展時の物販を継続しつつ、磯浜古墳群オリジナル商品のラインナップを増やしていきたい。
	広 報・マッ プ類	・町商工観光課・(一社)大洗観光協会・まちづくり推進課などと連携をはかり、観光や地域振興などに関わる広報やマップ類に、磯浜古墳群の登載を進める。
	イベント	・普段古墳に足を運ばない町内外の層を取り込むイベントである、(一社)大洗観光協会主催のライトアップイベント『うみまち照らす in 磯浜古墳群』は、協力しながら継続する。 ・古代を体験するお祭りなどに、磯浜古墳群の価値やその歴史的背景を伝えていくプログラムを、盛り込んでいく。
	S N S	・情報の速報性やコアなファンとの繋がりを構築する上で有効ではあるものの、多様な人々を取り込むためには、違う切り口の多義的アプローチを心掛け、周知を進める必要がある。

表7-3 観光振興・地域振興における活用の方法

8章 整備の方向性と方法

第1節 方向性

磯浜古墳群は、これまで本格的な整備はまったく行われてきていない。整備に当たっては、磯浜海防陣屋跡も取り込んだ磯浜古墳群の保護維持と歴史継承を念頭に置き、本質的価値を顕在化することが大切である。そのためには、各古墳の持つ特徴を見極めながら、墳丘の構造など情報のはっきりしない部分については、追加調査を実施し、その結果をもって目に見えるように復元整備を進めることが肝要である。

そのような歴史公園の一角には、古墳の価値を示し、背景となる弥生時代から古墳時代にかけての日本史や茨城地域史を体系的に伝える考古学博物館が必要である。史跡では伝えきれない、埋葬施設の構造や、埴輪や副葬品の実物を並べることも大切である。懸案である収蔵施設を兼ね、訪れる人に大洗地域の海の景観や特性に触れる博物館機能があれば、磯浜古墳群がこの地に築造された理由に思いを馳せることができる。古墳や磯浜海防陣屋跡もそうであるが、海と人との関わりに関する地域史を展示に表現できれば、地域の営みの中に、奥深い磯浜古墳群の有り様を位置づけることも可能となる。

多様な方々が物理的にも心理的にも磯浜古墳群やその博物館にアクセスできるよう、障壁となる諸点に留意するバリアフリーな考え方も必要である。

第2節 方法

1. 追加調査と復元整備

磯浜古墳群は、埋葬施設のほか、段築・造出・埴輪配列などの諸構造において、多くの解明されていない問題があり、今のままでは復元整備を行うことができない課題がある。追加調査を経た後の整備が必要である。

姫塚古墳はこれまでに出土した遺物が僅少であるから、追加調査を実施し、再度年代を決定していく必要があるものの、在地の後期弥生社会に中に高塚を築く古墳文化がどのように波及したのか、本質的価値にも関わる部分であるから、当時の姿が分かるように復元整備を検討する必要があるだろう。

車塚古墳は、ヤマト王権の影響を強く受けた葺石や埴輪列などを持つものの、その外表施設は完全に埋没しているから、当時の姿が分かるように部分的にでも復元整備が必要であろう。

日下ヶ塚古墳は、墳丘・周濠とも、磯浜海防陣屋跡と一体化した史跡であり、分離して考えることは困難である。例えば江戸時代の磯浜海防陣屋の造成に伴って削られた墳丘を復元すれば、陣屋の遺構が埋め立てられることになってしまう。日下ヶ塚古墳に関しては、磯浜海防陣屋跡の遺構も考慮し、最小限の復元に止め、双方の遺構を活かし、あまり手を加えない方策を考える必要がある。しかしながら、日下ヶ塚古墳の粘土槨は、常陸鏡塚として学史的に著名な調査で、ヤマト王権との関わりが語られる本質的価値の実際の空間であるため、ここをどのように表現するのかは磯浜古墳群の復元整備の中でも最

も重要な部分と言っても過言ではない。日下ヶ塚古墳後円部の西側は、急傾斜地の崩落の危険がある図2-11の『土砂災害防止法』の「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」に入っており、史跡整備に際しても、緊急性の高い対策を考慮する必要がある。

復元整備を進めるにしても、どこをどの程度整備するのかについては、追加調査と並行した、史跡整備検討委員会の設置と検討が必要である。

2. 憩いの場としての整備

太平洋を望む、考古学博物館から日下ヶ塚古墳、磯浜海防陣屋跡のゾーンは、緑資源を活かしつつ、『大洗町景観計画』において指摘された眺望景観を最大化するため眺めを楽しめる視点場の整備を行う。具体的には、芝生、四阿、ベンチ、WC、植栽などを整備し、樹木管理を通して、車塚古墳や日下ヶ塚古墳墳頂からの眺望や台地縁辺の景観を回復し、海と大洗町市街地との繋がりを俯瞰できる憩いの場とする。

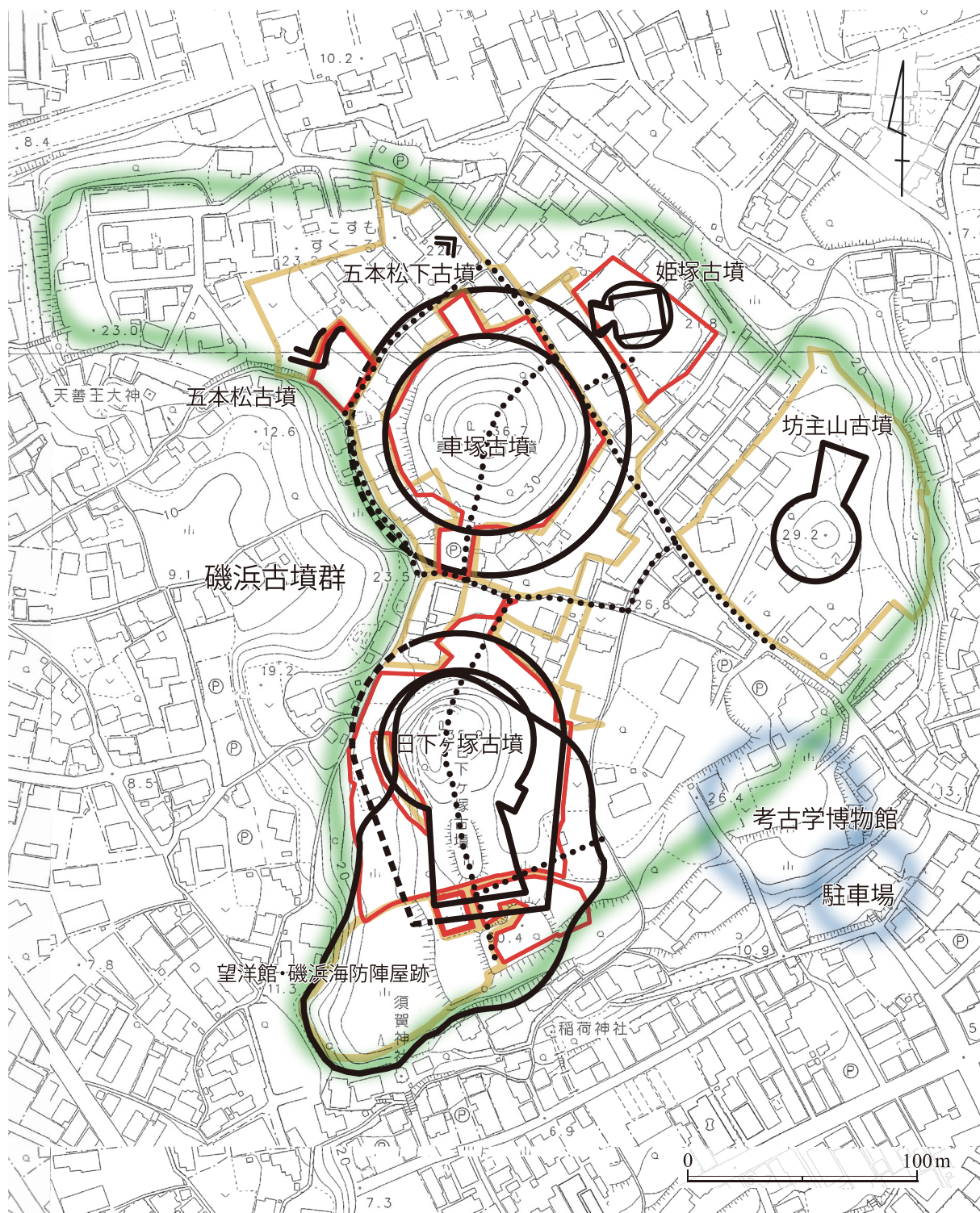
磯浜市街地に面する後背の憩いの場の歴史公園となれば、普段からのランドマークとなり、東日本大震災時そうであったように、津波などの災害に際して、高台への避難場所として機能することになるだろう。

3. 地域振興や観光資源としての整備

観光という切り口であれば、町内には、アクアワールド茨城県大洗水族館など、海に面して多くの観光施設が所在している。あるいは、大洗磯前神社などの社寺や登録文化財の街並みなど、他の歴史資源との動線も浮かび上がる。磯浜古墳群歴史公園が、観光振興や地域振興の一翼を担うようになるのも大切である。

考古学博物館には、海側の眺望が開けた休憩施設を併設し、地元の物産を販売するコーナーも必要である。そこで大洗地域の景観や風土に触れる時間を過ごし、地域的特性の一端を感じ取り、海との関わりの中で営まれた磯浜古墳群や磯浜海防陣屋跡の歴史的脈絡に想いを馳せる時間を過ごすことになる。

磯浜古墳群は、第2章第4節3の図2-36・37 奈良県佐紀陵山古墳・富雄丸山古墳、図2-19 神奈川県逗子市・葉山町長柄桜山古墳群、図2-20 那珂川上流域の大田原市上侍塚古墳・下侍塚古墳と時代時期がほぼ重なり、広域な視点で関係性を探る視点が重要である。一方で、範囲確認調査が進む、久慈川中流域の前中期古墳、図2-21 常陸太田市梵天山古墳・星神社古墳・中野富士山古墳・高山塚古墳なども、その動向は磯浜古墳群とは無縁ではないだろう。磯浜古墳群終焉後の那珂川中流域の同図水戸市愛宕山古墳の築造もしかりである。このような古墳時代の前期・中期古墳の繋がりという切り口で結びあう広域なネットワークを通じた観光振興が、今後開拓されるべきであろう。その中核として大洗町の磯浜古墳群歴史公園が機能することを目指したい。



- 史跡指定地 (A 地区)

— 史跡候補地 (B 地区)

■ 計画範囲 (C 地区)
- 施設予定候補地 (考古学博物館・駐車場等)

..... 散策路

 各古墳の墳丘・周濠、磯浜海防陣屋跡の範囲

図8-1 整備の方法 (案)

また、狭い範囲でも、那珂川対岸のひたちなか市の国指定史跡虎塚古墳は7世紀終末期の彩色壁画を持つ前方後円墳であり、十五郎穴横穴墓群も含め、磯浜古墳群と照らし合わせると、古墳時代の最初と最後を代表する茨城県古墳と言える。両古墳を回遊することで、茨城の古墳の持つバリエーションや価値が伝わりやすい側面があり、大洗町・ひたちなか市相互の自治体間の連携が今後とも大切である。

4. 歴史公園としての整備

第1章第6節で紹介したように、令和元年6月に改訂された『大洗町都市計画マスタープラン』における磯浜古墳群の取り扱いについては、大洗の風土を感じさせる風土記の丘としての空間を形成していくことがうたわれており、散策路や眺望スポットの整備、サインシステムの改善などが掲げられている。

磯浜古墳群の本質的価値とは、古墳を中心とした歴史的な評価であるから、『マスタープラン』とも重なる、かつて各地で整備された風土記の丘のような歴史公園を整備していくことが必要である。磯浜古墳群の保護維持と歴史継承を念頭に置き、本質的価値が顕在化する、そのような歴史に軸足を持つ公園の整備が必要である。

茨城県内には、都市公園法上の歴史的意義を持つ土地に配置された、9つの歴史公園が存在する。幕末の水戸市弘道館公園などである。その多くは磯浜古墳群よりも新しい時代を扱っており、茨城県の歴史公園を総体的に見た場合、古い時代を扱う公園が欠けているという問題がある。磯浜古墳群は、弥生時代から古墳時代への移行期を扱い、在地の弥生文化の中へ古墳文化が波及した足跡を残し、中央ヤマト王権との関係を持ちながら東日本における古墳文化を受容した姿を示しており、3・4世紀代のダイナミックな列島史を描くことができる絶好の素材である。『都市公園法』第2条で定義される、我が国固有の優れた文化的資産の保存に繋がる営為となり、都市公園としての磯浜古墳群を中核とした歴史公園を造る意義がここにある。

5. 考古学博物館（常設展示施設・収蔵施設・企画展示施設等）の整備

史跡の一角には、磯浜古墳群や磯浜海防陣屋跡の本質的価値を学ぶことのできる博物館が必要である。弥生時代から古墳時代の社会的な背景があつてこの地に造られてくるものであるから、各時代の日本、あるいは茨城県における動向などにも触れ体系的に伝えることも大切である。また、一方で、海との接点があつてこの地に営まれてきた側面も持つものであるから、海と人々との関わりの大洗地域史についても伝えることで、史跡が形成された地勢的な背景を理解することも必要である。

プレハブの整理作業棟に保管する磯浜古墳群出土遺物については、防火・防犯対策のある収蔵施設に移管する喫緊の課題が指摘されている。磯浜古墳群の埴輪が並び観覧できる常設の施設が無い点も、常に課題としてある。これまで発掘調査した考古資料を収蔵しつつ、常設展示し、企画展示を開催できる、下記の内容を包括したような、歴史公園の中核となる考古学博物館の建設が必要である。

考古学博物館の内容
・ 史跡 磯浜古墳群を核とした歴史公園の日常管理（除草・伐採、植栽、公園管理等） ・ 大洗町内遺跡から過去に出土した考古資料の収蔵・保管・整理 ・ 磯浜古墳群の調査研究の推進 ・ 弥生時代から古墳時代の日本史や茨城地方史について、体系的に理解できる常設展示 ・ 磯浜古墳群・磯浜海防陣屋跡、及び周辺の弥生～古墳時代集落などの本質的価値を理解できる常設展示 ・ 大洗町の海との関わりを通時的に伝える常設展示 ・ 日下ヶ塚古墳粘土槨の実物大展示 ・ 車塚古墳葺石の意味と葺き方が理解できる展示 ・ 内行花文鏡・石製模造品・玉類・櫛・直刀などの保管・実物の展示 ・ 磯浜古墳群出土埴輪の保管・常設展示 ・ 日下ヶ塚古墳（常陸鏡塚）粘土槨出土資料のレプリカの製作・展示 ・ デジタル技術を用いた遺構遺物の展示 ・ 年間1回程度の企画展の開催 ・ 各種考古学普及事業の中核となる施設 ・ 考古学体験学習室（児童・生徒の普及活動） ・ 児童生徒の見学・解説、学校教育・授業との連携 ・ 磯浜古墳群サポーターの育成・詰所 ・ 磯浜古墳群文献・グッズの販売 ・ 茨城県内外の考古学情報の発信 ・ 開発行為に伴う埋蔵文化財の照会、取り扱い事務 ・ 町内遺跡の試掘確認調査、発掘調査 ・ 町内遺跡の整理報告書作成作業

表8-1 考古学博物館の内容

なお、平成23年3月11日の東日本大震災時、茨城県内において唯一考古資料が津波の被害を受けたのが大洗町であった。この時、町役場周辺の標高3～4mほどの施設に収蔵したのが原因であった。この時の経験から、考古資料の収蔵施設については、津波や水害の及ばない磯浜古墳群の高台に建設するのが前提となる。常設展示候補の日下ヶ塚古墳（常陸鏡塚）の副葬品や埴輪類を展示する場所も同様である。

磯浜古墳群内には、C地区と一部が重なるが、図8-1のように南東側に空地があり、民有地である点、アクセスが悪い点など、課題は多いものの、磯浜古墳群の遺構が埋没していなければ候補地の一

つとなる。

将来的な日下ヶ塚古墳（常陸鏡塚）出土の副葬品の国重要文化財指定にも備え、考古学博物館については、防火・防犯体制や温湿度管理などの機能を高め、国宝や国指定重要文化財を展示公開できる公開承認施設を目指すものとする。

しかしながら、実際の建設・開館は、復元整備・歴史公園などと連動した、第10章に示す通り長期的な計画となる。それまでの間は、防火・防犯設備を備え、常設展示が可能な既存の施設を、時限付きで利用するのも方策であろう。

6. アプローチの整備

各古墳の復元的整備とも絡むが、古墳群を回遊する統一的な散策路を敷き、要所に個別の説明板や細やかな案内板の設置が必要である。また、考古学博物館のアプローチとなる、駐車場からの案内や誘導経路についても、一体的に検討する必要があるだろう。

現地は急な起伏や細い経路が多く、高齢者や障害のある人などに配慮したバリアフリーの機能が必要である。説明板や案内板の多言語表記など、多様な国籍の来遊者にも対応した表現が求められる。

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性

史跡 磯浜古墳群の管理団体となっている大洗町による管理は、この先、ずっと継続するものであるから、その本質的価値を熟知し、将来にわたり継承していくことが肝要である。そのためには、文化財所管課の体制を充実させ、庁内の連携を図りながら専門家による指導助言を受けて様々な機関や市民との連携・協働を行っていくことが重要である。

第2節 方 法

1. 体制の充実

大洗町は史跡の管理団体として磯浜古墳群全体を適切に保存管理していく必要があり、その実務は、町教育委員会生涯学習課が担う。また、活用や整備などその扱う事務は、今後、増加が見込まれる。磯浜古墳群を将来にわたり、適切に保存管理・活用・整備することができるよう、文化財専門の正職員の新規採用や、教育委員会生涯学習課内への配置を行い、体制の充実を図るものとする。

2. 庁内連携

磯浜古墳群の保存管理については、町教育委員会生涯学習課を中心としながらも、その活用や整備となると、総合計画の中に位置づけられ、歴史公園、景観条例、地域振興や観光資源などの広範な役場の事務が想定でき、まちづくり推進課、都市建設課、生活環境課、商工観光課などの他部局との庁内連携は必須である。そのため、庁内において磯浜古墳群の本質的価値を共有し、情報交換や支援が受けられるよう、連携体制を整える必要がある。

3. 専門家による指導助言

磯浜古墳群を取り巻く古墳・古墳時代の調査研究は日進月歩であるので、今後とも常に最新の動向を反映させ、評価を定めなければならない。そのような中では、古墳時代の専門家による評価、指導助言は、常に磯浜古墳群の価値付けに際して重要な位置を占めており、今後とも適切に指導助言を仰がなければならない。

4. 様々な機関との連携

国指定・県指定の古墳が所在する茨城県内外の自治体や博物館、古墳を巡る博物館友の会や愛好家、旅行業者、グッズを作るクラフト作家、町観光協会や産業技術総合研究所など、磯浜古墳群の調査研究、保存管理、普及活用、史跡整備など、これまで培ってきた連携の枠組みを活かしながら、今後はより関係性を広げていく必要がある。

5. 町民との連携・協働

これまでも町民の歴史愛好家グループや町外の大洗ファンと連携をして、磯浜古墳群の環境整備を進めてきた経緯がある。また、磯浜古墳群の価値を町外の観光客へ伝えるサポーターも育ってきている。今後とも町内外の磯浜古墳群を愛する町民サポーターと連携・協働して、磯浜古墳群を未来に継承する諸活動を行うものとする。

第 10 章 施策の実施計画

第 1 節 施策の実施計画

第 6 章保存管理、第 7 章活用、第 8 章整備、第 9 章運営・体制、それぞれについて、計画的に取り組むために、本計画策定後の令和 5 年度中から 5 年単位の短期・中期・長期に分けて、整理をする。総括表を表 10- 1 に示す。

1. 短期的計画（令和 5 ～ 9 年度）

保存管理 A 地区民有地の公有化。B 地区の追加指定→ A 地区の増。C 地区における遺構調査→新発見古墳を含む筆の B 地区への昇格。B 4 地区の坊主山古墳の追加指定。全国の類例を探索し調査研究を深める。

活 用 小中学校、高等学校、大学の学校教育の場における普及事業の開催。各種団体・高校生会などの生涯学習の場における普及事業の実践。企画展やシンポジウム、グッズやキャラクター商品のラインナップ。地域協働によるイベントの継続。SNS を通した周知。

整 備 樹木伐採、景観・眺望の回復。史跡整備検討委員会の開催。史跡磯浜古墳群整備基本計画の策定。追加調査。

運営・体制 文化財専門の正規職員 1 名を新規採用し、専門職員 2 名体制に。専門家からの指導助言の継続。庁内・諸団体諸機関・町民との連携・協働の促進。

2. 中期的計画（令和 10 ～ 14 年度）

保存管理 追加 A 地区民有地の買上。B 地区の追加指定→ A 地区の増。C 地区における遺構調査→新発見古墳を含む筆の B 地区への昇格。全国の類例を探索し調査研究を深める。

活 用 短期的計画と同様。

整 備 樹木伐採、景観・眺望の回復。史跡整備検討委員会の開催。史跡磯浜古墳群整備実施計画の策定。追加調査。史跡整備事業。周辺整備事業。**第一期磯浜古墳群歴史公園開園**。考古学博物館建設基本計画の策定。

運営・体制 文化財専門の正規職員 2 名体制の継続。専門家からの指導助言の継続。庁内・諸団体諸機関・町民との連携・協働の促進。

3. 長期的計画（令和 15 ～ 19 年度）

保存管理 追加 A 地区民有地の買上。B 地区の追加指定→ A 地区の増。C 地区における遺構調査→新発見古墳を含む筆の B 地区への昇格。全国の類例を探索し調査研究を深める。

活 用 短期的計画と同様。

整 備 史跡整備検討委員会の開催。第二期開園へ向けた整備事業や周辺整備事業。考古学博物館建設実施設計の策定。史跡整備検討委員会の開催。

運営・体制 文化財専門の専門職員 2 名体制を維持。専門家からの指導助言の継続。庁内・諸団体諸機関・町民との連携・協働の促進。

第2節 実施計画の総括表

	項 目	短期的計画 (令和5～令和9年度)	中期的計画 (令和10～令和14年度)	長期的計画 (令和15～令和19年度)
保 存 管 理	史跡の公有化	既存のA地区 →	新A地区の公有化 →	→
	追加指定		B地区の中から追加指定 →	→
	新規古墳の範囲確認調査		C地区を中心にB地区も →	→
	C地区内新発見古墳を含む筆の、B地区への移行			→
	国史跡・重要文化財指定	B4坊主山古墳の追加指定 →	日下ヶ塚古墳副葬品の重要文化財指定 →	→
	全国の類例を探索、調査研究を深める			→
活 用	学校教育	小中学校、高等学校、大学における普及事業の開催 →		→
	生涯学習	各種団体・高校生会などの普及事業の実践 →		→
	企画展・シンポジウム	学術面、調査研究成果の公表、年1回程度、夏・冬開催 →		→
	グッズ・キャラクター商品	毎年度開発、イラストレーターやクラフト作家との連携 →		→
	地域協働イベント	毎年度、開催を継続 →		→
	SNS	Facebook・Xアカウントを継続 →		→
整 備	景観・眺望の回復	樹木の伐採・剪定 →		→
	委員会による審議	史跡整備検討委員会 →	考古学博物館建設検討委員会 →	→
	各種計画の審議・策定	保存活用計画 →	史跡整備基本計画 →	史跡整備実施計画 →
	史跡整備		第Ⅰ期工事 →	第Ⅰ期開園 →
運 営 ・ 体 制	大洗町の体制	文化財専門正規職員の採用 →	文化財専門正規職員2名体制の維持 →	→
	専門家指導助言	考古学（弥生～古墳時代）の専門家からの指導体制の継続 →		→
	連携・協働	庁内・諸団体・諸機関・町民との連携・協働の促進 →		→

表10-1 実施計画総括表

第3節 計画の更新・見直し

本保存活用計画は、令和 5 年度から令和 19 年度までを計画期間とする。この計画期間が終了した場合は、その時点の状況を踏まえ計画を更新するものとする。

なお、本計画は長期間に及ぶものであるため、指定状況や公有化の進捗、体制の変化や社会情勢等による変化が予想される。その場合は、必要に応じて、計画を見直すものとする。

第 11 章 経過観察

第 1 節 方向性

史跡磯浜古墳群の保存管理と活用、整備、運営・体制については、長期的・継続的に行わねばならない。しかし、その計画は、様々な問題に直面したり、大きく取り巻く情勢が変化したりする可能性がある。そのため、第 3 章の本質的価値や第 5 章の大綱・基本方針に立ち返り、第 6～9 章の保存管理・活用・整備・運営・体制の方向性と方法や第 10 章で扱った実施計画について、達成状況を評価・点検し、見直しや改善を図る必要がある。そのためには、今後の経過を客観的に観察しながら計画を実施することが大切である。

第 2 節 方 法

経過観察は、大洗町教育委員会の文化財所管課（令和 5 年度時点で、生涯学習課文化財係）が主体となって実施する。定期的に事業内容を点検・見直すことにより改善を図り、目標の達成まで継続するものとする。

PDCA サイクルの考え方を踏まえ、保存・活用・整備等の円滑な実施や、史跡整備基本計画策定の基礎的資料、保存活用計画の更新・見直しの判断材料として活用するものとする。

1. 計画・実行・評価・改善

計画（Plan）

- ・本計画に基づく事業の計画

実行（Do）

- ・本計画に基づく事業の実施

評価（Check）

- ・本計画の本質的価値や大綱・基本方針が研究の進展や社会情勢に合っているかどうか、検証する。
- ・保存・活用・整備・運営体制について、進捗状況、実績の点検、課題の抽出などの点検項目・点検内容を作成し、定期的に点検作業を行う。

改善（Action）

- ・点検・検証の成果を保存活用事業に反映させるため、計画の更新・見直しを行う。

2. 点検項目

評価の際に触れた、具体的な点検項目・点検内容については、以下に示す。

分類	点検項目	点検内容
保存管理	○史跡内外の保存管理	史跡内外は第6章の地区分類と取扱方針に沿って適切に維持管理されているか
	○追加指定と公有化	史跡の追加指定、公有化は適切に推進されているか
	○新規古墳の範囲確認調査	B・C地区の調査を進め、新しい遺構は発見されているか
	○調査・研究の継続	磯浜古墳群に関する調査・研究が継続して行われているか
活用	○学校教育の場との連携	学校教育の場で活用しやすくする仕組みは適切か (活用しやすくするための工夫など)
	○生涯学習の場での活用	生涯学習の場として活用されているか (講座やフィールドワークの開催など)
	○企画展・シンポジウム	企画展・シンポジウムは継続しているか
	○グッズ・キャラクター商品	作家と連携して、グッズ類は継続して開発されているか
	○地域協働イベントの開催	地域と協働してイベントは開催されているか
	○SNS	SNSは定期的に更新され続けているか
整備	○景観・眺望の回復	景観・眺望は回復しているか
	○委員会の審議	史跡整備検討委員会・考古学博物館建設検討委員会 は、組織されているか
	○各種計画の審議・策定	各種計画は適切に審議・策定されているか
	○考古学博物館の建設	考古学博物館は建設に動いているか
	○段階的な整備	整備は住民生活に配慮して段階的に行われているか
	○案内看板等の整備	案内看板等は適切に整備されているか
	○見学環境の整備	見学環境は整備されているか
運営・体制	○大洗町の体制	文化財所管課の体制は適切か
	○専門家による指導助言	専門家からの指導助言を受けているか
	○様々な機関等との連携	学校や諸団体・諸機関、周辺自治体など、様々な機関 と連携が図られているか
	○町民との連携・協働	町民の理解と協力を得て、磯浜古墳群を支えていける 体制ができているか

表11-1 点検項目と点検内容

引用・出典・参考文献

- 水戸第一高等学校史学会 1948 『史窓月報 第1号』
- 水戸第一高等学校史学会 1949 『史窓月報 第4号』
- 大場 磐雄・佐野大和 1956 『常陸鏡塚』 綜芸舎
- 近藤 義郎 1956 「牛窓湾をめぐる古墳と古墳群」『私たちの考古学 10』
- 佐藤 次男 1968 「茨城県大洗町吹上遺跡第一貝塚出土の称名寺式土器CT」『茨城考古学』第5号
- 井上 義安 1969 「東茨城郡大洗町米蔵地遺跡の土器」『茨城県弥生式土器集成』Ⅰ
- 大内 幹雄 1970 「東茨城郡大洗町二葉町遺跡」「那珂川の先史遺跡 第3集」 那珂川の先史遺跡刊行会
- 上川名 昭 1971 『大洗町車塚古墳群測量調査報告書』大洗町教育委員会
- 上川名 昭 1972 『大洗吹上遺跡』大洗吹上遺跡調査団
- 井上 義安 1973 『茨城県大洗町長峯遺跡』大洗町教育委員会
- 熊川 英子編 1973 『大洗町遺跡分布調査報告書』大洗町教育委員会・大洗町遺跡分布調査団
- 桜田 隆・長谷部一弘他 1973 「大洗町長峯遺跡出土の土師器上須恵器」『茨城考古学』第5号茨城考古学会
- 黒板 勝美編 1974 『新訂増補国史大系（普及版）日本三大実録 前篇』株式会社吉川弘文館
- 井上 義安 1975 『茨城県おんだし遺跡』おんだし遺跡調査団
- 井上 義安・宮田 毅・杉浦 隆・福田 義彦 1975・1976 『ひいがまⅠ～Ⅱ』 ひいがま遺跡発掘調査団事務所
- 宮田 毅編 1975 『ひいがまⅡ』 ひいがま遺跡発掘調査団事務所
- 藤井裕紀枝 1976 「第4号方形周溝墓」『ひいがまⅢ』ひいがま遺跡発掘調査団
- 井上 義安 1977 『大洗町ひいがま遺跡 昭和51年度発掘調査略報』鹿島線遺跡調査会髭釜班
- 川崎純徳・鴨志田篤二 1977 『三反田遺跡』勝田市教育委員会
- 藤本 弥城 1977 「大洗町吹上・竹ノ下貝塚」『那珂川下流の石器時代研究』Ⅰ
- 宮田 毅編 1977 『茨城県吹上遺跡-第三次発掘調査の記録』大洗町教育委員会
- 川崎純徳・鴨志田篤二・住谷光男 1978 『茨城県勝田市三反田遺跡群調査報告書』勝田市教育委員会
- 寺門 義範 1978 『茨城県大洗町小館遺跡発掘調査報告』大洗地区遺跡発掘調査会
- 川崎純徳・鴨志田篤二 1979 『三反田遺跡調査報告書（第3次）』勝田市教育委員会・三反田遺跡群調査宮田 毅
- 1979「吹上遺跡」『茨城県史料 考古資料編 先土器 縄文時代』
- 井上 義安編 1980 『髭釜』大洗地区遺跡発掘調査会
- 井上 義安・植田 友次・松橋 英二 1980・1982 「千天遺跡における縄文時代土壌の調査Ⅰ～Ⅱ」
- 『潤沼手帳』4～6
- 大洗地区遺跡発掘調査会 1980 『南藤太郎』
- 金子 浩昌 1980 「井戸址及び住居址内出土の動物遺存体『髭釜』大洗地区遺跡発掘調査会
- 藤本 弥城 1980a 「祝町Ⅲ遺跡」『那珂川下流の石器時代研究Ⅱ』
- 藤本 弥城 1980b 「祝町Ⅳ(磐船山)遺跡」『那珂川下流の石器時代研究Ⅱ』
- 藤本 弥城 1980c 「大貫落神貝塚」『那珂川下流の石器時代研究Ⅱ』
- 村田 健二編 1980 『千天・鹿島線建設に伴う埋蔵文化財調査報告書』大洗地区遺跡発掘調査会

- 植田 友次・井上 義安・松橋英二 1982 「千天遺跡における縄文時代土壌の調査Ⅲ」 『涸沼手帳 6』
- 藤本 弥城 1983 「一本松遺跡」 『常陸那珂川下流の弥生土器Ⅲ』
- 川崎純徳・鴨志田篤二 1985 『三反田遺跡調査報告書（第4次）』 勝田市教育委員会・三反田遺跡群調査会
- 六地藏寺編 1984 『諸草心車鈔・六地藏寺法寶藏典籍目録他』 汲古書院
- 江原 忠昭・田中 博 1986 「一杯館と大貫氏」 『大洗町史（通史編）』 大洗町史編さん委員会
- 大洗町史編さん委員会編 1986 『大洗町史（通史編）』
- 上ノ山遺跡発掘調査会 1986 『大洗町上ノ山遺跡調査報告』
- 郡司 丈児 1986 「第4章近世 第7節幕末動乱期の大洗地方」 『大洗町史（通史編）』 大洗町史編さん委員会編
- 中根 誠 1986 「守山藩の成立」 『大洗町史（通史編）』
- 井上 義安 1987 『団子内』 大洗町団子内遺跡発掘調査会
- 井上 義安 1989 『大串遺跡』 常澄村教育委員会
- 志田 諄一 1989 「第一編原始・古代 第六章蝦夷征伐の時代」 『常澄村史 通史編』 常澄村史誌編さん委員会
- 川崎 純徳・鴨志田 篤二・千葉 美恵子 1991 『三反田遺跡調査報告書（第5次）』 勝田市教育委員会
- 中村 敬治 1991 『主要地方道大洗友部線道路改良工事地内埋蔵文化財調査報告書』 茨城県教育財団
- 藤本 武 1991 「大洗町髭釜貝塚」 『藤本弥城先史資料整理調査報告書』Ⅴ勝田市教育委員会
- 岸本 直文 1992 「茨城県水戸市出土の三角縁神獣鏡」 『考古学雑誌 第78巻第1号』 日本考古学会
- 藤本 武 1993 「祝町Ⅲ. Ⅴ地点遺跡」 『藤本弥城先史資料整理調査報告書』Ⅶ勝田市教育委員会
- 井上 義安 1994 『大串遺跡』 水戸市
- 藤本 武 1994a 「白畑貝塚」 『久慈川・那珂川流域の貝塚』 勝田市教育委員会
- 藤本 武・1994b 「一本松貝塚」 『久慈川・那珂川流域の貝塚』 勝田市教育委員会
- 井上 義安 1995 『水戸市北屋敷古墳』 水戸市
- 井上 義安・千葉 隆司 1995 『皿沼遺跡』 大洗町埋蔵文化財発掘調査会
- 白石 真理 1998 「大洗町車塚古墳採集資料について」 『常総台地14』 常総台地研究会
- 井上 義安・宮田 毅 1999 「髭釜遺跡」 『茨城県における弥生時代研究の到達点』 茨城県考古学協会・十王町教育委員会
- 井上 義安・宮田 毅 1999 「髭釜遺跡(大洗町)」 『茨城県における弥生時代研究の到達点』 茨城県考古学協会
- 置田 雅昭ほか 1999 『史跡 柳井茶臼山古墳』 柳井市教育委員会
- 富岡 直人 1999 「貝類」 『考古学と動物学』 89-117頁
- 井上 義安・金子 浩昌 2000a 『大貫落神北貝塚』 大貫台地埋蔵文化財発掘調査会
- 井上 義安・金子 浩昌 2000b 『大貫落神南貝塚』 大貫台地埋蔵文化財発掘調査会
- 蓼沼 香未由 2000 「周辺の縄文時代後期貝塚」 『大貫落神北貝塚』 大貫台地埋蔵文化財発掘調査会
- 井上 義安 2000 『飛城・常福寺遺跡』 大貫台地埋蔵文化財発掘調査会
- 井上 義安・馬目 順一・宮田 毅 2001 『一本松遺跡』 一本松遺跡発掘調査会
- 井上 義安 2001 『落神遺跡』 大貫台地埋蔵文化財発掘調査会
- 井上 義安・蓼沼 香未由 2001 『登城遺跡』 大貫台地埋蔵文化財発掘調査会
- 川西 宏幸 2002 「長柄・桜山の時代」 『シンポジウム 前期古墳を考える』 逗子市・葉山町教育委員会 5-15頁
- 日高 慎 2002 「水界民と港を統括する首長」 『専修考古学 第9号』 専修大学考古学会

- 川口武彦・齋藤瑞穂 2004 「涸沼川河床遺跡の考古資料」『婆良岐考古 第26号』婆良岐考古同人会 35-52頁
- 石橋 充 2004 「『筑波山系の埴輪』の分布について」『埴輪研究会誌 第8号』埴輪研究会
- 蓼沼 香未由 2004 「東茨城郡大洗町所在望洋館跡および磯浜海防陣屋跡の紹介」『郷土文化 第45号』茨城県郷土文化研究会
- 蓼沼 香未由 2006 「常陸国における江戸時代台場の集約的検討」『茨城県考古学協会誌 第18号』茨城県考古学協会
- 蓼沼 香未由 2007 『磯浜海防陣屋の歴史』大洗親交会配布資料
- 井 博幸・小宮山達雄 2008 「大洗町鏡塚古墳・車塚古墳群の検討」『茨城県考古学協会誌 第20号』茨城県考古学協会 71-99頁
- 蓼沼 香未由・金子 浩昌・大津 郁子 2008 『寺ノ上遺跡（第1次）』寺ノ上遺跡埋蔵文化財発掘調査会
- 田中 新史・白井 久美子 2008 「点景をつなぐ」『土筆 第10号』土筆舎
- 廣瀬 覚 2008 「葺石の成立・展開と地域間交流」『吾々の考古学』和田晴吾先生還暦記念論集刊行会
- 井 博幸 2009 「大洗町髭釜4号墳出土の埴輪棺」『茨城県考古学協会誌 第21号』茨城県考古学協会 93-108頁
- 日立市郷土博物館 2009 『水戸藩の海防史跡をたどる一助川海防城・海防陣屋・遠見番所・砲台場一』
- 新垣清貴・小林佳南子 2010 「一本松遺跡第12次調査」『平成20年度大洗町内遺跡発掘調査報告書』大洗町教育委員会
- 大洗町教育委員会 2011 『平成21年度大洗町内遺跡発掘調査報告書』
- 井 博幸 2013 「日下ヶ塚古墳（常陸鏡塚）の埴輪について考える」『第35回 茨城県考古学協会研究発表会 資料』大洗町教育委員会 2013 『車塚古墳・姫塚古墳』
- 鈴木素行 2013 「旅する「十王台式」『ひたちなか埋文だより 第38号』ひたちなか市埋蔵文化財調査センター
- 蓼沼 香未由 2013 『米蔵地遺跡（第2次）』米蔵地遺跡埋蔵文化財発掘調査会
- 鈴木 素行 2014 「茨城県域『十王台式』の土器と社会」『公開講座「ひたちなか市の考古学」第6回 弥生時代後期の北関東』（公財）ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社
- 蓼沼 香未由 2014a 「米蔵地遺跡2010年度調査」『2010・2011年度大洗町内遺跡調査報告書』大洗町教育委員会 1-10頁
- 蓼沼香未由 2014b 「米蔵地遺跡2011年度調査」『2010・2011年度大洗町内遺跡調査報告書』大洗町教育委員会 13-24頁
- 蓼沼 香未由 2014c 「一本松遺跡2011年度調査」『2010・2011年度大洗町内遺跡調査報告書』大洗町教育委員会 25-29頁
- 寺内 久永 2014 『千天遺跡』（公財）茨城県教育財団
- 大洗町教育委員会 2015 『日下ヶ塚（常陸鏡塚）古墳』
- 大賀 健 2015 『登城館跡（第1次）』大洗町都市建設課
- 広瀬 和雄 2015 「海浜型前方後円墳を考える」『海浜型前方後円墳の時代』
- 廣瀬 覚 2015 「壺形埴輪の広域展開とその意義」『古代王権の形成と埴輪生産』同成社 107-143頁
- 石川 日出志 2016 考古学講演会 『大洗一帯の弥生文化の魅力を語る』配布資料 大洗町教育委員会
- 谷仲 俊雄ほか 2016 「弥生土器から土師器へ」『考古学からみる茨城の交易・交流』茨城県考古学協会・「考古学からみる茨城の交易・交流」実行委員会 52-75頁
- 天野 早苗 2017 『髭釜遺跡 行人塚古墳』公益財団法人茨城県教育財団

- 大洗町教育委員会 2018 a 『太平洋を見下ろす大洗の王墓 展示解説』
- 大洗町教育委員会 2018 b 『太平洋を見下ろす大洗の王墓 講演会発表資料集』
- 大洗町教育委員会 2018 『平成26（2014）年度大洗町内遺跡調査報告書』
- 稲田 健一 2019 「ひたちなか市三反田遺跡（第7・8次）の調査」『第41回茨城県考古学協会研究発表会資料』茨城県考古学協会
- 上田 直弥 2019 「常陸鏡塚古墳の粘土槨について」『シンポジウム 常陸鏡塚』大洗町教育委員会
- 大洗町教育委員会 2019『磯浜古墳群Ⅰ』
- 佐々木 義則 2019 『三反田遺跡第7・8次発掘調査報告書』（公財）ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社
- 蓼沼 香未由 2019 「総括」『磯浜古墳群Ⅰ』大洗町教育委員会 153～168頁
- 広瀬 和雄 2019 「常陸磯浜古墳群をめぐる二、三の論点」『磯浜古墳群Ⅰ』大洗町教育委員会 135～152頁
- 深澤 太郎 2019 「常陸鏡塚古墳の発掘調査」『シンポジウム 常陸鏡塚』大洗町教育委員会
- 大場 磐雄（・茂木雅博筆写） 2010 「『楽石雑筆』巻二十九」『博古研究39』博古研究会
- 菊地 芳朗 2020 「北と繋がる陸水の道」『シンポジウム 磯浜古墳群へ続く道』大洗町教育委員会
- 小玉 秀成 2020 「藤本武氏採集の大洗町一本松遺跡出土弥生資料」『茨城県考古学協会誌 第32号』茨城県考古学協会 51-70頁
- 田中 裕 2020 「磯浜古墳群から南へと繋がる陸水の道」『シンポジウム 磯浜古墳群へ続く道』大洗町教育委員会
- 山下 信一郎 2020 「史跡等保存活用計画について」『史跡等の保存活用計画』独法）奈良文化財研究所
- 海老澤 正孝 2021 「大洗地域の郡と行政区画の変遷」『大洗の本2』大洗博覧会2021実行委員会編
- 蓼沼 香未由 2021 「大洗町磯浜古墳群坊主山古墳」『第43回茨城県考古学協会研究発表会資料』茨城県考古学協会
- 藤井 達也 2021 「中世都市・水戸の成立」『第71回（茨城）大会 海洋・内海・河川の地域史』地方史研究協議会
- 中庭 正人 2021 「茨城県沿岸の絶滅した海藻（1895－2018）」『茨城県自然博物館研究報告 第24号』ミュージアムパーク茨城県自然博物館編
- 茨城県北ジオパーク推進協議会・茨城大学茨城県北ジオパーク委員会 2022 「茨城県北ジオブック」茨城新聞社



茨城県東茨城郡大洗町

史跡 磯浜古墳群保存活用計画

2023(令和5)年12月 1日印刷

2023(令和5)年12月10日発行

編集・発行 大洗町教育委員会

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-88

TEL 029-267-0230

印刷 岩城印刷株式会社

〒311-1301 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町2426-1

TEL 029-267-5255